

平成20年11月18日(火)開催

## 総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分  
会議室 総務委員会室

### ○ 開 会

#### 1 付託事件

#### 2 協議又は報告事項

- (1) 岡山県財政構造改革プランについて
- (2) 岡山県行財政構造改革大綱2008(案)について
- (3) 平成20年12月定例会主要事項について
- (4) 平成21年度政策重点指針について
- (5) 平成21年度予算編成方針について
- (6) 夢づくり政策評価(案)について
- (7) 指定管理者の募集等について
- (8) 市町村への事務・権限移譲について
- (9) その他

### ○ 次回の委員会

・平成20年12月16日(火) 午前10時30分～

### ○ 閉 会

**岡山県財政構造改革プラン**

**～持続可能な財政構造への改革～**

平成20年11月18日

岡山県

# 目次

- 「財政構造改革プラン」策定の経緯 …… 1
- 持続可能な財政運営のための『5つの目標』 …… 3
- 財政構造改革プランの取組内容 …… 4
- 改革後に生まれ変わる県財政 …… 6

# 「財政構造改革プラン」策定の経緯

財政に関する中長期試算(H20～H30) (H20.5.29)

- 今後、巨額の収支不足(平均約400億円)が続く見込み
- 臨時的歳入対策での対応はもはや限界

交付税ショック  
(▲300億円)の  
後遺症が続く!

あるべき貯金  
は既に枯渇!

特定目的基金の  
活用も限界に!  
(残り50億円)

財政再生団体への転落回避に向け

岡山県財政危機宣言 (H20.6.2)

これまでの『行財政改革の総仕上げ』

県民サービスにも留意しつつ……

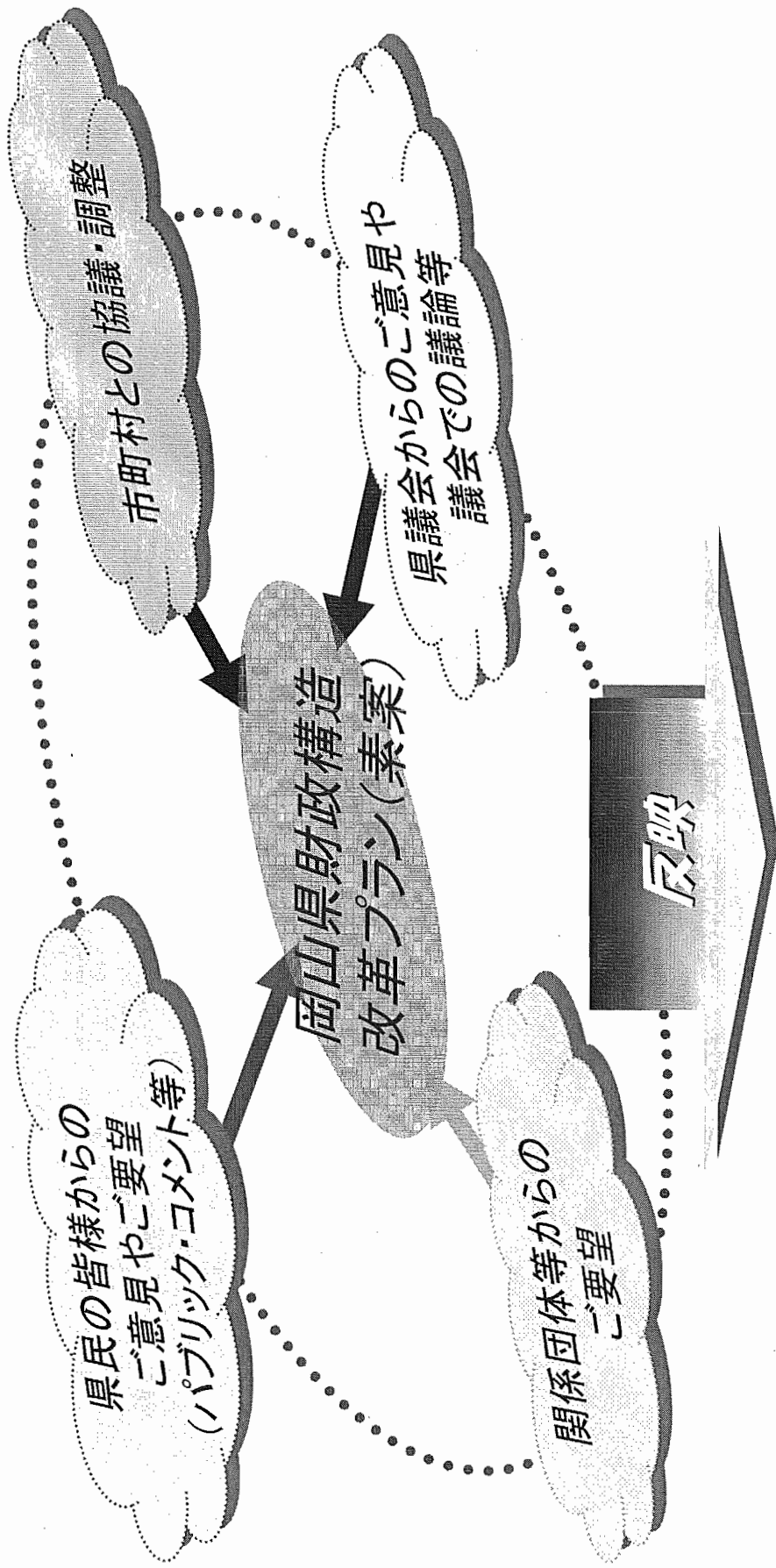
- 官と民との役割分担
- 県と市町村との役割分担
- 県行政の守備範囲そのものの見直し

あらゆる事業をゼロベース  
で見直し

「岡山県財政構造改革プラン(素案)」を策定 (H20.8.27)

# 素案から最終方針へ

改革プラン素案への様々なご意見やご要望等を伺いながら調整



「岡山県財政構造改革プラン」を決定 (H20.11.18)

# 持続可能な財政運営のための「5つの目標」

- ① 歳入に見合った歳出規模へ転換します。
- ② プライマリーバランス(元金ベース)の黒字を維持していきます。
- ③ 柔軟でスリムな組織で効率的・効果的な業務を行います。
- ④ 臨時的な歳入対策に頼らない健全な財政運営を行います。
- ⑤ 以上、すべての改革を平成24年度までに達成します。

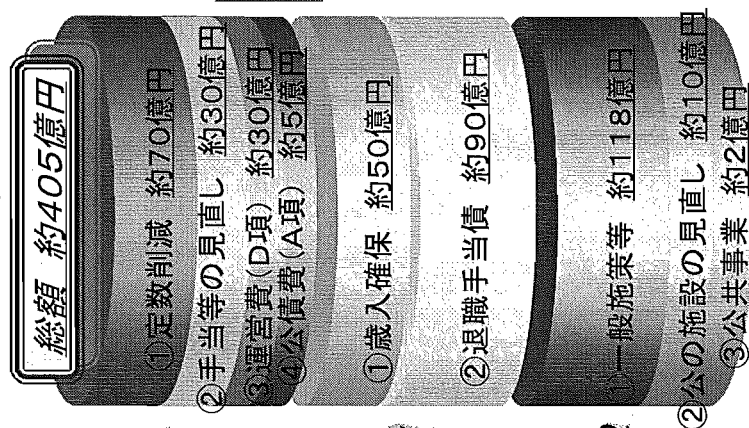
- 収入にあわせた予算を組みます
- 県債残高をこれ以上増やしません
- 同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します
- 行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します
- 今後、4年間で改革の総仕上げを行います

今後、持続可能な財政運営を維持するために「5つの目標」を必ず守っていきます。

# 財政構造改革プランの取組内容

H24まで  
 ◆独自の給与カット  
 約120億円

<素案>



▲2

+5

調整後

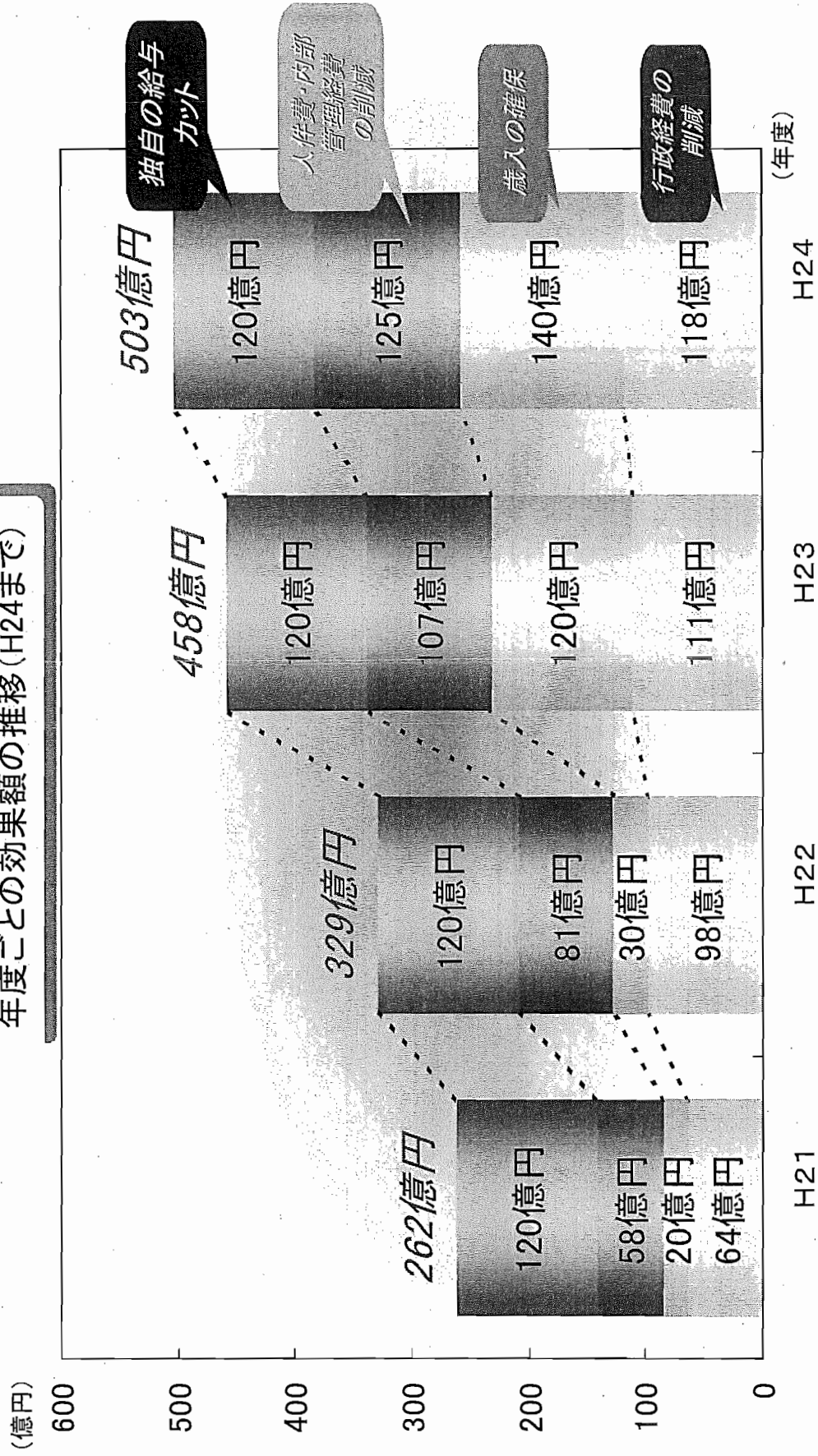
▲11

▲1



# 持続可能な財政構造に向けた着実な取組

年度ごとの効果額の推移 (H24まで)

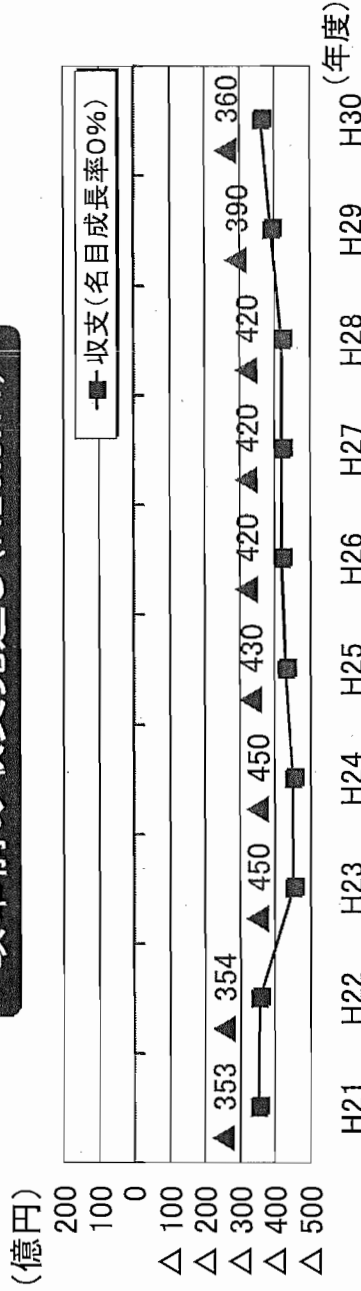


※年度によっては、一時的に、特定目的基金の活用等により対応



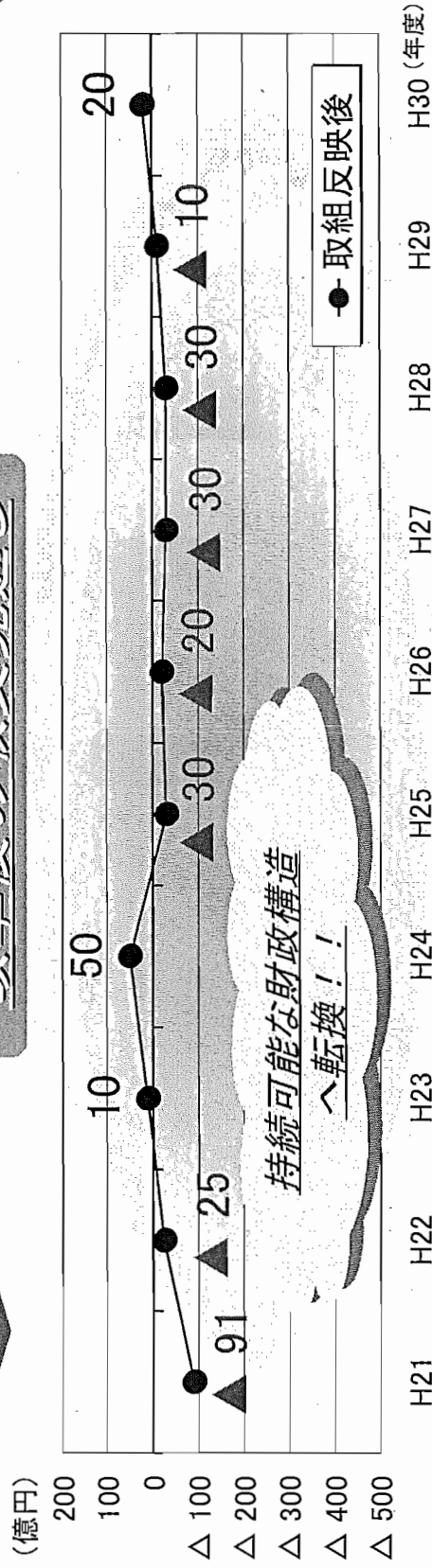
# 24年度以降、巨額な収支不足は解消！

改革前の収支見通し(H20.8.11)



財政構造改革反映

## 改革後の収支見通し

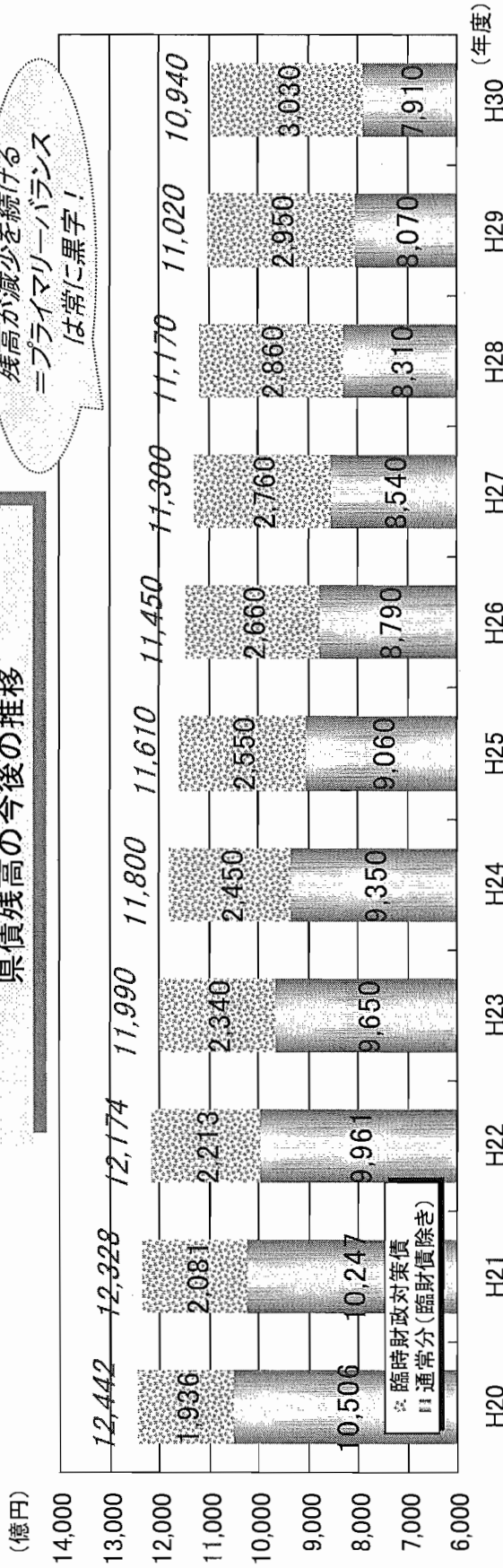


※年度によっては、一時的に、特定目的基金の活用等により対応

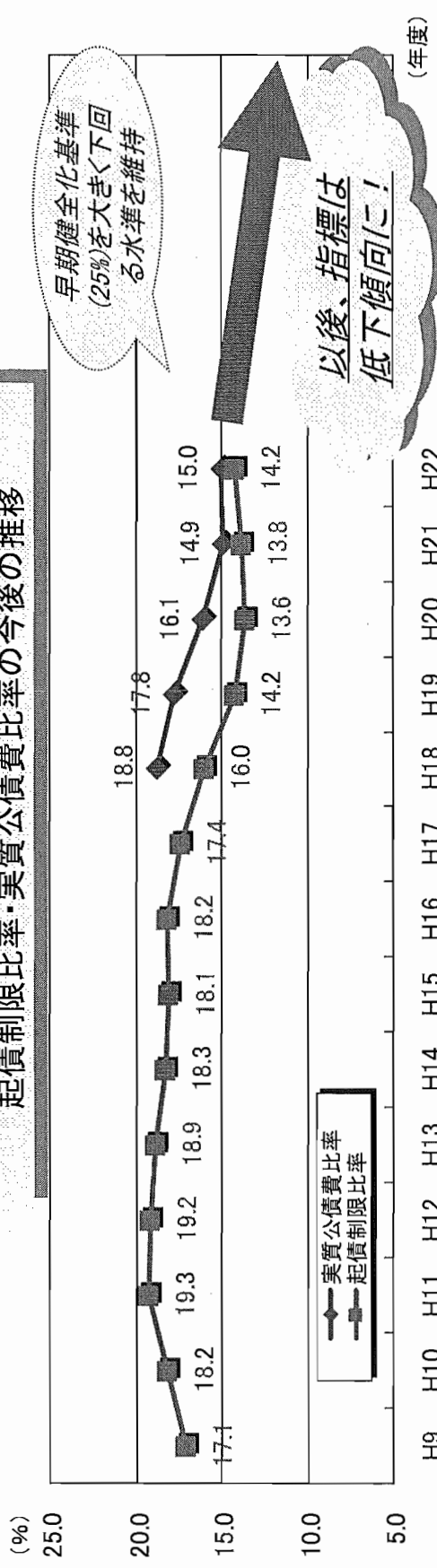
# 7ローベースはもとより、ストックベースもさらに改善

県債残高の今後の推移

残高が減少を続ける  
=プライマリーバランス  
は常に黒字!



起債制限比率・実質公債費比率の今後の推移



## 別表

- 事務事業の見直し（事業費1千万円以上のもの）
- 公の施設の見直し
- 外郭団体の見直し

岡山県財政構造改革プラン  
平成20年11月18日

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21～24削減効果額	うち 一般財源	見直し内容		
								削減効果額	うち 一般財源	
1	政策審議課	新おかやま夢づくりプラン推進事業費(夢づくり重点政策推進事業)	16,000	16,000	新夢づくりプランの推進のため、今日の課題や部局横断で取り組むべき課題についての検討や調査を実施し、効果的な施策・事業の実施や重点的な政策の推進を図るための経費	10,000	10,000	(案案どおり)	検討テーマを厳選し、継続する	
2	公聴広報課	公聴広報活動推進費(おかやま広報スタッフの設置事業)	13,202	13,202	県民から公募した広報スタッフにより、きめ細やかで分かりやすい広報活動を推進し、岡山県の優れたイメージづくりを図るとともに、県内外の人々の岡山県に対する理解と認識を深める事業を行うための経費	13,202	13,202	(案案どおり)	事業に支障がないよう、職員で実施する	
3	公聴広報課	公聴広報活動推進費(ももつちのみんなで夢づくり事業)	26,437	26,437	協働で推進する事業や夢づくり推進団体などの熱心な活動の様子をテレビ番組で紹介し、夢づくりプランの推進に向けて、県民の理解と協力を促進するための経費	26,437	26,437	(案案どおり)	一定の成果が得られたことから、廃止する	
4	公聴広報課	公聴広報活動推進費(首都圏イメージアップ事業)	53,697	53,697	岡山県の認知度、好感度を高めることにより、観光客や企業の誘致、農産物の販売促進等の分野で、他の地域との競争を有利に進めることを目的として、首都圏において本県の魅力をアピールするための経費	53,697	53,697	(案案どおり)	一定の成果が得られたことから、廃止する	
5	公聴広報課	公聴広報活動推進費(ラジオ放送)	14,091	14,091	県政情報を紹介するお知らせ番組・ラジオCMスポットを放送するための経費	7,045	7,045	(案案どおり)	事業を精査し、継続する	
6	公聴広報課	公聴広報活動推進費(広報一般活動)	30,391	30,391	報道連絡業務やグラフィック報誌「ポツケーノ」等を発行するための経費	26,122	26,122	(案案どおり)	報道連絡業務を継続する	
7	公聴広報課	公聴広報活動推進費(新聞紙面購入)	30,665	30,665	新聞紙面を購入し、県政の重要施策や告知・啓発事項など様々な県政情報を、県民に対して分かりやすく広報するための経費	20,664	20,664	(案案どおり)	事業を精査し、継続する	
8	公聴広報課	公聴広報活動推進費(テレビ放送)	72,080	72,080	県政に関する話題について、テーマごとに特集した企画番組「お知らせ番組・知事出演特別番組・テレビCMスポット」を放送するための経費	44,944	44,944	(案案どおり)	事業を精査し、継続する	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	うち 一般財源	事業概要	案(8月27日公表)		最終方針						
						H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し額	最終見直し内容				
9	広報広聴課	公聴広報活動推進費(岡山県広報紙「晴れの国おかやま」)	94,087	94,087	県政の動きをタイムリーに親しみやすく県民に伝えるため、広報紙を作成し、毎月第1日曜日に新聞折込みにより全世帯へ広報紙を配布するための経費	45,741	45,741	専業を精査し、継続する	(案どおり)	専業を精査し、継続する				
10	総務学専課	私学助成費(私立専修学校設備整備費等補助金)	14,000	14,000	専修学校・各種学校の教員等の購入及び専修学校の情報化教育を図るための助成に要する経費			現行のとおり継続する	(案どおり)	現行のとおり継続する				
11	総務学専課	私学助成費(岡山県私学振興財団補助金(奨学金貸与事業補助))	17,863	17,863	高校生及び専修学校生に対する奨学金貸与のための助成に要する経費			現行のとおり継続する	(案どおり)	現行のとおり継続する				
12	総務学専課	私学助成費(私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金)	20,000	20,000	特色ある教育を推進するための施設の整備及び機器備品を購入するための助成に要する経費			現行のとおり継続する	(案どおり)	現行のとおり継続する				
13	総務学専課	私学助成費(日本私立学校振興・共済事業団補助金)	91,506	91,506	私立学校教職員共済法の規定に基づく助成に要する経費	45,753	45,753	他府県における見直しの例を参考に補助率を見直し、継続する(8/1000-4/1000)	(案どおり)	他府県における見直しの例を参考に補助率を見直し、継続する(8/1000-4/1000)				
14	総務学専課	私学助成費(私立学校教育改革等推進補助金)	115,485	57,743	特色ある私立学校教育の推進及び社会の変化に対応した教育改革を推進するための助成に要する経費			現行のとおり継続する	(案どおり)	現行のとおり継続する				

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			H21～24削減効果額	うち一般財源		H21～24削減効果額	うち一般財源	H21～24削減効果額	うち一般財源	
15	総務学 事課	私学助成費 (私立高等学校 授業料減免補助 金)	218,703	217,007	経済的理由により修学に困難を来 す生徒に対する授業料減免のため の助成に要する経費			(業案どおり)		現行のとおり継続する
16	総務学 事課	私学助成費 (岡山県私学振 興財団補助金 (退職金給付事 業補助))	287,165	287,165	教職員に支給する退職金給付財源 の助成に要する経費	173,599	173,599	(業案どおり)		他府県における見直しの例を参考に補助率を見 直し、継続する (34.5/1000+事務費→14/1000)
17	総務学 事課	私学助成費 (私立学校経常 費補助金)	7,166,281	6,179,692	教育水準の維持向上と修学上の保 護者負担の軽減を図るための経常 費助成に要する経費	924,975	754,730		413,189	標準的運営費方式を平成20年度から導入したとこ ろであり、プランの見直しを行うと学校法人の運営 自体に多大な影響を及ぼすこととなるため見直し は行わない
18	人事課	職員・職場活性 化対策費 (財団法人岡山県 職員互助会助成 費)	22,052	22,052	(財)岡山県職員互助会が実施する 職員福利厚生事業へ助成するため の経費	22,052	22,052	(業案どおり)		職員互助会に委ねることとし、廃止する
19	人事課	岡山県職員住宅 購入費	44,248	44,248	地方職員共済組合投資不動産資 金で建設した職員住宅・職員寮の 借上げに要する経費	13,142	13,142	(業案どおり)		債務負担行為に基づき継続する ただし、当面新築は凍結とする
20	財政課	岡山県長期投資 準備基金積立金	12,297		岡山県長期投資準備基金条例に 基づく運用益積立金			(業案どおり)		現行のとおり継続する
21	財政課	地方公営企業等 金融機構出資金	141,000	141,000	公営企業金融公庫の後継組織とし て設立される地方公営企業等金融 機構に対する出資金			(業案どおり)		事業終期の平成20年度で終了する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		見直し内容	最終方針			
				うち 一般財源	うち 一般財源		H21~24削減効果額	うち 一般財源		H21~24削減効果額	うち 一般財源	見直し額	うち 一般財源
22	管財課	県庁舎耐震・UD 化等整備事業費 (埋蔵文化財調査 事業)	12,241	12,241	12,241	仮設庁舎建設予定地の埋蔵文化 財調査を行うための経費	12,241	12,241	当分の間休止する	(素案どおり)	(素案どおり)	(素案どおり)	当分の間休止する
23	管財課	県庁舎耐震・UD 化等整備事業費 (仮設庁舎建設)	20,814	20,814	20,814	本館内装改修工事の施工に当た り、工事効率の向上、工期短縮、コ スト削減を図るため、仮設庁舎建設 工事の実施設計等に要する経費	20,814	20,814	当分の間休止する	(素案どおり)	(素案どおり)	(素案どおり)	当分の間休止する
24	管財課	県庁舎耐震・UD 化等整備事業費 (本館内装改修)	30,601	201	30,601	内装等の不燃化・消防設備の適合 化・家具等の転倒防止等、本庁舎 (本館)改修工事の実施設計等に 要する経費	30,601	201	当分の間休止する	(素案どおり)	(素案どおり)	(素案どおり)	当分の間休止する
25	管財課	県庁舎耐震・UD 化等整備事業費 (本館耐震改修)	68,341	261	68,341	本庁舎(本館)の耐震安全性確保の ために行う免震工法による耐震改 修工事の実施設計等に要する経費	68,341	261	当分の間休止する	(素案どおり)	(素案どおり)	(素案どおり)	当分の間休止する
26	管財課	県公舎整備費	77,204		61,623	管財課が所管する岡山地区の県公 舎の整備を行うための経費			必要最小限の経費 で継続する	(素案どおり)	(素案どおり)	(素案どおり)	必要最小限の経費で継続する
27	管財課	県庁舎整備費	177,192	177,192	88,596	管財課が管理する県庁舎の整備を 行うための経費	88,596	88,596	原則のとおり50% 程度削減し、着実に 実施する	(素案どおり)	(素案どおり)	(素案どおり)	原則のとおり50%程度削減し、着実に実施する
28	税務課	納税対策等報償 金	539,473	539,473	110,186	県税の増収を図るために各種団体 等に補助する経費(ゴルフ場利用 税報償金、軽油引取税納税組合報 償金、軽油引取税報償金、東中国 たばこ販売協同組合連合会報償 金、産業廃棄物処理税報償金)	110,186	110,186	軽油引取税報償金、 産業廃棄物報償金 は他府県における見直し の例等を参考に2 0%削減し、ゴルフ倶 楽部納税組合、軽油 引取税納税組合は5 0%削減する	39,802	39,802	70,384	軽油引取税報償金、産業廃棄物報償金の交付率 を20%削減することとする。税収に影響が生じ るおそれがあるため、平成21年度から段階的に削 減し、平成23年度から削減率を7%とする。 軽油引取税納税組合報償金も同様の理由と方法 により、削減率を平成23年度から20%とする。 ゴルフ倶楽部納税組合報償金は素案どおり削減 する。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源	H20当初予算額		H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し内容
29	税務課	県税手続電子化 事業費 (地方税電子申告 システム運用費 負担金)	19,270	19,270	地方公共団体が共同で運営する地 方税電子手続システム(eLTAX)を 開発・運用するための経費	うち 一般財源	現行のとおり継続す る	うち 一般財源	現行のとおり継続する
30	危機管 理課	防災対策事業費 (地域防災活動 促進事業)	10,423	10,423	普及啓発を行うことにより、県民の 防災意識を高め、地域防災力の中 核となる自主防災組織の育成を図 るための経費	10,423	自主防災組織の育 成に支障がないよ う、職員で実施する	(素案どおり)	自主防災組織の育成に支障がないよう、職員で実 施する
31	危機管 理課	国民保護対策事 業費 (国民保護訓練 事業)	17,649	17,649	国民保護訓練(実動)を実施し、初 動対応の要請を通じて関係機関相 互の連携強化等、対応能力の向上 を図るとともに、避難指示を迅速か つ的確に行うことができるようにす るための経費	17,649	対応能力の向上等 に支障がないよう、 実動訓練は国との共 同実動訓練で実施 するとともに、図上訓 練は職員で実施する	(素案どおり)	対応能力の向上等に支障がないよう、実動訓練 は国との共同実動訓練で実施するとともに、図上 訓練は職員で実施する
32	危機管 理課	防災対策事業費 (防災・危機管理 体制強化事業)	26,073	26,073	24時間即時対応等による県の防 災・危機管理体制を強化するため の経費	26,073	防災危機管理体制 に支障がないよう、 職員で実施する	(素案どおり)	防災危機管理体制に支障がないよう、職員で実施 する
33	危機管 理課	原子力防災訓練 費	11,143	11,143	災害対策基本法第48条に基づき都 道府県が実施する原子力防災に係 る訓練や研修会、計画の策定、マ ニュアルの見直し等を行うための経 費		現行のとおり継続す る		現行のとおり継続する
34	危機管 理課	安全・安心おか やま地域防災力 強化事業費 (災害備蓄品整 備事業)	12,250	12,250	東南海・南海地震の被害想定のも と、国・県・市町村、県民が役割分 担して生活関連物資の備蓄を計画 的に行うための経費	6,225	平成21年度は事業 費を精査のうえ継続 する なお、22年度以降は 消費期限切れに伴う 食糧の更新のみ継 続する	(素案どおり)	平成21年度は事業費を精査のうえ継続する なお、平成22年度以降は消費期限切れに伴う食 糧の更新のみ継続する
35	危機管 理課	防災情報ネット ワーク高度化事 業	3,097,667	3,009,043	災害に強い高度な防災通信ネット ワークの再構築及び県民へ情報提 供できる総合防災情報システムの 構築を行うための経費	△ 58,168	平成20年度に整備 事業を完了し、維持 管理を継続する	(素案どおり)	平成20年度に整備事業を完了し、維持管理を継 続する
36	危機管 理課	防災対策事業費 (市町村防災情 報伝達緊急支援 事業)	38,500	38,500	災害発生時に情報を市町村役場か ら地域住民に緊急に伝達する防災 行政無線の整備促進を図るための 経費	38,500	事業終期の平成20 年度で終了する	(素案どおり)	事業終期の平成20年度で終了する



NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		見直し内容	最終方針				
			うち 一般財源			H21~24削減効果額 うち 一般財源			H21~24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	最終見直し内容		
37	危機管理課	安全・安心なおかやま地域防災力強化事業費(産林水産関連施設等整備事業)	150,000	6,000	安全・安心な地域づくりを早期に実現するために、ハード面から災害に強い県土づくりを推進するための経費(農林水産部分)	150,000	6,000	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(業案どおり)				
38	危機管理課	安全・安心なおかやま地域防災力強化事業費(公共土木施設整備事業)	820,000	18,500	安全・安心な地域づくりを早期に実現するために、ハード面から災害に強い県土づくりを推進するための経費(土木部分)	820,000	18,500	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(業案どおり)				
39	消防保安課	消防防災ヘリコプター整備事業(格納庫・防災航空センター施設整備事業)	19,961	761	格納庫・防災航空センター施設を整備するための経費	19,961	761	財政構造改革期間中は、暫定的に岡南を接続する	(業案どおり)				
40	消防保安課	消防防災ヘリコプター整備事業(ヘリコプター整備事業)	1,359,962	95,062	消防防災ヘリコプターを整備・運営するための経費	1,159,962	△104,938	平成20年度に機体を整備し、管理運営費を継続する	(業案どおり)				
41	消防保安課	消防防災ヘリコプター整備事業(ヘリコプターテレビ送システム(機上設備)整備事業)	104,347	261	ヘリコプターテレビ送システム(機上設備)を整備するための経費	104,347	261	事業終期の平成20年度で終了する	(業案どおり)				
42	消防保安課	消防防災ヘリコプター整備事業(ヘリコプターテレビ送システム(地上設備)整備事業)	326,587	223	ヘリコプターテレビ送システム(地上設備)を整備するための経費	326,587	223	事業終期の平成20年度で終了する	(業案どおり)				
総務部計			15,440,948	8,327,536		7,649,545	1,450,936		7,182,823	1,039,011	466,722	411,925	

企画振興部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H20当 10.617		うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果額	戻し額 うち 一般財源	
1	企画振興課	政策企画調査研究費	10.617	10.617	「快適生活県おかやま」の実現を目指し、各種施策について調査研究等を行うための経費	10.617	10.617	(事業どおり)	他事業で対応する	
2	企画振興課	ユニバーサルデザイン推進事業費	17,964	17,964	県全域にユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、すべての人が生活のあらゆる場面において快適に安心して生活できる「誰もが暮らしやすいおかやまづくり」を推進するための経費	14,115	14,115	(事業どおり)	平成21年度終了事業を除き、事業を精査した上で継続する	
3	企画振興課	県民局庁舎整備事業費	36,000	36,000	各県民局・支局の屋上防水、外壁の剥離など修繕に要する経費	18,000	18,000	(事業どおり)	原則のとおり50%削減し、着実に実施する	
4	企画振興課	子ポリジャパン社貸付金	291,300	291,300	子ポリジャパン社への貸付に要する経費	291,300	291,300	(事業どおり)	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	
5	企画振興課	県民局耐震改修費	407,217	407,217	備前県民局の耐震改修に要する経費	407,217	45,217	(事業どおり)	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	
6	企画振興課	倉敷子ポリ公園用地賃借料	598,293	474,310	倉敷子ポリ公園用地について、土地所有者と締結している定期借地権設定契約に基づく賃借に要する経費	598,293	474,310	(事業どおり)	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する	
7	統計管理課	委託統計調査費	221,978		指定統計を始めとする国から委託された統計調査及び統計関連事業の実施に要する経費			(事業どおり)	現行のとおり継続する	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業(8月27日公表)		見直し内容	最終方針		最終見直し内容
				H21~24削減効果額			最終見直し内容		
				うち 一般財源	見直し内容		H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源	
8	地域振興課	津山音楽文化ホール建設事業費補助金	83,167	83,167	45,542	45,542	現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続する
9	地域振興課	公共用地等取得事業特別会計繰出金(吉備高原都市建設用地取得管理費)	121,791	121,791	△ 63,813	△ 63,813	現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続する
10	地域振興課	地域調査費	411,953	137,318	205,976	68,659	進捗調整を行い、継続する	(事業どおり)	事業の緊急性等を勘案しつつ、進捗調整(段階的に削減し、平成21年度は70%を確保)を行った上で継続するが、補助の運用においては市町村の意向を十分踏まえながら対応する
11	地域振興課	“おかやま暮らしの国ぐらし”魅力発信事業	14,176	14,176	14,176	14,176	イベント等は廃止するが、情報発信は他イベント等と連携し、他事業で対応する	(事業どおり)	イベント等は廃止するが、情報発信については他部局及び本年7月に設立した岡山県交流・定住促進協議会等と連携し、他事業で対応する
12	地域振興課	吉備高原都市建設推進業務委託	17,749	17,749	8,875	8,875	事業費を精査した上で継続する	(事業どおり)	段階的に削減(平成21年度はイベント開催経費を削減)を行った上で継続する
13	地域振興課	公共用地等取得事業特別会計繰出金(県債元利償還費)	106,368	106,368	3,918	3,918	現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続する
14	地域振興課	集落機能再編・強化事業	10,000	10,000	10,000	10,000	事業終期の平成22年度まで実施した上で終了する	(事業どおり)	事業のとおり、事業終期の平成22年度で終了するが、モデル事業の成果は手引きとしてまとめて配布するとともに、シンポジウムを開催するなどして中山間地域へ広め、また、事業終了後は、事業の実績や成果を踏まえ、地域住民・民間団体との協働や市町村との連携を強化し、効果的な活性化対策を進める

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H21~24削減効果額		見直し内容	戻し額			
							うち 一般財源	うち 一般財源		
15	地域振興課	地域交通自立促進支援事業	30,000	30,000	路線バスに限らず、乗合タクシーや過疎地有償運送など、それぞれの地域に適した交通手段の導入に当たり、限界集落を運行する場合に、車両購入費や試行運行費の補助に要する経費	30,000	30,000	事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する		
16	地域振興課	中山間地域魅力づくり支援事業	60,000	60,000	中山間地域において市町村が実施する、地域の実情に応じた地域活性化の取組を支援するための経費	60,000	60,000	事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する	(業案どおり)	業案のとおり、事業最終期の平成22年度で終了するが、事業終了後は、事業の継続や成里を踏まえ、地域住民・民間団体との協働や市町村との連携を強化し、効果的な活性化対策を進める
17	地域振興課	中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業	900,000	177,000	中山間地域等における生活道路の安全確保、集落間をつなぐ連絡道の拡幅や待避所整備、農道・水路の改良等の生活・交流基盤整備を行うための経費	900,000	177,000	事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する		
18	地域振興課	地価調査費	44,528	44,528	国土利用計画法に基づき、県知事が実施する毎年7月1日時点における基準地の価格調査に要する経費	13,069	13,069	事業費を精査した上で継続する	(業案どおり)	段階的に削減(平成21年度は80%を確保)を行った上で継続する
19	地域振興課	科学技術振興費 及事業費	20,000		電源三法のうち発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条により、(財)日本宇宙フォーラムが行う県内2カ所のスペースガードセンターを活用した科学技術振興のための経費として交付されるもの			現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する
20	地域振興課	地域自立的発展支援交付金交付費	26,667		電源三法のうち発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条により、廃止に関する計画が確実である原子力発電施設等に係る事業所が所在する市町村の周辺市町村が実施する地域の自立的発展に資する事業に要する経費について交付されるもの			現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業(8月27日公表)			最終方針		
				うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果果額		最終見直し内容	
						うち 一般財源	見直し内容		うち 一般財源
21	地域振興課	水力発電施設周辺地域交付金交付費	92,044		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続する	
22	地域振興課	電源地域振興センター交付金交付費	128,173		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続する	
23	市町村課	移譲事務市町村交付金	61,952		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続する	
24	市町村課	移譲事務市町村交付金(平成17年度指針分)	140,675		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続する	
25	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステム推進事業費	102,216	10,639	リース料及び全国一律の委託費を除き、保守管理費を見直し、30%削減する	(案案どおり)		リース料及び全国一律の委託費を除き、保守管理費を見直し、30%削減する	
26	市町村課	岡山県市町村振興基金繰出金	49,904		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続する	
27	市町村課	岡山県合併支援特別交付金	2,380,000	2,380,000	事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)		事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する	

企画振興部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針								
			うち 一般財源	H20当 削減効果額		見直し内容	H21~24削減効果額		見直し内容							
							うち 一般財源	削減効果額	削減効果額	見直し内容						
28	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステム化推進事業費(指定情報処理費負担金)	51,593	51,593	住民基本台帳ネットワークにおいて、全国的な統一業務を実施する指定情報処理機関への交付金										最終見直し内容	
29	航空企画推進課	国際路線利用拡大事業費	11,245	11,245	国際路線の維持拡充を図るため、「空路利用を促進する会」等が行う旅行関係者の招致や旅行商品の造成及びPRIに対する助成を行ったための経費	11,245	11,245	民間団体等に対する補助金であり廃止する	(素案どおり)							現行のとおり継続する
30	航空企画推進課	定期路線等運航促進事業費	19,000	19,000	県内の旅行会社で組織している「岡山空港利用促進協議会」等が行う各種事業の助成を行うための経費	19,000	19,000	民間団体等に対する補助金であり廃止する								事業規模を見直し、中四国の拠点としての岡山空港の利用促進や新規路線開拓などのエアポートセールスに、より効果的に取り組む
31	航空企画推進課	空路利用促進対策事業費	47,755	47,755	岡山県内外からの空路利用を促進するため、「空路利用を促進する会」が行う空路利用促進のための経費の一部を補助するための経費	37,755	37,755	民間団体等に対する補助金であり、事業規模を縮小し継続する	33,621	43,000	43,000					
32	航空企画推進課	定期路線等運航促進事業費	12,089	12,089	岡山空港の既存路線の充実及び新路線開設のためのエアポートセールスに要する経費	8,621	8,621	経費削減を図った上で継続する	(素案どおり)							現行のとおり継続する
33	航空企画推進課	岡山空港駐車場無料シャトルバス運行事業	17,841		空港の第4駐車場からターミナルビルまでの無料シャトルバスの運行経費			現行のとおり継続する	(素案どおり)							
34	航空企画推進課	清走路・誘導路舗装改良事業	44,292	44,292	岡山空港の清走路等の舗装改良工事及び修繕に要する経費	29,136	29,136	舗装修繕経費を見直し、30%程度削減し、着実に実施する	(素案どおり)							舗装修繕経費を見直し、30%程度削減し、着実に実施する
35	航空企画推進課	空港保安対策事業	13,860	13,860	岡山空港への不法侵入車両対策として、柵を設置するための経費	13,860	13,860	事業終期の平成20年度で実施した上で終了する	(素案どおり)							事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する

企画振興部

(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果		見直し内容	最終方針						
				うち 一般財源	うち 一般財源	H21～24削減効果 うち 一般財源	H21～24削減効果 うち 一般財源		戻し額 うち 一般財源	最終見直し内容					
											戻し額 うち 一般財源				
36	航空企画推進課	滑走路・誘導路舗装改良事業	562,000	28,100	岡山空港における滑走路及び誘導路の舗装劣化が著しいため、その舗装の更新に要する経費	562,000	28,100	平成23年度まで実施した上で終了する	進度調整を行い、平成23年度まで実施した上で終了する						
37	航空企画推進課	国際線ターミナルビル建設資金貸付金	566,000		岡山空港ターミナル(株)が行う国際線ターミナルビル建設及びボーンディングブリッジ設置事業等に対する貸付金	566,000		平成20年度から既に廃止している	(事業どおり)						
38	国際課	国際貢献ロケル・トウ・ローカル技術移転事業	23,120	23,120	国際貢献活動の推進に関する条例に基づいて、県が実施する技術移転活動として、本県の特性を生かしたロケル・トウ・ローカルでの技術移転を主体的に展開するための、研修員の受入及び指導員の派遣に要する経費	23,120	23,120	官と民との役割分担を踏まえ、民間に委ねる	11,560	11,560	11,560	11,560	11,560	11,560	事業規模を見直した上で、国際貢献活動としての研修員の受入等の技術支援活動を継続する
39	国際課	外国青年招致事業	17,836	17,836	地域における国際化への対応を促すために、外国青年を国際交流員(CIR)、スポンサー国際交流員(SEA)及び外国語指導助手(ALT)として招致することに要する経費	9,961	9,961	国際交流員を減員し、経費節減を図った上で継続する	(事業どおり)						
40	国際課	国際交流推進費	27,633	26,240	友好交流協定締結先及び締結予定先である、中国江西省、南オーストラリア州、インドネシア、ラオス、タイ、韓国慶尚南道との交流事業等に要する経費	21,762	20,369	事業規模を縮小し、継続する	15,633	14,240	6,129	6,129	6,129	6,129	友好交流協定締結先及び締結予定先との交流事業については事業規模を見直した上で継続し、国際交流ウエイは県施設としては閉じる
41	国際課	外国青年招致事業(財)自治体国際化協会分担金)	21,000		(財)自治体国際化協会に対する、海外における地方公共団体の国際交流推進拠点の整備事業の分担金			現行のどおり継続する	(事業どおり)						
42	情報政策課	ネットウエイ活用技術普及促進事業	15,865	15,865	産学官で構成する「岡山県高度情報化推進協議会」を通じて行う、岡山情報ハイウェイのPR、活用技術の普及促進、先進的アプリケーションの導入のための調査研究等、岡山情報ハイウェイを最大限活用し、本県の情報化を総合的に推進するための経費	15,865	15,865	官と民との役割分担を踏まえ、民間に委ねる	(事業どおり)						

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容	
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源		
43	情報政策課	コミュニケーション推進モデル事業	21,256	21,256	産官の連携等により地域課題解決のためのモデルシステムを開発し、広く県内各地域への普及を図るために要する経費	21,256	21,256	(業案どおり)		官と民との役割分担を踏まえ、民間に委ねる	
44	情報政策課	情報通信基盤整備事業費	34,000	34,000	地域間の情報通信格差是正を図るため、市町村が移動通信用鉄塔を整備する場合の経費への補助及び不条件不利地域において高容量インターネット環境の整備に単独で取り組む市町村への補助に要する経費	34,000	34,000		17,000	17,000	規模を縮小した上で継続する
45	情報政策課	文書管理システム推進整備費	61,611	61,611	文書の発生から廃棄までのライフサイクルをトータルに管理し、電子決裁による意思決定の迅速化、情報公開への対応など文書事務の効率化に寄与するシステムである文書管理システムの運用保守に要する経費	30,000	30,000	(業案どおり)			当分の間休止する
46	情報政策課	データセンター運営費	14,316	11,511	県、市町村、企業等がVASPの手法を活用して情報サービスを提供するためのコンピュータ等を設置・運用するためのスペースであるデータセンターの運営に要する経費	1,470	1,470	(業案どおり)			光熱費を除き、保守管理費を見直し、30%削減する
47	情報政策課	おかもやま全県統合型GIS事業費	25,435	25,435	全県統合型GISにおける課題の検証と個別GISとの連携を強化し、GISを活用した効率的で、質の高い行政サービスを推進するための経費	7,454	7,454	(業案どおり)			保守管理費を見直し、30%削減する
48	情報政策課	情報システム最適化事業費	29,914	29,914	これまで各部署ごとに導入されたシステムのうち、非効率なシステムの改善や大型汎用機のダウンサイジングを進め、情報システムの最適化計画及び調達方針ラインを策定し、今後のシステム全体の最適化を図るために要する経費	24,414	24,414	(業案どおり)			各システムの見直しに必要な経費のみ継続する
49	情報政策課	県庁イントラネットシステム整備・運営費	35,605	35,605	全庁共通システムを中心とした県庁イントラネットシステムのための機器リース料に要する経費及び、総合行政ネットワークとの接続のための機器のリース、保守に要する経費	973	973	(業案どおり)			リース料を除き、保守管理費を見直し、30%削減する



NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針	
				うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源		見直し額 うち 一般財源	最終見直し内容
50	情報政 策課	電子申請システム推進整備費	39,539	39,539	7,035	7,035	保守管理費を見直し、20%削減する	(業案どおり)	保守管理費を見直し、20%削減する	
51	情報政 策課	自設線運営費	69,166	67,431	20,200	20,200	保守管理費を見直し、30%削減する	(業案どおり)	保守管理費を見直し、30%削減する	
52	情報政 策課	接続施設運営費	72,462	66,169	19,900	19,900	保守管理費を見直し、30%削減する	(業案どおり)	保守管理費を見直し、30%削減する	
53	情報政 策課	県民情報交流システム推進費	86,571	86,571	25,900	25,900	保守管理費を見直し、30%削減する	(業案どおり)	保守管理費を見直し、30%削減する	
54	情報政 策課	県庁WAN推進費	195,030	195,030	47,586	47,586	リース料を除き、保守管理費を見直し、30%削減する	(業案どおり)	リース料を除き、保守管理費を見直し、30%削減する	
55	情報政 策課	コピキタ又社会実感モニター事業	11,352	11,352	11,352	11,352	平成20年度をもって事業終了とする	(業案どおり)	平成20年度をもって事業終了とする	
56	情報政 策課	地域衛星通信ネットワーク等推進費(財)自治体衛星通信機構負担金)	16,500	16,500			現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する	
57	情報政 策課	県庁インターネットシステム整備・運営費	70,249	70,249			現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する	

企画振興部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針				
					H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	最終見直し内容		
			うち 一般財源			うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源			
		企画振興部計	8,618,867		6,527,789	1,408,896	6,450,100	1,331,207	77,689	77,689	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容	
			うち 一般財源	H20当初予算額		見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額			
						うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源		
1	安全・安心まちづくり推進室	自主活動団体活動支援事業	10,000	10,000	小学校区を基本とする自治会、町内会等の自主防犯活動に対する支援に要する経費	10,000	10,000	10,000	(素案どおり)	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了とする	
2	文化振興課	おやかやま県民文化祭開催	21,269	20,969	文化に親しみ交流する場、文化活動の発表の場として、「県民総参加型」の文化の祭典を開催するため、県実行委員会への負担金(岡山県美術展覧会・岡山県文字選奨を含む)	12,755	12,455	(素案どおり)	総合フェスティバル等は廃止し、分野別フェスティバル、岡山県美術展覧会、岡山県文字選奨を継続する		
3	文化振興課	岡山県文化事業振興及び美術品取得基金積立金	30,769		文化事業振興及び美術品取得基金からの運用益を基金に積み立てる。			(素案どおり)	現行のとおり継続とする		
4	文化振興課	県民協働文化の森づくり事業	19,805	19,805	県内文化団体の文化力向上を図るため、(社)岡山県文化連盟が行う幅広い情報発信活動及び文化団体が実施する事業の支援にかかる文化連盟への補助に要する経費	19,805	19,805	(素案どおり)	(社)岡山県文化連盟の設立経緯を踏まえ、平成23年度まで補助を継続しつつ、経営基盤強化策等を検討する		
5	文化振興課	岡山県郷土文化財団育成費	11,047		岡山県文化振興基金の運用益を、岡山県郷土文化財団の活動助成として交付			(素案どおり)	現行のとおり継続とする		
6	スポーツ振興課	全国大会等開催支援事業	11,500	11,500	県内で開催される全国大会規模以上の大会の支援に要する経費	11,500	11,500	9,000 2,500	9,000 2,500	山陽女子ロードレースに要する経費については、50%の予算を確保し、継続することとし、全日本女子柔道大会については、平成21年度は現行のとおり補助するが、平成22年度には廃止とする	
7	スポーツ振興課	支援体制の整備・充実	14,407	14,407	国体候補選手等に対する科学的な知識と専門的技術に基づき科学的な支援に要する経費	14,407	14,407	(素案どおり)	競技力向上については、選手等の自主的な取組に委ねることとする		
8	スポーツ振興課	第63・64回国民体育大会中国ブロック大会派遣	35,789	35,789	国民体育大会中国ブロック大会に参加する選手・監督・役員の派遣に要する経費(旅費等)	18,520	18,520	(素案どおり)	交通費等の支給を全国最低レベルとした上で、継続とする		

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針		最終見直し内容	
				うち 一般財源	H21～24削減効果額 うち 一般財源	H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容		最終方針			
									うち 一般財源	見直し内容		
9	スポーツ振興課	指導体制の確立	44,792	44,792	26,792	26,792	競技力の維持・向上させるために、選手が直接、高度な指導を受けるとともに、指導者の資質向上を図る。トヨタ・バイザーコーチ招へい事業、日本トヨタ・リーグで活躍する選手等を市町村や地域スポーツクラブ等に派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興を図るトヨタ・スリート派遣事業等の実施に要する経費	18,692	18,692	8,100	8,100	競技力の維持、地域スポーツ振興の観点から、トヨタ・スリート派遣事業に加え、競技指導員配置事業についても現行の指導員がやめるまで継続とする
10	スポーツ振興課	第63・64回国民体育大会中央大会派遣	51,369	51,369	10,458	10,458	国民体育大会中央大会に参加する選手・監督・役員への派遣に要する経費(旅費等)	10,458	10,458	10,458	10,458	交通費等の支給を全国最低レベルとした上で、継続する
11	スポーツ振興課	優秀選手の育成強化	199,869	199,869	99,869	99,869	競技力を維持・向上させるために、ジュニア年代から一貫した体系的・継続的強化事業の実施及び本県の競技スポーツの振興を図るため、団体成年選手及び候補選手を対象にした選手強化事業の実施に要する経費	99,869	99,869	99,869	99,869	競技レベルの維持のため、最低限の経費である現行の50%程度の経費で継続する
12	スポーツ振興課	メダリスト養成プログラム	12,801	12,801	12,801	12,801	メダリストを対象に能力開発プログラムを継続的に実施するメダリスト候補者、トヨタ・スレートの競技者を育成するため競技団体が作成する「一貫指導カリキュラム」を県内指導者に普及し、指導体制の確立を図るメダリスト育成事業等の実施に要する経費	12,801	12,801	12,801	12,801	新規選手は中止し、選考済みのメダリストのみ、小学校卒業(平成22年度)まで継続する
13	交通対策課	運輸事業振興助成費	399,373	399,373	28,821	28,821	S51年度の税制改正における軽油引取税の30%引上げに対し、営業用バス・トラックの輸送力確保、輸送コストの抑制等の施策の必要性から、国の通達に基づき全国で創設された補助金であり、(社)岡山県トラック協会・(社)岡山県バス協会に対する税引上げ分の1/2相当額の交付に要する経費	28,821	28,821	28,821	28,821	他府県における見直しの例を参考に10%における今後の整理を踏まえる
14	交通対策課	鉄道施設ユニバーサル化整備事業費	38,575	38,575	38,575	38,575	鉄道駅ユニバーサル化の進捗やかな推進を図るため、エレベーター、エスカレーター等の設備のユニバーサル化を図る鉄道事業者等に対する補助に要する経費	38,575	38,575	38,575	38,575	鉄道事業者等の自主的な取組に委ねる

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H20当額		H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	
15	交通対策課	地域交通自立促進支援事業	15,000	15,000	市町村が、利用者が少ないバス路線や交通空白地域などで、バスにこだわらず乗合タクシーなど、地域に適した交通手段を導入する場合の補助に要する経費	15,000	15,000	15,000	15,000	今年度から、当該事業と同様の目的で、限界集落を含んだ地域を対象に補助限度額を倍にした限界集落特別対策事業を創設しており、県として、高齢化率が高く、地勢的にも条件が厳しい中、生活の足の確保をより一層求められ、当該事業を含む地域への助成に重点をおくこととし、当該事業については市町村に委ねることとする
16	交通対策課	離島航路維持対策費	16,754	16,754	離島住民の生活交通の確保のため、離島振興法に基づく指定を受けた離島と本土、又は当該離島相互間を結ぶ航路を運行する航路事業者に対する運行費等の一部補助に要する経費	16,754	16,754	16,754	16,754	現行のとおり継続する
17	交通対策課	地域振興特定路線維持対策費	75,688	75,688	地域住民の生活交通の確保を図るため、国の補助制度を補完する広域的幹線路線の運行する乗合バス事業者等に対する運行費の補助に要する経費	75,688	31,952	31,952	31,952	平成25年度まで段階的に補助対象の見直しを行った上で、継続する (平成25年度削減効果額16,370千円)
18	交通対策課	生活交通確保対策事業費	122,982	122,982	地域住民の生活交通の確保を図るため、国庫補助と協調した生活交通路線の運行費、車両購入費の補助に要する経費	122,982				現行のとおり継続とする
19	交通対策課	瀬戸大橋線輸送改善事業	35,192	35,192	早島駅付近の約3.3kmの部分複線化事業等の国の幹線鉄道活性化補助事業採択に伴い、平成15年度から国及び4県と協調して実施している賞付に要する経費	35,192	35,192	35,192	35,192	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了とする
20	交通対策課	瀬戸大橋線輸送改善事業	82,650	82,650	早島駅付近の約3.3kmの部分複線化事業等の国の幹線鉄道活性化補助事業採択に伴い、平成15年度から国及び4県と協調して実施している補助に要する経費	82,650	82,650	82,650	82,650	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了とする
21	交通対策課	井原線経営基盤整備事業	70,255	70,255	井原線の運行確保に必要な鉄道基盤整備維持費に関する関係自治体と協調した補助に要する経費	70,255				現行のとおり継続とする

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		
			うち 一般財源	見直し内容		H21～24削減効果額		最終見直し内容		
						うち 一般財源	うち 一般財源			
22	男女共同参画課	地域活動・人材養成事業	11,963	11,963	男女共同参画の視点を持った地域リーダーの養成、市町村と連携しての活動(グループづくり)、地域における男女共同参画推進に資する実践活動(岡山県婦人協議会へ委託)を行うための経費	5,981	5,981	事業の重点化を図り、現行の50%程度の経費で継続する	(事業どおり)	事業の重点化を図り、現行の50%程度の経費で継続とする
23	環境政策課	電源開発施設広報安全対策事業	12,779		発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条に基づき(国庫交付金(全額国庫))により、原子力に関する安全対策等について、広く県民への広報の実施に要する経費			現行のどおり継続する	(事業どおり)	現行のどおり継続とする
24	環境政策課	広報安全等対策交付金交付費	15,000		発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条に基づき(国庫交付金(全額国庫))により、人形峠環境技術センターが立地する鏡野町が行う原子力関係広報事業にかかる交付金			現行のどおり継続する	(事業どおり)	現行のどおり継続とする
25	環境政策課	原子力防災施設等整備事業費	19,784		発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条及び原子力災害対策特別措置法第5条に基づき(国庫交付金(全額国庫))により、鏡野町が行う原子力センターの維持管理経費にかかる交付金等			現行のどおり継続する	(事業どおり)	現行のどおり継続とする
26	環境政策課	原子力防災施設等整備事業費	21,349		発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条及び原子力災害対策特別措置法第5条に基づき(国庫交付金(全額国庫))により、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターでの原子力災害に備えた施設及び資器材の維持管理に要する経費			現行のどおり継続する	(事業どおり)	現行のどおり継続とする
27	環境政策課	放射線等監視事業	49,635		発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律第85条に基づき(国庫交付金(全額国庫))により、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定の実施に要する経費			現行のどおり継続する	(事業どおり)	現行のどおり継続とする
28	環境政策課	【産廃補充工事】おかやまエコフェーイルド体験事業費	13,485	13,485	環境問題に対する正しい理解と環境保全意識の醸成を図るための体験研修等の実施に要する経費	2,697	2,697	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する	(事業どおり)	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続とする

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容		最終方針	
			うち 一般財源			うち 一般財源		削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源	削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源
29	環境管理課	啓発活動費(児島湖流域環境保全推進月間啓発活動、児島湖協働研究事業)	10,145	2,917	児島湖流域環境保全推進月間における児島湖流域清浄大作戦、ボスター・コンクォール、児島湖ふれあい環境フェア等各各種行事や児島湖協働研究事業の実施に要する経費	2,917	2,917	児島湖協働研究事業等は廃止し、その他は現行制度を継続とする	(素案どおり)		児島湖協働研究事業等は廃止し、その他は現行制度を継続とする
30	環境管理課	環境ホルモン対策調査費	15,131	15,131	人や生物の内分泌作用を攪乱する疑いのある化学物質(いわゆる環境ホルモン)に関する環境中の存在状況調査、基礎データ収集及び環境汚染の未然防止に要する経費	3,026	3,026	事業費を20%削減した上で、現行制度を継続する	(素案どおり)		事業費を20%削減した上で、現行制度を継続とする
31	環境管理課	石綿健康被害救済基金拠出事業費	22,980	80	石綿による健康被害の救済に関する法律第31条の規定に基づき設けられた石綿健康被害救済基金に対する同条第32条第2項の拠出金			現行のとおり継続する	(素案どおり)		現行のとおり継続とする
32	環境管理課	大気環境測定機整備費	13,749		大気汚染防止法第22条に基づき大気汚染状況の常時監視するため必要な大気汚染物質測定機器の整備に要する経費(県及び中核市)			現行のとおり継続する	(素案どおり)		現行のとおり継続とする
33	循環型社会推進課	浄化槽設置促進費	271,716	271,716	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、浄化槽設置者に対し補助を行っている市町村に(対する補助に要する経費(岡山市以外))	40,000	40,000	見直しの視点では市町村に委ねて原則廃止になるが、これまでの実施状況を踏まえ、大気汚染防止に要する経費を削減し継続する	(素案どおり)		市町村からの要望に対応可能な予算を確保しながら、補助率等を含め、現行制度を維持する
34	循環型社会推進課	浄化槽設置促進費	103,909	103,909	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、浄化槽設置者に対し補助を行っている市町村に(対する補助に要する経費(岡山市分))	103,909	103,909	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(素案どおり)		岡山市の政令市移行に伴い、廃止とする
35	循環型社会推進課	【産廃充当事業】 放化技術活用資源循環システム実証事業	13,208	13,208	地域の水生植物(ヨシ等)を高品位炭の原料として活用し、再生品として製造された高品位炭を使用して水質浄化等に役立てようとするもので、地域の資源を活用した資源循環システムの研究に要する経費	13,208	13,208	事業終了の平成20年度まで実施した上で終了する	(素案どおり)		事業終了の平成20年度まで実施した上で終了する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針	
				うち一般財源	事業概要	うち一般財源	削減効果額		見直し額	最終見直し内容
36	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 放置産業廃棄物撤去事業	25,000	25,000	津山市桑下に放置された「シュレツター」の撤去・処分委託に要する経費(事業終期:平成23年度)	25,000	25,000	事業終期の平成23年度まで実施した上で、終了する	(案案どおり)	事業終期の平成23年度まで実施した上で、終了する
37	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 公共関係と臨海部新規分場建設推進費	10,000	10,000	公共関係と臨海部新規分場の建設に伴う保留施設調査・設計費の補期に要する経費	10,000	10,000	保留施設(平成21年度第1期工事分)の調査設計の完了	(案案どおり)	保留施設(平成21年度第1期工事分)の調査設計の完了
38	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 ごみゼロ社会推進事業費	12,877	12,877	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議の運営、ごみ減量化(やり)サイクルに対する意識の高揚、再生品使用促進の普及啓発、再生品等の需用喚起(エコ製品の認定等)に要する経費	2,575	2,575	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する	(案案どおり)	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続とする
39	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 育成指導事業費	19,600		産業廃棄物処理業者が行う設備整備に對する補助に要する経費	3,920		法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する	(案案どおり)	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続とする
40	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 不法投棄等監視強化事業費	25,112		民間警備会社による監視/トロールの実施及び監視カメラによる監視の実施に要する経費	5,022		法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する	(案案どおり)	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続とする
41	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費	31,000	31,000	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の円滑な処理の推進のため、独立行政法人環境再生保全機構(旧環境事業団)に創設されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への補助に要する経費(事業終期:平成26年度)			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする
42	循環型社会推進課	【産廃税充当事業】 監視指導体制強化事業費	54,439	4,827	廃棄物の不適正処理に関する監視指導業務を専門に行う職員の配置に要する経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする



NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針								
			うち 一般財源	11,460		うち 一般財源	1,410	H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	うち 一般財源	見直し内容				
43	自然環境課	野生鳥獣被害対策事業	11,460	11,460	農林水産物に被害をもたらすなど、住民生活の不安要因であるイノシシ、シカ等の有害鳥獣の駆除を促進するため、捕獲罠の設置等に係る市町村への補助に要する経費	1,410	1,410	1,410	1,410	捕獲補助金のみの廃止し、その他は現行制度を継続する	632,145	47,375	(素案どおり)	641,387	47,375	野生鳥獣の被害対策については、有害鳥獣の個体数調整を総合的かつ継続的に実施することが有効であることから、駆除班活動及び捕獲罠設置への補助に重点化を図る中で、今後とも市町村への支援を引き続き継続するもの、厳しい財政状況に鑑み、ヌートリア及び野猿に特定した鳥獣の捕獲補助金についてはやむを得ず廃止することとする
		生活環境部計	2,104,207	1,805,343		688,762	679,520	641,387	632,145		47,375	47,375		641,387	47,375	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源			H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	
1	保健福祉課	社会福祉協議会育成費補助金	10,764	10,764	地域福祉活動の振興を図るための専門職員である福祉活動指導員の設置に要する経費補助			(業案どおり)		現行のとおり継続とする。
2	保健福祉課	日常生活自立支援事業	66,586	33,293	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、本人の権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、金融管理や福祉サービスの利用契約などへの支援を行うための経費			(業案どおり)		現行のとおり継続とする。
3	保健福祉課	社会福祉協議会育成強化費	36,000	36,000	県下の民間社会福祉活動及び地域福祉活動の拠点である(福)岡山県社会福祉協議会の活動に対する負担金	9,000	9,000	(業案どおり)		平成18年度に実施した、事務事業総点検による縮減を行い、継続とする。
4	保健福祉課	特別給付金等支給事務費	12,100		戦傷病者の妻、戦没者の妻・父母等に対する特別給付金並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求に係る請求書類の受付審査、裁定事務に要する経費			(業案どおり)		現行のとおり継続とする。
5	保健福祉課	戦没者遺族戦傷病者等支援事業	11,886	11,886	戦傷病者見舞事業の実施に要する経費及び各戦争犠牲者等支援団体への補助	800	800	(業案どおり)		平成20年度末までで解散する団体については補助を廃止するが、それ以外の団体については補助を継続とする。
6	保健福祉課	岡山県総合福祉会館管理助成費	17,484	17,484	県と一体となって県民福祉のために必要な事業を行うことを目的として設立された(財)岡山県福祉事業団の育成強化と岡山県総合福祉会館の管理運営に対する補助	5,477	5,477	(業案どおり)		当団体の自立を促すために、人件費補助を廃止した上で、継続とする。
7	保健福祉課	保健所設置市委員事務等交付金	29,069	29,069	岡山市及び倉敷市の保健所政令市移行に伴って、保健所設置市に委譲する事務に係る交付金			(業案どおり)		現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針				
				うち一般財源	うち一般財源		H21～24削減効果額	見直し額	うち一般財源	最終見直し内容	
8	保健福祉課	岡山市保健所建設費補助金	74,873	74,873	74,873	政令市の位置づけに鑑み、全国的な動向も踏まえ、助成は廃止する					協定を交わした経緯からも、補助総額は確保することとする。 なお、助成方法については、現下の県の厳しい財政状況に鑑み、改革期間中の平成21年度から24年度までは、単年度あたりの支払額を1/2に削減し、改革期間終了後の25年度以降は現状に戻した上で、助成期間を2年間延長し、見直しに伴い発生する利息についても負担することとする。
9	保健福祉課	倉敷市保健所建設費補助金	32,321	32,321	32,321	中核市の位置づけに鑑み、全国的な動向も踏まえ、助成は廃止する	16,160	16,160	16,161	16,161	協定を交わした経緯からも、補助総額は確保することとする。 なお、助成方法については、現下の県の厳しい財政状況に鑑み、改革期間中の平成21年度から24年度までは、単年度あたりの支払額を1/2に削減し、改革期間終了後の25年度以降は現状に戻した上で、助成期間を2年間延長し、見直しに伴い発生する利息についても負担することとする。
10	施設指導演課	病院群輪番制助成費	14,583			現行のとおり継続する					現行のとおり継続とする。
11	施設指導演課	救命救急センター補助金	206,390			現行のとおり継続する					現行のとおり継続とする。
12	施設指導演課	災害・救急医療情報システム事業費	64,987			現行のとおり継続する					現行のとおり継続とする。
13	施設指導演課	ドクターヘリ導入促進事業費	189,713			現行のとおり継続する					現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源	H20当 削減効果額		うち 一般財源	見直し内容	戻し額	
								うち 一般財源	うち 一般財源
14	施設指導課	小児救急医療電話相談等専業費	13,688	7,608	小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対処方法等について電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うなどの電話相談事業に要する経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
15	施設指導課	小児救急医療支援体制整備専業	10,546	10,546	小児救急医療機能が高い病院を「小児救急医療支援病院」に指定し、小児科医師の少ない北部圏域と円滑な小児救急医療の提供が行われるよう、指定病院で北部圏域の内科医の研修と連絡相談を実施するための経費	10,546	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	平成18年度に実施した、事務事業総点検により、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了とする。
16	施設指導課	へき地医療支援機構運営費	12,682	6,341	へき地医療支援会議の開催、へき地医療拠点病院に対する巡回診療及び医師派遣の要請、代診医派遣調整等、県内のへき地医療支援機構的に実施する「へき地医療支援機構」の運営事業に要する経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
17	施設指導課	へき地医療拠点病院運営費	50,056	25,428	「へき地医療支援機構」の調整の下で、無医地区等を対象とした巡回診療及びへき地診療所への医師派遣を行う「へき地医療拠点病院」の運営費補助		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
18	施設指導課	医師派遣病院診療体制強化設備整備専業	42,000	21,000	拠点病院(派遣元病院)から医師確保が困難な地域に医師を派遣するに当たって、派遣元病院における派遣医師以外の医師の負担を軽減するとともに、派遣後においても安定的な医療を提供するための環境整備に要する経費補助		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
19	施設指導課	臨床研修医県内定着促進専業	36,833	18,417	研修受入体制を強化し、県内への臨床研修医の定着を促進するため、研修施設の整備に対する補助	36,833	事業終期の平成20年度で終了する	(案案どおり)	平成20年度の単年事業であるため、平成20年度で終了とする。
20	施設指導課	小児救急医療拠点病院整備専業	19,693	9,847	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域を対象に小児救急患者を受け入れる体制づくりを推進するために必要な医師、看護師等医療従事者の配置に要する経費補助		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	・H20当初予算額		事業概要	予算(8月27日公表)		最終方針					
			うち 一般財源			H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し額	最終見直し内容			
21	施設指 導課	自治医科大学分 担金	127,000	127,000	へき地勤務医師を養成することを目的として、全都道府県が共同で設置した自治医科大学の運営に要する員担金			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		
22	施設指 導課	医療施設近代化 施設整備事業	281,332		病院における患者の搬送環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を図るために必要な施設整備に対する補助			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		
23	施設指 導課	歯科衛生士養成 所施設整備事業	58,032		歯科衛生士法に基づき指定を受けるところができる歯科衛生士養成所の新設・増設策に係る施設整備に対する補助			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		
24	施設指 導課	がん診療施設 整備事業	28,096		がん診断・治療を行う医療施設に対し、がんの臨床検査機器等の整備を行うための補助			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		
25	施設指 導課	院内保育所運営 費補助金	81,279	44,151	病院及び診療所等に従事する職員の離職防止及び再就業を促進するために、病院及び診療所等が設置した保育施設の運営に対する補助			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		
26	施設指 導課	看護師等養成所 運営費補助金	296,270	167,484	看護教育の充実を図るため、保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営に対する補助	27,764	16,877	私学助成の見直しに準じ削減を行い、継続する	21,855	11,198	5,909	5,679	看護師等養成所と同様な経常的運営費補助を行う 私学助成に準じた見直しを行い、継続することとする。
27	施設指 導課	看護師等就労促 進事業費	23,986	23,986	保健師・助産師・看護師・准看護師等の看護職員の人材確保及び在宅医療の推進を図るため、未就業の看護職員に対する就業促進、看護業務のPR、訪問看護に従事する者の資質向上等の事業を行うための経費			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		
28	施設指 導課	看護学生奨学資 金貸付金	57,408	23,052	県下看護職員の不足を緩和し、近代医療に即応した看護体制の充実を図るため、保健師、助産師、看護師、准看護師を目指す学生に対する奨学資金の貸付に要する経費			現行のとおり継続する	(本案どおり)		現行のとおり継続とする。		

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源			H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	
29	施設指導課	福祉人材センター運営事業費	52,146	40,225	①岡山県福祉人材センター(県社協内)において、社会福祉事業に従事しようとする者への無料職業紹介事業を行い、人材確保を図るとともに、社会福祉事業従事者等の資質向上を図るための研修を行うための経費 ②倉敷市社協及び津山市社協が設置している福祉人材バンクにおける無料職業紹介事業等に要する経費	20,717	14,151	(素案どおり)	うち 一般財源	福祉人材センターについては、新たな国庫事業の活用も視野に入れ、福祉従事者の職場定着や若い世代等の福祉職場参入の促進など、現状に即したより効果的な事業を予定しており、素案どおりの見直し内容とする。
30	施設指導課	介護福祉士等修学資金貸付事業	11,921	6,197	介護福祉士又は社会福祉士を目指すし、県下の養成施設に在学する学生に対する修学資金の貸与に要する経費			(素案どおり)		現行のとおり継続とする。
31	施設指導課	社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費	582,213	582,213	社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の退職手当を支給するため、(独)福祉医療機構が実施する退職手当共済事業に対して県がその一部を補助			(素案どおり)		現行のとおり継続とする。
32	施設指導課	社会福祉施設財務監査強化事業費	11,668	11,668	社会福祉法人・施設に対する指導監査事務のうち、特に専門的知識を要する会計経理面の監査を強化するため、銀行OBを非常勤の財務特別監査員として配置するための経費	5,834	5,834	(素案どおり)		監査体制の合理化・効率化を図り、財務特別監査員を2名体制に縮小し、継続とする。
33	施設指導課	民間社会福祉施設整備資金利子補給金	80,804	80,804	社会福祉法人が(独)福祉医療機構から施設整備のために借り入れた資金の利子補給を行い、民間社会福祉法人の振興・助成を図るための経費	38,045	38,045	(素案どおり)		債務負担行為に基づき継続とする。 なお、削減効果額は、自然減によるものである。
34	施設指導課	岡山県福祉基金繰出金	12,037		岡山県福祉基金への利子及び寄附金の積み立て			(素案どおり)		現行のとおり継続とする。
35	施設指導課	岡山県社会福祉施設整備基金積立金	15,231		岡山県社会福祉施設整備基金への利子の積み立て			(素案どおり)		現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	うち 一般財源	事業概要	案(8月27日公表)			最終方針			
						H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	うち 一般財源	見直し額	うち 一般財源	最終見直し内容
						うち 一般財源						
36	長寿社会対策課	高齢者サービス相談センター事業	11,851	11,851	高齢者及びその家族が抱える福祉、保健、医療等に係る各相談の心配ごと、悩みごと等に対する相談を総合的、一体的に行うとともに、市町村の行う同趣旨の事業の支援を行うための経費	11,851	11,851	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案どおり)	(案どおり)	平成18年度に実施した、事務事業総点検により、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する。	
37	長寿社会対策課	老人クラブ活動促進事業	77,547	38,774	①老人クラブ組織の充実強化を図るために単体老人クラブや市町村市町村に対する補助 ②健康に関する知識等の普及・啓発を行う市町村に対する補助 ③健康や生きがいづくり、社会参加の促進を目的として県老人クラブ連合会が行う事業に対する補助			現行のとおり継続する	(案どおり)	(案どおり)	現行のとおり継続とする。	
38	長寿社会対策課	岡山県高齢者在宅生活支援事業	47,545	47,545	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適すよう改造する費用の一部を助成			現行のとおり継続する	(案どおり)	(案どおり)	現行のとおり継続とする。	
39	長寿社会対策課	孤立防止推進事業	13,500	4,500	高齢者の孤立を防止するため、モデル地域における見守り活動やホトトケづくり等、高齢者世帯等を地域において孤立させないための取組に対する補助	13,500	4,500	国の平成20年度までのモデル事業であるため、廃止する	(案どおり)	(案どおり)	国のモデル事業であり、国において平成20年度を事業終期としているため、廃止とする。	
40	長寿社会対策課	長寿社会推進センター運営補助(人件費)	15,609	15,609	高齢者の社会活動の促進や生きがい、健康づくりを推進し、明るく活力ある長寿社会づくりに寄与することを目的として設置された長寿社会推進センターの運営費(人件費)補助	5,203	5,203	事業を縮小することにより、2名体制で継続する	(案どおり)	(案どおり)	事業を縮小することにより、職員を1名削減し、2名体制とし、継続とする。	
41	長寿社会対策課	長寿社会推進センター活動事業	18,011	18,011	ねんりんピック、長寿フェスタに要する経費	8,543	8,543	ねんりんピックについては、現行どおり継続する	(案どおり)	(案どおり)	長寿フェスタについては、類似の事業を行っている市町村もあることから廃止するが、ねんりんピックについては、現行どおり継続とする。	
42	長寿社会対策課	療養病床転換助成事業	165,000	30,556	医療費適正化を推進するため、病院、診療所の開設者が行う病床の転換に要する費用の助成			現行のとおり継続する	(案どおり)	(案どおり)	現行のとおり継続とする。	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		
			うち 一般財源	H20当初予算額		見直し内容	削減効果額		最終見直し内容	
							H21~24削減効果額	戻し額		
						うち 一般財源	うち 一般財源			
43	長寿社会対策課	後期高齢者保健推進事業	77,568	77,568	後期高齢者の健康の保持増進、介護予防を図るため、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者に対する健診等の保健事業の実施を支援するための経費			(素案どおり)	現行のとおり継続とする。	
44	長寿社会対策課	老人医療費(単県医療費)	16,738	16,738	市町村が実施する県単独老人医療費公費負担制度の実施による医療費負担額の助成に要する経費(岡山市以外)	16,738	16,738	(素案どおり)	県制度の見直しにより、段階的に廃止中の事業であるため、事業終期の平成23年度まで実施した上で終了とする。	
45	長寿社会対策課	認知症地域支援体制構築等推進事業	111,116	111,116	地域で認知症高齢者等と家族を支えるためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要であるため、モデル地域を選定して先駆的な支援体制を構築する経費	11,116		(素案どおり)	全額国庫のモデル事業であり、国において平成20年度を事業終期としているが、今後の国の予算折衝を注視し、引き続き実施される場合は積極的に活用することとする。	
46	長寿社会対策課	軽費老人ホーム事業費補助金	618,902	618,902	低所得老人の軽費老人ホーム利用を容易にするため、軽費老人ホームの運営費(事務費)補助を行うための経費			(素案どおり)	現行のとおり継続とする。	
47	長寿社会対策課	介護支援専門員試験及び登録管理費	13,103	13,103	介護支援専門員を養成する「介護支援専門員実務研修」の実施に際し、研修受講希望者に対して介護保険等に關する一定水準の知識の有無を事前に確認するための試験を実施するとともに、研修修了者の申請に基づき、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員の交付等を行うための経費	126		(素案どおり)	事務費の一部を削減し、継続とする。	
48	長寿社会対策課	介護サービス情報公表制度運営支援事業	29,741	29,741	介護サービス事業者が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度の円滑な導入を支援し、安定かつ継続的な制度運営体制を構築するための経費	14,871	14,871	(素案どおり)	平成18年度に実施した、事務事業総点検により、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了とする。	
49	長寿社会対策課	事業者施設指定事業費	18,074	17,911	介護保険制度での介護施設・居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者を指定するとともに、事業者の情報管理を行うための経費	8,763	8,763	(素案どおり)	経費の節減を図り、50%程度削減した上で、継続とする。	



NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		
			うち 一般財源			H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し額	最終見直し内容
50	長寿社会対策課	社会福祉法人実地サービスマニュアル利用支援事業	10,987	3,663	介護保険制度の円滑な施行に資するため、社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行うための補助	2,197	733	平成20年度で税制改正特例措置分を廃止し、継続する	(案案どおり)	平成20年度で税制改正特例措置分を廃止し、継続とする。
51	長寿社会対策課	地域福祉対策メニユー事業費	45,000	33,914	地域の実情に応じた社会福祉の増進を図るため、メニュー方式により事業を行う市町村に対する補助	45,000	33,914	近年の要望実績を踏まえ、一定の成果が得られたことから、廃止する	(案案どおり)	当事業は、地域の実情に応じた福祉施策が実施できるよう、昭和52年度からメニュー事業として実施してきたものであるが、その間に、市町村メニューの変化や市町村が保険者である介護保険制度が導入されるなど、当初とはその状況が大きく変化してきている。 このような状況を踏まえ、平成23年度末で廃止するが、その間は要望を動かし、現状のメニューに対応されるよう内容を精査した上で、実施することとする。
52	長寿社会対策課	国民健康組合特定健康診査・保健指導補助金	13,404	13,404	国民健康保険者の健康の保持増進を図り、医療費適正化に資するため、20年度から保険者に義務付けられた特定健康診査・保健指導について、国民健康組合における実施経費の負担軽減を図るための補助			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
53	長寿社会対策課	特定健康診査促進補助金	30,000	30,000	特定健康診査の実施を促進させるため、市町村国民保及び国民健康保険の円滑・適正な運営と、国民健康保険財政の安定化に資するため、国民健康保険制度に関する広報を行うための経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
54	長寿社会対策課	国民健康保険特別対策事業費	11,400	11,400	市町村等が行う国民健康保険事業の円滑・適正な運営と、国民健康保険財政の安定化に資するため、国民健康保険制度に関する広報を行うための経費	10,911	10,911	広報事業は廃止するが、制度改正に係る説明会等は継続する	(案案どおり)	国民健康保険事業は廃止するが、制度改正に係る説明会等は継続とする。
55	健康対策課	周産期医療対策推進事業費(総合センター運営費補助)	23,910	12,194	妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を提供し、全体的な核となる「総合周産期母子医療センター」に指定している医療機関に対して、24時間緊急受入体制等を確保するための医療従事者の人件費等運営費の補助			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
56	健康対策課	不妊治療対策事業費	34,750	15,056	不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対して、土日における不妊に関する相談や不妊治療費の助成を行うための経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額 うち 一般財源	事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針	
					H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容
57	健康対策課	先天性代謝異常等検査事業費	27,281 27,281	先天性代謝異常を早期に発見するため、生後5~7日の新生児を対象に、血液によるマス・スクリーニング検査を実施するための経費		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
58	健康対策課	先天性代謝異常等検査事業費	14,426 14,426	先天性代謝異常を早期に発見するため、生後5~7日の新生児を対象に、血液によるマス・スクリーニング検査を実施するための経費(岡山市のみ)	14,426	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(素案どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。
59	健康対策課	新生児聴覚検査事業費	25,753 25,753	聴覚障害を早期に発見するため、全新生児を対象にマス・スクリーニング検査を行うとともに、言語能力や知能発達に著しい遅延がある聴覚障害児に対して早期療育体系の充実を図るための経費	25,753	国庫補助制度が廃止となり、市町村に財源措置されたため、市町村に委ねる	(素案どおり)	本事業については、平成19年度から市町村に交付税措置がされたことから平成21年度以降は市町村に委ねることとする。 事業の円滑な移行のため、平成19年度については、県単独事業として、平成20年度については、県は検査料の1/2を市町村補助してきたところである。今後、県は検査体制の精度管理、事業評価・分析等の支援は継続することとする。
60	健康対策課	子どもの心の診療拠点病院岡山モデル事業	15,601 7,801	子どもの心の病気に対応できる拠点病院を整備するとともに、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等のネットワークを構築することにより、子どもの心の問題に対する支援体制づくりを行うための経費	15,601 7,801	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(素案どおり)	拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等のネットワークを平成21年度までに構築することとし、終了とする。
61	健康対策課	乳幼児医療費(県医療費)	258,682 258,682	乳幼児の健康増進を図るため、乳幼児医療費公費負担制度を設ける市町村に対して、自己負担額を補助基本額として市町村に補助する経費(岡山市のみ)	258,682	岡山市の政令市移行に伴い、段階的に廃止する	(素案どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、段階的に廃止とする。
62	健康対策課	乳幼児医療費(単県医療費)	760,895 760,895	乳幼児の健康増進を図るため、乳幼児医療費公費負担制度を設ける市町村に対して、自己負担額を補助基本額として市町村に補助する経費(岡山市以外)		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
63	健康対策課	精神保健福祉センター事業費(相談指導及び技術援助費)	15,639 15,639	地域精神保健福祉活動を推進するため、関係機関等に対して専門的な立場から相談指導及び技術援助を行うための経費(岡山市のみ)	15,639	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(素案どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針	
				うち 一般財源	H21～24削減効果額 うち 一般財源	H21～24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源		最終見直し内容	
										うち 一般財源
64	健康対策課	精神保健福祉法 施行事務費(一般 事務費)	13,665	9,752	精神保健福祉法等で定められた精神医療審査会、実地審査、自立支援医療費支給認定、地域処遇体制の整備等の事務を行うための経費	2,386	1,040	事務費を精査し、20%程度削減する	(事業どおり)	事務費を精査し、20%程度削減した上で、継続とする。
65	健康対策課	精神科救急情報 センター事業費	15,770	13,367	休日・夜間において緊急な対応を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるよう、精神科救急医療施設からの空床及び指定医の確保等に関する情報収集、精神障害者が受診や入院をする際の医療機関との連絡調整等を行うための経費			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。
66	健康対策課	精神科救急情報 センター事業費	14,653	7,326	休日・夜間において緊急な対応を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるよう、精神科救急医療施設からの空床及び指定医の確保等に関する情報収集、精神障害者が受診や入院をする際の医療機関との連絡調整等を行うための経費(岡山市のみ)	14,653	7,326	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(事業どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。
67	健康対策課	病院群輪番体制 整備費(精神科)	13,535	7,167	休日・夜間において精神疾患の急激な発症等により速やかな医療が必要な精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を受けられる体制を整備するための経費(岡山市のみ)	13,535	7,167	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(事業どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。
68	健康対策課	収益的収支 (岡山県精神科医 療センター運営 負担金)	572,620	566,170	地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する収益的収支に充てる負担金	57,262	56,617	経費削減に努めることとし、90%で継続する	(事業どおり)	経費削減に努めることとし、90%で継続とする。
69	健康対策課	資本的収支 (岡山県精神科医 療センター運営 負担金)	85,160	85,160	地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する資本的収支に充てる負担金			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。
70	健康対策課	健康増進事業補 助金	57,686	28,843	健康増進法に基づいて市町村が行う健康手帳の交付、健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業に対する補助			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	23,307		うち 一般財源	11,654	H21~24削減効果額	見直し内容	
71	健康対策課	健康増進事業補助金	23,307	11,654	健康増進法に基づき、市町村が行う健康手帳の交付、健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導などの健康増進事業に対して補助するための経費(岡山市のみ)	23,307	11,654	(素案どおり)	うち 一般財源	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。
72	健康対策課	がん医療水準の均てん化促進事業費 (がん診療連携拠点病院機能強化事業)	45,410	22,705	県民がどこに住んでいても質の高いがん治療が受けられ、安心して療養ができるよう、がん診療連携拠点病院の体制整備を促進するための拠点病院への補助			(素案どおり)	うち 一般財源	現行のとおり継続とする。
73	健康対策課	生活習慣病登録・評価事業費	17,460	17,460	がん患者を診察した医療機関から届出を受け、登録を行うことにより、がんの罹患、治療状況、検診の受診状況、生存率に関する動向等の把握と解析評価を行うための経費			(素案どおり)	うち 一般財源	現行のとおり継続とする。
74	健康対策課	結核・感染症発生動向調査対策費(本庁事業運営費)	10,570	5,285	県内の感染症発生動向について医療機関、定点指定医療機関等からの届出について、保健所を通じて集約し状況把握するとともに、新たに「疑似症」についても定点医療機関を指定し調査事業を行うための経費	2,170	1,085	(素案どおり)	うち 一般財源	事務費の節減を図り、縮減した上で継続とする。
75	健康対策課	感染症指定医療機関運営費	23,000	11,500	感染症指定医療機関の運営に対する補助			(素案どおり)	うち 一般財源	現行のとおり継続とする。
76	健康対策課	肝炎治療助成事業費	624,300	312,150	肝炎治療の効果的な推進のため、インターフェロン治療に係る医療費の助成費用	302,246	151,123	(素案どおり)	うち 一般財源	実績見込みに合わせ事業費を縮減し、継続とする。
77	健康対策課	基幹型地域生活支援センター運営費	18,233	18,233	旧県立内屋センターが実施していた事業を引き継いだ「基幹型地域生活支援センター「ゆう」」の運営に要する経費	18,233	18,233	(素案どおり)	うち 一般財源	基幹型地域生活支援センター「ゆう」が提供するサービスの内容と量を担保しつつ、平成23年度末までに現行の運営主体が、障害者自立支援法に基づきサービス提供事業者へ円滑に移行できるようにすることにより、同法の制度を活用するなどして、将来にわたって自立して運営できるようになることを目指すこととする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針			
			うち 一般財源			H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源	最終見直し内容	
78	健康対策課	精神障害者社会復帰施設運営費	109,915	54,958	民間が実施する精神障害者社会復帰施設の運営等に対する補助	109,915	54,958	事業終期の平成23年度まで実施した上で終了する	(事業どおり)	障害者自立支援法の経過措置により、平成23年度末まで旧法により運営できることとされているため、平成23年度まで実施した上で終了とする。	
79	健康対策課	精神障害者社会復帰施設運営費	61,620	30,810	民間が実施する精神障害者社会復帰施設の運営等に対する補助(岡山市のみ)	61,620	30,810	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(事業どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。	
80	健康対策課	精神障害者社会復帰施設運営費	15,000	5,000	民間が実施する精神障害者社会復帰施設の運営等に対する補助	15,000	5,000	事業終期の平成23年度まで実施した上で終了する	(事業どおり)	障害者自立支援法の経過措置により、平成23年度末まで旧法により運営できることとされているため、平成23年度まで実施した上で終了とする。	
81	健康対策課	精神障害者地域移行支援特別対策事業	31,614	15,807	受入条件が整えば退院可能な精神障害者に対し、本人のニーズを尊重したケアマネジメントを実施するとともに、退院及び地域移行に必要な支援を行ったための経費			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。	
82	健康対策課	包括的地域支援システム整備事業	10,947	10,947	精神障害者を地域で支えるため、県民局ごとに地域支援チームを整備し、適切な危機介入、地域移行支援、再入院の防止を行ったための経費			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。	
83	生活衛生課	食品検査強化事業	13,807	13,807	消費者の関心の高い遺伝子組換え食品やアレルギー物質の検査を行うほか、残留農薬基準のポジティブリスト制度に伴う液体クロマトグラフ質量分析計による残留農薬検査の充実強化を図るための経費			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。	
84	生活衛生課	食鳥検査促進事業費	15,000	15,000	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、指定検査機関が行う食鳥検査事業に必要な経費の一部補助	15,000	15,000	民間団体等に対する補助金であり廃止する	15,000	15,000	現下の厳しい社会情勢等を勘案し、継続することとする。
85	生活衛生課	生活衛生営業指導七ツター一事業費(人件費)	14,986	7,493	生活衛生関係営業の経営の健全化を図るとともに、利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、(財)岡山県生活衛生営業指導七ツター一が行う事業に係る人件費の補助			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額 うち 一般財源	事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針	
					H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容
86	生涯衛生課	岡山県広域水道企業団出資及び貸付金	672,989 672,989	岡山県広域水道企業団の経営基盤の強化及び資本負担の軽減を図るため、出資及び貸付を行うための経費		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
87	医業安全課	身体障害児育成対策費	17,035 8,764	身体障害児であって、将来確かなる治療効果が期待できる者に対して、医療費の自己負担分を公費負担するための費用		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
88	医業安全課	小児慢性特定疾患対策費	155,525 78,486	小児慢性疾患のうち特定の疾患で症状の重いものについて、医療費の自己負担分を公費負担するための費用		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
89	医業安全課	未熟児養育対策費	35,311 14,801	入院治療を必要とする未熟児に対し、医療費の自己負担分を公費負担するための費用		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
90	医業安全課	難病治療研究事業費	1,805,725 909,871	原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、国が定める45疾患に罹患している患者に対して医療費の一部を負担するための経費		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
91	医業安全課	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業費	15,094 7,658	先天性血液凝固因子欠乏症等に罹患している患者に対し、治療研究事業として医療費の公費負担を行うための経費		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。
92	医業安全課	難病相談・支援センター事業	14,062 7,150	難病患者等の日常生活上の悩みや不安の解消を図り、地域における患者支援を推進するために設置した「難病相談・支援センター」において、電話、面談等による相談支援、患者・家族に対する講演会の開催や情報提供、患者同士の交流活動への支援を行うための経費		現行のとおり継続する	(素案どおり)	現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		うち 一般財源	うち 一般財源				
93	医薬安 全課	難病等医療 療養費	127,201	127,201	難病等患者家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、特定疾患(45疾患)及び腎不全の患者及び心臓病児の療養費の一部を助成する費用	127,201	127,201	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する			医療環境の変化や居宅生活支援制度の充実、また現難病認定患者から受診時に自己負担を求められている現状を踏まえ、平成18年度に実施した事務事業総点検において、医療制度等の改正に伴う経費負担増の影響を勘案し、本事業は平成20年度まで継続し、平成21年度から廃止することとする。 なお、廃止にあたっては、支給対象者・関係機関等へ周知することとする。
94	医薬安 全課	原爆被害者 検査費	27,419		原爆被害者に対する健康診断(定期・がん検診)の実施に要する費用			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
95	医薬安 全課	原爆被害者 手当	852,499	1,996	原爆被害者に対する医療特別手当、健康手当等の各種手当の支給に要する費用			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
96	医薬安 全課	原爆被害者 福祉 事業費	20,111	10,056	原爆被害者の福祉の向上を図るため、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特養ホームを利用する者の自己負担分を助成する費用			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
97	医薬安 全課	公費健康 被害補償 事業費	196,463		公費健康被害認定患者及びその遺族に対する障害補償費等各種補償給付、医療費及び療養手当の支給に要する費用			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
98	障害福 祉課	障害児等 療育支 援事業費	14,552	14,552	在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で在宅支援訪問療育指導、相談指導等が受けられる療育機能の充実を図るための経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
99	障害福 祉課	障害者スポ ーツ大 会運営 強化費 (人件費)	10,288	10,288	障害者スポーツの推進業務に係る非常勤職員の人件費		3,688	現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源			H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	最終見直し内容
100	障害福祉課	専門的相談支援事業費	40,153	20,077	①就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、就業や日常生活、社会生活上の支援を行うための経費 ②発達障害者支援センターとその家族に対し、相談・助言等総合的な支援を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を推進する「発達障害者支援センター」の運営に要する経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
101	障害福祉課	障害者スポーツ大会費	10,602	5,301	障害者スポーツ大会の開催に要する経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
102	障害福祉課	市町村地域生活支援事業費	309,749	309,749	障害者(児)が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特長や利用者の状況に応じた事業を実施するための経費補助		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
103	障害福祉課	全国障害者スポーツ大会派遣事業費	15,723	15,723	障害者が競技等を通してスポーツの楽しさを体験し、その社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣する経費	1,548	派遣期間を短縮し、継続する	(案案どおり)	派遣期間を短縮することにより経費の削減を図り、継続とする。
104	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度事業費(特別調整費)	152,088	76,044	心身障害者の生活を円滑にするため、県が実施する心身障害者扶養共済制度の保険料不足分を負担するための経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
105	障害福祉課	単県心身障害者扶養共済制度事務費	31,318	31,318	心身障害者扶養共済制度の充実を図るため、重度者を対象として単県加算年金を支給するために要する経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続とする。
106	障害福祉課	単県心身障害者扶養共済制度事務費	16,389	16,389	心身障害者扶養共済制度の充実を図るため、重度者を対象として単県加算年金を支給するために要する経費(岡山市のみ)	16,389	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(案案どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。



NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		見直し内容	最終方針		最終見直し内容
			うち一般財源	うち一般財源		H21~24削減効果額	うち一般財源		H21~24削減効果額	うち一般財源	
107	障害福祉課	重症心身障害児(者)通園事業費	155,967	77,984	在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園により日常生活動作、運動機能等の訓練、指導等必要な療育を行うとともに、保護者等に対し、家庭における療育技術の習得指導を行うために要する経費	80,800	40,400	国の要綱に基づき、実施主体となりうる中核市分を除き、継続する	(事業どおり)	国の要綱要綱において、中核市が実施主体となると規定されている事業であるが、中核市については、演習緩和のため経過措置を平成22年度末まで設けることとし、平成23年度からは中核市分を除き継続とする。	
108	障害福祉課	心身障害者医療費(単県医療費)	178,812	178,812	市町村が実施する重症心身障害者医療費負担制度の実施による医療費公費負担額の助成に要する経費(岡山市のみ)	178,812	178,812	岡山市の政令市移行に伴い、段階的に廃止する	(事業どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、段階的に廃止とする。	
109	障害福祉課	心身障害者(医療費)単県医療費	850,705	850,705	市町村が実施する重症心身障害者医療費負担制度の実施による医療費公費負担額の助成に要する経費(岡山市以外)			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。	
110	障害福祉課	事務費(重度心身障害者医療費特別措置費)	11,225	11,225	重度心身障害者医療費給付事業に係る事務費	4,002	4,002	事務費を精査し、35%程度削減する	(事業どおり)	事務費を精査し、35%程度削減した上で、継続とする。	
111	障害福祉課	小規模通所授産施設運営費補助事業	22,500	7,500	身体障害者及び知的障害者の小規模通所授産施設に係る運営費補助	22,500	7,500	事業最終期の平成23年度まで実施した上で終了する	(事業どおり)	障害者自立支援法の経過措置により、平成23年度末まで旧法により運営できることとされているため、平成23年度まで実施した上で終了とする。	
112	障害福祉課	障害者支援体制整備事業	16,596	16,596	発達障害者支援センターネットワークを配置し、発達障害者に対する相談支援等を行う市町村に対する補助			現行のとおり継続する	(事業どおり)	現行のとおり継続とする。	
113	障害福祉課	岡山県障害者自立支援推進事業	21,000	21,000	障害者が地域で安心して暮らせる体制整備や福祉就労の活性化、その他の障害者の自立に広く資するもののうち、他地域への普及等が期待される先進的・モデル的の事業に対する経費の一部補助	21,000	21,000	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(事業どおり)	平成18年度に実施した、事務事業総点検により、事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する。	
114	障害福祉課	グループホーム等整備費補助事業	33,800	5,000	障害者の地域での自立した社会生活への移行を進めるため、地域でびけアホームを設置するための改修及び初年度設備費を補助	33,800	5,000	事業最終期の平成23年度まで実施した上で終了する	(事業どおり)	障害者自立支援法の経過措置により、平成23年度末まで旧法により運営できることとされているため、平成23年度まで実施した上で終了とする。	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21～24削減効果額	うち 一般財源	削減効果額	うち 一般財源			
115	障害福祉課	発達障害者支援センター整備事業	12,288	12,288	発達障害者(者)とその家族に対し、相談・助言等総合的な支援を行うとともに、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を推進する「発達障害者支援センター」の整備に要する経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	うち 一般財源	現行のとおり継続とする。	
116	障害福祉課	障害者自立支援対策臨時特例事業費	680,610	91,543	障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和や、新たな事業に直ちには移行できない事業者に対する経過措置、利用者負担の更なる軽減に要する経費	680,610	91,543	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)		国庫事業であり、国において平成20年度を事業終期としているが、今後の国の予算折衝を注視し、引き継ぎ実施される場合は積極的に活用することとする。	
117	障害福祉課	障害者福祉施設等整備費補助事業費	172,482	495	社会福祉法人等が障害者の擁護のために行う施設整備事業に対する補助			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。	
118	障害福祉課	障害者就労訓練設備等整備事業費	14,400	14,400	障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に移行する際に必要となる設備の購入に要する経費補助			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。	
119	障害福祉課	生活福祉資金貸付費	27,574	13,787	生活福祉資金貸付事業(低所得者、高齢者、身体障害者等)に対する低利の貸付制度を実施している(福)岡山県社会福祉協議会に対する事務費補助			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。	
120	障害福祉課	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付費	22,599	8,400	生活保護を受けようとする高齢者世帯に対し、特養を担保に融資を行っている(福)岡山県社会福祉協議会に対する原資及び事務費の補助			現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。	
121	障害福祉課	自立支援・適正実施推進事業費(生活保護法施行費)	13,775	4,086	全国規模で開催されている各種研修や会議に出席することにより、個々の職員の資質向上を図るとともに、福祉事務所全体のレベルアップを図るための経費	2,043	2,043	事務費を精査し、15%程度削減する	(案案どおり)		事務費を精査し、15%程度削減した上で、継続とする。	
122	障害福祉課	福祉事務所運営費(生活保護法施行費)	18,952	18,952	県民局で実施する生活保護行政がより適切かつ効率的に行えるよう、各種調査や訪問を行うとともに、病気を抱える保護世帯の自立に向けて的確な援助や指導を行うための嘱託医師を雇用するための経費	9,476	9,476	原則のとおり50%削減する	(案案どおり)		事務費を精査し、50%削減した上で、継続とする。	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業(8月27日公表)			最終方針		
				H21～24削減効果果額		見直し内容	削減効果果額		最終見直し内容
				うち一般財源	うち一般財源		うち一般財源	うち一般財源	
123	子育て支援課	家庭児童相談室運営費	15,152	15,152	原則として職員で実施する	15,152	15,152	専門性を考慮し、現行のとおりに継続とする。	
124	子育て支援課	母親クラブ活動促進費	12,666	6,333	原費の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的な参加による地域活動の促進を図るために要する経費	(案案どおり)	(案案どおり)	現行のとおりに継続とする。	
125	子育て支援課	放課後児童健全育成事業費	300,962	150,482	居間保護者のいない小学校低学年の児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの運営補助	(案案どおり)	(案案どおり)	現行のとおりに継続とする。	
126	子育て支援課	児童厚生施設整備費	24,999	801	放課後児童クラブ室の整備に要する経費補助	(案案どおり)	(案案どおり)	現行のとおりに継続とする。	
127	子育て支援課	学童地域支援事業費	25,372	25,372	国庫補助の基準に満たない小規模放課後児童クラブ(5～9人)の運営に対する補助	(案案どおり)	(案案どおり)	開設日数について、国は平成21年度末で基準に満たない特別措置分(開設日数200～249日)を廃止するため、県においても国に準じた措置とする。なお、開設日数250日以上で少人数で国の基準に満たない小規模放課後クラブについては、単県補助を継続することとする。	
128	子育て支援課	おかやま子育て応援宣言企業登録推進事業	10,000	10,000	おかやま子育て応援宣言企業登録推進事業(奨励金)の実施に要する経費	(案案どおり)	(案案どおり)	平成20年度の単年事業であるため、平成20年度で終了とする。	
129	子育て支援課	子育て保育園サポート事業	13,549	13,549	妊娠中及び在宅で4歳未満の子どもを子育て中の家庭が、身近な保育園や幼稚園を「子育て保育園・子育て相談等」として登録し、育児体験、子育て相談等のサポートを受けられるようにするための経費補助	(案案どおり)	(案案どおり)	平成19年度から実施している6市町村については、平成21年度までの3年間の補助とし、平成20年度から実施している3市町については、経過措置として、平成22年度までの3年間の補助とし終了とする。	
130	子育て支援課	一時・特定保育促進事業	62,460	31,230	専業主婦家庭等の育児疲れ解消や保護者の急病、断続的勤務などにより、一時的に保育に欠ける子どもに対する保育を行う保育所に対する経費補助	(案案どおり)	(案案どおり)	現行のとおりに継続とする。	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H20当 197,935		うち 一般財源	見直し内容	戻し額		
								H21~24削減効果額	うち 一般財源	
131	子育て支援課	地域子育て支援拠点事業	98,968	197,935	地域における子育て相談や親子の交流を図る拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るための経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)	うち 一般財源	現行のとおり継続とする。
132	子育て支援課	待機児童解消促進事業	23,085	46,170	保育所を利用していない親子等に保育所を開放し、入所率との交流を図るとともに、保育所に通う子どもが体調不良だが、保護者がすぐ引き取りに來られない場合に、保育所の医務室等で看護師等を活用した緊急対応を図るための経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
133	子育て支援課	被虐待児童自立支援事業	13,933	27,866	入所から退所まで児童に対するきめ細やかなケアを行うために、被虐待児童別対応職員、家庭支援専門相談員を配置するほか、ケア単位の小規模化を図るための専任のユニット担当職員、被虐待児童の心的外傷等のケアを行うための心理療法担当職員を配置するための経費	898	現行のとおり、継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
134	子育て支援課	一時保護所費	9,546	18,395	要保護児童の一時保護業務に必要な経費支弁		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。
135	子育て支援課	一時保護所費	7,538	15,076	要保護児童の一時保護業務に必要な経費支弁(岡山市のみ)	15,076	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(案案どおり)		岡山市の政令市移行に伴い、岡山市が事業実施主体となることから廃止とする。
136	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費(単県医療費)	43,717	43,717	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、市町村が行うひとり親家庭等医療費給付事業に対して補助する経費(岡山市のみ)	43,717	岡山市の政令市移行に伴い、段階的に廃止する	(案案どおり)		岡山市の政令市移行に伴い、段階的に廃止する。
137	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費(単県医療費)	153,979	153,979	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、市町村が行うひとり親家庭等医療費給付事業に対して補助する経費(岡山市以外)		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続とする。

保健福祉部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	うち 一般財源		事業概要	素案(8月27日公表)			最終方針				
				H21~24削減効果額	うち 一般財源		見直し内容	H21~24削減効果額	うち 一般財源	戻し額	うち 一般財源	最終見直し内容		
		保健福祉部計	14,643,847	9,353,061			2,676,902	1,621,614		2,587,243	1,532,185	89,659	89,429	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源	H20当初予算額		H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源
1	産業企画課	地域経済政策推進費	26,851	26,851	地域経済の今後の方向性を的確に捉え地域の強みに合った産業・雇用政策を推進するための地域経済の現状や動向の調査・分析に要する経費	26,851	26,851	(業案どおり)	所要額を精査の上、他の継続予算の範囲内において対応する
2	産業企画課	上海事務所設置費	31,345	31,345	中国及び東南アジアの経済情報の収集や県内企業の現地における活動支援等を行う上海事務所の運営に要する負担金	21,345	21,345	(業案どおり)	現地企業等に業務を委託することによって運営経費の削減を図る一方、現在の事務所が有する役割や機能を可能な限り保持しながら、10,000千円の範囲内で継続する
3	企業立地・物流推進課	岡山空港国際航空貨物利用促進事業	45,209	45,209	岡山空港を利用する国際航空貨物の取扱業者に対する輸送経費の補助等国際航空貨物の集積の促進を図るための経費	45,209	45,209	(業案どおり)	岡山空港への国際航空貨物の集積のため、県内企業に対しては、今後も積極的な働きかけに努めることとし、厳しい財政状況にあってはやむを得ず廃止する
4	企業立地・物流推進課	勝中央工業用水道負担金	19,099	19,099	企業局の勝中央工業用水道事業における負担金への負担			(業案どおり)	義務的な負担であり、現行のとおり継続する
5	企業立地・物流推進課	企業誘致に係る情報収集・提供の強化	26,224	26,224	県内への企業誘致を実現させるための優良な投資情報の取集活動、県の投資環境のPR等のための経費	20,240	20,240	(業案どおり)	厳しい財政状況にあっては削減もやむを得ず、さらに工夫を重ねながら、経費をかけた手法での効果的な企業情報の取集や岡山の立地環境に関する情報発信に努めていくこととする
6	企業立地・物流推進課	企業立地促進補助金交付事業費	821,700	821,700	県内への企業誘致や公的団地への工場等の立地を促進するため市町村が交付する奨励金に対する補助又は企業に対する補助	410,850	410,850	(業案どおり)	改革プラン(案案)において、取り組むこととしていた補助金の平成21年度からの分割支出については、平成22年度以降の認定分からとする 【見直し内容】 企業立地・物流施設誘致促進補助金における市町村営団地・民有地に対する補助率の見直し(新規認定分について従前の率の1/2。ただし、平成20年度まで平成20年度までに立地協定又は補助金認定を行ったものを除く) 大規模工場立地促進補助金における市町村営団地に対する補助率の見直し(新規認定分について従前の率の1/2。ただし、平成20年度までに立地協定又は補助金認定を行ったものを除く) 補助金の分割支出(平成20年度までに立地協定又は補助金認定を行っていないもの、及び平成22年度以降の認定分については5年分割) 特定団地分譲促進補助金の新規認定廃止(終期どおり平成20年度末廃止) 大規模分譲促進補助金の新規認定廃止

産業労働部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針		最終見直し内容
			うち一般財源	うち一般財源		うち一般財源	うち一般財源				
7	企業立地・物流推進課	岡山空港ターミナル線への貸付金	216,161		岡山空港の貨物ターミナル等を設置・管理する岡山空港ターミナル線に対する管理・運営資金の貸付	216,161		平成20年度から既に廃止している	(業案どおり)		岡山空港ターミナル線との調整の上、平成20年度から既に廃止している
8	企業立地・物流推進課	県内企業競争力強化促進補助金	100,000	100,000	県内に工場を有する企業が「ものづくり本拠地」としての集積を高めていくため、他県からの主力生産施設・管理等により設備投資を行った場合の市町村が交付する補助金に対する補助			債務負担行為に基づき継続する	(業案どおり)		債務負担行為に基づき継続する
9	企業立地・物流推進課	石油貯蔵施設立地対策等交付金	213,179		石油貯蔵施設周辺地域の公共施設整備に対する関係市町村への交付金			市町村が国からの交付金を受ける要件として予算計上が必要のため、現行のとおりに継続する	(業案どおり)		市町村が国からの交付金を受ける要件として予算計上が必要のため、現行のとおりに継続する
10	企業立地・物流推進課	電源立地特別補助金	300,000		原子力発電施設所在地の公共施設整備に対する関係市町村への補助			法令により義務づけられているため、現行のとおりに継続する	(業案どおり)		法令により義務づけられているため、現行のとおりに継続する
11	産業振興課	地域資源活用新事業展開支援事業費補助金	11,500	11,500	地域産業の中小企業の組合及び支援機関が実施する地域の中小企業のための支援事業に対する補助	11,500	11,500	官と民との役割分担を踏まえ、組合等に委ねる	(業案どおり)		県内繊維産業の振興のため必要な事業であるが、きらめき岡山創成ファンド事業の活用などを対象団体において検討いただくこととする
12	産業振興課	休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金	13,509	13,509	市町村等が実施する休廃止鉱山鉱害防止事業に対する補助			広域的な県民の安全・安心に關わる事業への補助であり、現行のとおりに継続する	(業案どおり)		休廃止鉱山の鉱害防止事業の実施に必要な補助であり、県民の安全・安心のため県の責務として現行のとおりに継続する
13	産業振興課	ものづくり重点4分野に係る産業クラスター関連	153,861	153,861	ものづくり重点4分野を構成するにミクロ・ハートフル・イノベーションの産業クラスター形成支援等に要する経費	123,861	123,861	ミクロものづくり分野の新製品・新技術創出支援など地域産業の活性化が期待できる事業に特化し、30,000千円の範囲内で継続する	(業案どおり)		新製品・新技術創出支援などによる地域産業の活性化は必要と考えているが、厳しい財政状況にあつては削減もやむを得ず、事業の選択と集中をさらに進め、重点化することにより、30,000千円の範囲内で継続する なお、オプリーク補助金など見直し事業の一部はきらめき岡山創成ファンド事業で対応する また、マテイクテクノにおかやま推進事業費補助金については、自立化に向けた収入確保策の検討や大学等関係機関との協議、現段階での事業の進捗度を鑑み、50%で平成23年度まで継続する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	
14	産業振興課	産学共同研究推進事業費	32,000	5,000	特別電源所在県科学技術振興事業補助金の活用等により大学へ委託し実施するメカニカル分野の産学共同研究に要する経費	5,000	5,000	(業案どおり)		医療産業の振興のため必要な事業であるが、きらめき岡山創成ファンド事業の活用や国の技術開発支援資金の獲得支援を図ることとし、県単独部分の事業委託については廃止する
15	産業振興課	繊維人材育成事業費補助金	10,000	10,000	繊維産業支援機関が実施する中小企業のための人材育成事業に対する補助	10,000	10,000	(業案どおり)		事業終期どおり平成20年度で終了する
16	新産業推進課	ベンチャーの育成	17,260	17,260	起業意欲を持つ者の発掘とそのプランの磨き上げ及び起業後の事業継続・拡大のための販路開拓や資金調達の支援を実施するために要する経費	13,760	13,760	(業案どおり)		ベンチャー育成支援において重要な事業であることは認識しているが、国の支援施策も取り込みながら今後ともベンチャー育成支援が後退しないよう努めることとし、起業化人材の育成を中心に、3,500千円の範囲内で継続する
17	新産業推進課	【産廃税充当事業】バイオマスプラスチック・カレント補助金	10,000	10,000	企業等が実施するバイオマスプラスチックを用いた新製品開発に対する補助	10,000	10,000	(業案どおり)		法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続し、事業終期どおり平成22年度で終了する
18	新産業推進課	【産廃税充当事業】循環型産業クラスター形成促進事業費	37,275	37,275	環境産業の起業化・事業化等に向けた検討を行い「循環型資源活用推進研究会」の開催運営や産業廃棄物の資源化を促進するための新技術・新事業創出に係る委託研究に要する経費	37,275	37,275	(業案どおり)		事業終期どおり平成20年度で終了する
19	新産業推進課	建設業総合支援推進事業費及び建設業相談推進事業費、建設業新分野進出支援対策費補助金	41,631	41,631	建設業者の経営基盤の強化促進を図るための経営・雇用相談の体制整備及び新分野への進出支援に要する経費、建設業者が新分野へ進出するための研修・調査や研究開発・販路開拓・初期投資等に対する補助	41,631	41,631	(業案どおり)		公共事業費の削減による建設業者の厳しい経営環境を考慮し、事業終期まで継続する
20	新産業推進課	【産廃税充当事業】バイオマスプラスチック利用促進事業費	13,682	13,682	バイオマス自動車コンソーシアムの形成や「岡山バイオマスプラスチック研究会」の開催運営、大学研究者等に委託して実施するバイオマスプラスチック製品の新商品化技術開発に要する経費	7,126	7,126	3,192	3,934	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する
21	新産業推進課	【産廃税充当事業】新環境技術市場形成誘導事業費	23,679	23,679	循環資源等を活用した新技術の市場形成の誘導を図るために実施するリサイクル素材・工法等の新製品・新技術の利用・評価検証に要する経費	22,839	22,839	22,335	504	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、平成21年度は80%程度で実施し、平成22年度以降は事業の進捗状況を検証しながら、事業費を段階的に削減する



NO	担当課	事業名	H20当初予算額	案(8月27日公表)			最終方針			
				うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果額		戻し額		最終見直し内容
						うち 一般財源	削減率	うち 一般財源	削減率	
22	新産業推進課	【産務補充当事業】 【業】 バイオエス資源集積基地整備補助金	50,000	25,000	25,000	10,000	10,000	15,000	15,000	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する
23	新産業推進課	【産務補充当事業】 循環型社会形成推進モデル事業 技術開発事業費・施設整備費補助金	93,000	46,500	46,500	18,600	18,600	27,900	27,900	法定外目的税である産業廃棄物処理税を財源として実施している事業であり、事業費を精査した上で、80%程度で継続する
24	経営支援課	中小企業情報化支援事業費	20,525	20,525	20,525	(業案どおり)	(業案どおり)	(業案どおり)	(業案どおり)	産業支援ネットワークを活用するなど(財)岡山県産業振興財団の自主的な取組に委ねる
25	経営支援課	産業支援ネットワーク整備運営事業費	29,853	14,927	14,927	8,956	8,956	5,971	5,971	(財)岡山県産業振興財団が管理する産業支援ネットワークは、県本来の事業として情報ハイウェイを活用し構築した産業情報ポータルサイトであり、市内システム保守管理費と同様に70%で継続する
26	経営支援課	下請企業振興費	73,800	14,760	14,760	(業案どおり)	(業案どおり)	(業案どおり)	(業案どおり)	県内下請企業への影響の軽減を十分に考慮した上で、団体の自助努力に委ね、80%で継続する
27	経営支援課	中小企業組織化支援事業費補助金	130,852	23,405	23,405	13,085	13,085	10,320	10,320	景況悪化に伴う中小企業者への影響に配慮し、平成20年度当初予算額を基準に10%削減することとし、その実施に当たっては、平成23年度まで段階的に行うこととする
28	経営支援課	商工団体小規模事業支援費補助金	1,984,818	358,904	358,904	198,481	198,481	160,423	160,423	景況悪化に伴う中小企業者への影響に配慮し、平成20年度当初予算額を基準に10%削減することとし、その実施に当たっては、平成23年度まで段階的に行うこととする

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H20当 一般財源		H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容 うち 一般財源	H21～24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	
29	経営支援課	パワーアップ商業振興事業	21,498	21,498	商店街等支援のための市町村との連絡会議開催等に要する経費及び市町村が商店街組合、商業者グループ等に補助する商店街等の再生を目的とした事業に対する補助(岡山市以外の補助)	21,498	21,498	(素案どおり)	【見直し内容】 商店街組合等が実施する空き店舗対策、新商人育成、商店街基礎整備等への市町村の補助事業に対する補助の廃止(県補助率 補助対象経費の1/3外) ※なお、岡山市分については、政令市移行に伴う補助廃止について調整済	
30	経営支援課	中小企業向け融資制度金融機関等補助金	427,841	427,841	岡山県中小企業振興資金融資制度により中小企業者向け融資を取り扱う金融機関への利子補助及び岡山県信用保証協会への保証料補助	162,971	162,971	(素案どおり)	現下の景気動向等を注視し、中小企業・団体等への影響が最小限となるよう努めながら、当面1年程度現行の補助を継続し、その後段階的に削減する	
31	経営支援課	新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付金	1,687,500	20,900	従業員100名以下の中小企業に対して設備の貸与・リースを行う貸与機関(財)岡山県産業振興財団)に對する必要な資金の原資貸付金	437,499		(素案どおり)	厳しい財政状況にあっては削減もやむを得ず、県内中小企業への影響の軽減を十分に考慮した上で、県の最低限の役割として新規貸付額の2/3で継続する	
32	経営支援課	中小企業経営革新支援事業推進費	20,900	20,900	中小企業への経営革新計画の策定支援・承認、フォローアップ調査及び指導・助言に要する経費	10,450	10,450	(素案どおり)	県内商工団体等が行う国の地域力連携拠点事業により代替が可能な事業等、県の守備範囲を十分検討した上で、50%で継続する	
33	経営支援課	県中小企業支援センター事業推進費	68,675	68,675	岡山県中小企業支援センターが実施するワンストップ窓口による相談等中小企業育成のための支援事業に対する補助	38,339	38,339	(素案どおり)	県内商工団体等が行う国の地域力連携拠点事業により代替が可能な事業等、県の守備範囲を十分検討した上で、50%程度で継続する	
34	観光物産課	観光キャンペーン推進事業費	40,000	40,000	おかやま観光キャンペーン推進協議会が実施する岡山県の観光地や旬なイベントの魅力を期間限定で集約した観光キャンペーンに対する負担金	40,000	40,000	25,000 25,000 15,000	期間限定のキャンペーンやイベントから脱却し、通年型で着実な集客方法に変更するなど、観光立県戦略に基づき新たな事業を実施するため、15,000千円の予算を確保する ※なお、観光関係予算全体としては、平成20年度予算の1/2程度を確保し、「地域策」の観光・交流拠点おかやまの創造につながる事業の推進に努める	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		業案(8月27日公表)		最終方針					
				うち一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し額	最終見直し内容			
35	観光物産課	岡山県観光連盟助成費	76,847	76,847	(社)岡山県観光連盟が実施する官民が一体となって取り組む必要のある観光事業に対する負担金及び人件費補助	51,847	51,847	官と民との役割分担を踏まえ、人件費補助については廃止し、県単独の団体への負担金については50%削減する	42,659	42,659	9,188	9,188	観光連盟は、本県の観光に関する専門的な団体として、県との密接な連携・協力のもと、この度の観光立県戦略に沿って効果的に事業を展開することが求められていることから、人件費補助については一部を継続しつつ、負担金については段階的に縮減し平成20年度予算の1/2程度を確保する ※なお、観光関係予算全体としては、平成20年度予算の1/2程度を確保し、「地域発」の観光・交流拠点おかやまの創造につながる事業の推進に努める
36	観光物産課	大規模イベント等共催事業費	33,900	33,900	県内外から集客が見込める広域的で全県的な観光振興にも寄与するイベントに対する負担金	16,950	16,950	広域観光効果はあるが、イベントであるため、50%削減する	(業案どおり)	(業案どおり)			厳しい財政状況にあつては削減もやむを得ず、イベント関連経費ということもあり、50%で継続する 【対象イベント】 ・おかやま桃太郎まつり(納涼花火大会) ・おかやま桃太郎まつり(夏) ・おかやま桃太郎まつり(秋) ・おかやま桃太郎まつり(MOMOTAROH FANTASY) ・岡山さくらカーニバル ・ハートランド倉敷 ・くらしき香宵あかり
37	観光物産課	V/C地方連携事業費	12,589	12,589	中国運輸局と中国5県等が一体となつた広域国際観光連携の共同実施に要する経費	4,802	4,802	見直しの観点では原則として民間に委ねるが、外国人観光客誘致を目的とした中四国の連携強化が期待できるため、2/3程度で継続する	4,802	4,802	外国人観光客誘致事業は、改革プラン(案案)においても配慮する分野としており、また、着実な成果も上がつていことから、現行のとおり継続する		
38	観光物産課	観光に関する広域連携・国際観光事業	16,610	16,610	岡山県への誘客を図るための県の魅力を紹介した各種パンフレットの作成・購入及び配布・設置に要する経費、広域的な観光誘客を進めるための近隣府県との連携事業に対する負担金、外国人観光客の誘客促進を図るために全国的な取り組みとして組織した岡山県子地区協議会に対する負担金	13,288	13,288	他県との広域連携等県単独の判断で廃止することが困難な事業など県の最低限の取組について、20%で継続する	8,305	8,305	観光立県戦略に沿って効果的に事業展開することが求められ、また、中四国の拠点性の向上のためにも県として必要な事業と考えており、50%で継続する ※なお、観光関係予算全体としては、平成20年度予算の1/2程度を確保し、「地域発」の観光・交流拠点おかやまの創造につながる事業の推進に努める		
39	労政・雇用対策課	ふるさと岡山就職促進事業	11,303	11,303	Uターン求職登録者に対する求職情報、県内産業の情報提供、県内企業との面接会の設定及び職業相談の実施に要する経費	11,303	11,303	当分の間休止する	(業案どおり)	(業案どおり)	Uターン就職の支援については、国の取組を活用するなど工夫に努めることとし、県事業としては厳しい財政状況にあつてはやむを得ず当分の間休止する		

産業労働部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源	H21～24削減効果額		見直し内容	H21～24削減効果額	見直し内容	
40	労政・雇用対策課	シルバニア人材センター連合会育成・指導・援助	14,307	14,307	(社)岡山県シルバニア人材センター連合会の運営に対する補助及び育成・指導に要する経費	2,920	2,920	民間団体が国の補助を受ける要件として必要なため、事業費を精査した上で、80%程度で継続する	民間団体が国の補助を受ける要件として必要なため、事業費を精査した上で、80%程度で継続する
41	労政・雇用対策課	サテライト相談事業	18,226	18,226	倉敷・津山に設置している相談室(サテライト)の運営に要する経費	2,000	2,000	若年者の就職を支えるために、県の最低限の取組として必要であり、事業費を精査した上で継続する	若年失業者やフリーター等、若年者の就職を支えるセーフティネットとして県の取組が必要と必要とあり、事業費を精査した上で継続する
42	労政・雇用対策課	おかやま若者就職支援センターの運営	40,925	40,925	若年失業者やフリーター等を対象としたカウンセリングから職業紹介までの一貫したサービスをウェブ上で提供する「おかやま若者就職支援センター」の運営に要する経費	6,689	6,689	若年者の就職を支えるために、県の最低限の取組として必要であり、事業費を精査した上で継続する	若年失業者やフリーター等、若年者の就職を支えるセーフティネットとして県の取組が必要と必要とあり、事業費を精査した上で継続する
43	労政・雇用対策課	産業人材育成補助事業	16,332	16,332	(財)岡山県産業振興財団が実施する産業人材育成情報提供事業、中小企業向け人材育成カリキュラム研究・開発事業及びおかやま産業人材育成モデル事業に対する補助	16,332	16,332	産業人材育成のためのカリキュラムの研究開発等が途中段階であり、平成20年度をもって全てを中止することが困難であることから、継続が必要と必要とあり、事業費を精査した上で継続する	産業人材育成のためのカリキュラムの研究開発等が途中段階であり、平成20年度をもって全てを中止することが困難であることから、継続が必要と必要とあり、事業費を精査した上で継続する
44	労政・雇用対策課	認定訓練助成事業費補助金	21,276	10,638	中小企業事業主又はその団体等が知事の認定を受けて設置する職業訓練校の運営費、整備費に対する補助	10,638	5,319	補助事業者が国からの補助を受ける要件として必要なため、50%で継続する	補助事業者が国からの補助を受ける要件として必要なため、補助事業者の校運営への影響を考慮の上、50%で継続する
45	労政・雇用対策課	職業能力開発協会補助金	54,812	27,406	岡山県職業能力開発協会が実施する技能検定及び職業訓練に関する指導・情報提供事業等に対する補助	10,962	5,481	民間団体が国の補助を受ける要件として必要なため、事業費を精査した上で、80%で継続する	民間団体が国の補助を受ける要件として必要なため、事業費を精査した上で、80%で継続する
46	人権・回和対策課	隣保館運営等事業費補助金	164,479	54,828	市町村が実施する隣保館運営等の事業及び隣保館の大規模修繕等整備事業に対する補助	8,061	2,688	市町村が国からの補助を受ける要件として必要なため、施設整備費補助は休止するが、運営費補助は現行のとおり継続する	市町村が国からの補助を受ける要件として必要なため、施設整備費補助は休止するが、運営費補助は現行のとおり継続する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針					
			うち 一般財源			H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	うち 一般財源	戻し額	うち 一般財源	最終見直し内容	
47	人権・同和対策課	人権啓発推進関係事業	121,975	121,975	人権に関するイベントや広報、人権に関わる研修の開催や公正採用選考人権啓発推進員制度の推進等に要する経費	111,975	111,975	法務省からの受託事業に加え、県が最低限、独自の取組が行っている事業について、10,000千円の範囲内で継続する	(業案どおり)			(業案どおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(見直し対象事業)</li> <li>・人権週間啓発事業</li> <li>・「ハーブトル講座」開催事業</li> <li>・「トリック」入啓発事業</li> <li>・人権啓発資料・資料整備事業</li> <li>・人権啓発「パートナーシップ」推進事業</li> <li>・人権啓発推進活動事業費</li> <li>・雇用促進活動事業費</li> </ul>
48	人権・同和対策課	人権啓発受託事業	40,458		法務省の委託を受けて実施する啓発に要する経費			法務省からの受託により実施しているため、現行のとおり継続する	(業案どおり)			(業案どおり)	
産業労働部計			7,457,466	4,825,473		2,506,193	1,836,360		2,248,168	1,578,335	258,025	258,025	

農林水産部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H21～24削減効果額		うち 一般財源	見直し内容	戻し額		
								H21～24削減効果額	うち 一般財源	
1	農政企画課	地域振興事業交付金 農林水産業基盤整備費	714,377	511,877	農業生産基盤整備などの公共事業(市町村営等)のうち、重点支援メニュー(担い手育成、安全安心等)に資するものについて、県費を国庫に上乗せし、補助する経費	218,488	123,312	(葉菜どおり)	葉菜どおりとするが、市町村議会に既に地元負担等の合意が形成されている地区については、平成21年度新規採択地区であっても見直しの適用を戻送ることとする。 なお、補助率は見直すものの、地域格差を是正する観点から、中山間地域の支援については引き続き配慮し、現行どおりの補助率としている。	
2	農政企画課	フレッシュ農産物販売促進事業費	12,000	12,000	関係団体が実施する県産農林水産物や加工品のイメージアップや販売拡大のためのPR活動を支援する経費	3,600	3,600	(葉菜どおり)	継続的な取組が必要なことから、70%の事業費を確保し、事業を継続する。	
3	農政企画課	首都圏情報発信事業費	14,796	14,796	県産農林水産物のブランド化推進を目的に、首都圏での直伝販売事業を実施し、知名度向上や販路拡大等に向けた取組を進めるための経費	7,398	7,398	(葉菜どおり)		
4	農政企画課	ブランド確立輸出促進事業費	14,803	14,803	県産農林水産物のブランド化推進を目的に、海外での直伝販売事業を実施し、新たな市場開拓など輸出入促進に向けた取組を進めるための経費	7,401	7,401	(葉菜どおり)		
5	農政企画課	農林水産行政総合調整費	38,000	38,000	農林水産行政の総合的、効果的な推進を図るため、情報収集、諸調査、計画策定等を実施するための経費	38,000	38,000	(葉菜どおり)		
6	農業総合センター	夢農業おかやま先進技術導入支援事業費	11,200	11,200	農業試験場が開発した新品種や先進的技術等を導入する先駆的な産地に対して、必要な資材、機械、施設等の整備を支援する経費	11,200	11,200	(葉菜どおり)	葉菜どおりとするが、農業試験場が開発した新品種や新技術の普及については、市町村等と連携しながら、濃密な技術指導や他事業の活用などにより、普及スピードが鈍化しないように努める。	
7	農業総合センター	井笠農業普及指導センター実証班実証費	11,509	8,463	試験研究機関等で研究された成果を適応実証するのに必要な経費	11,509	8,463	(葉菜どおり)		
8	農業総合センター	地域農業推進総合指導費	10,619	3,540	普及指導員(農業)の普及指導活動に必要な経費	5,309	1,770	(葉菜どおり)		

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果		見直し内容	最終方針	
				うち 一般財源	H21～24削減効果 うち 一般財源	H21～24削減効果 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源		最終見直し内容	
										うち 一般財源
9	農業総合	普及活動旅費	15,057	5,019	普及指導員(農業)の普及指導活動に要する旅費	7,528	2,509	原則のとおりに50%削減する	(案案どおり)	
10	組合指導	農協検査・指導費	28,266	28,266	農協法に基づき農協検査・経営健全化のための助言・指導を行うための経費	7,070	7,070	検査員配置を精査し、継続する	(案案どおり)	
11	組合指導	農協近代化対策費	45,500	45,500	専門推進員の設置など合併農協における農業経営の組織化、地域との連携等推進する県中央会に對する支援に要する経費	45,500	45,500	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	
12	組合指導	農業経営基盤強化資金	19,109	19,109	農業経営改善に取り組み認定農業者が借り入れた資金にして市町村補助経費	0	0	債務負担行為に基づき継続する	(案案どおり)	
13	組合指導	農業近代化資金 利子補給金 ほか	38,263	37,651	国のガイドライン等による農業制度資金について県が利子補給するた めに要する経費	0	0	債務負担行為に基づき継続する	(案案どおり)	
14	農業経営	担い手育成財団 組織拡充費	10,093	10,093	青年農業者等の確保育成のため、岡山県就農促進方針で県内唯一の育成センターとして指定された担い手育成財団を育成強化するための経費	5,046	5,046	原則のとおりに50%削減する	(案案どおり)	
15	農業経営	就農・就業相談 窓口整備事業費 (育成センター)	13,459	13,459	青年農業者等の確保育成のため、岡山県就農促進方針で県内唯一の育成センターとして指定された担い手育成財団が実施する各種就業支援事業を支援するための経費	6,729	6,729	原則のとおりに50%削減する	(案案どおり)	
16	農業経営	担い手経営革新 支援事業費	11,237	11,237	認定農業者を対象とした経営分析・診断や研修会を実施するとともに、民間専門家と連携した濃密な経営指導を実施するための経費	5,618	5,618	事業費を精査し、50%で継続する	(案案どおり)	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針			
			うち 一般財源	17,820		うち 一般財源	8,910	H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額
17	農業経営課	担い手総支援助事業費 (県協議会事業)	17,820	17,820	担い手支援の窓口である「担い手育成総合支援協議会」が実施する担い手の確保・育成に関する事業に対して支援する経費	8,910	8,910	(素案どおり)			素案どおりとするが、今後は担い手確保対策事業の再構築や他事業の活用などにより、できる限り必要な事業費の確保に努める。
18	農業経営課	新規就農研修事業費	23,910	23,910	農協等が実施する認定就農者等を対象とした実践的な研修等について、市町村と連携し研修費を支援する経費	23,910	23,910			10,080	本年度就農研修を受けることを決めた者への支援は平成22年度まで継続するとともに、平成23年度以降もターゲット層などへの支援を継続するなど、引き続き新規就農者等の確保・定着に努める。
19	農業経営課	認定農業者経営展開リース事業費	24,450	24,450	農業者等が水田農業の経営規模拡大を行う場合、農業機械のリース導入を支援する経費	24,450	24,450			12,250	引き続き、50%程度の事業費を確保し、認定農業者の育成・確保と規模拡大を支援する。
20	農業経営課	集落営農育成・強化サポート事業費	38,000	38,000	小規模農家も参加できる集落営農の育成に向けて、支援体制整備、リーダー育成、合意形成、規模拡大に必要な機械整備等、集落組織の発展段階に応じた支援を市町村と連携して行う経費	17,000	17,000	(素案どおり)			素案どおりとするが、今後は担い手確保対策事業の再構築や他事業の活用などにより、できる限り必要な事業費の確保に努める。
21	農業経営課	農作物鳥獣害防止対策事業費	40,500	40,500	市町村が実施する被害防止施設(防護柵等)や、先進的被害防止策(接近警戒システム)の整備、及びインセンシブ、シカ等の許可捕獲を支援する経費	11,500	11,500	(素案どおり)			素案どおりとするが、平成20年2月に「鳥獣被害防止特措法」が施行され、国において被害防止施設等への補助事業が創設されており、この補助事業も有効に活用し、効果的な被害対策に努めていただくこととする。
22	農業経営課	農地保有合理化推進体制整備費	10,946	5,461	農地保有合理化法人が行う合理化促進事業(農地等の売買等の業務)の啓発宣伝等を支援するため	0	0	(素案どおり)			
23	農業経営課	農地保有合理化推進事業特別強化費	10,566	10,566	合理化促進事業(農地等の売買等の業務)を実施する農地保有合理化法人の体制強化を支援するため	10,566	10,566	(素案どおり)			
24	生産流通課	売れる岡山米づくり推進事業費 (関係団体支援経費)	14,740	14,740	地域農業の構造改革を推進するため、地域水田農業ビジョンの策定や国の施策浸透を行う関係団体を支援するための経費	14,740	14,740	(素案どおり)			



NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源	見直し内容		H21～24削減効果額	見直し額	最終見直し内容	
25	生産流通課	生産調整推進費(農業団体等指導推進費)	23,120	23,120	米政策改革大綱を踏まえ、農業団体が行う需給調整シナジーの円滑な移行の推進を支援する経費	4,624	4,624	事業費を精査し、20%削減する	事業どおり、県の財政状況や全国の支援状況を勘案し、20%削減する。
26	生産流通課	生産調整推進費(市町村推進費)	92,420	92,420	米の需給調整シナジーの実効性を確保するため、市町村が行う需給調整業務を支援する経費	24,140	24,140	3/4程度の事業費を確保し、継続する	事業どおり 3/4程度の事業費を確保し、継続する
27	生産流通課	元気おかやま野菜産地形成事業費	18,979	18,979	戦略推進品目(ナス、トマト等)、加工業務用品目(たまねぎ、キャベツ等)の生産条件整備や販路拡大への取組を支援する経費	9,489	9,489	50%の事業費を確保し、継続する	事業どおり 50%の事業費を確保し、継続する
28	生産流通課	水田営農推進事業費	28,600	28,600	米・麦・大豆等の土地利用型作物の生産等に必要となる施設・機械整備を支援する経費	14,300	14,300	50%の事業費を確保し、継続する	事業どおり 50%の事業費を確保し、継続する
29	生産流通課	ぐんもの王国おかやま確立事業費	149,000	149,000	「おかやま夢白桃」、「オーロララブリッツ」等の生産拡大、生産安定、品質向上を図るための取組を支援する経費	74,500	74,500	50%の事業費を確保し、継続する	事業どおり 50%の事業費を確保し、継続する
30	生産流通課	おかやま有機無農薬農産物認定事業費	14,500	14,500	農業・化学肥料を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認定業務等を農業開発研究所へ委託するための経費	5,000	5,000	事業費を精査し、2/3程度で継続する	事業どおり 事業費を精査し、2/3程度で継続する
31	生産流通課	生産調整推進費(県調整推進費)	10,604	10,604	米政策改革大綱を踏まえ、需給調整シナジーの円滑な移行を推進するため、米の生産調整方針の策定指導等に要する経費	5,302	5,302	原則のとおり50%削減する	事業どおり 原則のとおり50%削減する
32	生産流通課	元気おかやま園芸産地づくり事業費	34,670	34,670	もも、スイートピーなどのブランド品目、及び将来性のある品目に絞り、生産拡大、品質向上、PR販売対策を総合的に支援するための経費	34,670	34,670	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	事業どおりとするが、今後は生産振興対策事業の再構築や他事業の活用などにより、できる限り必要な事業費の確保に努める。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針	
			うち 一般財源	51,000		うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果額	見直し内容
33	生産流通課	ピオーネ王国おやかやま創造事業費	51,000	51,000	省力化・品質向上対策として実施する施設・機械整備や販路拡大対策を支援する経費	51,000	51,000	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案どおり) 最終見直し内容 事業どおりとするが、今後は生産振興対策事業の再構築や他事業の活用などにより、できる限り必要な事業費の確保に努める。
34	生産流通課	都道府県野菜生産出荷安定基金(価格安定事業)	24,998	24,998	市場に出荷された野菜の平均販売価格が保証基準額を下回ったときに支給される価格差補給交付金の資金負担を国、生産者とともに1/3の経費(大規模野菜産地指定分)	0	0	野菜の安定供給のため、全国で実施されている事業であることから、継続する	(案どおり)
35	生産流通課	特定野菜等供給地育成価格差補給事業費(価格安定事業)	10,105	10,105	市場に出荷された野菜の平均販売価格が保証基準額を下回ったときに支給される価格差補給交付金の資金負担を国、市町村、生産者等とともに1/3の経費(中規模野菜産地指定分)	0	0	野菜の安定供給のため、全国で実施されている事業であることから、継続する	(案どおり)
36	生産流通課	岡山県野菜価格安定対策事業費(価格安定事業)	23,489	23,489	市場に出荷された野菜の平均販売価格が保証基準額を下回ったときに支給される価格差補給交付金の資金負担を市町村、生産者等とともに1/3の経費(単県制度)	7,829	7,829	事業を精査し、1/3程度削減する	(案どおり) 案どおりとするが、全国の取組状況を勘案し、県負担を1/3に引き下げるものである。
37	生産流通課	野菜生産者総合推進対策事業費	125,000	0	野菜生産者が行う施設整備に対する支援に要する経費	0	0	現行のとおり継続する	(案どおり)
38	畜産課	おやかやま和牛銘柄推進特別事業費	10,000	10,000	おやかやま和牛肉の銘柄推進のため肉銘柄推進協議会を支援する経費	10,000	10,000	原則のとおり廃止する	(案どおり) おやかやま和牛肉の銘柄化について一定の成果が得られたことから、廃止するとしていたが、今後は安全安心対策の広報活動等に絞り込み、事業を実施することとする。
39	畜産課	自衛防疫強化総合対策事業費	12,813	8,290	畜産者自らが実施する伝染病発生予防措置を支援するための経費	4,672	4,672	国庫補助事業については継続するが、県単独の補助事業については廃止する	(案どおり)
40	畜産課	肉畜流通合理化事業費等	38,477	38,477	県営食肉市場における肉豚の安定業務のために、業荷のインセンティブとして予約相対取引を行った場合に交付する出荷者への奨励金等	12,677	12,677	事業を精査し、1/3程度削減する	(案どおり)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)			最終方針				
			うち 一般財源			H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	見直し額	最終見直し内容			
41	畜産課	酪農大高校運営費補助金 教育改善費補助金	93,597	93,597	酪農大高校の運営、教育事業及び施設修繕を支援するための経費	93,597	93,597	自主的な運営を促し、県支援のあり方を見直す	(事業どおり)				事業どおりとするが、今後は酪農大高校に対して、自主財源の確保、運営費の一層の削減、構成県や関係団体に対する支援要請等、自主的な運営の実現に向けた取組を促すとともに、県としてもこれらの取組に対してできる限りの協力を行うこととする。
42	畜産課	畜産経営技術高度化促進事業費	11,878	11,878	経営改善に優れた経営体を育成するために、畜産農家に対して専門家による支援指導や経営に関する情報の提供等を行うための経費	5,733	5,733	事業費を精査し、50%程度で継続する	(事業どおり)				
43	畜産課	生産性向上対策事業費	12,579	6,401	家畜の生産性を阻害する疾病群について、発生動向を把握し、対策の検討、普及を図るための経費	3,773	1,920	事業費を精査し、70%で継続する	(事業どおり)				
44	畜産課	畜種牛群整備事業費	22,879	22,879	和牛改良の基礎となる畜種素材牛の維持確保を図るとともに、受胎卵移植技術の活用により効率的な優良雌牛群の整備を推進するための経費	10,705	10,705	事業費を精査し、50%程度で継続する	(事業どおり)				
45	畜産課	肉豚価格安定事業費 (価格安定事業)	12,325	12,325	肉豚の標準取引価格が保証基準価格を下回った場合に生産者に補てん金を交付するための生産者積立金に対する助成経費	0	0	現行のどおり継続する	(事業どおり)				
46	畜産課	肉用牛肥育経営安定対策事業費 (価格安定事業)	18,579	18,579	肉用牛の平均推定所得が基準家賃労働費を下回った場合に生産者に補てん金を交付するための生産者積立金に対する助成経費	0	0	現行のどおり継続する	(事業どおり)				
47	畜産課	鶏卵価格等安定対策事業費 (価格安定事業)	49,000	49,000	鶏卵の標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合に生産者に補てん金を交付するための生産者積立金に対する助成経費	0	0	現行のどおり継続する	(事業どおり)				
48	畜産課	食肉市場整備事業 県價利子償還費	134,959	134,959	県営食肉地方卸売市場整備に係る県價利子償還に対する繰出金	31,796	31,796	現行のどおり継続する (償還計画どおり)	21,776	21,776	10,020	10,020	現行のどおりとするが、平成20年度での整備費を加味し、償還計画を変更する。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	
49	畜産課	食肉市場整備事業 県債元金償還費	341,060	341,060	県営食肉地方卸売市場整備に係る 県債元金償還に対する繰出金	△ 209,583	△ 209,583	(素案どおり)		
50	畜産課	家畜ふん尿処理 システム化施設 設置事業費	10,000	10,000	市町村、農協、任意組合等が行う 家畜ふん尿処理施設の整備を支援 するための経費	10,000	10,000	(素案どおり)		
51	畜産課	【産廃処理当 業】 たい肥を活用！ おかやまブランド 農産物成環事業 費(散布組織支 援)	13,155	13,155	良質なたい肥を活用した有機農産 物の生産拡大を図るたい肥散布組 織の活動を支援する経費	13,155	13,155	(素案どおり)		素案どおりとするが、本事業はモデル的に実施し たものであり、今後はこれらの成果を踏まえ、関係 団体等との連携のもと、たい肥散布作業受託組織 をホームページで紹介するなど、たい肥の円滑な 流通促進に努める。
52	畜産課	乳用牛群総合改 良推進事業費	16,331	16,331	優良乳用種雄牛の選抜、乳用雌牛 の能力検定・繁殖管理等の実施に 対する支援に要する経費	2,750	2,750	(素案どおり)		素案どおりとするが、効果的な飼養管理による酪 農経営の安定を図ることが必要であることから、 検定方法の変更や回数削減などを先行し、事業を 実施する。
53	畜産課	家畜伝染病予防 費	74,236	26,253	家畜伝染病の発生予防及びまん延 防止のための検査や防疫対策(注 射、消毒等)を行うための経費	1,218	1,218	(素案どおり)		
54	畜産課	畜産の里育成強 化対策事業費	87,500	0	畜産農家が行う施設(畜舎等)整備 の支援に要する経費	0	0	(素案どおり)		
55	耕地課	国営造成施設管 理体制整備促進 事業費	18,282	6,094	国営造成施設及びこれと一体不可 分な国営附帯県営造成施設の管 理主体(土地改良区)への維持管 理支援に要する経費	6,094	6,094	(素案どおり)		事業最終期の平成21年度までは継続することとし、 平成22年度から廃止する。
56	耕地課	土地改良施設維 持管理適正化事 業費	39,000	39,000	土地改良施設の整備補修のため、 施設の維持管理者が行う修繕経費 積立金の一部を補助するための経 費	15,600	15,600	(素案どおり)		素案どおりとするが、平成20年度において、県営 で造成した土地改良施設の老朽化調査や改修履 歴のデータベース化を行っており、これをもとに最 適なタイミングを判断し、効果的な修繕を実施す る。

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針		最終見直し内容
				うち 一般財源	事業概要	うち 一般財源	見直し内容		H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源	
57	耕地課	土地改良施設修繕保全事業費	13,650	2,730	国又は県が造成した農業水利施設の長寿命化を図るための的確な施設の機能診断・機能保全対策、劣化防止のための修繕工事等に要する経費	6,825	1,365	事業(修繕)計画を見直し、原則のとおり50%削減し、着実に実施する	(事業どおり)	事業どおりとするが、平成20年度において、県営で造成した土地改良施設の老朽化調査や改修履歴のデータベース化を行っており、これをもとに最適なタイミングを判断し、効果的な修繕を実施する。	
58	耕地課	基幹水利施設管理事業費	38,512	19,096	国営事業で造成した基幹水利施設(空田渡寺間排水機場、藤田大曲市町村)に対して管理経費を支援するための経費	4,030	1,993	事業(修繕)計画を見直し、修繕経費について原則のとおり50%程度削減し、着実に実施する	(事業どおり)	事業どおりとするが、施設の老朽程度や改修履歴のデータベースをもとに、最適なタイミングを判断し、効果的な修繕を実施する。	
59	耕地課	新田原井堰等維持管理費	145,118	46,255	新田原井堰の操作及び維持管理を行う経費	27,188	8,156	事業(修繕)計画を見直し、修繕経費について原則のとおり50%程度削減し、着実に実施する	(事業どおり)	事業どおりとするが、施設の老朽程度や改修履歴のデータベースをもとに、最適なタイミングを判断し、効果的な修繕を実施する。	
60	耕地課	児島瀧縮切堤防等維持管理費	323,389	102,701	児島瀧縮切堤防等の操作及び維持管理を行う経費	16,175	4,853	事業(修繕)計画を見直し、修繕経費について原則のとおり50%程度削減し、着実に実施する	(事業どおり)	事業どおりとするが、施設の老朽程度や改修履歴のデータベースをもとに、最適なタイミングを判断し、効果的な修繕を実施する。	
61	耕地課	土地改良調査計画費	10,000	5,000	公共事業(土地改良事業)の計画策定経費	3,000	1,500	事業費を精査し、30%削減する	(事業どおり)	事業どおりとするが、この削減は公共事業の縮減に伴う進度調整を実施するものである。	
62	耕地課	農村振興総合整備事業計画費(美作)	10,000	2,500	公共事業(土地改良事業)の計画策定経費	3,000	750	事業費を精査し、30%削減する	(事業どおり)		
63	耕地課	農業水利施設活性化基礎調査費	16,573	14,773	農業用水の水質調査や施設の現状調査、水利権の更新を迎える地区の現地調査等を行うための経費	3,600	1,800	水質調査は廃止するが、水利権更新のための現地調査等は、現行のとおり継続する	(事業どおり)		
64	耕地課	換地処分清算金	200,000	0	ほ場整備等の土地の形質変更に伴う土地評価の変動を調整するための清算金	0	0	現行のとおり継続する	(事業どおり)		

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容	
					H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額			戻し額
							うち 一般財源	うち 一般財源		
65	耕地課	小規模基盤整備 事業助成費	143,325	農林漁業金融公庫から小規模基盤 整備事業(区画整理)に要する費用 を借り入れた者の償還を助成する 経費	33,073	債務負担行為に基 づき継続する (新規採択は廃止 済)	33,073	うち 一般財源		
66	耕地課	小規模ため池補 強事業助成費	720,787	農林漁業金融公庫から小規模ため 池補強事業に要する費用を借り入 れた者の償還を助成する経費	55,523	債務負担行為に基 づき継続する 平成21年度以降の 新規採択地区から補 助率等を見直す	55,523	うち 一般財源	3年間の経過措置を設け、補助率の見直し(65% →50%)の適用を平成24年度からとする。	
67	耕地課	農地・水・環境保 全向上対策共同 活動支援事業費	132,875	地域住民が共同して農地・農業用 水等の資源を良好に保全する取組 を支援するための経費	15,651	全国で実施されてい る事業であり、事業 費を精査し、90%程 度で継続する	15,651	うち 一般財源	素案どおりとするが、本年度の交付実績から今後 の交付見込額は確保可能と考える。	
68	耕地課	農用水水源 地保全対策事業 費	12,000	良質な農用水の安定的な供給を 確保するため、農用水水源地に おいて調査等を実施する経費	0	現行のとおり継続す る	0	うち 一般財源		
69	農村振 興課	農業会議組織等 活動事業費等	14,798	県農業会議が実施する農業委員会 委員、職員に対する講習、各種調 査、情報提供等を支援する経費	7,898	原則のとおり50% 程度削減する	7,898	うち 一般財源	素案どおりとするが、県農業会議の運営効率化を 促していくこととする。	
70	農村振 興課	経営構造対策事 業(経営構造コンダ クター設置費)	15,000	経営構造対策事業等の円滑な実 施や実施地区に対する経営管理指 導を行うために、県経営構造対 策協議会が実施する経営構造コ ンダクター設置を支援する経費	15,000	職員で実施する	13,760	うち 一般財源		
71	農村振 興課	中山間地域等直 接支払基金積立 金	556,335	中山間地域等直接支払対策事業 の事業原資(国庫)の積立	0	現行のとおり継続す る	0	うち 一般財源		
72	農村振 興課	中山間地域等直 接支払交付金	1,224,866	集落協定又は個別協定の合意に 基づき、5年以上継続して農業生産 活動を行う農業者等に市町村経由 で交付金を交付するために必要な 経費	412,955	全国で実施されてい る事業であり、現行 のとおり継続する	0	うち 一般財源		

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針		最終見直し内容
				うち 一般財源	H21～24削減効果額 うち 一般財源		戻し額 うち 一般財源	最終見直し内容	
73	農村振興課	農業委員会費(委員手当、職員設置費等)	113,854	827	827	単價算業分は廃止するが、それ以外は継続する	(案案どおり)		
74	農村振興課	農業会議費(会議員手当、職員設置費)	12,811	0	0	現行のとおり継続する	(案案どおり)		
75	農村振興課	経営構造対策事業費	18,751	0	0	現行のとおり継続する	(案案どおり)		
76	農村振興課	中山間地域等直接支払推進事業費(市町村事務費)	19,555	0	0	現行のとおり継続する	(案案どおり)		
77	農村振興課	新山村振興等農林漁業特別対策事業費	51,455	0	0	現行のとおり継続する	(案案どおり)		
78	水産課	漁業振興特別対策事業費	43,000	13,000	13,000	70%の事業費を確保し、継続する	(案案どおり)		案案どおりとするが、事業の緊急性や必要性を考慮した上で事業を着実に実施していく。
79	水産課	漁業経営構造改善事業費	39,534	6,804	6,804	国庫補助に上乗せしている県補助金は廃止する	(案案どおり)		案案どおり、県の財政状況を勘案し、国庫補助への奨励的な上乗せ補助は廃止する。
80	水産課	市町村漁港事業指導監督費	11,525	5,763	1,567	事業費を精査し、17840%程度削減する	(案案どおり)		

農林水産部  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	0		うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額	うち 一般財源	
81	水産課	漁港高度利用対策事業費	10,000	0	漁船の安全な航行を図るため、市町村が実施する漁港内の維持浚渫事業に対する支援経費	0	0	0	0	(素案どおり)
82	林政課	森林組合経営改善事業資金貸付金	10,000	0	原木しいたけ、乾しいたけの生産振興を図る団体に對する単年度貸付金(有利子)	0	10,000	0	0	(素案どおり)
83	林政課	おかやま木の住まい普及事業費	80,000	67,850	県産材の需要拡大を図るため、県産材を一定量以上使用して木造住宅を建築する者に対して、県産材の使用量に応じて30万円~50万円の助成を行うために必要な経費	40,000	33,925	40,000	33,925	(素案どおり)
84	林政課	松くい虫防除事業費(伐倒駆除等対策)	24,850	24,850	空中又は地上から行う薬剤散布や、被害木の伐倒など総合的な松くい虫防除対策を実施し、被害の早期終息による森林の保全を図るための経費	24,850	24,850	24,850	24,850	(素案どおり)
85	林政課	松くい虫防除事業費(予防対策)	46,582	46,582	空中又は地上から行う薬剤散布や、被害木の伐倒など総合的な松くい虫防除対策を実施し、被害の早期終息による森林の保全を図るための経費	13,974	13,974	13,974	13,974	(素案どおり)
86	林政課	林業振興基金事業費	575,400	100,000	林業労働力の安定的な確保等を図るために設けられた、(財)岡山県林業振興基金に対する出捐及び運用・事業資金の貸付	100,000	100,000	100,000	100,000	(素案どおり)
87	林政課	森林整備地域活動支援基金	182,213	0	事業原資(国庫)の積立経費	0	0	0	0	(素案どおり)
88	林政課	岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金積立金	244,521	0	基金運用益の積立金	0	0	0	0	(素案どおり)



NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針	
			うち 一般財源			うち 一般財源			H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源
89	林政課	おかやま森づくり 県民拠基金積立 金	560,458	560,184	森づくり県民拠を基金へ積み立てる経費	0	0	現行のとおり継続する	(案案どおり)	
90	林政課	岡山県造林事業 等特許繰出金	1,462,744	162,206	県営林維持管理(管理費、県償元利償還費)及び公社の経営改善に要する経費	23,694	23,694	県営林の維持管理経費について、事業計画を精査し、70%の事業費を確保した上で継続する	(案案どおり)	
91	林政課	低コスト森林整備 促進事業費	15,500	15,500	森林所有者に対し、積極的に森林整備を働きかけ施策意欲を喚起し、施策の団地化・集約化により、生産性の向上を図りつつ、県産材の安定供給体制づくりを推進する森林組合等の取組を支援する経費	15,500	15,500	事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	
92	林政課	【森づくり県民拠 充当事業】 水源の森整備事 業費	27,285	0	県民の体験学習や憩いの場として、鎮野町上桑原地区に森林公園を新たに整備するための経費	27,285	0	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	
93	林政課	森林情報電子ータ 整備費	39,400	19,700	森林簿台帳、森林計画図等の森林資源情報等のデジタル化を図るための経費	39,400	19,700	事業最終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	電子ータ整備が当初見込みより早期に完了するため、平成20年度で終了する。
94	林政課	冷夏、長雨緊急 対策元利償還助 成事業	80,122	80,122	冷夏、長雨の被害地域での保育事業等に必要な経費を農林漁業金融公庫から借り受けた者に対し、事業費の6/10を限度として元利償還の助成を行うための経費	62,365	62,365	債務負担行為に基 づき継続する (新規採択は廃止 済)	(案案どおり)	
95	林政課	大規模林道事業 負担金	216,416	216,416	大規模林道事業開闢林道事業の豪 施に伴う県負担金(平成37年度ま で)	36,041	36,041	債務負担行為に基 づき継続する	(案案どおり)	
96	林政課	森林調査費	13,868	13,868	森林法に基づき地域森林計画の樹 立・変更に伴う森林調査に要する 経費	4,160	4,160	全国で実施されてい る事業であり、事業 費を精査し、70%で 継続する	(案案どおり)	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容	
			うち 一般財源	H21~24削減効果額		うち 一般財源	見直し内容	戻し額			
								うち 一般財源	うち 一般財源		
97	林政課	森林整備地域活動支援交付金	272,250	90,750	事業者等による森林の施業、経営の集約化に必要な情報収集活動、所有者等による施業実施区域の明確化及び歩道の整備など地域活動の支援に要する経費	54,450	18,150	0	54,450	18,150	協定の締結状況等を勘案し、現行のとおり継続する。
98	林政課	【森づくり県民税 充当事業】 ニューフォレスト タワー育成支援事業費	12,000	0	林業就業者の育成と定着化を図るため、林業専業体が行う職場内研修を支援する経費	0	0	(業案どおり)			
99	林政課	【森づくり県民税 充当事業】 おかやまの木で つくる快適環境 整備促進事業費	20,000	0	市町村等が、県産材を利用した公共施設等の床・壁、学童用机、木製遊具等の整備を行う場合の支援に要する経費	0	0	(業案どおり)			
100	林政課	【森づくり県民税 充当事業】 ニューフォレスト タワー創造事業費	28,870	0	森林施業技術の習得を県、市町村の管理する森林利用施設の整備により行わせるための経費	0	0	(業案どおり)			
101	治山課	森林保全巡視費	50,963	49,017	森林保護巡視員を配置し、森林パトロールを行い、保安林内等での林火発生等の違反防止など森林の適正な管理と山火事防止を図るための経費	50,963	49,017	(業案どおり)			
102	治山課	治山施設維持管理費	32,962	962	県管理の治山施設の補修、改良、応急工事、点検調査を行うための経費	16,481	481	(業案どおり)			
103	治山課	【森づくり県民税 充当事業】 風倒木危険箇所 解消促進事業費	19,138	0	放置されている風倒木危険箇所等において、森林機能回復のために行う二次災害防止や広葉樹林化施策を支援する経費	19,138	0	(業案どおり)			
104	治山課	【森づくり県民税 充当事業】 風倒木等活用治 山施設整備費	20,000	0	生活環境保全林など入り込み者が多く展示効果の高い箇所において、風倒木等を活用した治山施設(落石防護柵、遊歩道等)を整備するための経費	20,000	0	(業案どおり)			

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	農 終 方 針		最終見直し内容	
				うち 一般財源	事業概要	うち 一般財源	見直し内容		H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源		
105	治山課	保安林損失補償金	19,426	18,050	保安林の指定により、森林所有者等が通常要する損失を補償するための経費	0	0	全国で実施されている事業であり、現行のとおりに継続する	(事業どおり)			
106	治山課	間伐生産基礎整備専業費	17,399	0	高性能林業機械の導入を支援する経費	0	0	現行のとおりに継続する	(事業どおり)			
107	治山課	未整備森林緊急公的整備モデル事業費	45,000	0	既存の国庫補助事業の対象とならない高齢級(46～60年生)の森林を中心に所有者による自主的な整備が進まない未整備森林の間伐を支援する経費	0	0	現行のとおりに継続する	(事業どおり)			
108	治山課	【森づくり県民税 充当事業】 森づくり作業道整備専業費	36,950	0	間伐等の森林施業に必要な作業道の間伐・補修を支援するための経費	0	0	現行のとおりに継続する	(事業どおり)			
109	治山課	【森づくり県民税 充当事業】 CO2吸収源対策緊急間伐事業費	138,000	0	経営を放棄した森林所有者に代わって間伐を実施する森林組合を支援するための経費	0	0	現行のとおりに継続する	(事業どおり)			
110	治山課	【森づくり県民税 充当事業】 森林機能強化事業費	148,343	0	国庫補助の対象とならない奥地林等の間伐を支援するための経費	0	0	現行のとおりに継続する	(事業どおり)			
農林水産部計			11,150,728	5,449,253		1,505,975	1,195,474		1,416,585	1,142,384	89,390	53,090

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針			
			うち 一般財源	69,541		見直し内容	H21~24削減効果額		戻し額	最終見直し内容	
							うち 一般財源	69,541			うち 一般財源
1	監理課	瀬戸大橋開通20周年記念事業費	69,541	69,541	開通20周年を迎えた瀬戸大橋の記念イベント、キャンペーン等を行うための経費	69,541	69,541	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	事業どおり、事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	
2	監理課	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構構造出資金	2,651,939	939	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金			現行のとおり継続する	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する	
3	監理課	建設業適正化推進点検事業費	10,824	202	経営事項審査業務及び建設業許可関係業務の補助を行う嘱託員の人件費等	10,824	202	原則として職員で実施する	10,824	202	業務処理に専門的知識等を要することから、現行のまま継続する
4	技術管理課	電子入札システム機能拡充整備費	12,341	12,341	公共工事発注過程の透明性の向上、入札事務の省力化、入札参加者の負担軽減を図るために整備した電子入札共通基盤システムの保守管理経費	3,702	3,702	保守管理費を見直し、30%削減する	(案案どおり)	案案どおり、保守頻度等の見直しを行うことにより、原則どおり30%程度の経費削減を図る。	
5	用地課	道路等用地取得費繰出金	1,000,000		公共事業用地の先行取得に必要な資金を特別会計に繰り出すもの			現行のとおり継続する	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する	
6	道路建設課	橋りょう長寿命化対策費	23,160	23,160	老朽化した橋りょうの長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストを低減させることを目的として、適切な点検を行い現状把握及び評価を実施するとともに、評価に基づく補修・補強計画を策定し、適切な計画管理が可能となるシステムを開発するための経費	23,160	23,160	事業最終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	案案どおり、事業最終期の平成21年度まで実施した上で終了する	
7	道路建設課	道路施設長寿命化対策事業費(橋梁緊急修繕)	88,000	9,000	道路施設が急速に高齢化していく中、社会資本のストックを有効かつ効率的に活用することとして、道路橋りょうの長寿命化を図るための緊急改修に要する経費	88,000	9,000	事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	案案どおり、事業最終期の平成22年度まで実施した上で終了する	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)			最終方針		
			うち 一般財源			H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	最終見直し内容	
8	道路建設課	一般道路事業調査費(道路建設費分)	64,000	64,000	道路・橋りょうの新設・改良に係る国庫補助環境の予算調査等に要する経費	22,000	22,000	事業費を精査し、1/3程度削減する	(案案どおり)	(案案どおり)	案案どおり、一部調査の進捗調整を図ることにより、1/3程度の経費削減を図る
9	道路建設課	市町村道路事業指導監督費	18,000		市町村が国庫補助を受けて実施する道路事業の指導・監督に要する経費			現行のどおり継続する	(案案どおり)	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する
10	道路建設課	道路関係受託事業費(市町村道等質的改良)	18,000		道路改築等の事業実施に併せて、市町村等からの委託を受けて道路関係工事を実施するための経費			現行のどおり継続する	(案案どおり)	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する
11	道路建設課	おかやまアダプト推進事業費(助成分)	28,770	28,770	県管理道路・河川、海岸及び公園の一定区域を養子(アダプト)とみなして、清掃、緑化管理等を行う団体活動への助成	13,410	13,410	活動団体に対する補助上限を1/2とするこにより、事業費を削減する	13,410	13,410	協働の精神やアダプト事業の効果に鑑み、現行のまま継続する
12	道路建設課	おかやまアダプト推進事業費(サイン設置等)	17,676	17,676	アダプト実施に伴うアダプトサイン設置・保険加入、安全資材購入、バビネット作成等に要する経費	14,866	14,866	県によるアダプトサインの設置及びバビネット作成を取りやめることにより、事業費を削減する	(案案どおり)	(案案どおり)	案案どおり、アダプト実施に伴う保険加入経費、安全資材購入費を確保しつつ、県によるアダプトサインの設置及びバビネット作成を取りやめることにより、事業費を削減する
13	道路建設課	雨量表示機能付情報板整備事業費	17,100	1,100	異常気象時、通行規制を実施する区間の前後に、雨量情報を提供する施設をモジュール的に整備するための経費	17,100	1,100	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	(案案どおり)	案案どおり、事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する
14	道路建設課	快適歩行空間整備事業費(歩道等のUD化)	15,900	1,900	乗降客の多い駅につながる県管理道路をモデルとして、地域住民・市町村と協働で重点整備を実施し、より快適な歩行空間を創設するための経費	15,900	1,900	他事業で対応する	(案案どおり)	(案案どおり)	平成21年度終了事業であるが、案案どおり、本年度をもって終了することとし、残事業は他事業で対応する
15	道路建設課	快適歩行空間整備事業費(緑空間の改善)	65,000	2,000	乗降客の多い駅につながる県管理道路をモデルとして、地域住民・市町村と協働で重点整備を行うとともに、効果的な環境改善を実施し、より快適な歩行空間を創設するための経費	65,000	2,000	事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	(案案どおり)	案案どおり、事業最終期の平成20年度まで実施した上で終了する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	H20当予算額		うち 一般財源	見直し内容	戻し額		
								うち 一般財源	H21~24削減効果額	
16	河川課	洪水情報等提供 推進事業費	25,254	25,254	県民が容易に洪水情報を得ることができ、体制を強化するため、水位情報提供地域の拡充、重要水防箇所の指定、わかりやすい量水標や重要水防箇所の標示板を設置するための経費等	16,058	16,058	(素案どおり)	素案どおり、実績浸水水位調査及びGIS浸水規定区域図作成を中止するとともに、その他の事業の進捗調査を行うことにより、単年度事業費を50%削減する	
17	河川課	河川海岸調査委託費	67,685	67,685	新規改修予定河川海岸の改修計画策定のための調査等及び河川海岸管理者に義務づけられている調査等に要する経費	15,785	15,785	(素案どおり)	素案どおり、現行のまま継続する。	
18	河川課	水資源調査費	33,678	33,678	県民局、支局再編に伴うダム水防体制の再構築のため、ダム操作規則の改訂に向けた検討を行うための経費	21,612	33,678	(素案どおり)	素案どおり、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	
19	河川課	【産廃税充当事業】 エコリバー推進モデル事業費(浚渫・築堤)	17,016	17,016	河川工事で発生する粘性土や汚泥等の発生を抑制するため、土質改良を行い、堤防の補強に活用するモデル事業の実施に要する経費	17,016	17,016	(素案どおり)	素案どおり、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	
20	河川課	水資源開発促進費 (三室川ダム)	25,294	18,294	三室川ダム関連周辺整備事業に係る新見市(旧神郷町)に対する財政支援			(素案どおり)	素案どおり、現行のまま継続する	
21	河川課	水資源開発促進費 (十屋ダム)	54,779	33,132	十屋ダム関連周辺整備事業、水道水源開発施設整備事業に係る新見市に対する財政支援			(素案どおり)	素案どおり、現行のまま継続する	
22	河川課	船穂町振興特別対策費	72,016	72,016	旧船穂町総合振興計画事業の実施に係る船穂市(旧船穂町)に対する財政支援			(素案どおり)	事業計画を作成して時間も経過していることから、改めて協議の場が待てるよう、船穂市と協議を続ける	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果果類		見直し内容	最終方針	
				うち 一般財源	うち 一般財源	H21～24削減効果果類 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源		最終見直し内容	
										うち 一般財源
23	河川課	吉田ダム関連費 (基金助成費)	126,864	126,864	吉田ダム水源地域振興事業の要 施に係る鏡野町(旧鏡野町、旧奥 津町)への財政支援を行う(財)吉 井川水源地域対策基金への助成			現行のとおり継続す る	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する
24	河川課	河川関係受託事 業費	339,100		河川改修事業の実施に併せて、市 町村管理の道路橋の改築工事等を 実施するための経費			現行のとおり継続す る	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する
25	河川課	市町村災害土木 復旧事業指導監 督費	40,000		市町村が国庫補助を受けて実施す る災害土木復旧事業の指導・監督 に要する経費			現行のとおり継続す る	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する
26	河川課	単県災害土木復 旧費	150,000		H20年発生単独災害の復旧に要す る経費			現行のとおり継続す る	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する。
27	港湾課	【産廃補充当事 業】 玉島ハーバーア イランド整備事業費	21,000	21,000	玉島ハーバーアイランド環境産業 ゾーン内の緑地において、リサイク ル製品等を活用し、施設整備する とともに、新たなリサイクル製品の 活用を場を提供し、県民が見て「 触れる」体験学習ができる場とす るための経費	21,000	21,000	事業終期の平成21 年度まで実施した上 で終了する	(案案どおり)	案案どおり、事業終期の平成21年度まで実施した 上で終了する
28	港湾課	港湾大規模浚渫 費(一般)	100,000	4,228	主に貨物船が利用する水域におい て、船舶航行の安全及び効率的な 利用の確保を目的として、公共岸 壁等を利用する船舶が使用する航 路・泊地を浚渫するための経費			現行のとおり継続す る	(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する
29	港湾課	港湾大規模浚渫 費(企業)	168,000		主に貨物船が利用する水域におい て、船舶航行の安全及び効率的な 利用の確保を目的として、公共性 の高い特定の企業が使用する航 路・泊地を浚渫するための経費	84,000		原則のとおり50% 削減し、着実に実施 する	(案案どおり)	案案どおり、進捗調整により、単年度事業費を原 則どおり50%削減し、着実に実施する
30	港湾課	航行改善緊急共 同事業費	141,000	37,600	水島港における主に貨物船が利用 する水域施設で、緊急対策として埋 没した航路・泊地を浚渫するための 経費	141,000	37,600	事業終期の平成20 年度まで実施した上 で終了する	(案案どおり)	案案どおり、事業終期の平成20年度まで実施した 上で終了する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
					H21～24削減効果額	見直し内容	H21～24削減効果額	戻し額	
						うち 一般財源	うち 一般財源		
31	港湾課	水島港ボートナビス事業費	17,892	8,946	水島港内における安全で効率的な航行の管理支援を図るため、港湾情報の一元管理と情報提供を行うための経費			(素案どおり)	素案どおり、現行のまま継続する。
32	港湾課	コンテナ荷さばき施設整備事業費	16,000	16,000	水島港国際物流センター(株)が整備する荷さばき施設を、近隣港湾より安価に利用できるように、倉敷市とともに整備事業費の一部について補助するもの	16,000	16,000	(素案どおり)	素案どおり、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する
33	港湾課	小型船施設整備事業費	15,000	15,000	県管理港湾内の漁船対策として、野積場・荷さばき用地等を整備するための経費		15,000	(素案どおり)	素案どおり、財政状況に鑑み、当分の間休止する
34	港湾課	プレジャーボート施設整備費	50,000	50,000	プレジャーボート施設の整備に要する経費		50,000	(素案どおり)	素案どおり、財政状況に鑑み、当分の間休止する
35	都市計画課	後楽園特別会計線出金	91,105	91,105	後楽園の管理運営に要する経費のうち入園料収入等を充当しても、なお不足する額を後楽園特別会計に繰り出すもの	24,015	24,015	(素案どおり)	素案どおり、後楽園の管理経費の削減を図ることにより、繰出金を減額する
36	都市計画課	後楽園魅力づくり事業費	37,666	37,666	「おかやま後楽園300年祭」で好評を得た幻想庭園等のイベントを、後楽園の新たな年中行事として加え、継続して実施するための後楽園魅力づくり実行委員会への負担金	22,202	22,202	(素案どおり)	素案どおり、経費削減を図った上で、夏の風物詩となっている幻想庭園に対する負担金のみ継続する
37	都市計画課	都市計画基礎調査費	19,593	19,593	概ね5年ごとに行うこととされている都市の現況、地価、人口、住宅事情、都市施設の状況等の調査結果を基に、都市計画区域マスタープランを作成するための経費	9,796	9,796	(素案どおり)	素案どおり、資料作成の一部を職員対応とすると等により、50%程度の経費削減を図る



NO	担当課	事業名	H20当初予算額	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針					
				うち 一般財源	うち 一般財源		うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源		最終見直し内容					
											うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源		
38	都市計 画課	市町村都市計画 事業指導監督費	30,000			市町村が国庫補助を受けて実施する都市計画事業の指導・監督に要する経費				(案案どおり)	案案のとおり、現行のまま継続する				
39	都市計 画課	都市計画関係安 託事業費	23,200			都市計画道路の建設に併せて、交差する市道の拡張整備を実施するための経費				(案案どおり)	案案のとおり、現行のまま継続する				
40	都市計 画課	都市公園特定施 設整備補助金	41,509	41,509		岡山団体の夏季主会場となった倉敷市児島地区公園水泳場を整備した倉敷市に対する財政支援				(案案どおり)	案案どおり、現行のまま継続する				
41	都市計 画課	全国都市緑化 フェア実行委員 会負担金	513,204	513,203		全国都市緑化フェアの開催準備及びフェア期間中の会場運営に要する経費	513,204	513,203		(案案どおり)	案案どおり、事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する なお、平成21年度予算については、事業費の精査を行い、予定事業費(負担金)の10%程度を削減する				
42	下水道 課	公共下水道建設 事業費補助	25,270	25,270		公共下水道の普及率向上と早急な整備促進を図るため、市町村が実施する単独管渠整備に対する補助	25,270	25,270		市町村における管渠整備事業に係る国庫補助採択要件が緩和されたことや、県下における公共下水道整備に一定の成果が得られたことから終了する	20,370	20,370	4,900	4,900	事業実施中である団体への補助については、計画どおり実施した上で、平成24年度をもって廃止する
43	下水道 課	児島湖流域下水 道周辺環境整備 事業費	10,869	2,435		児島湖流域下水道浄化センター周辺地域の道路、公園、用排水路等の生活基盤等の環境整備を実施するための経費	10,869	2,435		事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)	案案どおり、事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する			
44	下水道 課	流域下水道事業 特別会計繰出金	814,584	814,584		児島湖流域下水道浄化センターの管理費、建設費、県償元利償還等に充当する繰出金				(案案どおり)	案案のとおり、現行のまま継続する				

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針			
			うち 一般財源	60,000		うち 一般財源	見直し内容	H21～24削減効果額		戻し額	最終見直し内容
								削減額	削減率		
45	建築指導課	災害時孤立地区支援事業費	60,000	60,000	広域災害発生時に、孤立する恐れのある近隣市町村の都市や集落に居住する住民を受け入れるため、本原の地域防災計画に位置づけて実施する市町村の地域防災拠点の施設整備に対する補助	30,000	30,000	30,000	補助金交付期間を2倍に延長することにより単年度交付金額を1/2とする	素案どおり、両市への補助総額は確保した上で、補助金交付期間を2倍に延長することにより単年度交付金額を1/2とする	
46	建築指導課	住宅・建築物耐震診断事業費(補助分)	12,880	12,880	県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、耐震診断を実施する者に補助を行う市町村に対する補助				現行のとおり継続する	素案のとおり、現行のまま継続する	
47	建築指導課	市街地再開発事業費(補助分)	196,000	196,000	既成市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、耐火共同建築物への建替えと併せて、公共施設等の整備を一体的に行う者に対して補助する市町村に対して行う補助	196,000	196,000	196,000	再開発事業者への支援は市町村に委ねる	「まちづくりについては基本的に市町村が自ら考え、その責任において実施していくべきものである」とする考え方を基本に、素案どおり、再開発事業者への支援は市町村に委ねるものとして終了する	
48	住宅課	住宅新築資金等貸付助成事業費	134,805	53,277	住宅新築資金等貸付助成事業を起債により実施した市町村に対して、その起債償還額の一部を補助するのと同時に、償還回収に要する経費の一部等を補助するもの				現行のとおり継続する	素案のとおり、現行のまま継続する	
49	住宅課	個人住宅建設資金貸付金	10,041	10,041	高齢者・母子世帯等であり、かつ住宅の建設資金が不足する者に対し、低利融資を行うため、金融機関へ原資預託するもの				現行のとおり継続する	素案のとおり、現行のまま継続する	
50	住宅課	持家促進臨時特別資金貸付金	65,485	65,485	景気浮揚対策として、住宅建設資金が不足する者に対し、低利融資を行うため、金融機関へ原資預託するもの				現行のとおり継続する	素案のとおり、現行のまま継続する	
51	住宅課	経営支援対策資金(住宅供給公社貸付金)	650,000	650,000	県の住宅施策の一部を担う住宅供給公社に対し、運営資金の貸し付けを実施するもの	650,000			平成21年度に予定されている住宅供給公社により、終了する	素案どおり、平成21年度に予定されている住宅供給公社解散により、終了する	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針				
			うち 一般財源			うち 一般財源			H21～24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	最終見直し内容		
52	住宅課	宅地買貸事業資金 (住宅供給公社貸付金)	1,722,997		県民の持家取得を促進するため、県民の要請に基づき宅地買貸事業を実施する住宅供給公社に対し、事業資金の貸し付けを実施するもの	1,722,997		平成21年度に予定されている住宅供給公社解散により、終了する	(事業どおり)				
		土木部計	10,040,037	2,567,798		3,957,393	1,128,873		3,928,259	1,110,361	29,134	18,512	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21~24削減効果額 うち 一般財源	H21~24削減効果額 うち 一般財源	H21~24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	
1	県民心 接課	警察行政推進費 (相談受理体制 充実強化対策経 費)	51,055	51,055	複雑多様化する警察安全相談に的確に対応するため、警察安全相談員を配置するための経費	7,241	7,241	(素案どおり)	(素案どおり)	各警察署における相談受理件数を勘案し、警察安全相談員全体の配置・運用の見直しを行ったうえで、継続とする
2	厚生課	警察行政推進費 (警察職員互助 会等助成費)	18,364	18,364	岡山県職員の共済制度に関する条例に基づき、財団法人岡山県警察職員互助会が行う警察職員の福利厚生事業に対し、経費の一部を補助するための経費	18,364	18,364	(素案どおり)	(素案どおり)	知事部局等との横並びで、県からの助成を廃止とする
3	会計課	警察活動費 (職員の教養経 費)	10,309	5,155	職員の教養に要する経費			(素案どおり)	(素案どおり)	
4	会計課	警察活動費 (生活安全活動 経費)	10,569	5,285	スパーパー防犯灯等の管理経費や悪質商法等の防止に要する経費			(素案どおり)	(素案どおり)	
5	会計課	警察活動費 (鑑識活動経費)	14,610	6,805	鑑識活動に要する経費			(素案どおり)	(素案どおり)	犯罪捜査、交通事故・事故の処理、警察車両の維持管理に要する経費や警察電話の回線料など、警察活動を推進していくうえで必要不可欠な経費であるため、現行のとおり継続とする
6	会計課	警察活動費 (警察官採用経 費)	14,900	6,950	警察官採用に要する経費			(素案どおり)	(素案どおり)	
7	会計課	警察活動費 (留置場管理経 費)	20,811	9,906	留置場の管理に要する経費			(素案どおり)	(素案どおり)	
8	会計課	警察活動費 (地域警察活動 経費)	25,380	12,190	受傷事故防止機材購入費、地域警察活動用消耗品費			(素案どおり)	(素案どおり)	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		業案(8月27日公表)		最終方針		
				うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額 うち 一般財源	戻し額 うち 一般財源	最終見直し内容
9	会計課	警察活動費 (刑事警察運営費・活動経費)	34,000	16,500	国庫補助対象となる警察業務運営の基本的な経費(捜査活動経費、鑑識活動経費、生活安全活動経費)(活動放費、参考人等放費、活動用備品)		現行のとおり継続する	(業案どおり)		
10	会計課	警察活動費 (刑事警察運営費・捜査活動経費等)	38,794	18,397	国庫補助対象となる警察業務運営の基本的な経費(捜査活動経費、鑑識活動経費、生活安全活動経費)(消耗品費、レンタカー借上料等)		現行のとおり継続する	(業案どおり)		犯罪捜査、交通事故の処理、警察車両の維持管理に要する経費や警察電話の回線料など、警察活動を推進していくうえで必要不可欠な経費であるため、現行のとおり継続とする
11	会計課	警察活動費 (交通事故処理及び取締経費等)	55,067	26,343	交通取締用・交通事故処理用消耗品費、交通管制センター中央装置借上料等		現行のとおり継続する	(業案どおり)		
12	会計課	警察活動費 (運営諸費・活動経費等)	85,448	41,224	重要・特異事件捜査活動用消耗品費・印刷製本費、旅費等		現行のとおり継続する	(業案どおり)		
13	会計課	警察施設費 (交番駐在所整備費)	197,575	14,637	雑居化・老朽化の著しい交番駐在所等の建替整備等を行うための経費	12,575	仕様等について見直しを行い継続する	(業案どおり)		ユニバーサルデザイン化整備の一環として行った一部事業の利用状況を勘案し、見直しを行ったうえで、継続とする
14	会計課	警察施設費 (建物改築費)	229,193	2,518	警察施設の改築に要する経費		現行のとおり継続する	(業案どおり)		防災拠点たる警察署の耐震改修等に要する経費であるため、現行のとおり継続とする
15	会計課	警察活動費 (警察電話使用料)	230,668	110,834	警察電話使用料、加入電話使用料等		現行のとおり継続する	(業案どおり)		犯罪捜査、交通事故の処理、警察車両の維持管理に要する経費や警察電話の回線料など、警察活動を推進していくうえで必要不可欠な経費であるため、現行のとおり継続とする
16	会計課	警察活動費 (車両・舟艇等維持費)	354,441	170,228	燃料費、修繕料、及び消耗品費		現行のとおり継続する	(業案どおり)		

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		うち 一般財源	うち 一般財源	見直し内容		
								H21～24削減効果額	見直し内容	
17	会計課	警察施設費 (住宅対策費)	642,255	587,492	原則として勤務先所属管内に居住することを義務付けられている警察官の居住場所を確保するため、職住住宅を整備するための経費	41,119	41,119	(素案どおり)	原則として、管内居住を義務づけられている警察官の居住場所を確保するため、施設構造等の見直しを行ったうえで、継続とする	
18	情報管理課	警察行政推進費 (IT関連施策推進経費)	97,914	81,335	多機能モバイル端末を開発して、GPSアンテナ装置とともに地域警察官に携帯させ、新たな通信システムとして運用するための、システム開発経費、機器使用料等に要する経費	17,064	7,218	(素案どおり)	携帯照会端末のシステム開発の終了等による削減・見直しを行ったうえで、継続とする	
19	情報管理課	警察行政推進費 (情報高度化システム構築経費)	119,890	119,890	警察情報高度化システム構築のための機器準上料、回線専用料等に要する経費	2,643	2,643	(素案どおり)	犯罪捜査を支援するためのシステム機器の借上料や消耗品などの見直しを行ったうえで、継続とする	
20	生活安全企画課	生活安全対策費 (自主防犯活動支援事業経費)	12,216	12,216	安全安心なまちづくり全国展開プラン(平成17年犯罪対策閣僚会議)に基づき、安全・安心まちづくりモデル地区の指定、不審者情報メール配信等を行うことにより、地域住民による自主防犯活動の拡大、定着を支援する経費	2,911	2,911	(素案どおり)	消耗品等について見直しを行ったうえで、継続とする	
21	地域課	生活安全対策費 (交番勤務員不在時対策費)	274,139	274,139	交番勤務員不在時に交番を訪れた地域住民等の急訴や届出等に迅速かつ的確に対応するために配置している交番相談員に要する経費であるため、現行のとおり継続とする			(素案どおり)	交番勤務員不在時に訪れた地域住民等の急訴や届出等に迅速かつ的確に対応するために配置している交番相談員に要する経費であるため、現行のとおり継続とする	
22	少年課	生活安全対策費 (学校等における子どもの安全対策等支援事業経費)	115,332	115,332	子ども安全安心加速化プラン(平成18年犯罪対策閣僚会議)に基づき、学校等における子どもの安全対策等を支援するために、警察スクールサポーターを配置するとともに、専用車両を整備し警戒活動を強化するための経費	51,837	51,837	(素案どおり)	警察スクールサポーターの専用車両の整備終了による削減・見直しを行ったうえで、継続とする	
23	組織犯罪対策第一課	刑事警察強化費 (刑事警察強化経費)	21,273	21,273	組織犯罪の取締強化、窃盗犯捜査強化等、刑事警察の強化を図るための旅費、捜査用消耗品費	4,254	4,254	(素案どおり)	消耗品等について見直しを行ったうえで、継続とする	
24	交通企画課	交通安全対策費 (交通事故分析等経費)	13,292		交通事故分析業務に関する経費	3,586		(素案どおり)	消耗品等について見直しを行ったうえで、継続とする	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	H21～24削減効果額		見直し内容	最終方 針	
				うち 一般財源	見直し内容		最終方 針	
							うち 一般財源	見直し内容
25	交通企 画課	交通安全対策費 (高齢者交通安全 全教育推進経 費)	31,831	20,831	20,831	交通指導員による専 業実施を廃止し、ポ ラントライア等で実施 する	交通指導員による高齢者宅への個別訪問委託事 業を廃止し、新たに、ポラントライア(民生委員児童 委員)との協働により、高齢者宅への個別訪問に よる交通安全啓発活動を実施・継続することとす る	
26	交通規 画課	全国都市緑化 フェア関連交通事 業 安全施設整備事 業	137,585	137,585	11,314	事業終期の平成20 年度まで実施した上 で終了する	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了と する	
27	交通規 画課	交通安全対策費 (日本道路交通 情報センター等 経費)	14,818			現行のとおり継続す る	道路利用者の安全と利便を図るため、道路交通 に関する情報の収集、提供業務委託が必要不可 欠であることから、現行のとおり継続とする	
28	交通規 画課	交通安全対策費 (パーキングチ ケット等経費)	34,940	16		削減可能な項目につ いて精査し継続する	(案案どおり) 消耗品等について見直しを行ったうえで、継続と する	
29	交通規 画課	交通安全対策費 (交通事故多発 路線整備経費)	49,946			現行のとおり継続す る	(案案どおり) 交通事故多発路線の夜間及び雨天における交通 事故防止対策として、視認性の高い自発光式道路 標識や反射性の優れた高輝度道路標示の整備 が必要不可欠であることから、現行のとおり継続 とする	
30	交通規 画課	特定交通安全施 設費	517,080	△ 139,952	△ 40,817	現行のとおり計画的 な整備を継続する	(案案どおり) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に 基づき、現行のとおり計画的な整備を継続するこ ととする	
31	交通規 画課	単車交通安全施 設費	965,295	195,570	53,570	整備箇所の特急 性を精査し継続する	(案案どおり) 整備箇所の特急性を精査し継続とする	
32	運転免 許課	交通安全対策費 (出張訪問型交 通安全体験教育 推進経費)	16,800	7,855	7,855	削減可能な項目につ いて精査し継続する	(案案どおり) 交通安全体験車について再リースするなど、見直 しを行ったうえで、継続とする	

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針				
			うち 一般財源	H20当予算額		H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	最終見直し内容		
		警察本部計	4,455,790	2,044,379		H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	最終見直し内容		
						うち 一般財源		うち 一般財源	うち 一般財源			
								383,499	188,657	383,499	188,657	



教育委員会

(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	素案(8月27日公表)		最終方針		見直し内容
			うち 一般財源	うち 一般財源		H21~24削減効果額 うち 一般財源	H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容		
120	財務課	県立学校校舎等耐震補強工事	2,941,210	249,205	県立高等学校等の校舎・体育館の耐震補強工事及び耐震診断に要する経費 ・補強工事 16校18棟 ・耐震診断 23校34棟	882,363	74,761	441,181	37,380	本県の県立学校の耐震化は全国平均を大きく下回っており、積極的な推進が必要であることから、夢プラン指標である「耐震化率65%」を達成できる水準に調整する(85%を確保し継続する)
40	財務課	特別支援教育設備整備費	14,674	14,674	特別支援学校特殊教育設備整備に要する経費 ・補聴器特性検査装置など	2,934	2,934	(素案どおり)	(素案どおり)	見直しの視点では原則50%削減となるが、20%の削減にとどめ、引き続き継続する
41	財務課	新設特別支援学校管理運営費(岡山南養護学校)	90,794	90,794	新設された岡山南養護学校の管理運営等に要する経費			(素案どおり)	(素案どおり)	現行のとおり継続する
76	財務課	新設倉敷地域高等特別支援学校(仮称)校舎整備事業	23,589	7,744	特別支援学校の児童生徒数の増加や職業自立的ニーズに対応するため、比較的軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校を倉敷地域に新設する経費 H20耐震診断・実施設計 H21施設	△ 26,411	△ 42,256	(素案どおり)	(素案どおり)	当初の予定どおり整備事業を実施し、管理運営を継続する
77	財務課	岡山南養護学校分教室整備事業	71,846	346	岡山南養護学校の児童生徒数の増加に伴い隣接する岡山養護学校の余剰教室を岡山南養護学校高等部の分教室に改造するための経費	71,846	346	(素案どおり)	(素案どおり)	事業終期の平成20年度で終了する
78	財務課	新設岡山地域高等特別支援学校(仮称)校舎整備事業	185,858	10,828	特別支援学校の児童生徒数の増加や職業自立的ニーズに対応するため、比較的軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校を岡山地域に新設する経費 H20耐震診断・実施設計・施設整備	95,858	△ 79,172	(素案どおり)	(素案どおり)	当初の予定どおり整備事業を実施し、管理運営を継続する
79	財務課	誕生寺養護学校校舎整備事業	619,270	77,396	誕生寺養護学校校舎改築工事に要する経費 ・H19~22 ・H20:小学部棟建築、管理棟改造	619,270	77,396	(素案どおり)	(素案どおり)	事業終期の平成22年度まで実施した上で終了する
19	財務課	【産廃処理当事業】高校生「エコ広場」JUD整備事業	15,000	15,000	循環型社会形成やUDの学習機会とするため、高校生自らの企画・提案により、産業廃棄物を再利用したエコ製品を活用し、UDを取り入れた広場を整備するための経費 ・指定校:2校(コンベ方式)			(素案どおり)	(素案どおり)	現行のとおり継続する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	事業(8月27日公表)		見直し内容	最終方針				
					H21～24削減効果額	H21～24削減効果額		H21～24削減効果額	見直し額	最終見直し内容		
					うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源	うち一般財源				
20	財務課	【森づくり県民批判当事業】高校生「県産材活用」UD整備事業	20,000	森林保全やUDの学習機会とするため、高校生自らの企画・提案により、県産材を活用し、UDを取り入れた居室を県立高校に整備するための経費 ・指定校:2校(コンペ方式)			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する			
6	学校教育課	高校再編に伴う通学費貸付事業	11,259	高校再編整備に伴い遠距離通学となる高校生に対する通学費を貸し付けるための経費	11,259	11,259	(財) 岡山県育英会へ移管した上で、廃止する	(案案どおり)	(財) 岡山県育英会へ移管した上で、廃止する			
43	教職員課	不登校対策のための教員派遣事業	44,554	不登校担当教員が不登校の解決に向け十分活動できるように非常勤講師を派遣するための経費	22,277	22,277	最低限数の配置とすることにより、継続する	22,277	22,277	不登校の児童生徒が多いことを鑑み、継続する		
44	教職員課	小1ゾーンのスタート支援事業	307,099	義務教育の円滑なスタートを図るため、地域住民等を教育支援員として小学校第1学年に配置するための経費 ・配置基準:1学年30人以上(374人) ・6週	70,869	47,251	26週を20週(9月末まで)で継続する	(案案どおり)	平成20年度から26週に拡大したばかりであり、平成22年度までは26週で継続する なお、平成23年度以降の20週(9月末まで)という期間は、長期の夏休み後も安心して学校通いが続けられるようにとの趣旨で設定している			
121	教職員課	高校エンジニア・ト活用事業	78,012	高校において、専門性の高い工業・商業等の分野に、専門的な技能や能力を有する外部講師を配置し、専門分野の技術・知識の指導やトレーニングチャックによる支援を行うための経費 ・58人、週3日、8ヵ月 ・教職指導者、民生児童委員等をスクールホーターとして小中学校へ配置し、2017年の見立てのもと家庭への訪問指導等により不登校やいじめの問題等の解決を図るための経費 ・配置校:小学校20校、中学校139	54,608	54,608	特に専門性が求められる理数・農業・工業・福祉等の教育に特化することにより、70%削減する	(案案どおり)	特に専門性が求められる理数・農業・工業・福祉等の教育に特化することにより、70%削減する			
8	指導課	スクールサポート配置事業	26,503	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立中学校全校及び小学校8校に配置するとともに、電話による相談窓口を開設するための経費 ・配置校:小学校8校、中学校127校 ・教育相談員配置[24時間対応化]	26,503	24,122	小中学校の設置者である市町村に委ねる	13,252	12,061	13,251	12,061	平成21年度から創設される図書館補助事業を活用したり、教員の指導力アップを図るなど「心の教育」を総合的に実施し充実していく
45	指導課	スクールカウンセラー配置事業	102,067	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立中学校全校及び小学校8校に配置するとともに、電話による相談窓口を開設するための経費 ・配置校:小学校8校、中学校127校 ・教育相談員配置[24時間対応化]			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する			
15	指導課	スクールカウンセラー配置事業	25,517	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立中学校全校及び小学校2校に配置するための経費(岡山市分) ・配置校:小学校2校、中学校37校	25,517	17,434	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する	(案案どおり)	岡山市の政令市移行に伴い、廃止する			

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容	
			うち 一般財源	H20当初予算額		うち 一般財源	H21～24削減効果額	削減額			
								うち 一般財源	うち 一般財源		
122	指導課	授業改革支援事業	12,888	12,888	全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中・高校を見通した学力向上施策の実施と検証を行うための経費 ・小・中学校の授業改革の支援 ・学習到達状況の確認と活用(システム構築)等	10,888	10,888	(案案どおり)	事業最終期の平成22年度まで継続する		
123	指導課	県立学校経営事業	100,000	100,000	各学校が教育目標の達成に向けて、学力の向上や豊かな心の育成を図るため、総合的な学習の時間などを利用し、社会人講師の活用や特色ある体験活動などに要する経費			(案案どおり)	現行のとおり継続する		
124	指導課	外国語教育指導強化対策	137,492	137,492	全ての県立学校に外国語指導助手(ALT)を計画的に派遣し、外国語・国際理解教育の充実を図るための経費 ・派遣人数:28人	68,746	68,746	(案案どおり)	配置方法等を見直すことにより、50%削減する		
12	指導課	高速インターネット接続	42,392	42,392	県立学校における高速インターネット接続(回線使用料・プロバイダ料等)に要する経費			(案案どおり)	現行のとおり継続する		
13	指導課	総合教育センター管理運営費 〔情報機器及びシステムリース料〕	67,297	67,297	総合教育センターに整備した研修用コンピュータ等のリースに要する経費			(案案どおり)	現行のとおり継続する		
14	指導課	情報教室コンピュータ整備費	114,141	114,141	県立学校の情報教室に整備したコンピュータ等のリース等に要する経費			(案案どおり)	現行のとおり継続する		
42	指導課	理科教育設備整備費	40,000	20,000	「理科教育振興法」に基づき、県立の全日制高校、中学校、特別支援学校の理科設備を計画的に整備するための経費	20,000	10,000	(案案どおり)	原則のとおり50%削減する		
43	指導課	プロジェクター等整備費	51,600	51,600	県立学校の教職員用のコンピュータを整備するための経費	25,800	25,800	10,320	15,480	15,480	内部管理的な経費であるが、現実的な更新を行うため、80%で継続する

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針				
					H21~24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容	H21~24削減効果額		最終見直し内容		
							うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源			
44	指導課	総合教育センター管理運営費 【光熱水費等】	79,484	総合教育センターの維持運営に要する経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)		現行のとおり継続する		
45	指導課	産業教育基準設備充実案	112,694	県立高校の産業教育基準設備の整備に要する経費 -11校:鍵盤、立フライズ盤等	56,347	原則のとおり50%削減する	22,538	22,538	33,809	33,809	時期の延長等コスト削減に努めることで、20%削減する
46	指導課	産業教育施設整備費	133,679	「産業教育振興法」に基づき県立高校の産業教育施設の整備に要する経費 ・H20:瀬戸南高(H19~20)【鶏舎】、興陽高【温室】、高松農業高【農業機械室】	66,840	原則のとおり50%削減する	(案案どおり)				原則のとおり50%削減する
47	指導課	産業教育特別装置整備	164,932	「産業教育振興法」に基づき県立高校の産業教育設備の整備に要する経費 ・機械設備2校、電子計算組織等12校	82,466	原則のとおり50%削減する	32,986	2,354	49,480	3,532	更新時期の延長等コスト削減に努めることで、20%削減する
80	指導課	語学演習装置(L)整備事業	13,638	県立高校の語学演習装置(LL)のリース(22年度終期) ・8校(22年度終期)	13,638	事業終期の平成22年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)				事業終期の平成22年度まで実施した上で終了する
81	指導課	問題を抱える子ども等の自立支援事業	23,394	いじめ・不登校・暴力行為・高校中退・児童虐待の5つの課題について、未然防止、早期発見・対応について、地域の課題解決に向けた取組の研究を行ったための経費	23,394	事業終期の平成20年度まで実施した上で終了する	(案案どおり)				全額国庫のモデル事業であり、国において平成20年度を事業終期としているが、今後の国の予算折衝を注視し、引き続き実施される場合は積極的に活用していく
10	指導課	総合教育センター管理運営費(サービスマン購入費)	171,969	PF方式で整備された総合教育センターの施設整備費・維持管理費をPF事業者に支払うための経費 ・H19~38		債務負担行為に基づき継続する	(案案どおり)				債務負担行為に基づき継続する
29	指導課	豊かな体験活動推進事業	10,564	子どもたちの社会性、豊かな人間性を育むため、墨山滝村体験活動や自然体験活動、社会奉仕活動を実施するための経費		現行のとおり継続する	(案案どおり)				現行のとおり継続する

教育委員会  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	事業(8月27日公表)		最終方針	
					H21～24削減効果額	見直し内容	H21～24削減効果額	見直し内容
30	指導課	学校評価推進のための実践研究	10,825	学校評価(自己評価と学校関係者評価)の実践研究に要する経費		現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する
31	指導課	ものづくり人材育成事業	16,145	工業高校と地域産業界の連携をより拡充発展させ、即戦力となるものづくり人材を育成するための経費(文科省と経産省の協働)		現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する
32	指導課	小学校における英語教育推進事業	18,100	ALTや地域人材の効果的な活用等の研究を行い、小学校英語教育の充実を図るため拠点校10校に事業を委託(市町村)するための経費		現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する
33	指導課	理科支援員等配置事業	25,982	理科が得意な人材を小学校に配置し、観察・実験や先端科学技術に関する体験活動を行い、理科教育の活性化を図る事業を市町村に委託するための経費		現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する
82	特別支援教育支援教室	新設岡山地域高等特別支援学校(仮称)準備事務局管理運営費	34,887	新設岡山地域高等特別支援学校(仮称)開校準備事務局の管理運営に要する経費及び初年度調弁費	34,887	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する	(業案どおり)	事業終期の平成21年度まで実施した上で終了する
33	保健体育課	全国中学校体育大会選手強化事業	11,681	運動部活動の活性化を図り、心身に健康な生徒を育成するとともに、平成22年度に中国5県で開催される全国中学校体育大会で上位入賞を果たすため、従来の3年生中心の選手強化に加え、1～2年生の選手強化を図る	5,840	原則のとおり50%削減する	(業案どおり)	原則のとおり50%削減する
34	保健体育課	高等学校全国大会派遣	16,544	高校生が、運動部活動の成果を発表する最高の舞台である高校全国大会への派遣旅費の一部を補助するための経費 ・補助率 1/3	6,544	開催地(派遣先)に関わらず、補助上限額を1千万円に削減する	(業案どおり)	開催地(派遣先)に関わらず、補助上限額を1千万円に削減する
34	保健体育課	地域ぐるみの学校安全体制整備事業	19,009	スクールガードリーダー(地域学校安全指導員、各警察署に計44人)の配置とモラル市町村事業の実施に要する経費		現行のとおり継続する	(業案どおり)	現行のとおり継続する

教育委員会  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要		H21～24削減効果額		見直し内容	最終方針		
				うち 一般財源	事業概要	H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し内容		H21～24削減効果額 うち 一般財源	見直し額 うち 一般財源	最終見直し内容
35	保健体育課	県立学校災害共済給付金	74,750		日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金を県立学校(生徒・保護者)へ支給するための経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する	
9	生涯学習課	高等学校奨学事業(県実施分)	173,850	107,938	経済的な理由で就学困難な高校生に対し、奨学金を貸し付けるための経費 ・新規貸付枠200人、継続302人 ・公立自宅18,000円他	50,000	50,000	(財)岡山県育英会へ移管し、現行の貸付枠で継続する	(案案どおり)	(財)岡山県育英会へ移管し、現行の貸付枠で継続する	
46	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業(市町村事業分)	39,293	19,647	放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む放課後子ども教室を開設する市町村に対し補助する経費 ・放課後子ども教室数(140カ所)	7,858	3,929	全体で80%の事業費を確保し、継続する	7,858	3,929	子どもの健やかな成長の重要性を鑑み、継続する
125	生涯学習課	(財)岡山県育英会運営事務費補助金	19,955	19,955	岡山県育英会の運営事務費補助に要する経費	△ 9,920	△ 9,920	現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する	
126	生涯学習課	奨学事業運用貸付金	42,726		(財)岡山県育英会の奨学事業で生じる運用資金の短期不足に対する単年度貸付に要する経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する	
127	生涯学習課	奨学金(旧日本育英会移管分)の補助	528,581		旧日本育英会から(財)県育英会に移管された高校奨学金貸付金に要する経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する	
36	生涯学習課	学校支援地域本部事業	16,432		教員の勤務負担を軽減し、子どもと向き合う時間の拡充を図るため、学校と地域との連携体制の構築を図り、学校支援ボランティア等による教員の支援を行うための経費			現行のとおり継続する	(案案どおり)	現行のとおり継続する	
83	文化財課	国指定史跡津島遺跡史跡整備事業	76,670	38,335	国指定史跡「津島遺跡」の公開・活用を積極的に行う観点から、整穴・住居復元や水田跡・湿地整理など本格的な史跡整備工事を行うための経費	64,836	27,501	事業終期の平成20年度に整備事業を完了し、維持管理を継続する	(案案どおり)	事業終期の平成20年度に整備事業を完了し、維持管理を継続する	

教育委員会  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額	事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針		最終見直し内容	
					見直し内容	H21~24削減効果額		戻し額		
						うち 一般財源	うち 一般財源	うち 一般財源		うち 一般財源
1	文化財課	文化財保護保存費	130,919	国指定・県指定文化財等について、市町村及び民間事業者が実施する保存修理・整備に要する経費の一部を補助するための経費	58,182	58,182	39,275	18,907	市町村直営事業に係る補助は廃止するが、個人等への助成(市町村経由を含む)は継続する	
37	文化財課	埋蔵文化財緊急調査(国立病院)	47,742	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター職員宿舎新築工事に伴う発掘調査に要する経費			(業案どおり)		現行のとおり継続する	
35	福利課	(財)県教職員互助組合助成費	78,784	(財)県教職員互助組合への事業助成に要する経費	78,784	78,784	(業案どおり)		教職員互助組合に委ね、廃止する	
11	福利課	教職員住宅償還金	158,874	公立学校共済組合の投資不動産資金で購入した教職員住宅の償還に要する経費	5,853	5,853	(業案どおり)		債務負担行為に基づき継続する	
9	人権・同和教育課	人権教育市町村等指導事業	18,125	人権教育推進員の雇用に要する経費 ・5人、4箇所	18,125	18,125	(業案どおり)		住民に身近な事務事業であることから、市町村に委ねる	
10	人権・同和教育課	「人権の世紀21おかやま」推進事業(人権教育振興費)	44,211	市町村が実施する人権教育関係事業に対し補助するための経費	44,211	44,211	37,842	6,369	県として、各種情報の提供や連絡調整、資料整備、指導者養成等により、市町村における人権教育を支援する	
128	人権・同和教育課	高等学校等人権教育推進事業	44,293	県立学校において、校内で人権教育の理解と認識を高める研修の開催や、小中学校で人権教育に関する活動を行うためなどに必要な経費	22,146	22,146	(業案どおり)		一部事業内容を見直す、全体で50%の事業費を確保し継続する	
48	人権・同和教育課	岡山県地域改善対策奨学金等償還督促事業	77,521	旧地域改善対策奨学金の償還に係る事務及びH19年度償還金のうち国庫分(2/3)を返還するための経費			(業案どおり)		現行のとおり継続する	

教育委員会  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	・H20当初予算額	うち 一般財源	事業概要	業案(8月27日公表)		見直し内容	最終方針				
						H21~24削減効果額	うち 一般財源		H21~24削減効果額	うち 一般財源	見直し額	うち 一般財源	最終見直し内容
		教育委員会計	7,579,315	2,559,206		2,612,358	759,506		2,003,746	605,762	608,612	153,744	



出納局  
(単位:千円)

NO	担当課	事業名	H20当初予算額		事業概要	業案(8月27日公表)		最終方針			
			うち 一般財源	177,199		H21~24削減効果額	見直し内容	H21~24削減効果額	戻し額	最終見直し内容	
1	内部事務効率化推進室	総務事務システム整備費	177,199	177,199	民間委託推進計画に基づき、人事管理、給与、旅費等の総務事務について全庁的な集中処理を行う総務事務システムを整備し、総務事務に係るコスト削減・効率化を図るための経費	121,450	債務負担行為に基づき継続する(削減効果額はシステム開発費の減)	(業案どおり)	121,450	うち 一般財源	債務負担行為に基づき継続する
出納局計			177,199	177,199		121,450		121,450	121,450	うち 一般財源	

【公の施設(指定管理者制導入施設)】

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		(単位:千円)	
				見直し内容	実施 時期	効果額	効果額
1	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋 (企画振興部、倉敷市)	H7	倉敷市	〈廃止(市へ譲渡)〉 ・地域エリアの観光施設であることから、県施設としては廃止し、倉敷市への譲渡についても検討	H21～	7,287	7,287
2	おかやま旧日銀ホール (企画振興部、岡山市)	H17	NPO法人 バンクオプ アーツ岡山	〈存続〉 ・県が所有する歴史的建造物(国登録有形文化財)を、文化芸術の創造拠点として、また、県民の憩いの場として有効活用することは意義があることから存続			
3	岡山県吉備高原都市センター一区広場 (企画振興部、吉備中央町)	H4	(株)吉備高 原都市 サービス	〈存続〉 ・県が進めてきた吉備高原都市のシンボル施設であり、地域交流の拠点として年間を通じて多くの県民に利用されていることから存続			
4	岡山県グリーンヒルズ津山 (企画振興部、津山市)	H10	津山市	〈廃止(市又は民間へ譲渡)〉 ・屋内プール、トレーニング施設や公園などは県内に類似の施設が多いことから、県施設としては廃止し、津山市又は民間への譲渡についても検討	H21～	6,957	6,957
5	岡山県笠岡陸上競技場 (企画振興部、笠岡市)	H17	笠岡市	〈存続〉 ・県南西部最大規模の陸上競技場として、県南西部地域の住民を中心に広域的な利用がされていることから存続			

最終方針		(単位:千円)	
最終見直し内容	効果額	最終見直し内容	効果額
・地域エリアの観光施設であることから、H21年度末までに県施設としては閉じることとし、施設の活用策等について、今後、検討する。	7,287		
素案どおり			
素案どおり			
・県内に類似の施設が多いことから、H21年度末までに県施設としては閉じることとし、公園全体の活用策等について、今後、検討する。	6,957		
素案どおり			

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針		
				見直し内容	実施 時期	効果額	最終見直し内容	効果額
6	岡山県岡山国際交流センター (企画振興部、岡山市)	H7	(財)岡山県 国際交流 協会	〈存続〉 ・県下唯一の国際交流を推進する拠点施設であることから存続			素案どおり	
7	岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター (生活環境部、岡山市)	H17	岡山県ボラ ンティア・NPO 活動支援セン ター管理運営 共同体	〈存続〉 ・県内唯一のボランティア・NPO活動の健全な 発展を支援する拠点施設であることから存続			素案どおり	
8	犬養木堂記念館 (生活環境部、岡山市)	H5	(財)岡山県 郷土文化 財団	〈存続〉 ・郷土出身の偉大な政治家犬養木堂の功績を 顕彰する全国唯一の施設であることから存続			素案どおり	
9	岡崎嘉平太記念館 (生活環境部、吉備中央町)	H13	(財)岡山県 郷土文化 財団	〈存続〉 ・名譽県民である岡崎嘉平太氏の功績を顕彰 する全国唯一の施設であることから存続			素案どおり	
10	岡山県天神山文化プラザ (生活環境部、岡山市)	H17	(社)岡山県 文化連盟	〈存続〉 ・多くの県民が展示や発表、練習等に利用し、 文化活動の拠点施設となっていることから存 続			素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)			最終方針 (単位:千円)	
				見直し内容	実施 時期	効果額	最終見直し内容	効果額
11	岡山県立美術館 (生活環境部、岡山市)	S63	【一部指定管 理】アトラグイ 大永(株)	〈存続〉 ・県民に優れた芸術鑑賞の機会を提供するな ど、県の文化振興の中核施設であることから 存続			素案どおり	
12	岡山武道館 (生活環境部、岡山市)	S45	(財)岡山県 武道 振興会	〈存続〉 ・県総合グラウンド内にあり、他の施設と一体 となっている施設であることから存続			素案どおり	
13	岡山県津山総合体育館 (生活環境部、津山市)	S52	津山市	〈存続〉 ・県北部地域の住民を中心に広域的な利用が されていることから存続			素案どおり	
14	岡山県津山東体育館 (生活環境部、津山市)	H元	津山市	〈存続〉 ・地域住民と県立津山東高校生徒が共同で利 用しており、高等学校として必要な施設である ことから存続			素案どおり	
15	岡山県美作ラグビー サッカー場 (生活環境部、美作市)	S63	美作市	〈存続〉 ・ラグビー・サッカー場として全国でも屈指の充 実した施設であり、全国からの利用も多いこと から存続			素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針		
				見直し内容	実施 時期	効果額	見直し内容	効果額
16	岡山県備前テニスセンター (生活環境部、備前市)	H3	備前市	<存続> ・テニス場としては、県下最大規模の施設であり、県内各地から幅広く利用されている施設であることから存続			素案どおり	
17	岡山県津山陸上競技場 (生活環境部、津山市)	H6	津山市	<存続> ・県北部最大規模の陸上競技場として、県北部地域の住民を中心に広域的な利用がされていることから存続			素案どおり	
18	岡山県鷲羽山ピクニックセンター (生活環境部、倉敷市)	S60	倉敷市	<廃止(市へ譲渡)> ・公園利用が多様化する中、展示施設も老朽化していることから、県施設としては廃止し、近隣にある市の施設と一体的に有効活用が期待できる施設であるため、倉敷市への譲渡についても検討	H21～	4,054	・公園利用が多様化する中、展示施設も老朽化していることから、H20年度末で施設を閉じて、H21年度に施設の処分を行う。	4,054
19	岡山県恩原自然展示館 (生活環境部、鏡野町)	H3	鏡野町	<廃止(町へ譲渡)> ・年間利用者が比較的小さいことなどから、県施設としては廃止し、恩原地域にある町の自然体験施設と一体的に有効活用が期待できる施設であるため、鏡野町への譲渡についても検討	H21～	874	・年間利用者が少ないことなどから、H20年度末で施設を閉じて、H21年度に施設の処分を行う。	874
20	岡山県自然保護センター (生活環境部、和気町)	H3	(財)岡山県 環境保全 専門業団	<存続> ・広域的な自然環境学習並びに人材育成の拠点であり、自然環境行政を行う上で必要な施設であることから存続			素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針	
				見直し内容	実施 時期	見直し内容	効果額
21	岡山県看護研修センター (保健福祉部、岡山市)	H7	(社)岡山県 看護協会	<廃止(岡山県看護協会へ譲渡)> ・隣接する看護会館と併せ有効に活用できる 施設であることから、県施設としては廃止し、 会館を所有する岡山県看護協会へ譲渡を後 討	H21～	・隣接する看護会館と併せ有効に活用できる 施設であることから、H21年度に会館を所有 する岡山県看護協会へ譲渡する。	10,761
22	岡山県南部健康づくりセン ター (保健福祉部、岡山市)	H9	(財)岡山県 健康づくり 財団	<廃止(民間へ譲渡)> ・県内に類似の施設が多いことから、県施設と しては廃止し、公募により民間への譲渡につ いても検討	H21～	・民間での実施が困難である障害者の健康増 進の機能を維持する必要があることから存続 とする。 ・運営方法等については、H21年度未までに 抜本的な見直しを行う。	100,000
23	岡山県立玉島寮 (保健福祉部、倉敷市)	S30	(福)自然の 森	<譲渡> ・社会福祉法人へ譲渡の方針決定済み	H21～	・社会福祉法人自然の森へH21年度に譲渡 する。	5,366
24	岡山県立身体障害者授産 所 (保健福祉部、吉備中央 町)	S58	(福)吉備の 里	<譲渡> ・社会福祉法人へ譲渡の方針決定済み	H21～	・社会福祉法人吉備の里へH21年度に譲渡 する。	2,431
25	岡山県立知的障害者授産 所 (保健福祉部、吉備中央 町)	S58	(福)吉備の 里	<譲渡> ・社会福祉法人へ譲渡の方針決定済み	H21～	・社会福祉法人吉備の里へH21年度に譲渡 する。	9,466

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	案(8月27日公表)		実施 時期	効果額 (単位:千円)
				見直し内容			
26	岡山県立吉備の里通勤寮 (保健福祉部、吉備中央 町)	S62	(福)吉備の 里	〈譲渡〉 ・社会福祉法人へ譲渡の方針決定済み		H21～	309
27	岡山県視覚障害者セン ター (保健福祉部、岡山市)	S60	(福)岡山県 視覚障害 者協会	〈存続〉 ・県内唯一の視覚障害者の専門施設であるこ とから存続			
28	岡山県健康の森学園授産 施設 (保健福祉部、新見市)	H3	(福)健康の 森学園	〈存続〉 ・県立の特別支援学校と一体で運営している 授産施設であり、成果もあがっていることから 存続			
29	岡山県立おかやま福祉の 郷 (保健福祉部、岡山市)	S48 (H15)	(福)旭川荘	〈譲渡〉 ・社会福祉法人へ譲渡の方針決定済み		H21～	45,652
30	岡山県聴覚障害者セン ター (保健福祉部、岡山市)	H17	(社)岡山 県聴覚障 害者福祉 協会	〈存続〉 ・県内唯一の聴覚障害者の専門施設であるこ とから存続			

最終方針		(単位:千円)
最終見直し内容	効果額	
・社会福祉法人吉備の里へH21年度に譲渡 する。	309	
案案どおり		
案案どおり		
・社会福祉法人旭川荘へH21年度に譲渡す る。	45,652	
案案どおり		

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針	
				見直し内容	実施 時期	見直し内容	効果額
31	岡山県立児童会館 (保健福祉部、岡山市)	S38	岡山県立 児童館 管理運営 共同体	<廃止> ・市町村の設置する児童館等が多数整備され、県設置の大型児童館については、その役割を終えていることから廃止を検討 ・併設の児童遊園地は、当面存続の方向で検討	H21～	・市町村の設置する児童館等が多数整備されている中、建物の老朽化も著しいことから、H22年度末までに県施設としては閉じることとし、その取扱については、子育て支援施策全体の中で検討する。 ・併設の児童遊園地は、当面存続とする。	30,543
32	岡山県立玉島学園 (保健福祉部、倉敷市)	S32	(福)恵聖会	<譲渡> ・社会福祉法人においてもサービス提供が可能であることから、公募により社会福祉法人へ譲渡を検討	H21～	・社会福祉法人においてもサービス提供が可能であることから、公募により社会福祉法人へ譲渡するが、入所児童の処遇に配慮する必要があることから、譲渡はH22年度末までに行う。	8,007
33	岡山県立津島児童学院 (保健福祉部、岡山市)	S37	(福)旭川荘	<譲渡> ・社会福祉法人においてもサービス提供が可能であることから、公募により社会福祉法人へ譲渡を検討	H21～	・社会福祉法人においてもサービス提供が可能であることから、公募により社会福祉法人へ譲渡するが、入所児童の処遇に配慮する必要があることから、譲渡はH22年度末までに行う。	9,429
34	岡山県総合展示場コン ベックス岡山 (産業労働部、岡山市)	H3	(財)岡山 総合 展示場	<存続> ・県内最大の総合展示場としてニーズが高く、土地の用途規制により展示場としての利用に限定されていることも踏まえ存続		素案どおり	
35	岡山県技術振興研修セン ター(ニューサイエンス館) (産業労働部、吉備中央 町)	S60	(財) 岡山県 産業振興 財団	<廃止(民間へ譲渡)> ・IT化の進展等科学技術に関する情報の入手機会が増加する中、展示施設も老朽化していることから、県施設としては廃止し、民間への譲渡についても検討	H21～	・IT化の進展等科学技術に関する情報の入手機会が増加する中、展示施設も老朽化していることから、H20年度末で県施設としては閉じることとし、公募により民間へ譲渡等を行う。	49,930



番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		実施 時期	効果額
				見直し内容	(単位:千円)		
36	岡山セラミックスセンター (産業労働部、備前市)	H12	岡山県 セラミックス 技術振興 財団	〈縮小〉 ・県内の耐火物関連企業の振興を図るため必要な施設であるが、必要最小限の事業内容とすることとし、研究部門を見直し縮小を検討		H21～	44,800
37	岡山県テクノサポート岡山 (産業労働部、岡山市)	H17	(財) 岡山県 産業振興 財団	〈存続〉 ・中小企業等に対して、高度な工業技術に関する情報提供や交流促進を行う機能は必要であることから存続			
38	岡山県岡山リサーチパークインキュベーション (産業労働部、岡山市)	H15	PFI岡山 インキュ ベーション (株)	〈存続〉 ・PFI事業で実施しており、入居率は70%を超えるなどニーズが高く、新規創業支援等のインキュベーション施設は必要であることから存続			
39	岡山県水島サロソ (産業労働部、倉敷市)	H18	倉敷市	〈廃止(市又は民間へ譲渡)〉 ・個々の機能は、民間のスपोर्ट施設やホール等を利用することにより代替が可能であることから、県施設としては廃止し、倉敷市又は民間への譲渡についても検討		H22～	69,401
40	岡山県観光物産センター (産業労働部、岡山市)	H3	(社) 岡山県 貿易貿易 振興協会	〈代替案を示した上で廃止〉 ・県外観光客が利用するためには立地が悪いことなどから、観光案内及び県産品の展示・販売機能の代替案を検討した上で廃止を検討		H21～	56,992

最終方針		(単位:千円)
最終見直し内容	効果額	
・県内の耐火物関連企業の振興を図るため必要な施設であるが、必要最小限の事業内容とすることとし、H21年度から研究部門を縮小する。	44,800	
素案どおり		
素案どおり		
・個々の機能は、民間のスपोर्ट施設やホール等を利用することにより代替が可能であることから、H21年度末までに県施設としては閉じることとし、施設の活用策等について、今後、検討する。	69,401	
・県外観光客が利用するためには立地が悪いことなどから、観光案内及び県産品の展示・販売機能の代替案を検討した上でH21年度中に施設を閉じることとする。 ・代替案については、現在の機能を維持することは困難であるが、利用しやすいものとなるよう検討する。	56,992	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針	
				見直し内容	実施 時期	見直し内容	効果額
41	岡山県岡山テルサ (産業労働部、早島町)	H10	岡山テルサ コンソーシアム	<廃止(民間へ譲渡)> ・県内に類似の施設が多く、個々の機能は、民間のスポーツ施設や宿泊施設等を利用することにより代替が可能であることから、県施設としては廃止し、公募により民間への譲渡についても検討	H23～	・県内に類似の施設が多く、個々の機能は、民間のスポーツ施設や宿泊施設等を利用することにより代替が可能であることから、H22年度末までに県施設としては閉じることとし、公募により民間へ譲渡等を行う。	20,505
42	おかやまファーマーズ・ マーケット サウスヴィレツ (農林水産部、岡山市)	H9	灘崎町合 併特例区	<廃止(市又は民間へ譲渡)> ・農産物の収穫体験や公園などは県内に類似の施設が多いことから、県施設としては廃止し、岡山市又は民間への譲渡についても検討	H21～	・農産物の収穫体験や公園などは県内に類似の施設が多いことから、H21年度末までに県施設としては閉じることとし、公募により民間へ譲渡等を行う。	76,744
43	おかやまファーマーズ・ マーケット ノースヴィレツ (農林水産部、勝央町)	H9	勝央町	<廃止(町又は民間へ譲渡)> ・農産物の収穫体験や公園などは県内に類似の施設が多いことから、県施設としては廃止し、勝央町又は民間への譲渡についても検討	H21～	・農産物の収穫体験や公園などは県内に類似の施設が多いことから、H21年度末までに県施設としては閉じることとし、公募により民間へ譲渡等を行う。	79,738
44	岡山県立青少年農林文化 センター三徳園 (農林水産部、岡山市)	S14	岡山県農 林漁業担 い手育成 財団	<存続> ・第一生命の創設者である矢野氏から私財の寄付を受けて創設した施設であり、多くの農業者の研修等に利用されていることから存続		素案どおり	
45	岡山県立森林公園 (農林水産部、鏡野町)	S50	(財)上斎原 振興公社	<存続> ・岡山県版レッドデータブック登録の貴重な動植物が多数存在し、愛好者も多く、適切な保護・管理が必要なことから存続		素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		実施 時期	効果額	最終方針	
				見直し内容	(単位:千円)			最終見直し内容	(単位:千円)
46	岡山県二十一世紀の森 (農林水産部、吉備中央町)	S56	岡山県農林漁業担い手育成財団	〈廃止(国へ譲渡)〉 ・県下全域からの利用がなされており、その内、国立吉備青少年自然の家(文科省)の利用者が多いことから、県施設としては廃止し、自然の家を所管する国へ譲渡を検討	(単位:千円)	H21～	22,425	・国立吉備青少年自然の家の利用者が多いことから、独立行政法人国立青少年教育振興機構へ譲渡を協議しており、H21年度末までに県施設としては閉じることとする。	22,425
47	岡山県龍ノログリーンズヤ ワー公園 (農林水産部、岡山市)	H2	岡山県森林組合連合会	〈廃止(市へ譲渡)〉 ・近隣住民の利用が中心であることから、県施設としては廃止し、岡山市への譲渡についても検討	(単位:千円)	H21～	12,280	・近隣住民の利用が中心であり、県設置の意義が薄れている施設であることから、建物等の処分について国と協議しており、H21年度末までに施設を閉じることとする。	12,280
48 ～ 57	美しい森 (10箇所) (農林水産部、倉敷市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和気町、里庄町、久米南町)	H8～ 13	所在市町	〈廃止(市町へ譲渡)〉 ・市町の特徴を活かして有効に活用できる施設であることから県施設としては廃止し、それぞれの市町への譲渡についても検討	(単位:千円)	H21～	—	【高梁、新見、長船、勝山、和気、里庄、久米南美しい森】 ・市町の特徴を活かして有効に活用するため、H21年度に所在市町へ譲渡する。 【倉敷、真備、東栗倉美しい森】 ・地域で活用される施設であり、県設置の意義が薄れていることから、H20年度末で施設を閉じることとし、H21年度に施設の処分を行う。	—
58	岡山港(福島・高島地区) (土木部、岡山市)	S26	岡山港埠頭開発(株)	〈存続〉 ・港湾法における位置づけを踏まえ存続	(単位:千円)			素案どおり	
59	岡山県牛窓ヨットハーバー (土木部、瀬戸内市)	S62	牛窓ヨットハーバー管理グループ	〈存続〉 ・県内で唯一のヨット専用施設であり、県内各地から幅広く利用されている施設であることから存続	(単位:千円)			素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針 (単位:千円)	
				見直し内容	実施 時期	最終見直し内容	効果額
60	岡山県総合グラウンド (岡山武道館を除く) (土木部、岡山市)	S35	(社)岡山県 総合協力 事業団	〈存続〉 ・県内で唯一の全国大会が開催できる陸上競技場など、県レベルで開催できる各種のスポーツ施設が集約されていることから存続		素案どおり	
61	倉敷スポーツ公園 (土木部、倉敷市)	H7	(財)倉敷ス ポーツ公園	〈存続〉 ・中四国屈指のグレードの高い設備を備えた野球場を中心とした公園であり、そうしたレベルの代替施設がないことから存続		素案どおり	
62 ・ 63	岡山県立城地下駐車 場、 岡山県城地下広場 (土木部、岡山市)	H14 (駐車場) H2 (広場)	(財)岡山県 開発公社	〈廃止(市へ譲渡)〉 ・岡山市の政令市移行に伴い譲渡決定済み	H21～	・政令市移行の協議により、H21年度に岡山市へ譲渡する。	—
64 ～ 99	県営住宅(36団地) (土木部、岡山市等)	S26～ H16	岡山県住宅 供給公社 及び7市町	〈存続〉 ・住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸しているため、市町の住宅施設と一体設置の可能性を検討しつつ存続		素案どおり	
100	岡山県備北青年の家 (教育庁、新見市)	S45	新見市	〈廃止(市へ譲渡)〉 ・新見市民公園と一体となっており、地域で有効に活用できる施設であることから、県施設として廃止し、新見市への譲渡についても検討	H21～	・老朽化した本館については、H20年度末で施設を閉じて、H21年度に施設の処分を行う。また、野外活動棟については、地域で有効に活用するため、必要な整備を行い、譲渡を含め、新見市と協議を行う。	16,130

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	案案(8月27日公表)		実施 時期	効果額 (単位:千円)	最終方針	
				見直し内容	効果額			最終見直し内容	効果額 (単位:千円)
101	岡山県浅川青年の家 (教育庁、玉野市)	S46 H10 改	小学館「おけ ちゃん、平松工 作」ラブリ、西 日本テレビ「ク ルージ	〈存続〉 ・県内の小学生の多くが海を利用した宿泊研 修として利用している施設であることから存続				案案どおり	
102	岡山県津山婦人青年の家 (教育庁、津山市)	S56	津山市	〈廃止(市へ譲渡)〉 ・地域住民の利用が中心であることから、県施 設としては廃止し、津山市への譲渡について も検討	H21～	116		・地域住民の利用が中心であることから、H2 1年度に必要な整備を行い、H22年度に津山 市へ譲渡する。	116
103	岡山県青少年教育セン ター閉谷学校 (教育庁、備前市)	S40 H3 改	(財)特別史 跡旧閉谷 学校顕彰 保存会	〈存続〉 ・県内の中学生の多くが宿泊研修として利用 している施設であることから存続				案案どおり	
104	特別史跡旧閉谷学校 (教育庁、備前市)	S38 (一般 公開 開始)	(財)特別史 跡旧閉谷 学校顕彰 保存会	〈存続〉 ・全国的に著名な施設であり、利用者も多いこ とから存続				案案どおり	
105	岡山県立博物館 (教育庁、岡山市)	S46	【一部指定管 理】サビツク ス、三要電熱 工業共同 事業体	〈存続〉 ・国宝等の県所蔵品を展示する施設は必要で あることから存続				案案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	指定 管理者	素案(8月27日公表)		最終方針 (単位:千円)	
				見直し内容	実施 時期	見直し内容	効果額
106	岡山県立吉備路郷土館 (教育庁、総社市)	S51	吉備路風 土記の丘 環境保全 協会	〈廃止(市へ譲渡)〉 ・地域の歴史や文化を紹介する施設であり、 県施設としては廃止し、総社市への譲渡につ いても検討	H21～	・地域の歴史や文化を紹介する施設であるこ となどから、H21年度末までに県施設として は閉じることとする。また、施設の活用策等に ついて検討し、H22年度に総社市へ譲渡す る。	15,625
107	岡山県生涯学習センター (教育庁、岡山市)	H9	【一部指定管 理】西日本建 物管理(株)	〈存続〉 ・鳥城高校と一体となって利用されている施設 であり、生涯学習の拠点施設となっていること から存続		素案どおり	
108	岡山県立図書館 (教育庁、岡山市)	H16	【一部指定管 理】アール・エス共 同事業体	〈存続〉 ・県内外図書館との連絡・調整等を行う県下 唯一の中核・拠点施設であることから存続		素案どおり	

【公の施設(直営施設)】

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	素案(8月27日公表)		実施 時期	効果額 (単位:千円)	最終方針		効果額 (単位:千円)
			見直し内容	見直し内容			最終見直し内容	効果額	
109	岡山県立記録資料館 (総務部、岡山市)	H17	〈集約化〉 ・資料の閲覧、普及啓発の機能について、利用者の多い県立図書館に移設したほうが効率的、効果的であることから集約化を検討		H21～	11,302		・資料の閲覧、普及啓発の機能の一部について、H21年度に利用者が多い県立図書館に移設して集約化を実施する。	7,934
110	岡南飛行場 (企画振興部、岡山市)	S37	〈存続〉 ・小型航空機専用の公共用飛行場であり、消防・警察の航空基地等にも利用されていることから存続					素案どおり	
111	岡山空港 (企画振興部、岡山市)	S63	〈存続〉 ・航空交通の拠点空港であり、県民の利用も多いためから存続					素案どおり	
112	岡山光子科学研究所 (企画振興部、岡山市)	H16	〈縮小〉 ・産業の活性化や将来を担う人材育成のための先端的な科学技術の理論研究機関であるが、経費の削減を図るため、研究体制を見直し、順次縮小を検討 ・研究費について削減		H21～	55,407		・産業の活性化や将来を担う人材育成のための先端的な科学技術の理論研究機関であるが、経費の削減を図るため、研究体制を縮小し、研究員を9名から6名とする。 ・研究費についてH21年度から削減する。	26,291
113	岡山県消費生活センター (生活環境部、岡山市)	S45	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討		H22～	—		・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	素案(8月27日公表)		最終方針 (単位:千円)		
			見直し内容	実施時期	効果額	最終見直し内容	効果額
114	岡山県交通事故相談所 (生活環境部、岡山市)	S42	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討	H22～	—	・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—
115	岡山県青少年総合相談センター (生活環境部、岡山市)	H13	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討	H22～	—	・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—
116	岡山県男女共同参画推進センター (生活環境部、岡山市)	H11	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討	H22～	—	・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—
117	岡山県環境保健センター (生活環境部、岡山市)	S51	〈存続〉 ・県内で唯一の公的な環境保全及び保健衛生に関する試験研究機関であるため存続 ・研究費について削減			素案どおり	
118	岡山県福祉相談センター (保健福祉部、岡山市)	H15	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討	H22～	—	・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—



番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	素案(8月27日公表)		最終方針		
			見直し内容	実施時期	効果額	最終見直し内容	効果額
119	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 (保健福祉部、岡山市)	H17	〈存続〉 ・PFI方式で設置運営しており、施設利用者も多いことから存続			素案どおり	
120	岡山県精神保健福祉センター (保健福祉部、岡山市)	S26	〈存続〉 ・県に必置義務があることから存続			素案どおり	
121	岡山県身体障害者更生相談所 (保健福祉部、岡山市)	S28	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討	H22～	—	・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—
122	岡山県知的障害者更生相談所 (保健福祉部、岡山市)	S35	〈集約化〉 ・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討	H22～	—	・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。	—
123	岡山県立成徳学校 (保健福祉部、岡山市)	M21	〈存続〉 ・県に必置義務があることから存続			素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	素案(8月27日公表)		最終方針	
			見直し内容	実施時期	見直し内容	効果額
124	岡山県女性相談所 (保健福祉部、岡山市)	S32	<p>&lt;集約化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の利便性を図るため、相談機能を有する施設の集約化を検討</li> </ul>	H22～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の利便性を図るため、H22年度から相談機能を有する施設の集約化を実施する。</li> </ul>	—
125	岡山県立職業能力開発校(南部、北部、北部美作校) (産業労働部、倉敷市・津山市・美作市)	S36 ～ S40	<p>&lt;存続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H20年に再編したところであり、当面その検証が必要であることから存続とするが、今後訓練の受講状況等を踏まえ見直しを検討</li> </ul>		素案どおり	
126	岡山県中小企業労働相談所 (産業労働部、岡山市)	S41	<p>&lt;廃止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、相談所は労政・雇用対策課内に設置され、課員が相談業務を行っており、相談所を廃止しても支障がないことから、県施設としての廃止を検討</li> </ul>	H21～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、相談所は労政・雇用対策課内に設置され、課員が相談業務を行っており、相談所を閉じても支障がないことから、H20年度末で施設を閉じることとする。</li> </ul>	—
127	岡山県工業技術センター (産業労働部、岡山市、備前市)	H7 (前身：T7)	<p>&lt;縮小&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工技センターは県内の中小企業などを支援する中核施設であることから存続</li> <li>・研究費について削減</li> <li>・備前陶芸センターは、製陶技術は民間でも習得可能であることから、県施設としては廃止し、備前市又は民間への譲渡についても検討</li> </ul>	H21～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工技センターは県内の中小企業などを支援する中核施設であることから存続とする。</li> <li>・研究費についてH21年度から削減する。</li> <li>・備前陶芸センターは、製陶技術は民間でも習得可能であることから、H21年度末で県施設としては閉じることとし、それまでに施設の活用策について検討する。</li> </ul>	40,814
128 ・ 129	岡山県営と畜場・岡山県営食肉地方卸売市場 (農林水産部、岡山市)	S37 H11 ～ H18 改	<p>&lt;存続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内でと畜される牛・豚の8割程度を処理しており、また、卸売市場を併設し効率化が図られていることから存続</li> </ul>		素案どおり	

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	案案(8月27日公表)		実施時期	効果額	最終方針	
			見直し内容	(単位:千円)			最終見直し内容	(単位:千円)
130	漁港施設(14漁港) (農林水産部、岡山市他)	S26 ～ S27	<p>〈存続(一部譲渡)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な利用がなされている第2種漁港(9港)は存続とするが、より地元付近な第1種漁港(5港)についてはそれぞれ市へ譲渡を検討</li> </ul>	H21～	6,388	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な利用がなされている第2種漁港(9港)は存続とする。</li> <li>・地元付近な第1種漁港(4港)については、漁港整備終了後、H22年度から譲渡の協議を再開し、それぞれ市へ譲渡する。(頭島漁港、西脇漁港、呼松漁港、大多府漁港)</li> <li>・金浦漁港については、漁港として機能していないことからH21年度に漁港指定の取り消しを行う。</li> </ul>	6,388	
130	小型船舶係留施設(漁港分) (農林水産部、岡山市・倉敷市)	H6～ H8	<p>〈存続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで県が進めてきた事業推進の経緯を踏まえ存続</li> </ul>			案案どおり		
131	岡山県農業総合センター 農業試験場 (農林水産部、赤磐市)	M34	<p>〈集約化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により集約化を検討</li> <li>・研究費について削減</li> </ul>	H22～	24,646	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。</li> <li>・研究費についてH21年度から削減する。</li> </ul>	24,646	
132	岡山県生物科学総合研究所 (農林水産部、吉備中央町)	H8	<p>〈集約化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により集約化を検討</li> <li>・研究費について削減</li> </ul>	H22～	25,436	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。</li> <li>・研究費についてH21年度から削減する。</li> </ul>	25,436	
133	岡山県総合畜産センター (農林水産部、美咲町)	H元	<p>〈集約化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により集約化を検討</li> <li>・研究費について削減</li> </ul>	H22～	37,690	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。</li> <li>・研究費についてH21年度から削減する。</li> </ul>	37,690	

素案(8月27日公表)				(単位:千円)	
番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	見直し内容	実施時期	効果額
134	岡山県水産試験場 (農林水産部、瀬戸内市)	S32	〈集約化〉 ・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により集約化を検討 ・研究費について削減	H22～	23,166
135	岡山県林業試験場 (農林水産部、勝央町)	S27	〈集約化〉 ・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により集約化を検討 ・研究費について削減	H22～	9,678
136	岡山県木材加工技術センター (農林水産部、真庭市)	S63	〈集約化〉 ・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により集約化を検討 ・研究費について削減	H22～	7,932
137	港湾施設(11港) (土木部、岡山市、玉野市他)	S26 ～ S46	〈存続〉 ・港湾法における位置づけを踏まえ存続		
137	小型船舶係留施設(港湾分) (土木部、玉野市他)	H5～ H20	〈存続〉 ・これまで県が進めてきた事業推進の経緯を踏まえ存続		

最終方針		(単位:千円)	
	最終見直し内容		効果額
	・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。 ・研究費についてH21年度から削減する。		23,166
	・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。 ・研究費についてH21年度から削減する。		9,678
	・農林水産関係の試験研究機関については、施設の場所を変更せず、総務部門などの統合により、H22年度から集約化を実施する。 ・研究費についてH21年度から削減する。		7,932
	素案どおり		
	素案どおり		

番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	素案(8月27日公表)		最終方針		
			見直し内容	実施時期	効果額	見直し内容	効果額
138	後樂園 (土木部、岡山市)	S31	〈存続〉 ・特別名勝及び史跡に指定された文化財庭園であり、県を代表する広域的観光拠点であることから存続			素案どおり	
139	水島緑地 (土木部、倉敷市)	S54 ～ S61	〈譲渡〉 ・緩衝緑地として必要であるが、地域住民の利用が中心の施設であることから、倉敷市へ譲渡を検討	H21～	22,286	・緩衝緑地として必要な施設であることから、引き続き県が管理するが、今後も、管理及び負担のあり方について、倉敷市と協議を行う。	
140	児島湖流域下水道浄化センター (土木部、玉野市)	S63	〈存続〉 ・市町域を越えた流域をカバーする生活基盤施設であることから存続			素案どおり	

【外郭団体】

所管部	番号	団体名	事業概要	素案(8月27日公表)		(単位:百万円)	
				見直し内容	実施時期	削減額	削減額
総務部	1	(社)岡山県総合協力事業団	地方公共団体の業務・事業に関する業務受託等	<p>&lt;抜本的見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県からの受託事業が中心の団体であるが、県委託事業を精査したうえで実施方法の見直しを検討</li> <li>派遣している県職員(4人)の引き揚げを検討</li> </ul>	検討	—	—
	2	(学)吉備高原学園	吉備高原学園高等学校の設置運営	<p>&lt;県関与の縮小&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣している県職員(2人)の引き揚げを検討</li> </ul>	検討	17 (~H24)	8 (H24)
	3	チボリ・ジャパン(株)	倉敷チボリ公園の運営等	<p>&lt;抜本的見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉敷チボリ公園事業が廃止となり、団体の解散を決定</li> </ul>	20年度	—	—
企画振興部	4	(株)吉備高原都市サービス	吉備高原都市における公共・公益的施設の維持管理等	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山・高松市の業務商業ビルの運営など都市における総合窓口機能を担う団体であり存続とするが経営の安定化に向け検討</li> <li>県委託事業を縮小</li> </ul>		9 (H21)	9 (H22)
	5	岡山空港ターミナル(株)	岡山空港の旅客・貨物ターミナルビル等の管理運営等	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空港関連施設について、整備、管理運営し、利用者の利便性向上を担う団体であり存続</li> <li>県委託事業を縮小</li> </ul>		1 (H21)	—
生活環境部	6	(財)岡山県国際交流協会	国際交流等に関する事業の推進	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県下唯一の「地域国際化協会」として県内の国際化推進の中心的役割を担う団体であり存続とするが、県委託事業を縮小</li> <li>団体の自立に向けた取組を促進</li> </ul>		23 (H21)	12 (H21)
	7	(財)岡山県環境保全事業団	廃棄物の処理処分事業等	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理処分事業等の環境保全に関する事業を幅広く実施している団体であり存続とするが、県補助事業を縮小</li> <li>新処分場建設事業の終了(21年度)に伴い、派遣している県職員(3人)を引き揚げ</li> </ul>	22年度	11 (~H22)	11 (H22)

最終方針		(単位:百万円)	
最終見直し内容	削減額		
<p>&lt;抜本的見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県からの受託事業が中心の団体であるが、県委託事業を精査したうえで21年度から実施方法を見直し</li> <li>派遣している県職員4人を20年度末で引き揚げ</li> </ul>	—		
素案どおり			8 (H24)
素案どおり			
素案どおり			9 (H22)
素案どおり			
素案どおり			12 (H21)
<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理処分事業等の環境保全に関する事業を幅広く実施している団体であり存続とするが、県補助事業を縮小</li> <li>新処分場建設事業の終了(21年度)に伴い、派遣している県職員3人を21年度末まで引き揚げ</li> </ul>			11 (H22)

所管部	番号	団体名	事業概要	案(8月27日公表)		実施時期	削減額
				見直し内容	(単位:百万円)		
	8	(財)岡山県郷土文化財団	地域文化の振興、文化財の保護事業等	<その他> ・地域文化の創造や文化的遺産の保存などにより郷土の文化振興に一定の役割を担う団体であり存続とするが県委託事業を縮小 ・団体の自立に向けた取組を促進 <その他> ・岡山シンフォニーホールなど地域文化の振興に一定の役割を担っており存続とするが経営の安定化に向け検討 ・県委託事業等を縮小	13 (H21)		13 (H21)
	9	(財)岡山シンフォニーホール	岡山シンフォニーホールの管理運営等	<自立化> ・人件費補助など県の財政的支援は23年度で廃止を検討 ・団体の自立に向けた取組を促進 <統合> ・生涯スポーツと競技スポーツの振興を効果的、効率的に実施するため、(財)岡山県体育協会と統合(H19.11)	21 (~H24)	24年度	21 (~H24)
	10	(社)岡山県文化連盟	芸術文化の普及振興、芸術文化団体の活動支援等	<自立化> ・人件費補助など県の財政的支援は23年度で廃止を検討 ・団体の自立に向けた取組を促進 <統合> ・生涯スポーツと競技スポーツの振興を効果的、効率的に実施するため、(財)岡山県体育協会と統合(H19.11)	6 (H21)	21年度	6 (H21)
	11	岡山県スポーツ振興財団	スポーツ活動機会の充実、団体の育成等	<その他> ・スポーツ振興財団と統合したうえで、スポーツ振興を効果的に実施する団体であり存続 ・県補助事業を縮小	148 (H21)		148 (H21)
	12	(財)岡山県体育協会	体育・スポーツの普及振興、玉野スポーツセンターの設置運営	<その他> ・関係する自治体が協力して鉄道運営を行っている団体であり存続 ・経営の安定化に向け検討	—		—
	13	井原鉄道(株)	鉄道事業等	<その他> ・関係する自治体が協力して鉄道運営を行っている団体であり存続 ・経営の安定化に向け検討	—		—
	14	(財)児島湖流域水質保全基金	民間団体が行う児島湖及び流域河川の水質浄化活動への援助等	<あり方検討> ・関係団体と協議し、より効果的な事業のあり方を検討	—	検討	—

最終方針		(単位:百万円)
最終見直し内容		削減額
案どおり		13 (H21)
案どおり	<あり方検討> ・県の財政的支援を23年度末で継続しつつ、団体の経営基盤強化策等を検討	21 (H24)
案どおり		6 (H21)
案どおり		148 (H21)
案どおり		—
案どおり		—
案どおり		—
案どおり		125 (H21)

所管部	番号	団体名	事業概要	素案(8月27日公表)		(単位:百万円)	
				見直し内容	実施時期	削減額	削減額
	15	(財)岡山県福祉事業団	県総合福祉会館の管理運営、県福祉基金の貸付等	<県関与の縮小> ・人件費補助を廃止し、県の財政的支援を縮小	21年度	5 (H21)	
保	16	(財)岡山県健康づくり財団	健康づくり実践活動の指導、結核等の健康診断、南部健康づくりセンターの管理運営等	<県関与の縮小> ・派遣している県職員(1人)の引き揚げを検討 ・県補助事業等を廃止	21年度	16 (H21)	1 (H21)
健	17	(財)岡山県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上の相談・指導等	<その他> ・生活衛生関係業者に対する指導業務を行う ・生活衛生関係業者を補完しており存続とするが経営などの安定化に向け検討 ・県補助事業を縮小		1 (H21)	—
福	18	(財)岡山県動物愛護財団	動物の愛護に関する普及啓発、県動愛センターの管理受託	<その他> ・動物愛護に関する普及啓発について県事業を補完しており存続とするが、普及啓発事業の効果的な実施について検討		—	
社	19	(財)吉備高原保健福祉のむら事業団	吉備高原保健福祉のむらの整備事業等	<統合> ・吉備高原都市内の就労支援の拡大と障害者福祉及び地域住民とのさらなる交流促進等を図るため、(福)吉備の里と統合(H19.11)	20年度	1 (H21)	
部	20	(福)吉備の里	県立身体障害者授産所等の管理等	<自立化> ・健全で主体的、自立的な法人運営の確立に向けた取組を促進 ・代表者への県職員就任を廃止(H19.11)	21年度	—	—
	21	(福)健康の森学園	健康の森学園授産施設等の管理等	<その他> ・特別支援学校と一体運営の健康の森学園授産施設の管理運営を行っており存続		—	

最終方針		(単位:百万円)	
最終見直し内容	削減額	削減額	削減額
素案どおり			
<県関与の縮小> ・派遣している県職員1人を20年度末で引き揚げ ・県委託事業を縮小			1 (H21)
<その他> ・生活衛生関係業者に対する指導業務を行う ・生活衛生関係業者を補完しており存続とするが経営などの安定化に向け検討			—
素案どおり			
素案どおり			
<自立化> ・健全で主体的、自立的な法人運営の確立に向けた取組を促進 ・代表者への県職員就任を20年度中に中止			—
素案どおり			



所管部 保健福祉部	番号	団体名	事業概要	素案(8月27日公表)		(単位:百万円)
				見直し内容	削減額	
	22	(財)岡山県愛染会	母子寡婦家庭に対する福祉事業、雇用促進、雇用機会の確保等	<あり方検討> ・今後の母子寡婦福祉施策等を踏まえた上で団体のあり方を検討(H19.11) ・健全な財政基盤と自立的な法人運営を確立	検討	—
	23	(財)岡山総合展示場	コソベック又岡山の管理運営等	<あり方検討> ・指定管理者制度の指定期間を踏まえた団体のあり方を検討(H19.11)	検討	—
	24	水島港国際物流センター(株)	水島港のコンテナターミナル、荷捌き・保管施設等の管理運営等	<その他> ・水島港の機能・利便性の向上を行っている団体であり存続		16 (H21)
	25	岡山県総合流通センター(株)	県総合流通センター内の公益的施設の運営	<その他> ・総合流通センターの機能・利便性の向上を行っている団体であり存続		—
	26	岡山セラミックス技術振興財団	セラミックスに関する試験研究センターの管理運営	<その他> ・産業や関連する産業の振興を支援する団体であり存続		—
	27	倉敷コアソリューションセンター(株)	繊維関連産業等に関する施設等の管理運営等	<その他> ・繊維関連産業の振興を支援する団体であり存続 ・県補助事業を廃止		17 (H21)
	28	(株)オービス	情報システムの設計、運用等	<その他> ・県内の地方公共団体等の情報システムの安定的な保守管理を行う団体であり存続 ・県委託事業を縮小		11 (H21)

最終方針		(単位:百万円)
最終見直し内容	削減額	
<あり方検討> ・今後の母子寡婦福祉施策等を踏まえた上で団体のあり方を22年度までに検討 ・健全な財政基盤と自立的な法人運営を確立	—	
素案どおり		
素案どおり		
素案どおり		
素案どおり		

所管部	番号	団体名	事業概要	素案(8月27日公表)		(単位:百万円)	
				見直し内容	実施時期	削減額	削減額
産 業 労 働 部	29	岡山県信用保証協会	中小企業者等が金融機関から受ける貸付等の債務保証等	<その他> ・中小企業者に対する金融の安定化を図るため、信用保証協会法に基づき設立している団体であり存続 ・県補助事業を縮小		64 (H21)	64 (H22)
	30	(財)岡山県産業振興財団	中小企業の体質改善及び経営基盤の強化等に関する事業等	<その他> ・県内中小企業の振興を図るため、各種支援事業を実施しており存続 ・県補助事業等を縮小		331 (~H23)	323 (H23)
	31	(社)岡山県観光連盟	県の観光振興等	<あり方検討> ・観光立県戦略を踏まえ、県・市町村・民間の役割分担や事業実施体制の見直しなどを検討 ・派遣している県職員(2人)の引き揚げを検討	21・22 年度	62 (~H22)	45 (H24)
農 林 水 産 部	32	岡山県農業信用基金協会	農業者等が農業近代化資金等を金融機関から借り入れの際の債務保証	<自立化> ・農業者等に対する金融の安定化を図るため農業信用保証除法に基づき設立している団体であり存続とするが、県補助事業等を縮小 (H19.11)	22 年度	3 (H21)	2 (H21)
	33	(社)岡山県農地開発公社	農地保有合理化事業等	<あり方検討> ・長期保有農地の早期処理と解散も視野に入れた抜本的な見直し(H19.11) ・県補助事業等を縮小	検 討	14 (H21)	
	34	岡山県農林漁業担い手育成財団	農林漁業への就業促進事業等	<その他> ・農林漁業への就業促進や法に基づき就農支援資金の貸付団体として位置づけられており存続とするが経営の安定化に向け検討 ・県補助事業等を縮小		16 (H21)	
35	(財)中国四国酪農大学生校	企業的酪農後継者の養成等	<抜本的見直し> ・運営費における県負担の割合が大ききことから、県支援のあり方を見直し、団体の自主的な運営を含めた抜本的な見直しを検討 ・県補助事業を段階的縮小	検 討	94 (~H24)	94 (H24)	

最 終 方 針		(単位:百万円)	
最終見直し内容		削減額	
<その他> ・中小企業者に対する金融の安定化を図るため、信用保証協会法に基づき設立している団体であり存続 ・県下の景気動向を注視し、県補助事業を縮小			64 (H22)
素案どおり			323 (H23)
<あり方検討> ・観光立県戦略を踏まえ、県・市町村・民間の役割分担や事業実施体制の見直しなどを24年度までに検討 ・派遣している県職員1人を20年度末で引き揚げ			45 (H24)
<自立化> ・農業者等に対する金融の安定化を図るため農業信用保証除法に基づき設立している団体であり存続とするが、県補助事業等を縮小 ・代表者への県職員就任を22年度中に中止			2 (H21)
素案どおり			
素案どおり			
<抜本的見直し> ・運営費における県負担の割合が大ききことから、県支援のあり方を見直し、団体の自主的な運営を含めた抜本的な見直しを23年度までに検討 ・県補助事業を段階的縮小			94 (H24)

所管部	番号	団体名	事業概要	案(8月27日公表)		実施時期	削減額
				見直し内容	(単位:百万円)		
農	36	(社)岡山県畜産公社	まきばの館の管理等	<あり方検討> ・類似団体との統合も視野に入れた業務委託先の検討(H19.11) ・派遣している県職員(4人)の引き揚げを検討 ・県補助事業を縮小	25	21年度	(H21)
	37	(株)岡山県食肉センター	枝肉の部分肉処理に関する業務等	<その他> ・県産食肉の買い支えなど市場の補完的機能を担う団体であり存続	—		
	38	岡山県漁業信用基金協会	中小漁業者等が漁業近代化資金等の借入に際しての債務保証	<その他> ・中小漁業者に対する金融の安定化を図るため中小漁業融資保証法に基づき設立した団体であり存続とす ・単年度赤字となり、安定した経営に向け検討	—		
水産	39	(財)岡山県水産振興協会	漁業振興、漁業操業安全に関する事業等	<その他> ・漁業者の設備購入費に対する助成や、県内3ヶ所での増殖場の管理及び種苗の育成を委託しており存続 ・県補助事業を縮小	1		(H21)
	40	(社)おかやまの森整備公社	環境保全を重視した森林の整備等	<その他> ・新たな経営改革スキームにより経営改善に取り組んでおり存続とするが県委託事業を縮小 ・環境重視へ経営方針をなす変更し、収益性が低下している中、改善を検討	24		(H21)
土	41	(財)岡山県林業振興基金	林業労働者の社会保障制度加入に係る助成等	<あり方検討> ・基金造成完了後、運営形態のあり方を検討(H19.11) ・県補助事業を縮小	10	検討	(H21)
	42	岡山県土地開発公社	公共用地等の取得、管理、処分等	<県関与の縮小> ・派遣している県職員(5人)の段階的引き揚げを検討	—	検討	

最終方針	削減額
最終見直し内容	削減額
<あり方検討> ・類似団体との統合も視野に入れた業務委託先の検討(H19.11) ・派遣している県職員4人を21年度末までに引き揚げ ・県補助事業を縮小	25 (H21)
案どおり	
案どおり	
案どおり	
案どおり	
案どおり	
案どおり	

所管部	番号	団体名	事業概要	素案(8月27日公表)		(単位:百万円)	
				見直し内容	実施時期	削減額	削減額
	43	(財)岡山県開発公社	建物、施設等の取得、処分、管理等	＜あり方検討＞ ・事務内容の見直し及び他団体との統合等の検討(H19.11)	検討	—	—
土	44	(財)岡山県建設技術センター	建設技術者の研修の実施等	＜県関与の縮小＞ ・派遣している県職員(10人)の段階的引き揚げを検討	検討	—	—
	45	(財)吉井川水源地域対策基金	水源地域の振興対策等	＜その他＞ ・関係する団体から負担金を徴収したうえで水源地域対策特別措置法に基づく整備事業などに対して財政的支援を行っており存続	—	—	—
木	46	(財)岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	海洋スポーツ・レクリエーションの普及振興、牛窓ヨットハーバーの管理運営	＜あり方検討＞ ・指定管理者制度の指定期間を踏まえた団体のあり方を検討(H19.11)	検討	—	—
	47	(財)倉敷スポーツ公園	倉敷スポーツ公園の管理運営業務等	＜あり方検討＞ ・指定管理者制度の指定期間を踏まえた団体のあり方を検討(H19.11)	検討	—	—
部	48	(財)児島湖浄化センター周辺対策基金	児島湖浄化センター及び周辺地域の環境保全事業等	＜その他＞ ・浄化センターは現在増設中であり、引き続き周辺地域の環境整備を図る必要があり存続	—	—	—
	49	(財)岡山県下水道公社	児島湖流域下水道の維持管理業務の受託等	＜その他＞ ・児島湖流域下水道の維持管理を行っており、今後も引き続き県が施設を管理する方向であり存続	—	—	—

最終方針		(単位:百万円)	
最終見直し内容	削減額	削減額	削減額
＜抜本的見直し＞ ・一部業務を(財)岡山県建設技術センターに移管し、現在保有している資産の早期処分に一定の用途を立て、その後に解散	—	—	—
素案どおり	—	—	—
素案どおり	—	—	—
素案どおり	—	—	—
素案どおり	—	—	—
素案どおり	—	—	—
素案どおり	—	—	—

所管部	番号	団体名	事業概要	案(8月27日公表)		実施時期	削減額
				見直し内容	(単位:百万円)		
木	50	岡山県住宅供給公社	住宅の建設、分譲事業等	<p>&lt;廃止&gt; ・現在保有している資産の早期処分を進めて解散(H19.11)</p>	21年度	—	
教育部	51	(財)岡山県育英会	奨学金の貸与、学生寮の維持運営等	<p>&lt;その他&gt; ・経済的な理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与する事業を実施しており存続 ・代表者への県職員就任の廃止を検討(H19.11)</p>	21年度	—	
警察本部	52	(社)岡山県防犯協会	防犯思想の普及宣伝、防犯団体の連絡調整	<p>&lt;その他&gt; ・風俗営業管理者の講習や岡山ガーディアンズの活動支援など県民の安全安心を確保するため県業務を補完しており存続</p>	—	—	
警察本部	53	(財)岡山県暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及等	<p>&lt;その他&gt; ・事業所の責任者への講習の実施など県民の安全安心を確保するため県業務を補完しており存続</p>	—	—	

※削減額は、事務事業見直しによる削減効果額に含む。

※内容欄の「H19.11」は、平成19年11月に取りまとめた外郭団体改革プランにおける見直しと同様のものである。

最終方針		(単位:百万円)
最終見直し内容	削減額	
案どおり	—	
案どおり	—	
案どおり	—	

## 岡山県財政構造改革プラン(素案)に係るパブリック・コメントについて

平成20年8月28日から9月26日まで、「岡山県財政構造改革プラン(素案)」についておかやま県民提案制度(パブリック・コメント)に基づき、意見等を募集したところ、2,104人・団体から2,204件のご意見が寄せられました。

これらのご意見等につきましては、次のとおり、改革プラン(素案)の項目ごとに整理し、これに対する岡山県の考え方を示しました。

なお、取りまとめの便宜上、寄せられた意見等は要約するとともに、類似のご意見はまとめさせていただきます。

### ○総論(36件)

意見の概要	県の考え方
<p>知事をはじめ責任のある立場の方々には、これまでの行革の成果及び反省などについて真剣に検証を行い、その総括を県民及び職員に公表すべきだ。</p>	<p>平成9年以来、県債という借金に関わる部分に重点を置きながら、県の行財政を取り巻く重要課題に対応するため、3次にわたる行財政改革大綱を策定し、大規模建設事業等の見直し、組織の見直しや職員定数の大幅な削減など具体的な取組目標を掲げ、行財政改革に取り組んできたところである。</p> <p>その結果、県債残高などストックベースでは一定の改善が見られるとともに、地方振興局の再編など柔軟でスリムな組織体制が構築されたと考えています。</p> <p>交付税シヨックなどが大きく影響しているにせよ、結果的に巨額の収支不足が埋められず、改めて改革をしなければならぬ状況に陥ったこと自体に責任があるのではないかなどのご批判は真摯に受け止めております。ただからこそ、二度とこのような状況に陥らないよう、財政再生団体への転落を回避し、活力ある、安心して生活できる岡山県を築き上げるため、改革を何としても成し遂げたいと考えています。</p>

意見の概要

これまでの3次にわたる行財政改革は失敗だ。交付税シヨックは理由になら  
ない。この失敗の責任はどこにあるのか。12年間で出来なかつたことが、4  
年でできると思えない。

これまでの行革は失敗とはつきり言えばいい。都合のいい単語や数字をつな  
ぎ合わせて県民をだますのではなく、反省すべきは反省し、県民  
の理解を得るべく努力すべきだ。

県知事を3期しておきながらこのような財政状況にした知事に問題があるの  
ではないか。また、知事を支える県職員にも原因があるのではないか。今こそ  
改革をすべきだ。

県民がともに頑張ろうと思えるプランとしてほしい。職員の給与カットや施  
設の廃止が中心に思える。どうして財政危機になったのか、原因と責任をより  
具体的に明確にしてほしい。

「公共施設の見直し」「公共事業の見直し」「外郭団体の見直し」等は行財  
政改革大綱を出すたびに繰り返すような項目ではない。第1次行革大綱策定時  
に既にあった公共施設、公共事業、外郭団体等(以下、施設等)や第1次行革  
取組期間中に新設した施設等は、石井県政1期4年間で十分見直しできたはず  
だ。また、第1次行革大綱による見直し後に新設した施設等は、行革見直し後  
の管理運営方針に従えば良いはずであり、改めて見直す必要はない。

20年度までに1,000億円を超える削減を行いながら、なぜ未だ350  
億円以上の収支不足を生じるのか、理解できない。交付税シヨック以外で、数  
百億円以上の歳入減、歳出増が生じているのなら示してほしい。

県の考え方

借入金からの早期の脱却に向けた3次にわたる行革の取組により、公  
債費は平成15年度をピークに、県債残高は今年度をピークに、いずれも  
低減する傾向を見せており、借金体質からの脱却という所期の目的は達成  
しつつあります。

しかし、こうした厳しい取組のさなかに交付税シヨックがあり、これに  
より、本県の一般財源が約300億円減らされ、今に至るまで抑制傾向が  
続いていきます。国によって失われたこの財源については、国において当然  
復元されるべきものであると考え、こうした考えのもと、国に対してその  
復元を強く求めるとともに、その影響を直ちに県民サービスに転嫁しない  
ために、臨時的な対策による財政運営を続けてきましたが、それも限界に  
きたところですので。

交付税シヨックなどが大きく影響しているにせよ、結果的に巨額の収支  
不足が埋められず、改めて改革をしなければならぬ状況に陥つたことと自  
体に責任があるのではないかなどのご批判は真摯に受け止めております。  
ただ、ここぞ、二度とこのような状況に陥らないよう、財政再生団体への  
転落を回避し、活力ある、安心して生活できる岡山県を築き上げるため  
に、改革を何としても成し遂げたいと考えています。

行財政改革の取組については、第1次行財政改革大綱以降、3次にわた  
る行革において、それぞれ目標を設定しながら改革を進めてきました。こ  
うした取組は、社会経済情勢の変化に対し、迅速かつ的確に対応しなが  
ら、安定した行財政運営を行うため、各項目について常に見直しを行いな  
がら取り組むことが重要であるとと考えており、今回の改革においても、引  
き続き取り組むべき課題とと考えています。

やはり、大きな要因は、1ヶ年度で約350億円の一般財源が失われ、  
その後も抑制傾向が続いている交付税シヨックだと考えております。  
これ以外に、来年度以降の収支見通しに影響していることとして、税収  
見込みの減が考えられます。平成20年度の税収見込みは、原油・原材料  
価格の上昇などを背景とした企業収益の急激な悪化に伴い、実質的に約1  
37億円の減となる見込みです(平成20年8月時点)。21年度以降の  
収支見通しは20年度の税収見込みをベースに試算しています。また、本  
年7月に開催された経済財政諮問会議で名目経済成長率が、2.1%から  
0.3%に大幅に下方修正されたことを踏まえ、名目経済成長率0%で試  
算しています。

意見の概要

県の考え

ストックベースでは一定の改善として、公共事業等を削減すれば、公債費が減少するのは当然だ。公債費、県債残高の過去の推移を示していないのは、情報隠しであり、示してほしい。

特定目的基金の繰替運用で対応できると考えていたのか。  
地方交付税が削減されたという理由は分かっていたことではないか。

なぜ、財政調整基金を蓄えていなかったのか。

行革債の発行ピークは交付税ショック以前で、10年間100億円であり、行革で取り組んだ削減効果に比べれば殊更でない。全国に先駆けて行革を取り組みながら、なぜ他団体と比較して苦しい財政運営となってしまうのか、説明してほしい。また、大型事業との関連の有無を示してほしい。自ら実施してきた事業についても、説明すべきだ。

今回プランで示しているのは今後の推計のみですが、過去の状況については、県財政課のホームページに掲載し、広く一般に公表しています。

借入体質からの早期の脱却に向けた3次にわたる行革の取組のさなかに交付税ショックがあり、これにより、本県の一般財源が約300億円減らされ、今に至るまで抑制傾向が続いています。  
国によって失われたこの財源については、国において当然復元されるべきものであると考え、こうした考えのもと、国に対してその復元を強く求めるとともに、その影響を直ちに県民サービスに転嫁しないために、交付税ショックが復元されるまでの「つなぎ」として臨時的な対策による財政運営を続けてきましたが、それも限界にきたところです。

財政調整基金の枯渇後、臨時的な対策による財政運営を余儀なくされ、補正予算や決算時における収支改善も臨時的な対策の解消に費やされたため、残高を増加させる余力はありませんでした。しかしながら、災害等の突発的な財政需要への適切な対応など、財政運営の危機管理の観点から、平成19年度において、経費節減等の努力により、財政調整基金に約10億円積んだところです。

他団体に比較して苦しい財政運営となる背景には、収支不足を財政調整基金等で対応している団体が多い中、既に基金が枯渇していったという本県特有の事情があったと考えるべきです。  
財源不足に対応するために行革推進を先行してききましたが、平成14～15年度に発行ピークを迎えたのは、当時の厳しい財政状況に鑑み、従来一般財源が充当され、充当範囲を拡大したこと起因しています。  
推進債を新たに充当し、充当範囲を拡大したことに起因して、緊急避難的に行革なお、ご指摘の大型事業については、行革債の活用以外にもPFIの活用や積み立てておいた基金の活用等により整備してまいります。  
いずれにしても、県として実施すべき事業の必要性を厳しく検証した上で、事業の選択と集中を行ってきただけです。



意見の概要

県の考え方

16年度の交付税シヨックを理由としてしているが、それは、他の地方自治体でも同じではないか。

全国の地方自治体の状況について、7月に全国知事会が公表した試算によれば、16年度の交付税シヨックの影響や、少子高齢化の進展等による社会保障関係費等の増加傾向により、地方の財源不足が拡大していく一方で、その財源不足を穴埋めするための財政調整基金等が23年度までには枯渇し、健全な財政運営が破綻すると言われています。それに頼ること本県の場合、財政調整基金等が既に枯渇してしており、他の臨時策によるができなかつたという固有の事情があったため、他の臨時策による財政運営を続けてきましたが、それも限界にきたところですので。

義務的経費の増大が問題なら岡山県の状態を示すべきだ。それを示さないのは情報隠しと受け止められる。これまでの行革効果をどの程度打ち消し、収支不足を招いているのか。

義務的経費の推移をはじめ本県の財政状況については、県財政課のホームページに掲載し、広く一般に公表しています。収支不足については歳出の増要因もさることながら、歳入の減要因もあり、一概に示すことができませんが、これまでの行革の取組である総定員の見直しや公共事業の削減等により人件費、公債費は減少傾向にあり義務的経費としては減少しています。ただし、義務的経費のうち社会保障（義務分）をはじめとした社会保障関係費は全国的にも増加傾向にあり、本県においても同様に増加傾向にあります。

2月には大丈夫と言っておきながら突然の財政危機宣言。2月に大丈夫と言ったのは嘘か。  
10月に知事選を控え、6月に財政危機宣言。何か関連があるのか。

平成20年2月議会での議論を踏まえ、長期的な今後の見通し等について大まかにでも把握するため、現在の状況が続いた場合の向こう10年の粗い試算をしたところ、構造的に巨額の収支不足が見込まれ、こうした未曾有の財政危機にあることが判明した以上、直ちに改革に取り組み、財政再生団体への転落を絶対に回避しなければならぬと考え、6月初旬に財政危機宣言を行ったところですので。

財政危機の本当の理由は、「歳出削減努力の遅れ」と行革推進債の発行その他臨時的歳入対策を行わない「財政運営手法の変更」だ。この手法を覆い隠すための財政危機宣言であり、今回の財政危機は、作られたもの・ねつ造されたものだ。

臨時的な対策として発行してきた行革推進債は、発行当初は効果があるものの、恒時的に発行し続けると、既に発行した分の償還が膨らむことにより効果が失われ、再び厳しい借金体質に陥ることから、本県では、10年から多額の発行を続けてきた経緯も踏まえ、今後、大きな景気変動等がない限り行革推進債は発行しない予定です。

聖域なき改革というなら聖域は設けるべきではない。

あらゆる事業をゼロベースから見直ししましたが、その際、聖域としてではなく、あくまで配慮すべき分野として、「安全・安心」・「子どもの教育」など一定の分野には配慮したところですので。

意見の概要

県の考 え 方

配慮分野に「子育て」はあるが、高齢者や障害者対策はない。配慮分野として選んだ理由、選ばなかった理由をもっと説明すべきだ。

配慮分野として「安全・安心」があります。障害者などが社会的な支えを必要とする人が安心して生活を送ることができていることを構築するための事務事業については、配慮しており、高齢者や障害者対策が該当します。また、配慮分野として選んだ理由については、厳しい改革を進めていく中でも、将来を担う子どもたちも成長、障害のある方々や高齢の方々の暮らしなどにできる限り配慮しながら将来にわたって安心して暮らせるおかげや「元氣なやかま」を築いていくために特に配慮したものです。

5つの目標のうち、臨時的歳入対策に頼らない健全な財政運営を行うとあるが、本当に可能なものか。それなら第3次財政改革大綱の見直し期間でも財政構造改革ができたのではないか。持続可能な財政構造への改革に目標を掲げ財政発行がなくてもよいのではないか。説得力があり実現性のある目標を掲げ財政構造改革プランを策定すべきだ。

今回の改革は、構造的な巨額の収支不足を解消することにより、これまでも続けてきたような臨時的な対策に依存した財政運営から脱却し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造の確立を目指すものです。臨時的な対策の中でも、行革推進債は、発行当初は効果があるものの、恒常的に発行し続けると、既に発行した分の償還が膨らむことにより効果が大失われ、再び厳しい借金体質に陥ることから、本県では、平成10年から多額の発行を続けてきた経緯も踏まえ、今後、大きな景気変動等がない限り行革推進債は発行しない予定です。

行革推進債の発行をゼロにするのは問題だ。

行革推進債の発行、特定目的基金の繰替運用、企業会計からの借入をなぜ、一時に集中してやめるのか。急激な措置はかえって悪だ。

事業内容を精査せず、機械的に数字を当てはめてはめていないのか。また、現行どおり継続するとのお返が多いが、ゼロベースで見直すのであれば、事業内容や執行方法を精査し、1割でも2割でも削減すべきだ。

県民サービスに十分留意しながら、見直しの視点により、あらゆる事業をゼロベースから徹底的に見直したもので、具体的に見直し内容については、別表をご参照ください。

なお、このたびのパブリック・コメントや、県議会ははじめ市町村や関係団体からのご意見・ご要望を踏まえ、子どもや緊急性等を総合的に配慮しながら、個々の事務事業の必要を修正したところですが、最大限の調整を行った上で、取組内容を修正し継続した事務事業については、今後の改革プランにおいて「現行どおり継続」とした事務事業についても、引き続き社会情勢の変化等に応じて、事務事業評価等の中で不断の見直しをすすけます。当初予算計上時の理由については、毎年度、予算編成の際に議論させていただきます。

業種別に見ると不公平感がある。全項目一律で削減すべきではないか。具体的理由を公表すべきであり、当初予算計上時の理由も開示すべきでないか。

意見の概要	県の考え方
<p>60ページで持続可能な財政を示しているが、なぜ急な財政危機、大幅な削減提案なのか。10年先が読めるのなら、もっと早く手を打つことができずにはないか。交付税削減、基金枯渇を理由にするのなら10年後がプラスとは思えない。</p>	<p>現時点でわかり得ることを前提としたと言いう意味で粗い試算ではあります。他県の例を参考にしつつ、今年度から向こう10年の試算をしております。その結果、構造的に巨額の収支不足が見込まれ、こうした未曾有の財政危機にあることが判明した以上、直ちに改革に取り組み、財政再生団体への転落を絶対に回避しなければならぬと考え、6月初旬に財政危機宣言を行ったところからです。</p> <p>現時点の長期試算には、原油・原材料価格の上昇などによる今年度の税収の大きな落ち込みを反映させるとともに、名目経済成長率0%で試算するなど、一定のリスクヘッジをしています。</p> <p>なお、当然のことながら、今後の外郭団体等の見直し、税収の変動、国の制度改正等によって、収支見直しは多少なりとも変わり得ます。</p>
<p>特定目的基金への返済に充てる約120億円は、貸付カッターを2%低く抑えられる額だ。県当局の財政運営の責任を顧みることなく、貸金を払わないことにより補てんしようとする考えがどのような発想、議論からでたのか。</p>	<p>特定目的基金は本来、それぞれの目的のために使うものであり、財政運営上、緊急避難的に繰替運用という形で借りているため、一般会計から返済すべきものであります。</p> <p>独自の給与カッターについては、改革を達成する平成24年度までの緊急避難的な措置として行わざるを得ないと考えています。</p>
<p>県の財政悪化原因が国にあるなら、国の負担のツケを地方に回さないよう要請すべきだ。国に国家公務員の給与カッターなど具体的な踏み込み、要請するようには改めるべきだ。</p>	<p>全国知事会等と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、安定的な財政運営に必要なたん支拂の確保などを国に対して一層強力に主張していきたいです。</p>
<p>このような危機的状況だからこそ、県民や職員にきちんと言明をしてほしい。また、見直しにいたる経緯や現状把握などに関する情報を公開してほしい。</p>	<p>財政危機宣言を発するに至った経緯や現時点の財政状況などについては、様々な公報媒体を通じて県民の方々に説明し上げ、また、職員に対しても説明会を複数回開催して説明してまいりました。</p> <p>今後、財政状況について、できる限りわかりやすい資料、見やすい資料作成に努め、適時、適切に公表してまいります。改革の進捗状況についても、公表してまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>真に県民が欲している事業に集約するために、県民の声を直接反映することを再考してほしい。</p> <p>県民生活犠牲の「財政構造改革プラン（素案）」を執行しないこと。</p>	<p>このたびのパブリック・コメントや、県議会ははじめ市町村や関係団体からのご意見・ご要望を踏まえ、子どもや教育分野や経済情勢などに配慮しながら、個々の事務事業の必要性や緊急性等を総合的に勘案し、最大限の調整を行った上で、取組内容を修正したところである。</p> <p>財政再生団体への転落を回避し、活力ある、安心して生活できる岡山県を築き上げるために、改革を何としても成し遂げたいと考えています。</p>
<p>事業の縮小、凍結、職員の給与カット、臨時的職員の大幅な採用凍結等が県の経済に与える影響は甚大だ。実際に経済に与える影響を試算して県民に広く示す必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、本県の経済に与える影響は少なからずあると思われれますが、万が一、財政再生団体に転落すれば、県単独の施策を全廃とせざるを得ないおそれがあり、そのときの県民生活への影響の方が計り知れないため、財政再生団体への転落を回避し、活力ある、安心して生活できる岡山県を築き上げるために、改革を何としても成し遂げたいと考えています。</p>
<p>給与水準は現在44位と全国順位を示しているが、一般施策の水準も個別に示すべきだ。また、一般施策と給与水準の全国順位を均衡させながらどの程度の削減が妥当か、改革案を提案すべきだ。</p>	<p>今回の改革プランで明示している独自の給与カットは、県自らが身を削ってでも、この改革を何としても成し遂げなければならぬとの考えで、緊急避難的な措置として行おうとするものです。他方、一般施策の削減については、本年8月に公表した「見直しの視点」に沿って、個々の事務事業ごとに丁寧に見直ししたところであり、他県との順位比較（全国順位）は踏まええておりません。</p>
<p>過去に試算した収支見通しの試算値と実績値を公表し、試算がどの程度、信頼性があるものか、明らかにすべきだ。</p>	<p>例年、2月には当初予算をベースとした試算を、8月には2月の試算をベースに地方交付税の算定結果や税収見込みを反映した試算をしていきます。過去の試算値と実績値（当初予算額）については、県財政課のホームページに掲載し、広く一般に公表しています。</p> <p>今回お示ししている長期試算は、現時点でわかり得ることを前提としたと言おう意味で粗い試算ではありますが、他県の例を参考にしながら行った向こう10年の試算です。</p> <p>なお、当然のことながら、今後の外郭団体等の見直し、税収の変動、国の制度改正等によって収支見通しは多少なりとも変わります。</p>

# ○項目別

## I 人件費・内部管理経費関係(14件)

### ①定数削減関係(6件)

意見の概要	県の考え方
<p>職員定数と業務量は密接にリンクする。事務事業の見直しなどにより、1,280人削減することとしているが、その詳細を明らかにした上で、積み上げ方式による削減数を示すべきだ。目標数ありきで削減するというのは本末転倒だ。無理無謀な削減は県民サービスの低下につながる。</p>	<p>知事部局等では、同規模県の体制を参考にしてもスリムな体制を目指すこととしており、具体的には、事務事業や公の施設などの見直し、これまでの仕事のやり方の見直しなど様々な工夫をしながら、見込まれる業務量を適切に把握し、定数に反映させるとともに、徹底して簡素で効率的な組織体制を整備することにより、定数の積み上げの成果として目指す目標とします。目標については、毎年、毎年の積み上げの結果として目指す目標と考えています。県民サービスに配慮しながら計画的に取り組みたいと考えています。</p>
<p>県の所管組織の枠にとらわれず大胆な組織の見直しや、個々の組織の枠にとらわれない横断的な組織として知事のリーダーシップを真に発揮できる組織を再構築し、少数精鋭でも民間に負けない組織体制を構築してほしい。少ない経費で効率的に県民の必要としているサービスを実施する柔軟な組織運営を期待する。</p>	<p>事務事業や公の施設などの見直しや、これまでの仕事のやり方の見直しなどによる業務量の減少を踏まえるとともに、県民局・支局の再編や、本庁部局の再編・課班の統廃合など本庁及び出先機関を含めた県組織全体について改めて見直すことにより、簡素で効率的な組織体制の整備を目指すこととしています。</p> <p>これまで以上に柔軟でスリムな組織体制のもとにおいて、必要な県民サービスを提供できるよう十分配慮しながら取り組みたいと考えています。</p>
<p>同規模県と比較して定数削減の目標を設定しているが、人員配置に関連する海洋の有無など、同規模県についての説明がないと定数比較するのが適切なのか判断できな。業務に遅延が生じたとしても、職員が少なれば少ない方が良いと考えているのか。</p>	<p>今回のプランでは、人口規模及び財政力指数が本県と同程度の団体を同規模県としており、具体的には、宮城県、福島県、群馬県、岐阜県、栃木県、長野県、三重県です。職員数は、地域特有の行政需要等に左右されませんが、今回、事務事業などの見直しによる業務量が減少することや徹底して簡素で効率的な組織体制を整備することと職員定数を見直すこととを併せていることから、こうした中で、同規模県の職員数を参考にすることで、効率的な体制づくりを目指すこととしたものです。</p>

意見の概要	県の考え方
防犯、医療など民の生活に必要な部署以外の定員は3割減を再考されたい。	<p>事務事業の見直し、公の施設の見直しなどにより、知事部局等のほか、教育委員会、警察本部など県全体の総定員の純減を図ることとしており、行政需要や県民サービスに十分配慮しながら、取り組みたいと考えています。なお、改革プラン（素案）の公表以降、小学校長会や中学校長会などから、講師等の増加による学校運営の影響について様々なご意見をいただきましたところであり、そうしたご意見や学校現場の状況を踏まえ、慎重に検討した結果、最終案では、素案でお示していた総定員約1,280人の純減数を見直し、約1,230人の純減を図ることとしました。</p>
人件費削減は最後の手段だ。他の事業から対応してほしい。	<p>現在見込まれている今後の収支不足額の規模を考えると、独自の給与カットを緊急避難的な措置として行わざるを得ないと考えています。</p>
人件費・内部管理経費の削減から頑張ってもらいたい。	<p>財政再生団体への転落を回避し、活力ある、安心して生活できる岡山県を築き上げるために、改革プランに掲げた取組を駆使して、今回の改革を何としても成し遂げたいと考えています。</p>

## ②手当等の見直し関係(3件)

意見の概要	県の考え方
<p>手当・旅費の見直し、臨時・非常勤職員の削減等については、慎重な検討が必要であり、十分に労使で議論すべきだ。</p>	<p>手当、旅費制度の見直しについては、職員団体とも協議を行い、国に準じた住居手当、通勤手当への見直し及び実費弁償という性格をより反映した旅費制度への見直しを行うこととし、12月議会へ条例改正を提案する予定です。</p> <p>また、臨時的任用職員の削減については、全庁的に仕事のやり方を見直し、勤務の縮減に取り組むことに対応します。非常勤職員の削減については、勤務形態の見直しを行うなどにより、経費の削減に取り組むこととしていきます。いずれにしても、職場の状況を踏まえながら、県民サービスに支障が出ないように取り組んでいきます。</p>
<p>現在、欠員を臨時的任用職員で補っている状況がある。正規職員では、コスト的に釣り合わない業務もある。臨時的任用職員を「緊急時や一時的に」と限定しているが、どのよう業務を進めていくのか。県民サービスに支障が出ないのか。</p>	<p>臨時的任用職員の削減については、全庁的に仕事のやり方を見直し事務の縮減に取り組むことに対応します。非常勤職員の削減については、勤務形態の見直しを行うなどにより、経費の削減に取り組むこととしていきます。いずれにしても、職場の状況を踏まえながら、県民サービスに支障が出ないように取り組んでいきます。</p>
<p>遠距離通勤をしている人を、近くの勤務地にする。 (フィナンランドの教職員は20分以内の学校に勤務している)</p>	<p>教職員の人事配置については、通勤距離等も勘案して行っていますが、遠距離通勤となる場合もあります。</p>

### ③運営費(D項)関係(5件)

意見の概要	県の考え方
<p>学校や県で購入する備品、消耗品が高すぎるのではないか。業者にはきちんとして競争させて安くして良い品物を購入することが一番の節約になる。</p>	<p>予定価格が160万円を超える高額な物品の購入については、一般競争入札(条件付)で一番低い金額の業者と契約を行うこととしています。また、160万円以下の物品についても、複数の業者から見積もりを徴するなど出来るだけ価格の安いものを購入しています。</p>
<p>公用車を売却、削減してはどうか。</p>	<p>一般職員が使用する車両については、インターネットによる公用車予約・管理システムを導入することにより、車両の使用効率を大幅に上げ、導入前に比べ約4分の1の削減を行っているところと見えます。</p>
<p>教育時報の編集・発行にかかる費用は大幅に削減すべきだ。</p>	<p>教育情報誌として、教育行政の情報提供や教員の資質向上に資するものであり、今後も経費の削減に努めながら継続したいと考えています。</p>
<p>D項「教育内容指導充実費」について、事業内容をはっきりさせ、見直し・削減・廃止をすること。</p>	<p>事業内容は、小・中・高等学校及び特別支援学校において、新教育課程の実施に伴う教科領域並びに生徒指導、道徳教育、進路指導、へき地教育等の各分野について研究し、指導力の充実に努め、学校等へ指導助言するための経費です。今後も業務内容を精査し、経費の削減に努めていきます。</p>

## II 歳入の確保関係(7件)

### ①歳入確保関係(7件)

意見の概要	県の考え方
<p>県税の収入率の向上により約20億円の歳入を確保することとしているが、給与カット等を行えば、その分県民税も減収になると思われ、それを見込んだ額であるのか。</p>	<p>改革プラン(素案)は、給与の削減に伴い、個人県民税の金額がどの程度減収になるかということも勘案した上で、策定しているものであり、さまざまな要素を加味した結果生じたこととなる収支不足額のうち、20億円については、県税の滞納額を縮減することにより対応することとしています。</p>

意見の概要

県の考え方

収税業務を行っている職場では臨時的・非常勤等に支えられている業務が多いが、臨時的採用を凍結し、さらに職員数も削減して98%以上という収入率が達成できるのか。

今後は、正規職員、非正規職員を問わず、職員が有する能力を最大限活用していくこととされているところであり、特に電話催告や財産調査を行う場合には、収税担当の職員のみならず、課税担当の職員や庶務担当の職員にも当該事務を担当させることとしています。  
このように、収税事務についてワークシェアリングを導入することにより、県税の収入率を98.0%にするという目標を達成してまいりたいと考えています。

県有施設内の駐車場有料化について、有料化に係る経費とその施設の入場料、使用料の減少を勘案し、県と県民双方の負担が増えないようにしてほしい。

県有施設の駐車場の有料化に関しては、受益者負担の考え方を基本としつつ、利便性の観点から最初の一定時間は無料にしたり、あるいは、環境保全の観点からマイカー利用の抑制を考慮したり、政策的な配慮が当然必要と考えていますが、こうしたことは個々の施設ごとに、立地条件や利用状況などを具体的に勘案しながら検討してまいります。

岡山空港駐車場を有料化しないでほしい。  
東京に単身赴任し、年間約40回岡山空港を利用しているため、有料化しないでほしい。

改革プラン(素案)では、歳入確保の一つの方策として、県有施設内駐車場の有料化を考えており、受益者負担を基本に個々の施設の利用状況などを具体的に勘案しながら検討することとしています。

- ・マイカー以外には岡山空港までの交通手段がない。
- ・有料化は、県北の利用者、特に駐車場を長期間利用する者には大問題だ。

岡山空港の無料駐車場も有料化の検討対象となつていますが、3千台を超す岡山空港の無料駐車場は、空港の利用促進を図る上で大きなセールスポイントであり、有料化による利用者の減少も懸念されることから、仮に有料化する場合においても、ターミナルビルに最も近い駐車場に限定するなど、今後、ご意見を十分に踏まえながら、岡山空港の利便性などを総合的に勘案し検討してまいります。

県立高校の授業料を、大阪並みに授業料負担を強いるべきだ。  
公私間格差の是正、受益者負担、不公平さの解消につながる。

大阪府(12,000円)、東京都(10,200円)、鳥取県(9,300円)以外の公立高等学校の授業料は、交付税単価(9,900円)を基準としており、今後も、本県の授業料を交付税単価を基準としてまいりたいと考えています。

知事公舎を売却してはどうか。

財政構造改革において歳入確保を図るため、ありとあらゆる県有財産について幅広く検討することとしており、知事公舎についても、その中で売却等を検討してまいります。



### Ⅲ 行政経費の削減(2,090件)

#### ①一般施策等関係(340件)

意見の概要	県の考え方
<p>消防防災ヘリコプター整備事業費(2件)</p> <p>金がないならヘリコプターを買う必要はない。</p>	<p>6月に発生した岩手・宮城内陸地震においても、消防防災ヘリは多くの被災者の救出活動などに大きな役割を果たしており、こうした災害時における有効性や、高齢化の進展に伴う中山間地域での迅速な救急搬送の需要増、さらには、市町村及び消防関係等から早期導入の強い要望を受けていることなどから、災害対応力を強化し、県民の安全・安心を守るため、消防防災ヘリの早期導入が必要であると考えています。いずれにしても、できる限り経費削減を図ることが肝要であります。</p>
<p>ヘリコプターは直ちに売却すべきだ。</p>	<p>消防防災ヘリは、6月定例県議会で取得について可決をいただいた上で、購入契約を締結し、現在、制作中であります。さる6月に発生した岩手・宮城内陸地震においても、消防防災ヘリは多くの被災者の救出活動などに大きな役割を果たしており、こうした災害時における有効性や、東海・南海・南海道地震発生確率での迅速な救急搬送の需要増、さらには、市町村の進展に伴う中山間地域での早期導入の強い要望を受けていることなどから、及び消防関係等を強化し、県民の安全・安心を守るため、消防防災ヘリの早期導入が必要であると考えています。いずれにしても、できる限り経費削減を図ることが肝要であります。</p>

運輸事業振興助成費（5件）

運輸事業振興助成補助金は、国の通達に基づき全国一律の制度として創設されたものであり、地方交付税の基準財政需要額に算入され、県が独自に交付要綱等を定めて交付している一般の補助金とは性格が異なる。今、トラック業界は、燃料価格暴騰への対応等危機的な経営を強いられ、トラック業者は、緊急の支援要望を提出させていた。平成18年度から3%削減を強いられており、来年度以降、国土交通省においては制度的に担保されるよう拡充措置が講じられるよう要望しているが、素案の削減率10%は中四国各県や同規模県に例を見ず、行政施策の失敗を民間団体等に押しつけるもので、とうてい承服しがたい。

運輸事業振興助成補助金は、昭和51年度税制改正の際、公共交通機関の輸送力の確保、輸送コスト上昇の抑制等に資するため、交付されるものである。営業用トラックは国民生活の向上及び産業の発展に寄与している。今後とも公共輸送機関として責務を健全に全うしていくためには、業界全体として取り組みが必要がある。以上から削減には絶対反対だ。

昭和51年度の税制改正より、営業用トラックを取り巻く状況は常に逆風だ。平成18年度から3%削減を受け入れ、業界の厳しさを注視されたい。業界の取りまとめを担っているトラック協会の役割を考慮し、交付金創設時の趣旨に立ち戻り、使途を十分見極めた上での施策を要望する。

国民文化祭（15件）

国民文化祭に向けて今まで準備を重ね、研鑽を積んできた人達もいる。国民文化祭が中止になれば、岡山に対すイメージも大きく損なわれる。全国に約束した国民文化祭をせひ開催してほしい。

岡山ならではの質の高い国民文化祭を県民みんなで見られるよう英知を集結しなければならぬ。国民文化祭の成功のため、さらなる県費の確保、国への費用負担の増要望、寄附等により、必要な事業費を確保すること。

岡山県では、財政難のため平成18年度から、昭和51年の自治省事務次官通達に示されている算定式に0.97を乗じた額を交付してきていますが、この度の財政危機宣言を受けて、他府県の見直しの例を参考に、現在、全国で最も厳しい水準である、10%の削減を考えておりました。しかし、燃料価格の高騰や他県の例を参考に、7%の削減に修正してまいります。

国民文化祭については、事業費を大幅に縮減する必要があることから、文化団体や市町村等の理解を得ながら過去の例にとらわれない徹底した見直しを行い、主に県の主催事業を中心に経費の縮減を図り、市町村や文化団体に過度の負担をおかけしないよう配慮することとしており、実施計画大綱に盛り込まれた事業をできるだけ実施したいと考えています。また、開催に当たっては、国に対して財政的な支援等についての提案を行うとともに、広く県民や企業・団体に企画段階からの参加や資金面での協力の呼びかけを検討したいと考えています。

意見の概要	県の考え方
<p>県民に財政再建と国文祭予算について理解と協力を得るため、次の「国文祭もももちキャンペーン」を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国文祭もももち」のワッペンを作る。</li> <li>・ワッペンを渡すときに寄附を呼びかけの日程ビラを配る。</li> <li>・そのとき予算協力と参加を呼びかけて「ご協力をお願いします」と訴える。など</li> <li>・「コーヒー1杯、大根2本我慢して」と訴える。など</li> </ul>	<p>国文祭開催に当たっては、広く県民や企業・団体に企画段階からの参加や資金面での協力の呼びかけを検討することとしており、ご提案のよくなキャンペーンについても検討してまいります。</p>
<p>今回の構造改革は到底納得できない。国文祭の中止を提案。</p>	<p>国文祭については、改革プラン（素案）のとおり、開催に当たっては、真に文化活動の発表と鑑賞の機会としてふさわしい事業となるよう徹底した見直しを行い、先催平均の半分未満の事業費（県費）で、国文祭の「岡山モデル」を目指したいと考えています。</p>
<p>「費用対効果などの観点から厳しく精査します」としているが、なぜ国文祭は実施されるのか。9.5%給与カットを示されている職員をはじめ、数百万、数千円の助成をカットされるだけで苦しむ市町村、団体等の思い、そこに与えるマイナス効果を開催効果が上回るものであるかを示されたい。</p> <p>県民が痛みに耐えてでも実施を望んでいる事業であるか説明されたい。</p>	<p>国文祭は、多くの県民が企画段階から参加し、準備の過程を通じて地域の魅力を再認識する機会となることにも、人々の連帯感を育み、地域に元気を取り戻させてくれるものであります。地域づくりに果たす意義は、国体にも増して大きいと考えています。</p> <p>平成16年の国文祭以来、県内外の文化関係者は研鑽に励み、市町村等地元関係者は受入れ準備を進めてきました。目標に向け長い間取り組んできた県民の期待に応え、豊かな文化的風土を全国に発信することは、本県の文化の興行を一層深め、県内外にわたり本県のイメージを高め、発信力を強化することに繋がることから、財政状況の厳しい中であります。信頼関係のもと、引き続き、成功に向けて努力したいと考えています。</p>
<p>県立学校校舎等耐震補強工事（2件）</p>	
<p>学校の耐震化について小・中学校は、国が補助を緩和して緊急性を強調している。高校の耐震化も早急に対処すべきだ。生命にかかわる事業の削減に反対する。</p> <p>多額の費用でへりを導入しながら、学校の耐震化を減ずるのはおかしい。</p>	<p>本県の県立学校の耐震化は全国平均を大きく下回っており、積極的な推進が必要と考えています。厳しい財政状況ですが、子どももの安心・安全にかかわることであり、配慮事項として、計画的に進めてまいります。なお、夢づくりプランの指標である「耐震化率65%」を達成できる水準の15%削減と修正してまいります。</p>

## 私学助成費（120件）

私学助成費の削減を見直してほしい。  
 ・教育に関連する項目では私学助成のみが削減対象になっていて、削減案は見直さず。今回の削減が実施されれば保護者の負担が増すので、削減案は見直ししてほしい。  
 ・私立学校では授業料が高く辞めていく生徒が多くいる。子どものためになるプランを考えてもらいたい。  
 ・私学に通う生徒の保護者は、公立高校の何倍も学費を払っている。子どもたちと保護者に負担を強いる今回の案の見直しを強く要望する。  
 ・公私格差をなくして、私学助成を増額してもらいたい。  
 ・私学の経費がこれ以上高くなるのは避けてほしい。

「標準的運営費方式を平成20年度から導入したところであり、プランの見直しを行うと学校法人の運営自体に多大な影響を及ぼすこととなるため見直しは行わない」と修正しています。

## 小1グッドスタート支援事業（3件）

学期途中に支援員がいなくなるのは子どもたちがかわいそうだ。  
 小学1年生にとって学校生活はとても大変だ。小1グッドスタートは1年生のスタートに非常に重要な事業である。我が子を通して強く感じた。この事業の効果は大きく、経費を削減すべきでない。  
 近年、特に小学校1年生は授業に集中できないうちの子が受ける影響は、先ず、先生が十分に届かない連鎖を生んでいる。少なくともこれからの期間で実施すべきであり、期間を延長してあたりまえで通りの期やささない、先生の給与もカット、事業の期間も短縮では、負担が増加しモチベーションも上がらず、子どもの教育にも短縮による影響を与えている。目に見えている。

今年度から国の補助事業を活用して、期間を20週から26週に拡大して実施しています。  
 厳しい財政状況の中で、事業を縮小せざるを得ない状況ですが、当面、平成22年度までは26週で継続することと修正しています。  
 なお、年度の後半については、市町村において対応をしていただいております。

## 全国大会等開催支援事業（1件）

全国大会等開催支援事業が廃止されるが、その中に山陽女子ロードレース大会への補助金も含まれている。  
 この大会は、県出身の人身見絹江、有森裕子選手を顕彰する大会として27回を数え、中村選手など日本代表選手を輩出し、内外に高く評価されている。また、女子駅伝での県勢の活躍も、この大会が大きく寄与している。  
 こうした大会は、県が主体的に運営するのが本来であり、今回の措置を撤回されるよう意見を提出する。

改革プラン（素案）では全国大会等開催支援事業は全て廃止としていますが、再度検討した結果、山陽女子ロードレースについては50%の予算を確保して継続し、全日本女子柔道大会については平成21年度は現行のとおおり補助し、平成22年度には廃止するように修正しています。

意見の概要	県の考え方
<p>支援体制の整備・充実、指導体制の確立、優秀選手の育成・強化（1件）</p> <p>スポーツ分野に対する補助金は全廃と聞いた。民間・個人に委ねるところとは簡単だが、トップアスリートを育成することは県としても責任がある。</p>	<p>スポーツ振興関係予算は大幅に削減されるが、トップアスリートの育成については、今までの以上に競技団体との連携を密にし、各団体に策定している「一貫指導カリキュラム」に基づき、選手の発掘・育成を行い、世界で活躍するトップアスリートの輩出に努めてまいります。</p>
<p>食鳥検査促進事業費（1件）</p> <p>厳しい経営状況であり、食鳥検査手数料の引き上げにつながる食鳥検査促進事業費の廃止に断固反対する。</p>	<p>本県の食鳥業界への影響等を十分に踏まえ、食の安全・安心を確保する観点から、食鳥検査事業が今後も適切に維持できるよう努めたいと修正しています。</p>
<p>新規就農研修事業費（10件）</p> <p>担い手問題は地域だけの問題ではなく県全体で考えるべき課題だ。新規就農者の受入は、地域の活性化や産地維持にもつながる。今後岡山で就農を希望する人を応援するために、本事業の継続を望む。</p>	<p>本年度就農研修を受けることを決めた者への支援は継続し、平成23年度より予算を皆減することを考えていましたが、新規就農者確保のために有効な取組であることから、平成23年度以降も1Jターナー者などへの支援を継続することとし、見直し案を修正しています。</p>
<p>放課後子ども教室推進事業（1件）</p> <p>学校の施設を開放すれば放課後子ども教室を設置する必要はないと思うので、予算をさらに削減し、真に必要な子どもたちの育成事業に充当してもらいたい。</p>	<p>放課後子ども教室推進事業は、単に子どもを確保するだけでなく、地域社会の教育力を高め、地域の大人がふれあう場を設けることを通して、地域社会として実施していきます。また、市町村からも充実の要望が強く、子どもへの健やかな成長の重要性に鑑み、継続することと修正しています。なお、政令市や中核市は、国から直接補助を受けて事業を実施することとなっているため、この事業の対象となっておりません。</p>

高校再編に伴う通学費貸付事業（2件）

<p>真庭地域の再編整備については、現在検討を進めていますが、蒜山高校については、地理的な特殊性にも十分配慮し、その在り方を検討してまいります。なお、高校再編に伴う通学費貸付事業は、平成21年度から（財）岡山県育英会へ移管しますが、事業は継続して実施することとしています。</p>	<p>蒜山地域は交通の便も悪く通学自体が困難だ。高校再編で蒜山高校がなくなるかもしれない。（通学費貸付事業を）県自体の事業として継続させること。</p>
<p>高校再編に伴う通学費貸付事業は、平成21年度から（財）岡山県育英会へ移管しますが、事業は継続して実施することとしています。なお、給付とすることは、再編整備の対象地域外の生徒や、これまで貸与を受けた対象地域の生徒との不公平が生ずるため困難です。</p>	<p>高校再編に伴う通学費貸付事業の廃止に反対だ。県が推し進めてきた高校再編整備の結果として遠距離通学が生じている。県の責任を放り出して岡山県育英会に押しつけるのはいなかものか。県の責任で給付事業にすべきだ。</p>

大規模イベント等共催事業費（1件）

<p>広域観光効果については認識しておりますが、財政危機の状況の中で財政構造改革の見直しの視点に沿って検討した結果、イベント関連経費という点ももあり、平成20年度当初予算額の50%で継続としたものであります。</p>	<p>今回一律に50%カット案が示されたが、これはイベントそのものを廃止に追い込む措置であることを十分認識し、各イベントの意義、効果、役割を再確認し、この措置を撤回すること。</p>
--	---

プレジャーポイント施設整備費（1件）

<p>お話を土地は、プレジャーポイント施設整備事業で整備されたものではなく、宇野港日比地区のマリーナ計画に基づき、補助事業等で造成されたレクリエーション施設用地であり、これまでに護岸や緑地等の整備が完了しているところでは、地元自治会等に草刈り等をお願いしてきたところであり、お話を土地の管理については、緑地に隣接していることから、今後、地元自治会等と協議してまいりたい。</p>	<p>宇野港日比地区のマリーナ予定地は、空地の状態となっており、ゴミが捨てられるなど、周辺住民の生活環境に影響が及んでいる。プレジャーポイント施設整備事業が休止されると、マリーナ予定地はそのままの状態が長期継続こととなるため、現在の状況を改善することにも、長期間放置することを前提とした対策を講じる必要がある。</p>
---	---

意見の概要

県の考え方

国際交流推進費（11件）

国際交流ヴィラを閉鎖しないでほしい。  
 ・閉鎖は、旅行者のみならず地元関係者などに損害が及ぶ。さらなるPRや利用料の値上げなどで収益確保も可能ではないか。  
 ・素敵な岡山を紹介してくれる国際交流ヴィラを閉鎖しないでほしい。  
 ・最低限、白石島、八塔寺ヴィラは残してほしい。  
 ・非常に経済的に田舎を体験できる。ヴィラのコンセンプトは日本では稀有である。  
 ・ヴィラの閉鎖は、国際理解と国際交流にとって多大な損失になる。

国際交流ヴィラは、低料金で外国人が気軽に宿泊でき、外国人と地域が交流を深め、国際理解と親善を図ることを目的に設置した建物です。  
 国際交流ヴィラの利用促進のため、WEBサイトを通じたPRや日本人のみの宿泊も可能とするなど様々な取組を行ってきましたが、  
 ①利用者数がピーク時から約半減していること  
 ②建設から約20年を経過した建物の修繕費が増加していること  
 ③危機的な県財政の中で、県行政の守備範囲の観点から、国際交流ヴィラを県施設としては閉鎖することとします。

ものづくり重点4分野に係る産業クラスター関連（11件）

（メデイカルテックノおかやま推進事業費）  
 県内の世界レベルの医療分野のシーズともものづくり企業の技術の融合による産業化への取組も出始めた中、「メデイカルテックノおかやま」の運営が維持継続できるよう再検討をお願いする。

「メデイカルテックノおかやま」の自立化に向けた収入確保策の検討状況を鑑み、平成23年度まで平成20年度当初予算額の50%で継続するよう修正してまいります。

（ハートフルビジネスおかやま推進事業費）  
 全国的にも先行した取組による成果が出ており、福祉用具関連産業における他県との競争力の低下が懸念されるため、大幅な削減は行わないようお願いする。

運営費補助の維持は困難ではありますが、工業技術センターや(財)岡山県産業振興財団と連携を図りながら、国の補助金等を有効に活用し、福祉用具の開発等の支援は実施してまいります。

産学共同研究推進事業費（5件）

企業と大学の共同研究を促進する有効な制度であり、開発期間が長くなるという医療製品製造の制約の下、新製品も出始めていることから研究補助の維持をお願いする。

医療機器等の開発促進に有効な事業ですが、財政危機の状況の中でやむを得ず削減するもので、今後は、「きらめき岡山創成ファンド」の活用や国の技術開発支援資金の獲得援助などにより、共同研究の支援は実施してまいります。

中小企業向け融資制度金融機関等補助金（3件）

県融資制度は、中小零細企業の重要な資金調達手段であり、補助廃止による制度見直しは、原油・原材料高による経営環境や資金繰りが悪化している中で中小企業金融の円滑化に注力する国策にも逆行し、中小企業の資金繰りを更に圧迫するものであるから、現行制度を存続してもらいたい。  
特に既融資分に係る利子補助の廃止による金利引き上げは、県の財政事情による中小企業への負担転嫁であり、利用者の納得が得られず取扱金融機関としても合理的な説明ができない。

県融資制度は中小企業の経営安定化に必要な施策であることから、危機回避的な資金については補助金を存続する方向であり、中小零細企業にも配慮した内容で制度の見直しを図ってまいります。  
また、既融資分についても、県融資制度は従来から変動金利制であり、利子補助に関する変更も借入時から想定されうる範囲の金利変更であることから見直しを行います。  
なお、現下の景気動向を注視し、中小企業等への影響が最小限となるよう努めながら、当面1年程度現行の補助を継続し、その後段階的な削減とすることを修正してまいります。

高校エキスパート活用事業（1件）

高校エキスパート事業の削減について反対だ。各校で積極的に活用されれている事業をなぜ大幅に削減するのか、疑問だ。

魅力ある授業を展開するなど、学校の創意工夫により、事業費の削減による影響を最小限に抑えたいと考えています。厳しい財政状況ですが、理数系の授業など、より高い専門性が求められる分野については、事業を継続することとしています。

理科教育設備費（1件）

理科教育等設備整備費は50%削減とあるが、新学習指導要領で小・中学校の理科の授業が増えることもあり、逆に増やすべきだ。

市町村立の小・中学校については、改革プラン（素案）による理科教育設備費等の50%削減の影響はなく、市町村独自の予算で整備するものです。  
県立学校については、今後とも学校の整備要望を調査しながら、限られた予算の中で整備を行ってまいります。

プロジェクト等整備事業（1件）

プロジェクト等整備費の削減に反対。個人所有のパソコンを使用している教員はまだまだたくさんいる。

平成14年度から計画的に整備をしてきており、本年度の購入をもって、すべての教員への割り当てが完了する予定です。今後は、限られた予算の中で、古いコンピュータの更新を行ってまいります。  
なお、50%削減となっていましたが現実的な更新が出来るよう20%削減と修正してまいります。



意見の概要

県の考え方

基幹型地域生活支援センター運営費（125件）

「ゆう」の存在は必要であるので、存続してほしい。

精神障害者にとって、社会生活の大きな一面としての「ゆう」は大変大切な場所である。県は精神障害者などの切り詰める所はないのか。財政難とは聞かすが、説明会など開くならその方向性の再検討がなされるべきだと思ふ。

日曜日にもいけて、夜間に不安になった時も電話相談ができ、日中も思い思いの活動が出来る。「ゆう」が存在することはとても大きな安心になっていく。家族・病院でも対応出来ない状態の時でも「ゆう」は受け入れてくれて、夜間電話相談、日曜日も利用できるホステルも利用できる。現状の活動が今後も続けていけるようにはお願いしたい。

県立内尾センター事業の廃止の際に、現事業を実施するという約束でやむなく廃止に同意をしたという経緯がある。県は内尾センター廃止の際に事前に説明をし、同意を得ていたのか。今回の事業廃止に関しては到底納得できない。

職業訓練をする場所や作業所としての改革をしたり、デイケア費を少しでも払うようにしたり、ボランティアを活用するなどして今の「ゆう」を是非残してほしい。

私たち精神障害者が安心して活動できる場所は、まだ決して十分とはいえない。「ゆう」にはやさしい職員や、同じ病気を抱えながら生きている友達と会うことなく、それを頼りに私たちが頑張っている。もし「ゆう」がなくなったら、また以前のように地域から孤立した生活になってしまふ。「ゆう」は精神障害者の社会参加を勧めたいという希望で、それを打ち切るのではなく逆にもっと増やしてほしいというのが当業者の希望だ。二度と私たちが閉じこめられるような悪政は作らないほしい。

現在、基幹型精神障害者地域生活支援センター「ゆう」では、NPO法人岡山県精神障害者家族会連合会（岡山けんかれん）が岡山県の委託事業として、日中活動の場を提供する地域生活支援センター事業、24時間電話相談が果たせるように障害者自立支援法に基づきサービス提供事業者への移行等を検討し、平成24年度からの自立運営を目指すと修正しています。

意見の概要

地域に障害者施設があることで障害者に対する理解が深まると思う。地域に根ざした活動をしているので、子どもにも積極的に関わってもらうようにしたいと思ひ、地区のおやこクラブやネットワークとして交流会を企画中だ。これからも共に良い関係で活動できるよう頑張ってもらいたい。

県の今回の処置・方針は当然だ。県の委託機関も自立しなければならぬ。自信をもって、県民のため改革を断行してほしい。そして責任ある県の幹部職員も喜んで犠牲を払っていただきたい。

地域生活を送る上で人との関わりは欠かせない。ホステルを利用する人がより休息できるのは、日中活動を通じ人と触れ合えるからであり、また24時間電話相談は、相談員と一緒に日中活動を行えば、その質は大きく向上する。現在、多くの日中活動を行っている支援センター業務無くして、ホステル事業、24時間電話相談事業の質は保てない。支援センター業務の維持をよろしく願いたい。

平成18年度にからうじて残った「ゆう」のともしびが消えようとしていくことに強い憤りと悲しみを感じている。日中活動の場がなくなり、「ゆう」が機能しなくなると、病院中心の精神科医療をますます加速させ、医療費は減少するどころか、自殺者や悲惨な家族内事件が増え続けることになると思われる。県レベルでやるべき福祉の実践をお願いしたい。

県民協働文化の森づくり事業（1件）

(社)岡山県文化連盟への財政的支援を継続し、連盟を岡山県民を明るく激励する積極的な財産とするべきだ。

文化財保護保存費（1件）

総社の鬼ノ城は、今色々と整備する時期ではない。

県の考え

現在、基幹型精神障害者地域生活支援センター「ゆう」では、NPO法人岡山県精神障害者家族連合会（岡山けんかれん）が岡山県の委託事業として、日中活動の場を提供する地域生活支援センター事業、24時間電話相談事業及びホステル事業の3事業を実施していますが、今後も同様の役割が果たせるようにします。地域生活支援センター事業については、平成23年度末までに障害者自立支援法に基づきサービス提供事業者への移行等を検討し、平成24年度からの自立運営を目指すと修正しています。

(社)岡山県文化連盟の設立経緯を踏まえ、平成23年度まで補助を継続しつつ、経営基盤強化策等を検討したいと考えています。

鬼城山は、規模壮大な古代山城跡で、当時の国際関係を知る上で重要な遺跡として昭和61年に国史跡に指定されています。その保存と活用を図るため、総社市が主体となつて平成13年度から継続的に整備を行っており、今後とも計画どおり事業を進めていくと聞いています。

意見の概要

県の考え方

その他の事業（15件）

<p>(岡山県広域特別補導協議会助成) 補導活動の対象が県立・私立の高校生であること、全県的・広域的な活動であることから、県においてこれまでもおとり岡山県広域特別補導協議会への支援を継続されることを要望する。</p>	<p>列車補導等の広域的な補導活動を県内の高等学校PTAが中心となり、30年以上続け成果を上げられておられることから、見直しの視点により支援の内容なども検討し、引き続き必要な支援をしてまいりたいと考えます。</p>
<p>(社)岡山県青少年育成県民会議補助金) 伝統的な活動として定着している「少年の主張大会」「明るい家庭づくり作文募集」をはじめ青少年の健全育成に取り組む県民会議の活動が活発にできるよう、継続的な支援を要望する。</p>	<p>見直しの視点に沿った形で支援制度の見直しを行うが、県民会議の青少年の健全育成活動に対しては引き続き必要な支援をしてまいりたいと考えます。</p>
<p>(人権教育振興費「生きる力支援事業」) 夢さがしの旅は、家族で参加できるサポーターなど他の不登校対策にはない特徴があり、我が子の精神的サポートとなっている。不登校へ逆戻りとならないためにも事業の継続を切望する。</p>	<p>本事業は、不登校傾向の子どもが次第に自立していきとうとする姿がみられるなど、事業を継続する中で大きな成果をあげています。不登校対策は重点課題と認識しており、今後、検討していきます。</p>
<p>(指定校事業) 一部の学校のみを選別して行う事業を廃止すべきだ。</p>	<p>学校指定の事業は、困難な教育課題に適切に対応するための教員の実践的指導力や資質能力を高めるなどを目的に行っており、今後とも研修や事業の内容を精査します。</p>
<p>(学力テスト) 全国学力テストの廃止か、学力テストに参加しないこと。 全国学力調査に関わる予算の廃止すること。</p>	<p>全国学力調査は、国が実施している事業で、子供の学力・学習状況を把握し、教育施策や学校の指導などを改善するために行うものであり、来年度も活用予定で。なお、参加については、設置者（市町村）が決定します。</p>
<p>(研修) 国指定（法定研修）以外の県独自の研修を廃止すること。 一人でも多くの職員に現場で働いてほしいことが、私たちや保護者、地域の願いだ。出張等で職場を離れることも多く、残った職員に負担をかけているのが実情だ。 人を減らして経費削減を行う前に、教職員が学校から出張・研修等を出て行くことを減らしてほしい。 研修を大幅にカットすれば、研修のための費用もカットできるし、旅費の支給もなくなると良い。</p>	<p>出張や研修は学校運営上や教職員の資質の向上に欠かすことができないものと考えられますが、教員が子どもと向き合う時間を確保することも大切であり、市町村や関係機関とも連携協力しながら、出張や研修が効果的なものとなるよう検討を進めていきます。 特に研修は、教員の実践的指導力や資質能力を高めるなどを目的に行っています。研修の内容については、今後とも精査します。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>「中四国の拠点性」自体は、県民に直接利益をもたらす訳ではない。優れた拠点性をどう活かしていくかが大切であり、中四国州の実現や産業の活性化、県民所得の向上といった項目こそが、改革において配慮して取り組む内容であり、そうした内容に改めるべきだ。</p> <p>畜産農家は、飼料高騰による必要経費の増大で、経営継続が困難な状況だ。今こそ、行政の支援継続と充実をお願いしたい。県民に安全安心な牛肉を提供するためにも、生産と流通に対する一貫した施策が必要だ。</p>	<p>「中四国の拠点性の向上」は、本県の交通基盤等の優位性を活かしながら、空港・港湾機能の強化や戦略的な企業誘致など、将来の発展の礎となる施策を推進する趣旨のものです。また、そのことが、本県産業の活性化や観光振興等に繋がるものと考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、飼料高騰等により畜産経営は悪化しており、安全・安心で高品質な牛肉の提供の観点からも、生産から流通に至る総合的な施策が必要であると認識しています。</p> <p>このため、肉用牛生産振興対策として、遊休地を活用した簡易放牧の推進や簡易施設の整備を行う「肉用牛生産条件特別整備事業」を引き続き実施していくとともに、素案では廃止としていた「おかやま和牛銘柄推進特別事業」について、安全・安心対策の広報活動等に絞り込み継続することとし、見直し案を修正しています。</p>

## ②公の施設の見直し関係(1,733件)

意見の概要	県の考え方
<p>岡山県グリーンヒルズ津山(22件)</p> <p>利用者の健康維持・増進に役立っており、グラスハウスを存続してほしい。</p> <p>経費の削減や利用者増などの経営努力をした上でグラスハウスを存続すべきだ。</p> <p>広域的な利用もされており、グラスハウスを存続してほしい。</p>	<p>グリーンヒルズ津山については、</p> <p>①屋内プール、トレーニング施設や公園などは県内に類似の施設が多いこと</p> <p>②今後、施設老朽化に伴う大規模修繕経費が必要となること</p> <p>③指定管理者等関係団体と協力して利用者増に努めてきましたが、近年、会員数・利用者数ともに減少傾向にあること</p> <p>④平成19年度に会員利用者の会費の改定(値上げ)を実施しましたが、グリーンヒルズ津山の収支改善には至っていないこと</p> <p>などが、県施設としては閉じることにします。なお、津山市又は民間への譲渡についても検討をしてみたいです。</p>

県の考え方

意見の概要

岡山県南部健康づくりセンター（30件）

運営や経営で次のような点を見直しして存続してほしい。

- ・ 人件費、管理費を削減
- ・ 利用料金の引上げ、会費割引の中止
- ・ 岡山市や民間企業等への委託、譲渡の検討
- ・ 職員の質の向上

南部健康づくりセンターでなければ、運動継続ができないので続けてほしい。

- ・ 障害者、高齢者、傷病者の運動継続
- ・ 障害者（車いす利用者）運動継続

民間へ移管せず、存続してほしい。

- ・ 障害者、高齢者、傷病者の運動継続
- ・ 料金やサービスの現状維持を望む。
- ・ 健康づくりの研究、調査等は南部健康づくりセンターでなければできないので、存続を希望する。
- ・ 大規模修繕（天井補修）をしたのだから存続すべきだ。

生活習慣病予防のための正しい知識の普及と県内学生の実習施設としても必要なため、存続を希望する。

健康づくり財団で運営管理して継続してほしい。

南部健康づくりセンターが利用しやすいので、運動継続のため続けてほしい。

今回の改革プラン（素案）では、県施設としては廃止し、公募により民間への譲渡についても検討、とされていますが、

- ① 民間での実施が困難である障害者の健康増進機能を維持する必要があることから存続、と修正しています。
- ② 現状の運営方法等については、御提言を踏まえて平成21年度末までに抜本的見直しを行うこととし、経営の効率化を図っていきたいと考えています。

意見の概要

県の考え方

岡山県立児童会館（1, 655件）

子どもが安心して遊び、学ぶことができる場をなくさないでほしい。

- 次のような創意工夫を凝らして存続してほしい。
- ・国際交流センターなど他の無駄な施設や事業の見直し
- ・小中学生の観覧料や催し物などの有料化
- ・恐竜分野で林原に、宇宙分野でベネッセに、その他の県内企業に対する協力依頼
- ・ネーミンググライツの導入
- ・岡山市や民間への譲渡

プラネタリウムを残してほしい。

プラネタリウム・科学展示室を有し、科学の普及啓発を行う施設でもあり、市町村の児童館とは違う面を持っている。子どもの科学教育の上で必要だ。

女声合唱団の練習場所として、十数年にわたり利用してきた。低料金で駐車場もある場所は他にはない。

利用者からの意見聴取や耐震診断を実施した上で、県の児童健全育成、子育て支援の政策と県立大型児童館の存在意義を十分に議論すべきだ。このため早急に廃止せず、数年間は運営して、再検討してはどうか。

- ①市町村の設置する児童館等が多数整備されている中、建物の老朽化も著しいことから、平成22年度末までに県施設としては閉じることとし、その取扱については、子育て支援施設全体の中で検討したいと考えております。
- ②今後は、放課後児童クラブ、母親クラブ、地域子育て支援拠点での地域に密着した取り組みを重点的に助成していくこととします。
- ③併設の児童遊園地は、当面存続したいと考えております。

種々の具体的な提案を頂き、検討いたしました。建物の老朽化も著しいことから、民間への譲渡等は極めて困難であると考えています。

プラネタリウムや科学展示室の存続・更新に多額の経費が必要となるほか、建物の老朽化も著しいことから、平成22年度末までに県施設としては閉じることとし、その取扱については、子育て支援施設全体の中で検討したいと考えております。

- ①市町村の設置する児童館等が多数整備されている中、建物の老朽化も著しいことから、平成22年度末までに県施設としては閉じることとし、その取扱については、子育て支援施設全体の中で検討したいと考えております。
- ②練習場所としては、様々な条件の違いはあると思いますが、同一敷地内の生涯学習センターのリハーサル室のほか、他の施設をご利用いただきたいと考えています。

- ①耐震診断は未実施ですが、長年の使用による施設や設備の老朽化が著しく、耐震工事等には多額の経費が必要となります。
- ②市町村の設置する児童館等が多数整備されている中、建物の老朽化も著しいことから、平成22年度末までに県施設としては閉じることとし、その取扱については、子育て支援施設全体の中で検討したいと考えております。

意見の概要	県の考え方
<p>学生ボランティアを積極的に受け入れられており、ボランティアとして子どもとふれあうことができる貴重な場だ。</p> <p>県児童館連絡協議会や県母親クラブ連絡協議会の事務局を担っており、それがなくなるのは困る。</p> <p>管理運営団体は、子育て支援や青少年の活動を積み上げており、成果が出るには時間が必要だ。</p>	<p>①市町村の設置する児童館等が多数整備されている中、建物の老朽化も著しいことから、平成22年度末までに県施設として閉じることとし、その取扱については、子育て支援施設の中で検討したいと考えております。なお、併設の児童遊園地は、当面存続したいと考えております。</p> <p>②市町村の児童館や他の児童福祉施設でもボランティアの受け入れを行っているもので、それらの施設において引き続きご協力いただければと考えています。</p> <p>③県においても、県民の皆様がボランティアとして子どもとふれあうことのできる施策について検討してまいります。</p>
<p>県児童館連絡協議会や県母親クラブ連絡協議会の事務局を担っており、それがなくなるのは困る。</p> <p>管理運営団体は、子育て支援や青少年の活動を積み上げており、成果が出るには時間が必要だ。</p>	<p>各事務局の業務は、児童会館から県の担当課等へ移行することで、引き続き円滑に実施できるものと考えています。</p> <p>指定管理者には、効率的かつ効果的な運営にご尽力いただいているところですが、市町村の設置する児童館等が多数整備されている中、建物の老朽化も著しいことから、平成22年度末までに県施設としては閉じることとし、その取扱については、子育て支援施設全体の中で検討したいと考えております。</p>
<p>岡山セラミックスセンター（2件）</p>	
<p>岡山セラミックスセンターの研究部門の存続を図るべく、今回の事業費削減についての見直しを強く要望します。</p>	<p>地域の耐火物関連企業における試験・分析等への支援は引き続き実施するなど、耐火物産業への影響が最小限となるよう検討します。</p> <p>研究開発については、今後は、地域の耐火物関連企業等において実用化が見込まれる研究開発に絞り込む必要があると考えており、セラミックス技術振興財団の業務として位置づけた上で、国関連の研究開発資金の獲得を支援するなど、地域企業のニーズに対応した研究開発が進められるよう取り組んでまいります。</p>
<p>岡山セラミックスセンターについて、素案を再考し、可能な限り現状が維持できるようにご配慮をしていただきたい。</p>	
<p>水島サロン（1件）</p> <p>水島サロン内に人材育成のための研修室を設け恒常的に利用しているが、ここが利用できなくなった場合、事業の運営に多大な困難が発生するので、今後とも利用が継続的にできるよう要望する。</p>	<p>倉敷市等と施設のあり方について協議・調整を行っているところであり、今後の協議結果等を踏まえ対応を検討してまいります。</p>

美しい森（1件）

美しい森の運営・管理が検討の対象となっているが、地球温暖化対策等に果たすべき役割を明確にし、機能するような役割を持つべきだ。

「美しい森」は県民参加の森づくりを推進するため県下10箇所に設置したもので、施設としての意義は薄れておりませんが、市町の特性を活かして有効に活用できる施設であることから、市町への譲渡を検討するものです。  
地球温暖化防止など環境問題への関心が高まるなか、県民参加による森づくりの必要性はますます高まっております。県では引き続き「おかやま森づくり県民税」を活用し、地元市町や地域のボランティアとともに「美しい森」を拠点として、県民参加の森づくり事業を実施することとしております。

岡山県立吉備路郷土館（1件）

①岡山県立吉備路郷土館について、当館が閉鎖されることに対して、十分な議論がなされていない。  
②閉館の根拠を提示するべきだ。  
③学芸員資格を有する者を配置して、新たな考え・構想のもとに資料館活動をすすめる努力を払うべきだ。

①9月県議会、市町村長等との意見交換会、県民の皆様からのパブリック・コメント等により議論を深め、御理解・御協力を得るよう丁寧な説明に努めています。  
②類似のサービスが提供されていること、近年の入館者数がピーク時の割程度と低迷していること、今後想定される大規模改修に見合うことかサービス提供効果が期待できない等、県設置の意義が薄れていることから、県施設として平成20年度末で廃止してまいりますが、21年度末まで継続することとし、施設の活用策について、今後、十分、総社市と協議を行い、22年度に市へ譲渡することと修正してまいります。  
③現在も学芸員資格を有する職員を配置するとともに、展示室のリニューアルや子ども考古学教室を実施するなど資料館活動の充実に努めてまいります。



意見の概要	県の考え方
岡山県立記録資料館（20件）	今回の改革プラン(素案)は、現在の県立記録資料館を閉鎖するのではなく、県立記録資料館が行っている業務のうち資料の閲覧・普及啓発の機能の一部を県立図書館に移設することを検討しているものです。それ以外の機能である資料の収集・整理・保存及び調査研究、資料集の編さん等の業務は、引き続き現在の記録資料館で実施することとしていきます。
歴史的资料の保管と閲覧・普及業務を切り離すことは、業務上、不可能であり、利用者の利便性や業務の合理的遂行という面でも、保管と閲覧・普及業務は、一体的運用が適切だ。	ご意見を踏まえ、閲覧の機能については、どこまで移設できるか更に検討するとともに、県立記録資料館・県立図書館を利用していただき、サービス低下にならないよう関係部署と協議してまいります。
歴史的资料を保存し、整理し、閲覧に供するには、かなりの労力と専門的知識のある職員の配置が必要で、一般図書館では困難だ。	
所蔵資料のすべてを県立図書館に移設することは保管スペースの関係上不可能と考えられる。閲覧請求した資料が、直ちに閲覧に供されず、再度の来館が必要になるなどのサービス低下が生じる。	
記録資料館では講座や展示など充実した取組がなされているが、県立図書館においてそれがどこまで可能であるのか不安な面がある。現在の施設を県民に知らせる広報活動にこそ力を入れるべきだ。	
両施設の交流をさらに発展させ、各種の歴史関連講座や展示などの催し物を通じて、県民に対して地域の歴史や資料に対する認識を深めてもらう場を確保することは重要だ。	
岡山県男女共同参画推進センター（1件）	生活環境部及び保健福祉部関係の相談機能を有する施設については、平成22年度の集約化に向け、県民の利便性の向上や各分野の相談機能の連携等を検討した上で、総合的な相談機能が発揮しやすい施設となるよう努めてまいります。
相談機能を有する施設の集約化には、相談業務のワンストップサービス化による利便性の向上と相談者に対するプライバシー配慮の視点を欠くことはできない。そこでウイズセンターをDV問題、子育て、介護等の関連相談業務の中核として充実させることにより、ワンストップサービスの対応できる体制を整えてはどうか。	
④外郭団体の見直し関係(17件)	
意見の概要	県の考え方
第三セクター補助金は使途不明金になりやすい。	今回の見直しで、外郭団体への補助金についても補助金の性格や団体ごとの財務内容等を踏まえ見直すこととしていきます。

意見の概要	県の考え方
(社)岡山県文化連盟 (7件)	
(社)岡山県文化連盟への財政的支援を継続するべきだ。	(社)岡山県文化連盟の設立経緯を踏まえ、平成23年度まで補助を継続しつつ、経営基盤強化策等を検討したいと考えています。
中国四国酪農大学 (9件)	
中国四国酪農大学を存続してほしい。	酪農大学は、運営費における県負担の割合が大きいことから、県支援のあり方を見直し、団体の自主的な運営を含めた抜本的な見直しを検討することとしたものです。 今後、酪農大学校に対して、自主財源の確保、運営費の一層の縮減、構成県や関係団体に対する支援要請等、自主的な運営の実現に向けた取組を促したいと考えており、県としても、これらの取組に対してできる限りの協力をを行うこととしています。

#### IV その他(57件)

#### ○特別職の給与等について (11件)

意見の概要	県の考え方
プラン素案で知事の給与カットが触れられていないのはなぜか。率先してプランに盛り込むような動きがあったら、まず知事の給与を大幅にカットすると宣言し、決意を示した上で、職員の給与カットに言及すべきだ。	知事の給与については、現在、給料の15%、期末手当の30%を減額しているところですが、平成21年度から平成24年度までの間、給料及び期末手当全体を通じて、全国で最も厳しいカット率による削減を行うこととし、具体的には、給料及び期末手当について一律30%を減額することとしました。
財政状況を踏まえれば、知事の退職手当は多いのではないか。ゼロ又は半分以下にすべきではないか。	知事の3期目の退職手当については支給しないこととし、条例改正を9月議会で行ったところ です。
議員の報酬・政務調査費や定数を減らすべきだ。	議員報酬の削減については、現在、議会において検討中です。 議員定数については、次回選挙までに結論が出るよう検討される予定です。

# ○職員の給与カットについて（39件）

意見の概要	県の考え方
<p>県職員の賃金、労働条件は、地域の民間の状況を調査した上で行われる人事委員会勧告に基づき、賃金労働条件の決定原則に則り、労使交渉により決定すべきものであり、使用者が一方的に公表するものではない。給与カットは、労使協議を真摯に十分行うことが必要だ。</p>	<p>職員の給与については、現在平均3%の給与削減を行っているところですが、本県の厳しい財政状況を踏まえ、財政構造改革を行う中で、緊急避難的な措置として、更なる削減措置を行わざるを得ないと考えています。具体的には、平成21年度から平成24年度までの4年間、給料、期末・勤勉手当及び管理職手当について減額することとし、年間ベースでは7%の減額となります。</p>
<p>賃金削減について、約束では来年度まで3%削減だったはずが、なぜ、いきなりの4年間延長なのか。来年度まで3%の賃金カットを続け、今年度以上の歳出削減と歳入確保に取り組んだ上で、必要であれば2010年に賃金について考えるのが本来の形ではないのか。知事は約束を守ってほしい。</p>	<p>なお、職員団体とも必要な協議を行い、一定の理解を得られたところですが、</p>
<p>県民に痛みを強いる以上、県の姿勢として賃金をカットするというのは全く論外だ。職員も県民だ。行政サービスが低下するならば、その痛みを受けるのは職員も全く等しい。その職員に更なる負担を強いるのは、県民の中から職員だけ抽出し、選択的に増税しているのと同じことだ。</p>	<p>職員のモチベーションの維持には十分配慮し、県民サービスの低下することないよう取り組んでいきたい。</p>
<p>職員給与に手を付けるのは使用者として恥ずべき事だ。あくまで最終手段であることを認識し、収支不足解消に向けたあらゆる努力を行った後に、どうしても不足する部分についてのみ、職員に賃金カットをお願いし、理解が得られるよう努力する必要がある。</p>	<p>従来から大学生等を対象とした職員採用説明会や職場見学会の開催、インターンシップの受け入れ等を通じ、職員の生の声を伝え、県の業務内容やその重要性、県職員のやりがいや魅力について積極的にPRしてきているところです。</p>
<p>懲戒処分を上回る給与カット、全国最低水準の給与の押しつけにより、職員の士気が下がりがり、県民サービスも低下することが懸念される。</p>	<p>今後は、こうした取組のさらなる活用に加え、大学等を訪問して説明するなど、志願者の掘り起こしに取り組んでいきます。</p>

意見の概要	県の考え方
懲戒処分にも等しい給与カットで、職員のモチベーションをどのようにつ保つか。モチベーションを大きく低下させるので、給与カットには反対だ。	政策立案に対し職員からの意見・提言を汲み上げる仕組みの活用をはじめ、職員の能力や業務実績を給与の決定や任用に用いる人事評価制度の活用、あるいは、先輩職員が特に若手職員を指導するメンター制度の実施等を検討しています。
これほどの給与カットは生活設計に入っていない。大幅な給与カットをされると、生活ができなくなる。ローンや教育費、医療費等を抱えた職員には大変な負担だ。	職員の給与については、現在平均3%の給与削減を行っているところですが、本県の厳しい財政状況を踏まえ、財政構造改革を行う中で、緊急避難的な措置として、更なる削減措置を行わざるを得ないと考えています。具体的には、平成21年度から平成24年度までの4年間、給料、期末・勤労手当及び管理職手当について減額することとし、年間ベースでは、部長・次長級が12%、主管課長級が10%、非管理職の一般職員が7%の減額となります。なお、職員団体とも必要な協議を行い、一定の理解を得られたところがあります。
給与カットにより、県内の経済への悪影響も懸念される。	
平均9.5%カットの理由について、知事は大阪府と一般施策費の削減内容を比較し、答弁しているが、大阪府の約2.5%と岡山県の約3.0%との比でみると、大阪府の平均7.2%カットに対する率は8.64%となる。それがなぜ9.5%なのか。そもそも大阪府と比べることの意味は何か。	
今回の賃金カットは不当で過大だ。収支不足解消の代替手段がないなら財政再生団体化を避けるために受け入れざるを得ない部分もあるが、2011、2012年度は黒字が生じるほどのカットだ。なぜ黒字が生じる部分まで職員が付き合わないといけないのか。	
全都道府県で最も厳しい水準の給与カットに反対だ。今までもラスパイレス指数は低位を強いられていた。なぜ、さらに全国一厳しい水準の給与カットを行う必要があるのか。	
教員や警察官には財政責任はない。子ども達のため、市民の生活を守るためにも、教員、警察官の給与カットには反対だ。	
上司の指示に従って業務をしている課長以下の一般職員までも、カット率を高くするのは如何なものか。	
給料、期末勤労手当のカット率を増やしているのに、管理職手当のカット率を変えないのはおかしいのか。同様にカット率を増やすべきではないか。	

意見の概要	県の考え方
<p>夫婦共働き職員の一方の給与の2割カットを行っている市がある市が、聞いたところ、生活給という観点から、子育て世帯の給与カットを減らす一方で、共働き職員の一方の給与の2割カットを実行してはどうか。一度、共働き職員の世帯と専業主婦世帯の職員の収入差と民間での同じ条件での状況がどうか、検証してみてもいいか。</p>	<p>ご提案のあった共働きの理由とした給与のカットは、地方公務員法の規定等から問題があると思われ、実施は困難です。(なお、例として上げられている市でも、検討は行ったものの、実施は見送られていると聞いています。)</p>
<p>給与カット案に基本的に賛成するが、給与の仕組みを変えるべきだ。職務と能力を評価し、県民公募者による事業評価も加え、その結果により、カット率や給与額が変わるような制度にすべきだ。</p>	<p>ご提案のとおり、職員の能力及び実績を給与に反映させることは、職員の勤務意欲の向上や能力開発に有効であることから、現在、職員の能力と実績を評価し、その評価結果を勤奨手当や昇給に反映させる新たな人事評価制度の導入に向け、取り組んでいます。</p>
<p>行政経費130億円の削減を容認する条件として、県職員の人件費の3割削減と退職金を3分の1に減額することを提案する。</p>	<p>職員の給与については、現在平均3%の給与削減を行っているところですが、本県の厳しい財政状況を踏まえ、財政構造改革を行う中で、緊急避難的な措置として、更なる削減措置を行わざるを得ないと考えています。具体的には、平成21年度から平成24年度までの4年間、給料、期末・勤奨手当及び管理職手当について減額することとし、年間ベースでは、部長・次長級が12%、主管課長級が10%、非管理職の一般職員が7%の減額となります。</p>

○その他（7件）

意見の概要	県の考え方
<p>県主催のイベントの凍結。</p>	<p>いわゆるイベント事業については、例年実施しているものも含め、費用対効果などの観点から厳しく精査しています。</p>
<p>ハコモノはよく考えて作ってほしい。 県有施設の整備については、部署に関係なく原則凍結すべきだ。</p>	<p>普通会計の県負担が10億円以上の施設建設事業については、その事業着手前に、事業の効果や効率的な施設運営等について、十分に検討を行うため、大規模施設建設事業評価を行っています。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>倉敷子ボリ公園の施設を更地にせず利用し、例えば、ベネッセに子どもたちの施設にしてもらっては。</p> <p>何でも簡単に作って、簡単に取り壊す税金の無駄遣いはもう止めてほしい。</p>	<p>子ボリ公園の用地は、その全てを県がクラボウから有料で借り受けたいものである。公園事業の廃止により、平成22年2月末をもって現在の貸借契約を解除し、クラボウに土地を返還することとなります。</p> <p>したがって、今後の開発は、基本的には土地所有者であるクラボウの判断に委ねられ、倉敷市及び子ボリ・ジャパン社と連携しながら、緑と花の空間や公園施設ができません。</p>
<p>県立高校に中学校を作るのはどうかと思う。中学校は市町村で、高校は県立だ。すべてを県立にしてしまってもいいか。</p>	<p>中高一貫教育は、個性重視の教育の実現や学校選択幅の拡大等、意義ある制度と認識しており、県としては、県下全体の配置等に配慮しながら計画的に設置を進めていきます。すべての県立高校に中学校を併設することは、考えていません。</p>
<p>教育分野に対する予算削減には矛盾を感じる。教育には時間とお金が必要だ。</p> <p>優秀な人材を育てれば、企業は自ら進出してくる。人材教育に力を入れてほしい。米百俵の考えで、自治体を運営していただきたい。</p>	<p>子ども教育は、重要と考え、厳しい財政状況ですが、配慮してまいります。</p>

## 岡山県行財政構造改革大綱2008(案)について ～持続可能な財政構造の確立に向けて～ (概要)

### 1 行財政構造改革の目的

県では、中長期の県政推進の指針として策定した「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、豊かで活力ある県づくりに取り組んでいるが、一方で、県財政は巨額の収支不足に直面しており、財政再生団体への転落を何としても回避し、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していかなければならない。

このため、歳出構造の抜本的な見直しを行うとともに、県行政システムの再構築に取り組み、県民の要請に応えることのできる行財政構造に転換する。

### 2 県行財政の現状・課題と取り巻く環境

#### ○県行政の現状等

3次にわたり行財政改革大綱を策定し、あらゆる分野において抜本的な改革に取り組んできたが、向こう10年間の傾向として、構造的に約400億円の規模で収支不足が見込まれ、歳出構造の抜本的な改革が必要である。

#### ○真の分権型社会の進展

地方において県と市町村の役割を明確にすることは重要であり、分権型社会にふさわしいお互いが自立した関係を構築する。また、役割分担を明確にした上においても、地域の喫緊の課題については、県として先導的な役割を果たしていく。

### 3 行財政構造改革の基本方針

#### (1) 改革の視点

##### ① 持続可能な財政構造の確立

これまでの3次にわたる行財政改革の取組を踏まえた上で、財政構造の抜本的な改革に総力を挙げて取り組むこととし、事務事業、公の施設、外郭団体などのあらゆる事業をゼロベースで見直した上で、今後の収支不足を解消する。

##### ② おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中

安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上などの事務事業や、産業振興などによる税源のかん養等の施策について、予算を集中させて、おかやまの明るい未来を切り拓く取組を進める。

##### ③ スリムな精鋭集団の県庁に変革

徹底して最も効率的・効果的に事務事業が実行できるスリムな組織とするとともに、仕事のやり方を変え、職員の意識改革に取り組み、小さな組織であっても、最大の行政効果を上げる、職員が一丸となった精鋭な集団に変わる。

## (2) 具体的な枠組み

集中的に取り組む内容は、職員数、組織、事務事業などの10分野とする。各分野における「改訂第3次岡山県行財政改革大綱」で定めた目標値のうち、達成できていないものについては、この改革に引き継いで達成する。

## (3) 推進期間

平成21年度から平成24年度までとする。職員数の取組は、平成25年度までとする。

## 4 財政構造改革に向けた取組

歳出構造の抜本的な改革に取り組むため、「岡山県財政構造改革プラン」に基づき、平成21年度から、適切に予算に反映させる。

### ○財政構造改革の枠組み

改革の目標額は、一般財源ベースで総額約396億円とする。分野ごとの取組額は、人件費・内部管理経費の削減により約138億円、歳入の確保により約140億円、行政経費の削減により約118億円とする。

### ○財政構造改革の目標

収入にあわせた予算を組む、県債残高をこれ以上増やさない、最もスリムな体制を目指す、行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別、4年間で改革の総仕上げを行う、という5つの目標を掲げて取り組む。

### ○国に対する主張

交付税ショックとその後の抑制傾向により、国によって一方的に失われた財源については、国において当然復元されるべきである。今後とも、全国知事会等と連携しつつ、必要な地方交付税等の総額の確保について、一層強力に主張する。

## 5 分野別の具体的取組

### (1) 職員数

知事部局等の職員数について、全国の同規模県と比較して、最小となる約3,600人体制を目標に、業務量に見合った適正な職員配置に努める。知事部局等の他、教育委員会、警察本部等も含め、目標値として、今後5年間で、県の総定員1,233人の純減を図る。

### (2) 組織

組織の統廃合の推進、組織マネジメントの機能強化、さらには、本庁・出先機関の見直し等により、改革プランの取組を緊急かつ確実に実行し、夢づくりプランを着実に推進する組織体制を構築する。

### (3) 職員の意識改革と人事制度等

研修所研修や職場研修等による人材育成、給与や任用といった人事管理制度との連携を図り、中長期的な視点で計画的に意欲と能力を備えた人材を育てる。



#### (4) 事務事業

一般施策等について、官と民との役割分担、県と市町村の役割分担、県行政の守備範囲そのもの見直し等の観点から見直しを行い、目標値として、平成24年度までに平成20年度当初予算比で約107億円を削減する。

#### (5) 公共事業

公共事業費の地方負担額の目標値として、平成21年度及び22年度の2年間において、それぞれ対前年度当初予算比で10%程度を削減する。

#### (6) 歳入確保

徹底した事務事業の見直しとあわせて、県自らの努力による歳入確保策に取り組み、県税の収入率を98%以上に向上し、県有施設へのネーミングライツの導入等に取り組む。

#### (7) 公の施設

施設の利用状況などの現状分析を行った上で、県施設としての設置意義などを検証し、施設の閉鎖、譲渡、集約化等に取り組み、存続する施設においても徹底的なコスト削減を図る。

#### (8) 市町村への事務・権限移譲

国の新地方分権一括法（仮称）の制定など、市町村の意向を反映させた、新たな移譲計画を策定し、積極的に事務・権限の移譲を行う。

#### (9) 外郭団体等

外郭団体について、設立の意義、事業の必要性、県の関与のあり方の観点から検証し、抜本的な見直し、派遣県職員の原則引き揚げなど財政的・人的支援の縮小、類似団体との統合などの見直しを行う。

#### (10) 行政評価

行政評価制度を体系化したうえで、県民満足度などわかりやすい成果指標を評価基準とした効果的な行政評価システムを構築し、事務事業の不断の見直しを行うPDCA型の行政評価サイクルを徹底する。

### 6 改革の進め方

改革は、県民の皆様をはじめ、県議会、市町村、関係団体等の御理解と御協力をいただき、着実に進めていく必要がある。

今後、社会経済情勢の変化等により、収支不足の規模が変動することも予想されるが、国の動向なども含め、変動要因を早期に把握し、適切に対策を講じる。

なお、財政構造改革の取組は、段階的に取り組む必要があり、その間の収支不足を補うため、職員の給与について、独自の給与カットを行う。

こうした進め方を県の基本姿勢として、県自らが身を削ることなどにより、県民の皆様の御理解をいただきながら改革を推し進め、岡山の明るい未来を切り拓き、活力と安心の岡山を築きたいと考えている。

# 岡山県行財政構造改革大綱 2008 (案)

～持続可能な財政構造の確立に向けて～

平成 年 月

岡 山 県

# 目 次

1	行財政構造改革の目的	1
2	県行財政の現状・課題と取り巻く環境	1
	(1) これまでの行財政改革の取組	1
	(2) 厳しい県財政の状況	2
	(3) 真の分権型社会の進展等	2
	① 地方分権改革の推進	2
	② 県と市町村の役割分担等の明確化	2
	(4) 道州制の検討の加速	3
3	行財政構造改革の基本方針	3
	(1) 改革の視点	3
	① 持続可能な財政構造の確立	3
	② おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中	3
	③ スリムな精鋭集団の県庁に変革	4
	(2) 具体的な枠組み	4
	(3) 推進期間	4
4	財政構造改革に向けた取組	5
	① 財政構造改革の枠組み	5
	② 今後の財政運営の課題	5
	③ 財政構造改革の目標	5
	④ 国に対する主張	6
5	分野別の具体的取組	6
	(1) 職員数	6
	(2) 組織	7
	(3) 職員の意識改革と人事制度等	7
	(4) 事務事業	9
	(5) 公共事業	9
	(6) 歳入確保	10
	(7) 公の施設	10
	(8) 市町村への事務・権限移譲	11
	(9) 外郭団体等	11
	(10) 行政評価	12
6	改革の進め方	13

## 1 行財政構造改革の目的

県では、中長期の県政推進の指針として策定した「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、「協働」を基調として豊かで活力ある県づくりに取り組んでいます。

一方、国の厳しい財政状況を背景に地方交付税が大幅に削減され、その後も抑制傾向が続く中、全国的に厳しい財政運営を余儀なくされる地方自治体が続出するとの見通しが、今、現実のものとなってきています。こうした全国的な傾向と同様、本県財政は巨額の収支不足に直面しており、歳出構造の抜本的な改革を成し遂げてこの未曾有の財政危機を克服し、財政再生団体への転落を何としても回避し、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していかなければなりません。

また、地方分権型社会が進展する中、地方における県の役割は依然として重要であり、その役割を担うためにも、安定した持続可能な財政運営のもとで県民の視点に立った効果的な行政運営が求められています。

こうしたことから、県ではこれまでの行財政改革の取組を踏まえた上で、歳出構造の抜本的な見直しを行うとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど県行政システムの再構築に取り組み、県民の要請に応えることのできる行財政構造に転換します。

そして、改革を進めるに当たっても、夢づくりプランの基本的な考え方を堅持しながら、県民の暮らしを守り、これを向上させていくことを最優先に、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上といった分野には特に配慮して、県民が将来に夢と希望を持ち続けることができ、誰もが「安心して暮らせるおかやま」、21世紀に飛躍し続ける、活力ある「元気なおかやま」の実現を目指してまいります。

## 2 県行財政の現状・課題と取り巻く環境

### (1) これまでの行財政改革の取組

県では、平成9年当時の極めて厳しい県財政の立て直しを緊急かつ最重要の課題としてとらえるとともに、新たな課題や多様化する県民ニーズに機敏に対応できる柔軟でスリムな行政システムの構築を目指して、これまで3次にわたり行財政改革大綱を策定し、歳出の削減、組織や職員定数の見直し、外郭団体の見直しなど、あらゆる分野において抜本的な改革に取り組んできました。

その結果、県債残高や公債費に係る指標は、以前に比べて大きく改善するなど、いわゆるストックベースに関わる部分で一定の改善が図られ、また、地方振興局の再編など、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築に努めてきたところです。

## (2) 厳しい県財政の状況

平成9年以来、公共事業の削減をはじめ、一般行政施策費についても約323億円を削減するなど、厳しい改革に取り組んできましたが、そうした取組を進めるさなか、平成16年度の交付税ショックにより、約300億円規模で一般財源が激減しました。その後も地方交付税の抑制傾向が続く中、特定目的基金からの繰替運用等の緊急避難的な財政運営も限界に近づきつつあります。

また、粗い試算ではありますが、現在の状況が続いた場合の向こう10年間の傾向として、県財政は、構造的に約400億円の規模で毎年の収支不足が見込まれることとなりました。全国的な傾向としても、財源不足を補う財政調整基金等が平成23年度には枯渇し、地方団体の健全な財政運営が破綻するといわれている中、持続可能な財政構造を確立するため、さらなる歳出削減など歳出構造の抜本的な改革に取り組む必要があります。

## (3) 真の分権型社会の進展等

### ① 地方分権改革の推進

これまで、地方分権一括法の制定により機関委任事務が廃止されるなど、一定の成果が積み重ねられてきました。しかし、三位一体の改革においては、4.9兆円の国庫補助負担金改革や国から地方への3兆円の税源移譲が行われたものの、5.1兆円に上る地方交付税が一方的に削減されるなど、地方の自由度の拡大という点では不十分であり、地方分権改革は未完の改革にとどまっています。

真の分権型社会の構築に向け、国と地方の役割分担の抜本的な見直しや地方税財源の充実強化を図るなど、第二期地方分権改革を強力に推進しなければなりません。地方としても、自ら行財政改革に取り組み、住民本位の力強い施策展開を可能とする簡素で効率的な筋肉質の行財政システムの構築が求められています。

### ② 県と市町村の役割分担等の明確化

そうした地方分権改革の大きな流れの中で、地方において県と市町村の役割を明確にすることは重要であり、基礎的自治体である市町村は住民に身近な事務を行い、県は広域的な事務や高度の専門性が求められる事務を行うという役割分担のもと、分権型社会にふさわしいお互いが自立した関係を構築します。

また、役割分担を明確にした上においても、中山間地域対策、医師確保対策や地域交通対策など地域の喫緊の課題については、県として先導的な役割を果たしていきます。

また、県と民間との関係では、今後、ますます複雑・多様化する行政ニーズに適切に対応するため、NPO等の民間が主体となった公共サービスの提供が

一層求められており、それぞれの役割分担のもとで、ともに力を合わせてさらなる協働を進める必要があります。

#### (4) 道州制の検討の加速

道州制は、地方分権改革の究極の姿であり、地方による主体的、総合的な政策展開を可能とし、地方の将来の発展のためには不可欠の改革です。中央省庁の解体再編を伴う、国のかたちの根本に関わる大改革であり、着実な歩みを進めるためには、国民・県民の理解を得る必要があることから、本県では、道州制の意義やメリット等についてわかりやすく情報発信し、気運の醸成に努めるなど、積極的な取組を進めています。

政府の「道州制ビジョン懇談会」が「2018年までに道州制に完全移行すべき」とする中間報告を行うなど、経済界等を含む各界各層で道州制の導入に向けた議論が具体化・加速化しており、こうした道州制議論の状況も踏まえ、将来の都道府県のあり方も視野に入れながら、分権時代にふさわしい行財政システムの構築を図る必要があります。

### 3 行財政構造改革の基本方針

#### (1) 改革の視点

##### ① 持続可能な財政構造の確立

極めて厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政構造を確立するため、これまでの3次におたる行財政改革の取組を踏まえた上で、財政構造の抜本的な改革に総力を挙げて取り組みます。

そのための目標として、収入に見合った予算を組むこと、県債残高をこれ以上増やさないこと、今後4年間で巨額な収支不足を解消することなどを掲げ、事務事業、公の施設、外郭団体などのあらゆる事業をゼロベースで見直した上で、今後の収支不足を解消します。

##### ② おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中

厳しい財政状況にあっても、「岡山県財政構造改革プラン」において配慮すべき分野として選択した、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上などの事務事業や、産業振興などによる税源のかん養等の施策について、生産性の高い効率的な実施に努め、予算を集中させて、おかやまの明るい未来を切り拓く取組を進めます。

また、財政構造改革における取組は、これまで以上に、県民の目線に立って少ない経費で最大の効果を上げることが求められます。ただ単に予算を執行するという概念を捨て、県民の満足度などの事業成果を上げることに徹し、十分

に成果が上がらない事業は直ちに見直すなど、スピード感覚を重視し、知恵と工夫により、少しの経費も無駄にしないという使命感をもって取り組みます。

### ③ スリムな精鋭集団の県庁に変革

事務事業などの実施において、県民満足度などの最大の効果を上げるため、県庁も変わります。

まずは、徹底して最も効率的・効果的に事務事業が実行できるスリムな組織とするとともに、迅速な意思決定が図られる「フラット化」の利点を生かしつつ、職員や組織のつながりを重視し、県庁全体で組織力を発揮できる体制を整えます。

そして、職員一人ひとりが、高いモチベーションのもとで前向きに県庁を変えることのできる環境をつくり、まずは、身近な事務の改善から始め、これまでの慣習にとらわれることなく、効率的・効果的な仕事のやり方に変え、県民本位の仕事に自信と誇りを持って取り組む集団になります。

こうしたことにより、改めて職員の意識改革に取り組みながら、人数の限られた小さな組織であっても、最大の行政効果を上げることができる、職員が一丸となった精鋭な集団としての県庁が変わります。

## (2) 具体的な枠組み

行財政構造改革として、集中的に取り組む内容は、次の10分野とします。

なお、「改訂第3次岡山県行財政改革大綱」で定めた各分野の目標値のうち、平成20年度で達成できていないものについては、この改革に引き継いで達成します。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ① 職員数           | ⑥ 歳入確保         |
| ② 組織            | ⑦ 公の施設         |
| ③ 職員の意識改革と人事制度等 | ⑧ 市町村への事務・権限移譲 |
| ④ 事務事業          | ⑨ 外郭団体等        |
| ⑤ 公共事業          | ⑩ 行政評価         |

## (3) 推進期間

推進期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間とします。なお、職員数の取組については、推進期間を平成25年度までとします。

## 4 財政構造改革に向けた取組

前述のとおり、県財政は、財政再生団体に転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するため、さらなる歳出削減など歳出構造の抜本的な改革に取り組む必要があります。その改革を計画的に達成するため、具体的な取組として財政構造改革プランに基づき、平成21年度から、適切に予算に反映させます。なお、その場合においても、夢づくりプランの考え方は堅持し、戦略的な選択と集中を徹底し、安全・安心、子どもの教育などの分野に配慮しながら取り組みます。

### ① 財政構造改革の枠組み

改革の目標額は、一般財源ベースで総額約396億円とし、長期的な視点に立って、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するための目標として設定するものです。それを達成するための分野ごとの取組額は、人件費・内部管理経費の削減により約138億円、歳入の確保により約140億円、そして行政経費の削減により約118億円とします。

また、目標総額の達成時期は、県民生活など社会的影響を考えると、来年度ですべて実行することは困難であり、平成24年度までに達成することとします。

### ② 今後の財政運営の課題

これからの財政運営は、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するために、歳入に見合った歳出規模へ転換しなければならないと考えています。また、将来にわたって公債費の水準を抑制するため、公共事業に係る地方負担を削減していますが、依然として、公債費は毎年1,000億円を超える状態にあることから、引き続き、公債費を抑制する必要があります。さらに、これまで、予算上の収支を均衡させるため、行政改革等推進債の発行や特定目的基金からの借入れ等を行ってきましたが、行革推進債は、一時的な収支不足対策として緊急避難的に発行するものであり、また、特定目的基金の活用も限界があることから、こうした臨時的歳入対策に頼らない財政運営を行う必要があります。

### ③ 財政構造改革の目標

こうしたことを踏まえ、財政構造改革の目標として、次の5つの項目を掲げて取り組みます。

- ・収入にあわせた予算を組みます。
- ・県債残高をこれ以上増やしません。(プライマリーバランスの黒字化)
- ・同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します。
- ・行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します。
- ・今後、4年間で改革の総仕上げを行います。



④ 国に対する主張

交付税ショックとその後の抑制傾向により、国によって一方的に失われた財源については、国において当然復元されるべきものであると考えます。これまでもその旨を強く訴えてきましたが、今後とも、本県と同様に厳しい財政状況の下にある地方自治体や全国知事会等と連携しつつ、あらゆる機会をとらえて、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の総額の確保について、国に対して一層強力に主張してまいります。

5 分野別の具体的取組

(1) 職員数

① これまでの取組

平成9年度以降、知事部局等では事務事業の見直しや組織の再編など、教育委員会では県立高等学校の統廃合や児童生徒数の減少に伴う教職員の純減のほか事務局職員の純減など、また、警察本部では国で定めた計画に基づき警察官の増員を行う中で警察官以外の職員の純減などにより、県全体で約2,500人を純減しました。

② 今後の取組方針

知事部局等の職員数については、全国と同規模県（人口及び財政力指数）と比較して、最小となる約3,600人体制を目標に、県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業などの見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方を見直しや事務改善などにより、業務量に見合った適正な職員配置に努めた上で職員の純減を図ります。

知事部局等のほか、教育委員会、警察本部等においては、法令等による職員の配置基準に留意しながら、教職員や警察官の適正配置に努めるとともに、事務の合理化等による教育委員会事務局職員や警察官以外の職員の純減、児童生徒数の減少に伴う教職員の純減等により、目標値として、今後5年間で、県の総定員1,233人の純減を図ります。

【総定員の純減目標】

部 門	H20.4総定員	数値目標(H25.4まで)	
		人 数	率
知事部局等	4,500人	▲860人	▲19.1%
教育委員会	15,464人	▲335人	▲2.2%
警 察 本 部	3,906人 うち警察官以外 517人	▲20人	▲3.9%
企 業 局	128人	▲18人	▲14.1%
合 計	23,998人	▲1,233人	▲5.1%

(注) 上記数値目標は、現段階における目標であり、今後、変動する場合もある。

## (2) 組織

### ① これまでの取組

社会経済情勢の変化や新しい行政課題に対応するため、柔軟でスリムな体制を目指し、組織を再編しました。

#### 【主な取組】

- ・本庁組織－各部1課（室）の削減－（H10）
- ・企画振興部、生活環境部への再編（H10）
- ・地方振興局の再編等出先機関の統廃合（H17）
- ・組織のフラット化・柔軟化の導入（H16）
- ・地方独立行政法人化の推進（H19）

### ② 今後の取組方針

財政構造改革プランの取組を緊急かつ確実に実行するとともに、夢づくりプランを着実に推進する組織体制を構築します。

#### ア) 組織の統廃合の推進

事務事業の見直し等を確実に反映した上で、類似業務を行っている組織の統廃合などを進めるとともに、課班体制を原則、班員5～8人、課員20人前後を基本とし、県民本位の行政を堅実に進める体制に再編します。

#### イ) 組織マネジメントの機能強化

迅速な意思決定が図られるフラット化の利点を生かしつつ、組織の総合調整機能の強化や次世代を担う人材育成等のため、所属長と適切な役割分担を担う職員を配置します。

#### ウ) 本庁組織

総合的な政策立案機能の充実を図るとともに、歳入確保など財政構造改革の取組をはじめとする部局横断型の課題や行政需要の変化に的確に対応し、県民目線に立った政策を戦略的に展開するために、本庁組織の見直しを行います。

#### エ) 出先機関

県民局・支局及び保健所について、平成21年4月からそれぞれ、県民局・地域庁舎（仮称）体制及び保健所・支所体制とし、本庁への業務集約や市町村への権限移譲等を積極的に進め、さらなる効率化を図ります。また、すべての出先機関において、より効率的・効果的な組織への見直しを行います。

## (3) 職員の意識改革と人事制度等

### ① これまでの取組

コスト意識や民間の経営手法等を取り入れた職員研修の充実を図るととも

に、能力主義に基づく適材適所の人事配置を行い、職員の勤務意欲や職員資質の向上と組織の活性化を目指した人事管理システムの構築に取り組んできました。また、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分に反映しうるよう、給与構造の抜本的な見直しを実施しました。

#### 【主な取組】

- ・庁内公募制の導入（H9～）
- ・人事評価制度の試行開始（H14～）
- ・職員研修の民間専門機関への委託（H14～）
- ・「岡山県人材育成基本方針」の策定（H16）
- ・管理職等所属長に対する人事評価結果の勤勉手当への反映（H18～）
- ・給与構造改革の実施（H18）

## ② 今後の取組方針

研修所研修や職場研修等による人材育成と、給与や任用といった人事管理制度との連携を図り、中長期的な視点をもって計画的に意欲と能力を備えた人材を育てます。

### ア) 人材育成への取組

意欲と目標を持って自らのキャリアを作り上げる意識を醸成するとともに、職場全体で人材を育てるという認識のもと、職員の意識改革を進め、前例にとらわれない柔軟な発想力を持ち、多様化する行政ニーズに的確に対応できる優秀な人材の育成に取り組みます。

- ・キャリア形成に主眼を置いた研修所研修の体系の見直し
- ・仕事を通じた能力開発を促進する職場研修（OJT）の充実
- ・先輩職員がよき先導者として若手職員の育成・指導を進めるメンター制度の導入
- ・自己啓発等の休業など諸制度を用いた自己啓発活動の促進

### イ) 人事評価制度の早期導入

これまでの試行結果を踏まえ、職員が発揮した能力や生み出した成果・実績を的確に評価し、その結果を任用や給与へ反映する人事評価制度の早期の本格的導入を図ります。

### ウ) 人事管理制度の充実

勤務実態を踏まえ、能力主義に基づく適材適所の人事配置を行い、職員の能力や勤務意欲の向上を図り、組織の活性化に努めます。

- ・職員の勤務意欲を高め、そのアイデアを業務に活かすことを目的とした、庁内公募制の充実
- ・職員が健康上の理由等により職責を全うできなくなった場合に、自ら降任の申出を行うことができる希望降任制度について検討

・職員数の削減策の一つとして、早期退職制度の整備を検討

#### エ) 手当等の見直し

諸手当及び旅費について、あり方から抜本的に見直すとともに、給与制度全般について、社会経済情勢や人事委員会勧告等を踏まえた不断の見直しを実施します。

また、臨時的任用職員の削減や非常勤職員の見直しに取り組みます。

### (4) 事務事業

#### ① これまでの取組

平成9年度以降、限られた財源を最大限有効に活用し、重点的に取り組むべき分野に集中的に投資する「選択と集中」を行う中で、財源の活用を図りつつ、歳出水準を引き下げてきました。その結果、平成20年度までに、一般施策等について一般財源ベースで323億円を削減し、運営費について64億円を削減しました。

公債費については、平成9年度から平成11年度にかけて、起債制限比率が17.1%から19.3%へと急速な勢いで悪化したため、公共事業の地方負担の削減を行うとともに、できる限り低利な資金の活用を図ることなどにより、平成19度には14.2%と改善しました。また、毎年度の公債費も平成15年度をピークに低減し、県債残高についても、平成20年度をピークに低減する傾向にあります。

#### ② 今後の取組方針

一般施策等である国庫補助事業や単県行政施策費について、官と民との役割分担、県と市町村との役割分担、県行政の守備範囲そのもの見直し等の観点から徹底して見直しを行い、目標値として、平成24年度までに、平成20年度当初予算比で約107億円を削減します。

運営費については、事務費のさらなる削減、庁舎等維持管理経費の縮減などにより削減します。

公債費については、公的資金補償金免除繰上償還や低利な資金調達の拡充などにより縮減します。

### (5) 公共事業

#### ① これまでの取組

平成9年度以降、公共事業に係る各種評価システムを活用した事業箇所の優先順位付け、公共工事のコスト削減や国庫補助制度の活用等により、効率的な事業の実施を図り、必要な公共事業量の確保に努めてきました。また、地元企業への優先発注など地域経済への影響にも配慮した上で、補助公共事業、単独

公共事業等の公共事業費について、平成8年度から平成20年度までに、930億円削減し、地方負担額では、同じく320億円を削減しました。

② 今後の取組方針

公共事業費の地方負担額の目標値として、平成21年度及び平成22年度の2年間において、それぞれ対前年度当初予算比10%程度を削減します。

(6) 歳入確保

① これまでの取組

産業振興による税源のかん養、徴収対策の強化や県有財産の有効活用等により歳入を確保しました。

【取組内容】

- ・「岡山県税込確保対策実施計画」を策定 (H18)
- ・歳入確保連絡会議を設置し、県有資産の売却や有効活用、新たな広告媒体の導入等、さらなる歳入確保について、全庁的に検討 (H19)

② 今後の取組方針

徹底した事務事業の見直しとあわせて、県自らの努力による歳入確保策に積極的に取り組みます。

- ・県税の収入率を全国でもトップクラスの98.0%以上に向上
- ・県有施設へのネーミングライツの導入、県有財産の有効活用、県有施設の使用料等の適正化等
- ・県税以外の滞納債権について、法的な手続きの活用や債権放棄の検討
- ・退職手当の増加に対して、年度間の負担の均等を図るための退職手当債を発行

(7) 公の施設

① これまでの取組

これまで、PFIを活用した施設の整備に取り組むとともに、サービス水準や施設の管理運営の効率性の向上を図るため、指定管理者制度を積極的に導入しました。

【PFIを活用した施設の整備】

- ・岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター (H15)
- ・岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 (H17)
- ・岡山県総合教育センター (※行政機関) (H19)

## ② 今後の取組方針

施設の利用状況などの現状分析を行った上で、県施設としての設置意義などを検証し、施設の閉鎖、譲渡、集約化などに取り組みます。なお、引き続き存続する施設においても、施設で提供するサービスは真に必要なものに限定することとし、徹底的なコスト縮減を図ります。

- ・ 閉じる施設 13施設
- ・ 譲渡する施設 24施設
- ・ 集約化する施設 15施設
- ・ 縮小する施設 3施設

## (8) 市町村への事務・権限移譲

### ① これまでの取組

市町村合併の進展による市町村の自治能力の向上や地方分権の進展に伴い、住民に身近な行政事務は、できる限り市町村で行えるようにするため、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」（平成17年11月策定）に基づき、市町村と協議を行った上で109の事務を移譲しました。

#### 【主な移譲事務】

- ・ 旅券発給事務（H18全市町村）
- ・ 農地転用（4ha以下）許可事務（H19全市、H20全町村）
- ・ 県道管理事務（H18新見市）

### ② 今後の取組方針

国の新地方分権一括法（仮称）の制定など、地方分権改革の動向を踏まえるとともに、市町村の意向を反映させた、新たな事務・権限移譲計画を策定します。

市町村と協議・調整を行った上で、市町村が移譲によるメリットを享受できる事務について積極的に移譲するとともに、市町村において円滑な事務が行えるよう人的・財政的な支援措置を引き続き実施します。

## (9) 外郭団体等

### ① これまでの取組

外郭団体については、「外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」や「外郭団体の見直し基準」を策定し、不断の見直しを行う中で、平成19年には、団体のあり方、業務・組織の効率化等について、詳細な分析を行い、「外郭団体改革プラン」を取りまとめました。

審議会については、「審議会の見直し方針」を策定し、統廃合の検討や委員数等を削減しました。

② 今後の取組方針

ア) 外郭団体

外郭団体については、設立の意義、事業の必要性、県の関与のあり方などの観点から検証し、抜本的な見直し、派遣県職員の原則引き揚げなど財政的・人的支援の縮小、類似団体との統合などの見直しを行います。また、あり方検討としている団体などについて、不断の見直しを行います。

- ・抜本的な見直し 5 団体
- ・統合 2 団体
- ・あり方検討 10 団体
- ・自立化 2 団体

イ) 外郭団体以外の出資・出捐法人

外郭団体以外の出資・出捐法人については、その必要性について見直しを行い、県との関係のあり方について検討します。

ウ) 審議会

審議会については、「審議会の見直し方針」に基づき、引き続き、統廃合の検討や委員選任等の見直しを進め、女性委員や公募委員を積極的に登用します。

(10) 行政評価

① これまでの取組

平成10年度以降、事務事業レベルの行政評価制度を順次実施し、平成15年度からは「夢づくり政策評価」として、具体的な数値目標を示した快適生活指標を活用した評価制度を導入しました。

行政評価制度		導入年度	評価対象
夢づくり政策評価制度		15年度	「新おかやま夢づくりプラン」に定めている各プログラム
大規模施設建設事業評価システム		11年度	県が10億円以上を負担する大規模な施設の建設事業
一般事務事業評価制度		12年度	国庫補助事業及び単県行政施策に分類される事業
公共事業評価	公共事業事前評価システム	13年度	事業費が1億円以上の新規の公共事業
	公共事業再評価システム	10年度	事業実施決定から長期間が経過しているにもかかわらず完了していない公共事業
	公共事業事後評価システム	18年度	事前評価または再評価を実施している事業で、事業完了後一定期間(5年以内)が経過した公共事業

## ② 今後の取組方針

県全体として、政策から事務事業レベルまでの行政評価制度を体系化した上で、県民満足度などわかりやすい成果指標を評価基準とした、効果的な行政評価システムを構築します。

財政構造改革に取り組む中で、実施する事務事業については、これまで以上に少ない経費で最大の効果を上げることが求められることから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事務事業の不断の見直しを行う行政評価システムを構築し、P l a n（計画）・D o（実施）・C h e c k（評価）・A c t i o n（行動）のPDCA型の行政評価サイクルを徹底します。

## 6 改革の進め方

この行財政構造改革の取組は、財政再生団体への転落を必ず回避し、なんとしてでも成し遂げなければならない改革です。

したがって、これから取り組む改革は、これまでも増して、県民の皆様をはじめ、県議会、市町村、関係団体等の御理解と御協力をいただきながら、改革の目的、改革の視点を基本として、財政構造改革プランの具体的な取組により、英知を結集して着実に進めていく必要があります。

特に、毎年度の財政状況や改革の取組内容などについては、積極的な情報公開に努め、できる限りわかりやすく、見やすい資料により説明し、十分に御理解をいただきながら進めます。

また、今回の財政構造改革は、中長期的な展望に立った財政運営を行うとともに、今後の財政状況の傾向や構造的な収支不足の規模をおおまかにでもとらえる必要があることから、粗い試算により算出した収支不足の規模の解消を前提に取り組むこととしています。今後、社会経済情勢の変化等により、収支不足の規模について変動することも予想されるところであり、県としては、国の動向なども含め、そうした変動要因をできるだけ早期に把握し、適切に対策を講じていきます。

さらに、県が実施する事務事業については、行政評価を行い、その結果についてわかりやすく公表し、予算や計画に反映させながら、スピード感覚を持ち、県民満足度を高める事業を効果的に行うため、不断の見直しに取り組めます。

なお、前述したとおり、財政構造改革の取組は、県民生活などの社会的影響を考えると段階的に取り組んでいく必要があります。そのため、その間の収支不足を補うため、職員の給与について、臨時的な措置として、独自の給与カットを行うこととします。

こうした進め方を県の基本姿勢として、県自らが身を削ることなどにより、県民の皆様の御理解をいただきながら改革を推し進め、岡山の明るい未来を切り拓き、活力と安心の岡山を築きたいと考えています。このような改革に取り組む私たち地方の気概や実績は、今後の地方分権改革の推進等に必ず結びつくものと考えており、今後の行財政構造改革の前進に全力を傾注してまいります。



平成20年度12月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 235,234 )	( 837 )	( 236,071 )	
		243,084	846	243,930	
	B 公 共	一 般 公 共	( 1,517 )	( 7 )	( 1,524 )
			37,407	6	37,413
	事業費	災 害 復 旧	( 17 )	( )	( 17 )
			3,551	5	3,556
		国 直 轄	( 4,458 )	( )	( 4,458 )
			16,632		16,632
	C 国庫補助事業費	( 7,337 )	( 33 )	( 7,370 )	
		21,837	132	21,969	
D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 191,987 )	( )	( 191,987 )	
		235,606		235,606	
	運 営 費	( 25,178 )	( 104 )	( 25,282 )	
		30,344	109	30,453	
E 単県行政施策費		( 38,910 )	( △ 71 )	( 38,839 )	
		95,537	△ 1,992	93,545	
計	一 般 会 計 の 計	( 504,638 )	( 910 )	( 505,548 )	
		683,998	△ 894	683,104	
特別会計の計					
		274,347		274,347	
合 計		( 504,638 )	( 910 )	( 505,548 )	
		958,345	△ 894	957,451	
企業会計の計					
		12,787		12,787	

( )は一般財源

平成20年度12月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	( 194,809 ) 206,785	( 831 ) 840	( 195,640 ) 207,625
企 画 振 興 部	( 9,005 ) 17,399	( 50 ) 50	( 9,055 ) 17,449
生 活 環 境 部	( 5,820 ) 6,387	( ) 5	( 5,820 ) 6,392
保 健 福 祉 部	( 79,348 ) 90,815	( 56 ) 89	( 79,404 ) 90,904
産 業 労 働 部	( 8,536 ) 12,049	( ) ( )	( 8,536 ) 12,049
農 林 水 産 部	( 19,697 ) 45,286	( △ 12 ) △ 170	( 19,685 ) 45,116
土 木 部	( 17,527 ) 85,802	( △ 58 ) △ 1,760	( 17,469 ) 84,042
警 察 本 部	( 41,698 ) 46,400	( 43 ) 43	( 41,741 ) 46,443
教 育 委 員 会	( 125,064 ) 169,931	( ) 9	( 125,064 ) 169,940
諸 局	( 3,134 ) 3,144	( ) ( )	( 3,134 ) 3,144
合 計	( 504,638 ) 683,998	( 910 ) △ 894	( 505,548 ) 683,104

( )は一般財源

平成20年度12月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	264,949		264,949
地方消費税清算金		34,289		34,289
地方譲与税		4,339		4,339
地方特例交付金		2,978		2,978
地方交付税		147,001	888	147,889
交通安全対策特別交付金		900		900
分担金及び負担金		7,100	△ 233	6,867
使用料及び手数料		10,396		10,396
国庫支出金		76,198	△ 847	75,351
財産収入		2,512		2,512
寄附金		5	5	10
繰入金		25,326		25,326
諸収入		16,839	△ 114	16,725
県債		91,166	△ 593	90,573
合 計		683,998	△ 894	683,104

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,647		1,647
総務費		52,246	902	53,148
民生費		77,968		77,968
衛生費		13,162	89	13,251
労働費		1,319		1,319
農林水産業費		44,220	△ 181	44,039
商工費		10,396		10,396
土木費		85,101	△ 1,760	83,341
警察費		46,400	43	46,443
教育費		180,826	9	180,835
災害復旧費		3,758	4	3,762
公債費		103,922		103,922
諸支出金		62,833		62,833
予備費		200		200
合 計		683,998	△ 894	683,104

平成 20 年 度

1 2 月補正予算額事項別一覽表

平成 20 年 11 月 18 日

政策審議監, 知事室, 総務部

# 平成20年度12月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 173,010,123 )	( 831,070 )	( 831,070 )	( 173,841,193 )	
		174,159,104	840,160	840,160	174,999,264	
	B	一般公共	( )	( )	( )	
	公共	災害復旧	( )	( )	( )	
	事業費	国直轄等	( )	( )	( )	
	C 国庫補助事業費	( )	( )	( )	( )	
		11,882			11,882	
	D	人件費	( 8,872,615 )	( )	( )	( 8,872,615 )
	基準		12,368,209			12,368,209
	行政	運営費	( 4,432,848 )	( )	( )	( 4,432,848 )
運営費		4,629,802			4,629,802	
E 単県行政施策費	( 8,492,609 )	( )	( )	( 8,492,609 )		
	15,615,155			15,615,155		
一般会計の計	( 194,808,195 )	( 831,070 )	( 831,070 )	( 195,639,265 )		
	206,784,152	840,160	840,160	207,624,312		
特別会計の計		172,578,376			172,578,376	
合 計		( 194,808,195 )	( 831,070 )	( 831,070 )	( 195,639,265 )	
	379,362,528	840,160	840,160	380,202,688		
企業会計の計						

( )は一般財源

平成20年度12月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	過年度過誤納還付並びに還付加算金		
A	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 2,000,000 )	( 750,000 )	( 750,000 )	
	2,000,000	750,000	750,000	
説明	県徴収金に対し発生する過年度過誤納還付並びに還付加算金の増			
分類	事項名	利子割還付金		
A	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 31,132 )	( 81,070 )	( 81,070 )	
	39,649	90,160	90,160	
説明	法人県民税利子割に係る還付金の増			
A分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 173,010,123 )	( 831,070 )	( 831,070 )	
	174,159,104	840,160	840,160	
一般会計計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 194,808,195 )	( 831,070 )	( 831,070 )	
	206,784,152	840,160	840,160	
特別会計計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( )	( )	( )	
	172,578,376			
計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 194,808,195 )	( 831,070 )	( 831,070 )	
	379,362,528	840,160	840,160	

( )は一般財源

債務負担行為（追加）

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	財源内訳			
			国庫	地方債	その他	一般
県庁守衛業務委託事業費	平成20年度から 平成22年度まで	71,257				71,257
<p>(説明)</p> <p>県庁守衛業務を委託するための経費</p>						

平成20年度

12月補正予算額事項別一覧表

平成20年11月18日

企画振興部



平成20年度 12月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 882,897 ) 2,206,092	( )	( )	( 882,897 ) 2,206,092	
	B 公 共 事業費	一般公共	( )	( )	( )	( )
		災害復旧	( )	( )	( )	( )
		国直轄	( )	( )	( )	( )
	C 国庫補助事業費	( 167,887 ) 1,473,869	( )	( )	( 167,887 ) 1,473,869	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	( 2,659,293 ) 2,834,719	( )	( )	( 2,659,293 ) 2,834,719
		運営費	( 1,946,792 ) 2,475,610	( 38,546 ) 38,546	( 38,546 ) 38,546	( 1,985,338 ) 2,514,156
	E 単県行政施策費	( 3,347,759 ) 8,408,328	( 12,234 ) 12,234	( 12,234 ) 12,234	( 3,359,993 ) 8,420,562	
	一般会計の計	( 9,004,628 ) 17,398,618	( 50,780 ) 50,780	( 50,780 ) 50,780	( 9,055,408 ) 17,449,398	
	特別会計の計	6,220,125			6,220,125	
合 計	( 9,004,628 ) 23,618,743	( 50,780 ) 50,780	( 50,780 ) 50,780	( 9,055,408 ) 23,669,523		
企業会計の計						

( )は一般財源

平成20年度 12月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県民局管理運営費		
D	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 433,837 ) 433,837	( 38,546 ) 38,546	( 38,546 ) 38,546	
説明	局再編経費 県民局・支局の再編に際して必要となるLAN改修工事・電話工事・引越等の経費			
分類	事項名	倉敷チボリ公園事業促進費		
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 478,277 ) 893,560	( 12,234 ) 12,234	( 12,234 ) 12,234	
説明	県有施設解体・撤去工事設計委託 平成20年12月31日をもって倉敷チボリ公園事業を廃止し、借地契約を解除するにあたって、 県有施設を解体・撤去するための工事に係る設計経費			
D分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 4,606,085 ) 5,310,329	( 38,546 ) 38,546	( 38,546 ) 38,546	
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 3,347,759 ) 8,408,328	( 12,234 ) 12,234	( 12,234 ) 12,234	
一般会計 の計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 9,004,628 ) 17,398,618	( 50,780 ) 50,780	( 50,780 ) 50,780	
特別会計 の計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( ) 6,220,125	( )	( )	
計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 9,004,628 ) 23,618,743	( 50,780 ) 50,780	( 50,780 ) 50,780	

( )は一般財源

# 総務委員会資料(V)

## 12月定例会主要事項

- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... P 1
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... P 10
- 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... P 38
- 当せん金付証票の発売について ..... P 41
- 改訂第3次岡山県行財政改革大綱の廃止について ..... P 42
- 岡山県行財政構造改革大綱2008の策定について ..... P 43
- 健全化判断比率について ..... P 44
- 資金不足比率について ..... P 46

平成20年11月18日

総 務 部

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	<p>本県の財政状況にかんがみ，知事等及び職員の給与の特例措置を平成21年4月1日から平成25年3月31日までとするとともに，減額率を引き上げる等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 知事等の給料月額、期末手当の額等について、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、それぞれ次の額を減額することとする。

職 員	給 料 月 額 等		期 末 手 当 の 額	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
知事	100分の15に相当する額	100分の30に相当する額	100分の30に相当する額	100分の30に相当する額
副知事	100分の10に相当する額	100分の20に相当する額	100分の20に相当する額	100分の20に相当する額
公営企業管理者	100分の8に相当する額	100分の18に相当する額	100分の15に相当する額	100分の18に相当する額
人事委員会の常勤の委員、 常勤の監査委員及び教育長	100分の8に相当する額	相当する額	100分の8に相当する額	相当する額

- 2 一般職員の給料月額、給料の調整額、期末手当及び勤勉手当の額について、特例期間において、それぞれ次の額を減額することとする。

- (1) 管理職手当を支給される職員

100分の10（現行100分の6又は100分の4）に相当する額

- (2) (1)の職員以外の職員

100分の7（現行100分の2.8）に相当する額

- 3 管理職手当の月額等について、特例期間において、それぞれ次の額を減額することとする。

- (1) 部長級及び次長級の職員 100分の20（現行100分の15）に相当する額

- (2) (1)以外の職員 100分の10（現行100分の15）に相当する額

- 4 特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額及び期末手当の額について、特例期間において、それぞれ100分の7（現行100分の2.8）に相当する額を減額することとする。

- 5 教育委員会の委員等の非常勤職員の報酬の額について、特例期間において、100分の10に相当する額を減額することとする。

- 6 その他規定の整備を行う。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与」を「給与等」に改める。

第一条第一項中「平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の三十」に、「第六条第二項」を「第五条第一項」に、「第七条第二項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二条第一項中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第三条の見出し中「公営企業管理者」の下に、「人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員」を加え、同条第一項中「公営企業管理者」の下に、「人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員」を加え、「百分の八」を「百分の十八」に改め、同条第二項中「公営企業管理者」の下に、「人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員」を加え、「百分の十五」を「百分の十八」に改める。

第四条を削る。

第五条中「百分の八」を「百分の十八」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項第一号中「次号及び」及び「のうち、職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第二号に規定する公安職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級であるもの」を削り、「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に、「百分の二・八」を「百分の七」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「その百分の十五に相当する」を「当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第二号に規定する公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの 百分の二十
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の十

第六条を第五条とする。

第七条中「百分の二・八」を「百分の七」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の報酬の特例）

第七条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第六号）別表の地方公務員法第三条第三項第一号又は第二号に該当する非常勤職員（報酬の額を月額で定める者に限る。）の報酬の額は、特例期間において、同条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそ

の百分の十に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 改正理由

本県の財政状況にかんがみ、知事等及び職員の給与の特例措置を平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとするとともに、減額率を引き上げる等所要の改正を行う必要がある。

(非常勤職員の報酬の特例)

第七条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十三年岡山県条例第六号)別表の地方公務員法第三条第三項第一号又は第二号に該当する非常勤職員(報酬の額を月額で定める者に限る。)の報酬の額は、特例期間において、同条例第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。



定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額額は、同項の規定により定められた額とする。

一 職員の給与条例第二条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第二号に規定する公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの 百分の二十

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の十

#### 4・5略

（特定任期付職員等の給与の特例）

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下この条において「任期付職員採用等条例」という。）第七条第一項に規定する特定任期付職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下この条において「任期付研究員採用等条例」という。）第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（次項において「特定任期付職員等」という。）の給料月額、特例期間において、任期付職員採用等条例第七条第一項及び第三項並びに任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額からその百分の七に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額、これらの規定により定められた額とする。

2 特定任期付職員等の期末手当の額は、特例期間において、任期付職員採用等条例第八条第二項又は任期付研究員採用等条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する職員の給与条例第十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額からその百分の七に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

定により定められた額からその百分の十五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められた額とする。

#### 4・5略

（特定任期付職員等の給与の特例）

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号。以下この条において「任期付職員採用等条例」という。）第七条第一項に規定する特定任期付職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号。以下この条において「任期付研究員採用等条例」という。）第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員（次項において「特定任期付職員等」という。）の給料月額、特例期間において、任期付職員採用等条例第七条第一項及び第三項並びに任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額からその百分の二・八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額、これらの規定により定められた額とする。

2 特定任期付職員等の期末手当の額は、特例期間において、任期付職員採用等条例第八条第二項又は任期付研究員採用等条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する職員の給与条例第十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額からその百分の二・八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号。以下この項において「県費負担教職員の給与条例」という。）別表小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員（職員の給与条例第四条の二第二項に規定する短時間勤務職員を含む。）の給料月額は、特例期間において、職員の給与条例第二条第一項、第四条の二第一項及び第二項、県費負担教職員の給与条例第二条並びに岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第三号）附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下この項において「所定額」という。）から所定額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「特定割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第三条第一項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、所定額とする。

一 職員の給与条例第八条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員（県費負担教職員の給与条例第一条の規定によりその給与が県立学校教職員の例によることとされている職員（以下この条において「県費負担教職員」という。）のうち管理職手当を支給される職員を含む。第三項において「管理職手当受給者」という。） 百分の十

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の七

3 2 略  
管理職手当受給者の管理職手当の月額、特例期間において、職員の給与条例第八条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規

山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号。以下この項において「県費負担教職員の給与条例」という。）別表小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員（職員の給与条例第四条の二第二項に規定する短時間勤務職員を含む。）の給料月額は、特例期間において、職員の給与条例第二条第一項、第四条の二第一項及び第二項、県費負担教職員の給与条例第二条並びに岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第三号）附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下この項において「所定額」という。）から所定額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「特定割合」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第三条第一項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、所定額とする。

一 職員の給与条例第八条の二第一項の規定により管理職手当を支給される職員（県費負担教職員の給与条例第一条の規定によりその給与が県立学校教職員の例によることとされている職員（以下この条において「県費負担教職員」という。）のうち管理職手当を支給される職員を含む。次号及び第三項において「管理職手当受給者」という。）のうち、職員の給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級又は八級であるもの及び同項第二号に規定する公安職給料表の適用を受ける者でその職務の級が九級であるもの 百分の六

二 前号に掲げる職員以外の管理職手当受給者 百分の四  
三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の二・八

3 2 略  
管理職手当受給者の管理職手当の月額、特例期間において、職員の給与条例第八条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規

八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額、同項に定める額とする。

2 公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の期末手当の額は、特例期間において、知事等の給与条例第三項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその百分の十八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（教育長の給与の特例）

第四条 教育長の給料の月額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第六号）第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 教育長の期末手当の額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその百分の十八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（職員の給与の特例）

第五条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「職員の給与条例」という。）第二条第一項の給料表及び岡

の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 公営企業管理者の期末手当の額は、特例期間において、知事等の給与条例第三条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその百分の十五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給与の特例）

第四条 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の期末手当の額は、特例期間において、知事等の給与条例第三条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（教育長の給与の特例）

第五条 教育長の給料の月額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第六号）第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 教育長の期末手当の額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（職員の給与の特例）

第六条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「職員の給与条例」という。）第二条第一項の給料表及び岡

新

知事等及び職員の特例に関する条例

(知事の特例)

第一条 知事の給料の月額は、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号。以下「知事等の給与条例」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項を除き、以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、知事等の給与条例第二条第一項に定める額とする。

2 略

(副知事の特例)

第二条 副知事の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 略

(公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給与の特例)

第三条 公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十

旧

知事等及び職員の特例に関する条例

(知事の特例)

第一条 知事の給料の月額は、平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号。以下「知事等の給与条例」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項を除き、以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、知事等の給与条例第二条第一項に定める額とする。

2 略

3 略

平成二十年九月八日において知事であった者には、特別職の職員等の退職手当に関する条例（昭和五十五年岡山県条例第十三号）第二条第一項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

(副知事の特例)

第二条 副知事の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 略

(公営企業管理者の給与の特例)

第三条 公営企業管理者の給料の月額は、特例期間において、知事等の給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の八に相当する額を減じた額とする。ただし、手当

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

提案課 総務部人事課行政改革推進室

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
提案理由	<p>市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画及び岡山市の地方自治法第252条の19第1項の指定都市への移行に当たり締結した基本協定に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 租税特別措置法等に基づく特定非営利活動法人につき法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 2 特定非営利活動促進法等に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 3 水道法に基づく専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認等に関する事務は、勝央町が処理することとする。
- 4 土地改良法に基づく土地改良事業計画の変更等の場合における農用地外資格者の全員の同意の取得に係るあっせんの申請の受理等に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 5 租税特別措置法に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること等についての認定に関する事務は、笠岡市が処理することとする。
- 6 宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可等に関する事務は、笠岡市が処理することとする。
- 7 都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務は、笠岡市が処理することとする。
- 8 都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行の認可等に関する事務は、岡山市及び備前市が処理することとする。
- 9 不動産登記法に基づく登記の嘱託（国道、一級河川若しくは二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産又は国道、一級河川若しくは二級河川の用に供される国土交通大臣所管の国有財産となるもののうち当該指定都市の管理に属する部分に係るものに限る。）に関する事務は、岡山市が処理することとする。
- 10 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十八の項を九十二の項とし、八十五の項から八十七の項までを四項ずつ繰り下げ、八十四の項を八十七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>八十八 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）に基づき事務のうち、同法第百十六條の規定による登記の嘱託（国道、一級河川若しくは二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産又は国道、一級河川若しくは二級河川の用に供される国土交通大臣所管の国有財産となるもののうち当該指定都市（地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。）の管理に属する部分に係るものに限る。）</p>	<p>岡山市</p>
---	------------

別表第一中八十三の項を削り、八十二の項を八十五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>八十六 法に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第七条の九第一項の規定による事業の施行の認可</li> <li>(2) 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付</li> <li>(3) 法第七条の十六第一項の規定による事業計画等の変更の認可</li> <li>(4) 法第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可</li> <li>(5) 法第七条の十七第七項の規定による届出の受理</li> <li>(6) 法第七条の十七第八項の規定による公告</li> <li>(7) 法第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任の承認</li> <li>(8) 法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可</li> <li>(9) 法第十一条第一項及び第二項の規定による組合の設立の認可</li> <li>(10) 法第十一条第三項の規定による事業計画の認可</li> <li>(11) 法第十六条第二項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理</li> <li>(12) 法第十六条第三項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知</li> <li>(13) 法第十六条第五項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理</li> <li>(14) 法第十九条第一項及び第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付</li> <li>(15) 法第二十七条第八項の規定による事業報告書等の受理</li> <li>(16) 法第二十八条第一項及び第二項の規定による届出の受理及び公告</li> </ol>	<p>岡山市（同から削までに係るものを除く。） 備前市</p>
---	-------------------------------------

- (17) 法第三十八条第一項の規定による定款等の変更の認可
- (18) 法第四十一条第三項（法第五十条の十一第二項（法第百六条第七項において準用する場合を含む。）及び第百六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可
- (19) 法第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可
- (20) 法第四十五条第六項の規定による公告
- (21) 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
- (22) 法第四十九条の規定による決算報告書の承認
- (23) 法第五十条の二第一項の規定による事業の施行の認可
- (24) 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び函書の送付
- (25) 法第五十条の九第一項の規定による事業計画等の変更の認可
- (26) 法第五十条の十二第一項の規定による合併及び分割並びに事業の譲渡及び譲受の認可
- (27) 法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認
- (28) 法第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可
- (29) 法第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (30) 法第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (31) 法第九十九条の三第三項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (32) 法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十八条第二項の規定による代執行（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (33) 法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (34) 法第百十二条及び第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の開始の決定及び公告
- (35) 法第百十四条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行者への就任
- (36) 法第百十七条第一項（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (37) 法第百十八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可（再開発



会社に係るものに限る。)

- (38) 法第百十八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可(再開発会社に係るものに限る。)
- (39) 法第百十八条の三十第一項の規定による事業代行の開始の決定
- (40) 法第百二十四条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等(個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。)
- (41) 法第百二十四条第三項の規定による必要な措置の命令
- (42) 法第百二十四条の二第一項の規定による検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令
- (43) 法第百二十四条の二第二項及び第三項の規定による認可の取消し及び公告
- (44) 法第百二十五条第一項及び第二項の規定による検査
- (45) 法第百二十五条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令
- (46) 法第百二十五条第四項の規定による認可の取消し
- (47) 法第百二十五条第五項の規定による総会等の招集
- (48) 法第百二十五条第六項の規定による投票の実施
- (49) 法第百二十五条第七項の規定による議決等の取消し
- (50) 法第百二十五条の二第一項及び第二項の規定による検査
- (51) 法第百二十五条の二第三項の規定による再開発会社のした処分の取消し等の命令
- (52) 法第百二十五条の二第四項及び第五項の規定による認可の取消し及び公告
- (53) 法第百二十八条第一項の規定による審査請求の受理及び当該審査請求に係る裁決(組合及び再開発会社に係るものに限る。)
- (54) 法第百二十九条の二第一項の規定による計画の認定
- (55) 法第百二十九条の五第一項の規定による計画の変更の認定
- (56) 法第百二十九条の六の規定による実施状況の報告の徴収
- (57) 法第百二十九条の七の規定による地位の承継の承認
- (58) 法第百二十九条の八の規定による改善命令
- (59) 法第百二十九条の九第一項の規定による計画の認定の取消し
- (60) 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可(個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。)

別表第二中八十一の項を八十四の項とし、八十の項を八十三の項とし、七十九の項を八十二の項とし、同表の七十八の項中「八十の項」を「八十三の項」に、「玉野市」を「玉野市 笠岡市」に改め、同項を同表の八十一の項とし、同表中七十七の項を八十の項とし、同表の七十六の項中「玉野市」を「玉野市 笠岡市」に改め、同項を同表の七十九の項とし、同表の七十五の項中「いう。」の下に「及び法の施行のための規則」を加え、同項中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同項にイとして次のように加える。

イ 法第十六条第一項の規定による立入り及び一時使用

別表第一の七十五の項二の次に次のように加える。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

別表第一中七十五の項を七十八の項とし、七十四の項を七十七の項とし、同表の七十三の項中「昭和三十三年法律第二十六号。」を削り、「玉野市」を「玉野市 笠岡市」に改め、同項イ中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同項ロ中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同項を同表の七十六の項とし、同表中七十二の項を七十五の項とし、六十二の項から七十一の項までを三項ずつ繰り下げ、同表の六十一の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同表の六十三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六十四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。）

イ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第二項及び第三項の規定によるあつせん及び調停の申請の受理並びに当該申請に係るあつせん及び調停

ロ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第四項の規定による意見の聴取及び助言等の要請並びに調停案の作成

ハ 法第四十八条第八項において準用する法第六条第五項の規定による調停案の受諾の勧告

ニ 法第五十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定による管理規程の制定等の認可及び公告

ホ 法第五十七条の四第一項の規定による農業集落排水施設整備事業の認可

ヘ 法第五十七条の八において準用する法第五十七条の四第一項の規定による事業計画の変更の認可

岡山市

別表第一の六十の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の六十二の項とし、同表の五十九の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の六十一の項とし、同表の五十八の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表中五十七の項を五十九の項とし、五十一の項から五十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の五十二の項とし、同表中四十九の項を五十一の項とし、同表の四十八の項中「又まで」を「ルまで」に改め、同項イ中「及び事業の休止等」を削り、同項ヌ中「第二十九条第八項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十項」に改め、同ヌを同項ルとし

、同項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同りを同項又とし、同項下の次に次のように加える。

リ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）

別表第一中四十八の項を五十の項とし、四十七の項を四十九の項とし、四十六の項を四十八の項とし、同表の四十五の項中「鏡野町」を「鏡野町 勝央町」に改め、同項を同表の四十七の項とし、同表中四十四の項を四十六の項とし、同表の四十三の項中「四十八の項」を「五十の項」に改め、同項を同表の四十五の項とし、同表中四十二の項を四十四の項とし、二十九の項から四十一の項までを二項ずつ繰り下げ、二十八の項を二十九の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）

- イ 法第十条第一項の規定による設立の認証
- ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧
- ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- ニ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理
- ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任
- ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任
- ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理
- チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理
- リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証
- ヌ 法第二十五条第六項の規定による届出の受理
- ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧
- ヲ 法第三十一条第二項の規定による解散の認定
- ワ 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理
- カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理
- ヨ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証
- タ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
- レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理
- ソ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証
- ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

岡山市

ネ 法第四十二条の規定による改善命令	
ナ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し	
ラ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取	

別表第一中二十七の項を二十八の項とし、二十六の項を二十七の項とし、二十五の項を二十六の項とし、同表の二十四の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、同表の二十二の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同項を同表の二十三の項とし、同表中二十一の項を二十二の項とし、十三の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次の一項を加える。

十三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務のうち、同令第三十九条の二十三第一項第八号の規定による証明書の交付（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	岡山市
---	-----

別表第二の五の項中「三十二の項」を「三十四の項」に改め、同表の七の項中「各市」の下に「（岡山市を除く。）」を加え、同表の十五の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 別表第一の七十三の項イ及びロの改正規定並びに同表の八十五の項の次に一項を加える改正規定（同表の八十六の項例及び例に係る部分（備前市が処理するものに限る。）に限る。） 公布の日
  - 二 別表第一の四十八の項の改正規定（同項を同表の五十の項とする部分を除く。） 規則で定める日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画及び岡山市の地方自治法第二百五十二条

の十九第一項の指定都市への移行に当たり締結した基本協定に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

十六〇三十四略	十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)の施行のた めの規則に基づく事務	八〇十四略	七 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号 )の施行のための規則に基づく事務	六略	っ 別表 第一の 三十四 の項に 規定す る事務 に係る ものを 除く。
		倉敷市	各市(岡山市を除く)		

十六〇三十四略	十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)の施行のた めの規則に基づく事務	八〇十四略	七 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号 )の施行のための規則に基づく事務	六略	っ 別表 第一の 三十二 の項に 規定す る事務 に係る ものを 除く。
		岡山市 倉敷市	各市		

別表第二（第三条関係）

八十九〜九十二略

規定による登記の嘱託（国道、一級河川若しくは二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産又は国道、一級河川若しくは二級河川の用に供される国土交通大臣所管の国有財産となるもののうち当該指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の管理に属する部分に係るものに限る。）

事 務

一〜四略

五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務

市町村

同条例  
第五条  
の規定  
により  
指定さ  
れた県  
立自然  
公園の  
区域を  
その区  
域に含  
む市町  
村（岡  
山市及  
び倉敷  
市にあ

別表第二（第三条関係）

八十五〜八十八略

事 務

一〜四略

五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務

市町村

同条例  
第五条  
の規定  
により  
指定さ  
れた県  
立自然  
公園の  
区域を  
その区  
域に含  
む市町  
村（岡  
山市及  
び倉敷  
市にあ

<p>(48) 法第百二十五条第六項の規定による投票の実施</p> <p>(49) 法第百二十五条第七項の規定による議決等の取消し</p> <p>(51) 法第百二十五条の二第一項及び第二項の規定による検査</p> <p>(51) 法第百二十五条の二第三項の規定による再開発会社のした処分取消し等の命令</p> <p>(52) 法第百二十五条の二第四項及び第五項の規定による認可の取消し及び公告</p> <p>(53) 法第百二十八条第一項の規定による審査請求の受理及び当該審査請求に係る裁決（組合及び再開発会社に係るものに限る。）</p> <p>(54) 法第百二十九条の二第一項の規定による計画の認定</p> <p>(55) 法第百二十九条の五第一項の規定による計画の変更の認定</p> <p>(56) 法第百二十九条の六の規定による実施状況の報告の徴収</p> <p>(57) 法第百二十九条の七の規定による地位の承継の承認</p> <p>(58) 法第百二十九条の八の規定による改善命令</p> <p>(59) 法第百二十九条の九第一項の規定による計画の認定の取消し</p> <p>(60) 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）</p>	
<p>八十七 略</p> <p>八十八 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）に基づく事務のうち、同法第百十六条の</p>	<p>岡山市</p>

八十四 略



- において準用する場合を含む。の規定による事業代行者への就任
- (36) 法第百十七条第一項（法第百十八条の第三十二項において準用する場合を含む。の規定による公告
- (37) 法第百十八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可（再開発会社に係るものに限る。）
- (38) 法第百十八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可（再開発会社に係るものに限る。）
- (39) 法第百十八条の第三十一項の規定による事業代行の開始の決定
- (40) 法第百二十四条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (41) 法第百二十四条第三項の規定による必要な措置の命令
- (42) 法第百二十四条の二第一項の規定による検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令
- (43) 法第百二十四条の二第二項及び第三項の規定による認可の取消し及び公告
- (44) 法第百二十五条第一項及び第二項の規定による検査
- (45) 法第百二十五条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令
- (46) 法第百二十五条第四項の規定による認可の取消し
- (47) 法第百二十五条第五項の規定による総会等の招集

(27) 法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認

(28) 法第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可

(29) 法第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）

(30) 法第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）

(31) 法第九十九条の三第三項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）

(32) 法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十八条第二項の規定による代執行（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）

(33) 法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る。）

(34) 法第百十二条及び第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の開始の決定及び公告

(35) 法第百十四条（法第百十八条の三十第二項

の受理

- (14) 法第十九条第一項及び第二項（法第三十八  
条第二項において準用する場合を含む。）の  
規定による公告及び図書の送付
- (15) 法第二十七条第八項の規定による事業報告  
書等の受理
- (16) 法第二十八条第一項及び第二項の規定によ  
る届出の受理及び公告
- (17) 法第三十八条第一項の規定による定款等の  
変更の認可
- (18) 法第四十一条第三項（法第五十条の十一第  
二項（法第百六条第七項において準用する場  
合を含む。）及び第百六条第六項において準  
用する場合を含む。）の規定による滞納処分  
の認可
- (19) 法第四十五条第四項の規定による組合の解  
散の認可
- (20) 法第四十五条第六項の規定による公告
- (21) 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定  
による意見の陳述等
- (22) 法第四十九条の規定による決算報告書の承  
認
- (23) 法第五十条の二第一項の規定による事業の  
施行の認可
- (24) 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第  
二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の  
十五第二項において準用する場合を含む。）  
の規定による公告及び図書の送付
- (25) 法第五十条の九第一項の規定による事業計  
画等の変更の認可
- (26) 法第五十条の十二第一項の規定による合併  
及び分割並びに事業の譲渡及び譲受の認可

- (2) 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (3) 法第七条の十六第一項の規定による事業計画等の変更の認可
- (4) 法第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可
- (5) 法第七条の十七第七項の規定による届出の受理
- (5) 法第七条の十七第八項の規定による公告
- (7) 法第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任の承認
- (8) 法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可
- (9) 法第十一条第一項及び第二項の規定による組合の設立の認可
- (10) 法第十一条第三項の規定による事業計画の認可
- (11) 法第十六条第二項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- (12) 法第十六条第三項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知
- (13) 法第十六条第五項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告

でに係るものを除く。)  
備前市

八十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 (1) 法第七条の九第一項の規定による事業の施行の認可

岡山市  
 (54)か  
 (59)ま

- 工 法第二百二十四条の二第二項及び第三項の規定による認可の取消し及び公告
- チ 法第二百二十五条第一項及び第二項の規定による検査
- ア 法第二百二十五条第三項の規定による組合のした処分取消し等の命令
- サ 法第二百二十五条第四項の規定による認可の取消し
- キ 法第二百二十五条第五項の規定による総会等の招集
- ク 法第二百二十五条第六項の規定による投票の実施
- メ 法第二百二十五条第七項の規定による議決等の取消し
- ミ 法第二百二十九条の二第一項の規定による計画の認定
- シ 法第二百二十九条の五第一項の規定による計画の変更の認定
- エ 法第二百二十九条の六の規定による実施状況の報告の徴収
- ヒ 法第二百二十九条の七の規定による地位の承継の承認
- モ 法第二百二十九条の八の規定による改善命令
- セ 法第二百二十九条の九第一項の規定による計画の認定の取消し
- ス 法第三百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者及び組合に係るものに限る。）

変換計画の認可（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

ウ 法第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

中 法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

ノ 法第九十九条の八第五項において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

オ 法第百六条第六項において準用する法第四十一条第三項の規定による滞納処分の認可

ク 法第百十二条及び第百十三条の規定による事業代行の開始の決定及び公告（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

ヤ 法第百十四条の規定による事業代行者への就任（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

マ 法第百十七条第一項の規定による公告（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

ケ 法第百二十四条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

フ 法第百二十四条第三項の規定による必要な措置の命令（個人施行者及び組合に係るものに限り。）

コ 法第百二十四条の二第一項の規定による検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令

- 又 法第十一条第三項の規定による事業計画の認可
- ル 法第十六条第二項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- ロ 法第十六条第三項（同条第五項に規定する場合を含む。）（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知
- ワ 法第十六条第五項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
- カ 法第十九条第一項及び第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- キ 法第二十七条第七項の規定による事業報告書等の受理
- ク 法第二十八条第一項及び第二項の規定による届出の受理及び公告
- ケ 法第三十八条第一項の規定による定款等の変更の認可
- コ 法第四十一条第三項の規定による滞納処分  
の認可
- ク 法第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可
- ネ 法第四十五条第六項の規定による公告
- ニ 法第四十九条の規定による決算報告書の承認
- リ 法第五十条第二項及び第三項の規定による意見の陳述等
- ム 法第七十二条第一項後段の規定による権利

イウ略

八十略

八十一 都市計画法（以下この項から八十三の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
イウ略

玉野市  
笠岡市

八十二～八十五略

イウ略

七十七略

七十八 都市計画法（以下この項から八十の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
イウ略

玉野市

七十九～八十二略

八十三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第七条の九第一項の規定による事業の施行の認可

ロ 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付

ハ 法第七条の十六第一項の規定による事業計画等の変更の認可

ニ 法第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可

ホ 法第七条の十七第七項の規定による届出の受理

ヘ 法第七条の十七第八項の規定による公告

ト 法第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任の承認

チ 法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可

リ 法第十一条第一項及び第二項の規定による組合の設立の認可

備前市



るもの（宅地の造成等が二以上の市町村の区域にわたるときを除く。）

イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定

ロ 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ及び第六十三条第三項第六号の規定による住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定

市 玉野市  
笠岡市

七十七 略

七十八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第十六条第一項の規定による立入り及び一時使用

ロ 略  
ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

岡山市  
倉敷市

七十九 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

玉野市  
笠岡市

に基づく事務のうち、次に掲げるもの（宅地の造成等が二以上の市町村の区域にわたるときを除く。）

イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定

ロ 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ及び第六十三条第三項第六号の規定による住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定

市 玉野市

七十四 略

七十五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 略

岡山市  
倉敷市

七十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

玉野市

<p>う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)</p> <p>イユ略</p>	
<p>六十四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)</p> <p>イ 法第四十八条第八項において準用する法第六十二条及び第三項の規定によるあつせん及び調停の申請の受理並びに当該申請に係るあつせん及び調停</p> <p>ロ 法第四十八条第八項において準用する法第六十二条第四項の規定による意見の聴取及び助言等の要請並びに調停案の作成</p> <p>ハ 法第四十八条第八項において準用する法第六十二条第五項の規定による調停案の受諾の勧告</p> <p>ニ 法第五十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定による管理規程の制定等の認可及び公告</p> <p>ホ 法第五十七条の四第一項の規定による農業集落排水施設整備事業の認可</p> <p>ヘ 法第五十七条の八において準用する法第五十七条の四第一項の規定による事業計画の変更の認可</p>	<p>岡山市</p>
<p>六十五 七十五略</p> <p>七十六 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げ</p>	<p>岡山市 倉敷</p>

<p>基づく事務のうち、次に掲げるもの(土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。)</p> <p>イユ略</p>	
<p>六十二 七十二略</p> <p>七十三 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)</p>	<p>岡山市 倉敷</p>

<p>に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。） 、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年環境省告示第二十二号。以下この項において「告示」という。）及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (48)略</p>	
<p>五十三 五十九略</p> <p>六十 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>倉敷市</p>
<p>六十一 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>倉敷市</p>
<p>六十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p>	<p>倉敷市</p>
<p>六十三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下この項及び次項において「法」とい</p>	<p>各市</p>

<p>に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。） 、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年環境省告示第二十二号。以下この項において「告示」という。）及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年岡山県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (48)略</p>	
<p>五十一 五十七略</p> <p>五十八 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
<p>五十九 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
<p>六十 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
<p>六十一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下この項において「法」という。）に</p>	<p>各市</p>

ものに限る。)

五十一 略

五十二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項及び次項において「法」という。）  
動物の愛護及び管理

倉敷市

域密着型介護老人福祉施設に係るもの（ハに係るもののうち入所定員の増加の認められるものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなく、場合を除く。）に限る。）

ものに限る。)

四十九 略

五十 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項及び次項において「法」という。）  
動物の愛護及び管理に

岡山市  
倉敷市

域密着型介護老人福祉施設に係るもの（ハに係るもののうち入所定員の増加の認められるものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなく、場合を除く。）に限る。）

定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)イハ略

四十六 略

四十七 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものイハ略

四十八・四十九 略

五十 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものイハト略

チ 法第二十九条第二項の規定による施設の名稱等の変更の届出の受理(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。)

リ 法第二十九条第三項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。)

又 法第二十九条第七項の規定による報告の徴収及び立入検査等(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。)

川 法第二十九条第九項及び第十項の規定による改善措置の命令及び公示(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係る

高梁市 鏡野 町 勝 央町

特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)イハ略

四十四 略

四十五 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものイハ略

四十六・四十七 略

四十八 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものイハト略

チ 法第二十九条第二項の規定による施設の名稱等の変更及び事業の休止等の届出の受理(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。)

リ 法第二十九条第六項の規定による報告の徴収及び立入検査等(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに限る。)

又 法第二十九条第八項及び第九項の規定による改善措置の命令及び公示(有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係る

るものイハト略

高梁市 鏡野 町

る事業報告書等の受理及び閲覧

ク 法第三十一条第二項の規定による解散の認定

ク 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理

カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理

コ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証

ク 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等

レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理

ロ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証

ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

ネ 法第四十二条の規定による改善命令

ニ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し

リ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

三十一〜四十四略

四十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び

法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（五十の項において「地域密着型特

各市町  
村（岡  
山市及  
び倉敷  
市を除  
く。）

二十九〜四十二略

四十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び

法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十八の項において「地域密着型

各市町  
村（岡  
山市及  
び倉敷  
市を除  
く。）

イノ二略

二十六ノ二十九略

三十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）

岡山市

イ 法第十条第一項の規定による設立の認証

ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

ニ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理

ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任  
ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任

ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理  
チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理

リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証  
ヌ 法第二十五条第六項の規定による届出の受理

ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による

イノ二略

二十五ノ二十八略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一(第二条関係)

事務	市町村
一〇十二略	岡山市
十三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 六号)及び租税特別措置法施行令(昭和三十 二年政令第四十三号)に基づく事務のうち、同令 第三十九条の二十三第一項第八号の規定による 証明書の交付(二以上の市町村の区域内に事務 所を設置する特定非営利活動法人に係るものを 除く。)	岡山市
十四〇二十二略	倉敷市
二十三 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法 律第四十八号。以下この項において「法」とい う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ハ略	倉敷市
二十四 略	
二十五 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年 法律第百二十一号。以下この項において「法」 という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の	倉敷市

旧

別表第一(第二条関係)

事務	市町村
一〇十二略	岡山市
十三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 六号)及び租税特別措置法施行令(昭和三十 二年政令第四十三号)に基づく事務のうち、同令 第三十九条の二十三第一項第八号の規定による 証明書の交付(二以上の市町村の区域内に事務 所を設置する特定非営利活動法人に係るものを 除く。)	岡山市
十四〇二十一略	倉敷市
二十二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法 律第四十八号。以下この項において「法」とい う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ハ略	岡山市 倉敷市
二十三 略	
二十四 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年 法律第百二十一号。以下この項において「法」 という。)に基づく事務のうち、次に掲げるも の	岡山市 倉敷市



森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の県民税の均等割の税率の特例について，適用期限を平成25年度分まで延長する。</li> <li>2 法人の県民税の均等割の税率の特例について，適用期限を平成26年3月31日までに開始する事業年度等まで延長する。</li> <li>3 その他規定の整備を行う。</li> </ol>
改正理由	<p>森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから，当該施策に要する経費の財源を確保するため，引き続き，県民税の均等割の税率に関し，岡山県税条例の特例措置を講ずる等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成十五年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年度」を「平成二十五年度」に改める。

第三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「若しくは第四号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正理由

森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、引き続き、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例の特例措置を講ずる等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第二条 平成十六年度から平成二十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第三条 平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第二条 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。</p> <p>(法人等の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第三条 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p>

## 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）により、平成21年度中において発売する証券は、次のとおりとする。

発 売 総 額      11,000,000千円以内

ただし、全国自治宝くじ及び西日本宝くじとして発売するものとする。

(参 考)

当せん金付証券法抜粋

(都道府県等の当せん金付証券の発売)

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方  
財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総  
務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益  
の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定め  
る事業（次項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたと  
きは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従  
い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2・3 略

## 改訂第3次岡山県行財政改革大綱の廃止について

平成17年12月16日議第137号をもって議決された改訂第3次岡山県行財政改革大綱を、廃止するものとする。

(参 考)

議第137号

改訂第3次岡山県行財政改革大綱の策定について

改訂第3次岡山県行財政改革大綱を、別冊のとおり策定するものとする。

別冊 略

岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例抜粋

(議決すべき計画)

第2条 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(計画期間が5年未満のものを除く。)を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

## 岡山県行財政構造改革大綱 2008 の策定について

岡山県行財政構造改革大綱 2008 を、別冊のとおり策定するものとする。

(参 考)

岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例抜粋

(議決すべき計画)

第2条 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（計画期間が5年未満のものを除く。）を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

## 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき平成19年度決算に係る健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	—	(3.75)
連結実質赤字比率	—	(8.75)
実質公債費比率	16.1	(25.0)
将来負担比率	253.3	(400.0)

※（ ）内は、早期健全化基準を記載

(参 考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7略

## 健全化判断比率審査意見書

### 第1 審査の対象

平成19年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 第2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料等の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

### 第3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	25%
実質公債費比率	16.1%	25%	35%
将来負担比率	253.3%	400%	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから算定されない。



## 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき平成19年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

会 計 名	資金不足比率
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	－％（20％）
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	－％（20％）
岡山県港湾整備事業特別会計	－％（20％）
岡山県流域下水道事業特別会計	－％（20％）
岡山県営電気事業会計	－％（20％）
岡山県営工業用水道事業会計	－％（20％）

※（ ）内は、経営健全化基準を記載

(参 考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない

2～3略

## 資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の対象

平成19年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 第2 審査の手続

この資金不足比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料等の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

### 第3 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	平成19年度	経営健全化基準
県営工業用水道事業会計	—	20%
県営電気事業会計	—	20%
県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
流域下水道事業特別会計	—	20%
内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
港湾整備事業特別会計	—	20%

(注) 各会計の資金不足比率は、資金不足が生じていないことから算定されない。

# 総務委員会資料Ⅱ

## <12月定例会主要事項>

- 岡山県県土保全条例の一部を改正する条例 ..... 1
- 岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ..... 4
- 岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例 ... 8
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例 ..... 21

平成20年11月18日

企画振興部

岡山県県土保全条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部地域振興課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山市の区域内において行う開発行為及び倉敷市の区域内において行う開発行為のうち10ヘクタール未満の一団の土地に係るものについては、岡山県県土保全条例の規定を適用しないこととする。
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、適用除外の規定を改める必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

## 岡山県県土保全条例の一部を改正する条例

岡山県県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項に次の二号を加える。

十二 岡山市の区域内において行う開発行為

十三 倉敷市の区域内において行う開発行為のうち十ヘクタール未満の一団の土地に係るもの

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行前に岡山県県土保全条例第五条第一項の許可の申請があつた一ヘクタール以上の一団の土地に係る開発行為（同条例第二条第一号に規定する開発行為をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる開発行為に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### （知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「各市町村」の下に「（岡山市を除く。）」を加える。

### 改正理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、適用除外の規定を改める必要がある。

岡山県県土保全条例新旧対照表

<p>新</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。</p> <p>い。</p> <p>一 十一略</p> <p>十二 岡山市の区域内において行う開発行為</p> <p>十三 倉敷市の区域内において行う開発行為のうち十ヘクタール未満の一団の土地に係るもの</p> <p>2 略</p>
<p>旧</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。</p> <p>い。</p> <p>一 十一略</p> <p>2 略</p>

岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を定める。</p> <p>次に掲げる額（複数の方法により交付を受ける場合は、その合算額）</p> <p>(1) 複写機により複写した用紙1枚につき10円</p> <p>(2) 交付する媒体1枚につき20円～110円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>政治資金規正法の一部改正により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付の制度が導入されたことに伴い、当該交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県企画振興関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務」を「事務等」に改める。

第二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条の二第二項に規定する収支報告閲覧対象文書（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。以下この号において同じ。）の写しの交付を受ける者 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額）

イ 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この号において「施行令」という。）第十九条第一項第一号に掲げる交付の方法 交付する用紙一枚につき十円

ロ 施行令第十九条第一項第二号に掲げる交付の方法 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

ハ 施行令第十九条第一項第三号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき五十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

ニ 施行令第十九条第一項第四号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき百十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

第三条中「前条第一号から第四号」を「前条第二号から第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改め、「はつて」の下に「同条第一号に掲げる者にあつては別に定めるところにより」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

改正理由

政治資金規正法の一部改正により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付の制度が導入されたことに伴い、当該交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う必要がある。



イ 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この号において「施行令」という。）第十九条第一項第一号に掲げる交付の方法 交付する用紙一枚につき十円

ロ 施行令第十九条第二号に掲げる交付の方法 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

ハ 施行令第十九条第三号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき五十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

二 施行令第十九条第四号に掲げる交付の方法 光ディスク一枚につき百十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

二七略

（手数料の納付方法）

第三条 手数料は、前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては一般旅券の受領証に、同条第六号に掲げる者にあつては申請書に、同条第七号に掲げる者にあつては申出書に、相当額の岡山県収入証紙をはつて、同条第一号に掲げる者にあつては別に定めるところにより納付しなければならない。

一六略

（手数料の納付方法）

第三条 手数料は、前条第一号から第四号までに掲げる者にあつては一般旅券の受領証に、同条第五号に掲げる者にあつては申請書に、同条第六号に掲げる者にあつては申出書に、相当額の岡山県収入証紙をはつて納付しなければならない。

岡山県企画振興関係手数料徴収条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項及び旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定により、企画振興部の分掌する事務等に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(手数料の納付)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項に規定する収支報告閲覧対象文書（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。以下この号において同じ。）の写しの交付を受ける者 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項及び旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定により、企画振興部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(手数料の納付)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>

## 岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（概要）

来年4月から岡山市が政令市に移行することに伴い、県の事務の所管区域から岡山市を除くなど、次の5条例について所要の改正を行うため、一本の条例案にまとめて改正するものである。

### 記

条 例 名	担 当 課
岡山県職員等定数条例	教 育 委 員 会
岡山県心身障害者扶養共済制度条例	障 害 福 祉 課
岡山県児童相談所条例	子 育 て 支 援 課
岡山県道路占用料徴収条例	道 路 整 備 課
岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	教 育 委 員 会

岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 岡山県職員等定数条例の一部改正 岡山市の県費負担教職員については、引き続き岡山県教育委員会が定数の学校別の配分等を定める。</li> <li>2 岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正 岡山県心身障害者扶養共済制度に加入することができる者から、岡山市の区域内に住所を有する者を除く。</li> <li>3 岡山県児童相談所条例の一部改正 岡山県中央児童相談所の所管区域の表示から岡山市を削る。</li> <li>4 岡山県道路占用料徴収条例の一部改正 岡山市の区域における道路の占用に係る占用料を廃止する。</li> <li>5 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 岡山県教育委員会の権限に属する岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例に基づく県費負担教職員の扶養親族に係る届出の受理等の事務を処理することとしている市町村から、岡山市を除く。</li> <li>6 その他規定の整備を行う。</li> </ol>
改正理由	<p>岡山市の地方自治法第252条の19第1項の指定都市への移行に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県職員等定数条例の一部改正)

第一条 岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「任命権者」の下に「(市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の職員にあつては、岡山県教育委員会。次条及び第五条において同じ。)」を加え、同条第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第二条 岡山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この」を削り、「者と」を「ものと」に改め、同項第一号中「区域」の下に「(岡山市の区域を除く。以下同じ。)」を加え、同項第三号中「なりうる」を「なり得る」に改め、同条第二項中「この」を削る。

(岡山県児童相談所条例の一部改正)

第三条 岡山県児童相談所条例(昭和三十九年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「岡山市 玉野市」を「玉野市」に改める。

(岡山県道路占用料徴収条例の一部改正)

第四条 岡山県道路占用料徴収条例(昭和四十三年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

占 用 物 件	占 用 料			
	単 位	所 在 地		
		岡山市以外の市の区域	町及び村の区域	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	一本につき一年	第一種電柱	六三〇円	五三〇円
		第二種電柱	九七〇円	八二〇円
		第三種電柱	一、三〇〇円	一、一〇〇円
		第一種電話柱	五六〇円	四八〇円
		第二種電話柱	九〇〇円	七六〇円
		第三種電話柱	一、二〇〇円	一、〇〇〇円
		その他の柱類	五六円	四八円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	六円	五円	
地下に設ける電線その他の線類		三円	三円	
路上に設ける変圧器	一個につき一年	五五〇円	四七〇円	

			年		
		地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	三四〇円	二九〇円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、一〇〇円	九五〇円
		郵便差出箱及び信書便差出箱		四七〇円	四〇〇円
		広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
		その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、一〇〇円	九五〇円
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件		外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二四円	二〇円
		外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		三四円	二九円
		外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		五一円	四三円
		外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		六七円	五七円
		外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一〇〇円	八六円
		外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		一三〇円	一一〇円
		外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		二四〇円	二〇〇円
		外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		三四〇円	二九〇円
		外径が一メートル以上のもの		六七〇円	五七〇円
	法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一年	一、一〇〇円	九五〇円	
法第三十二条第一項第	地下街及び	階数が一のもの	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		
地下室					

五号に掲げる施設		階数が二のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が三以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000円	510円
	地下に設ける通路			600円	310円
	その他のもの		1,100円	950円	
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	110円	10円
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一月	1100円	100円
令第七条第一号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	1100円	100円
		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	11,000円	1,000円
	標識		一本につき一年	900円	760円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	110円	10円
		その他のもの	一本につき一月	1100円	100円
	幕（令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	110円	10円
		その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	1100円	100円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	11,000円	1,000円

		その他のもの		1,000円	510円
令第七条第一号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料			占用面積一平方メートルにつき一月	200円	100円
令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設				110円	95円
令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積一平方メートルにつき一年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額
令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
令第七条第九号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額	
令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	

(岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第五條 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年岡山県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「各市町村」の下に「(岡山市を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正)

2 岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「準じた額」を「準じて知事が定める額」に改める。

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

改正理由

岡山市の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市への移行に伴い、所要の改正を行う必要がある。



岡山県職員等定数条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>（派遣職員等の定数）</p> <p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の職員にあつては、岡山県教育委員会。次条及び第五条において同じ。）が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定により、他の普通地方公共団体に派遣し、又は派遣された職員</p> <p>二 八略</p>	<p>（派遣職員等の定数）</p> <p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定により、他の普通地方公共団体に派遣し、又は派遣された職員</p> <p>二 八略</p>

岡山県心身障害者扶養共済制度条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>（加入資格）</p> <p>第四条 制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>一 岡山県の区域（岡山市の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となり得る者であること。</p> <p>2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、制度に加入することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 転入の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他県等の共済制度」という。）に加入していた者であつて、転入後直ちに制度に加入するものであること。</p>	<p>（加入資格）</p> <p>第四条 この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 岡山県の区域内に住所を有すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となりうる者であること。</p> <p>2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 転入の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他県等の共済制度」という。）に加入していた者であつて、転入後直ちにこの制度に加入するものであること。</p>

岡山県児童相談所条例新旧対照表（第三条関係）

2 略	略	名称	岡山県中央児童相談所
		位置	岡山市
		所管区域	玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡 加賀郡
2 略	略	名称	岡山県中央児童相談所
		位置	岡山市
		所管区域	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡 加賀郡
		<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第二条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p>	
		<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第二条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p>	
		新	旧





岡山県道路古用料徴収条例新旧対照表（第四条関係）

新

旧

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

占 用 物 件	単 位	占 用 料		
		所 在 地	岡山市以外の市の区域	町及び村の区域
法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物	一本につき	岡山市以外の市の区域	六三〇円	五三〇円
第一種電柱	一年	岡山市以外の市の区域	九七〇円	八二〇円
第二種電柱	一年	岡山市以外の市の区域	一、三〇〇円	一、一〇〇円
第三種電柱	一年	岡山市以外の市の区域	五六〇円	四八〇円
第一種電話柱	一年	岡山市以外の市の区域	九〇〇円	七六〇円
第二種電話柱	一年	岡山市以外の市の区域	一、二〇〇円	一、〇〇〇円
第三種電話柱	一年	岡山市以外の市の区域	五六〇円	四八〇円
その他の柱類	一年	岡山市以外の市の区域	五六〇円	四八〇円
共架電線その他上空に設ける 線類	長さ一メ トルにつき	岡山市以外の市の区域	六円	五円
地下に設ける電線その他の線 類	一年	岡山市以外の市の区域	三円	三円
路上に設ける変圧器	一個につき	岡山市以外の市の区域	五五〇円	四七〇円
地下に設ける変圧器	一個につき	岡山市以外の市の区域	三四〇円	二九〇円
変圧器その他これに類するも の及び公衆電話所	一個につき	岡山市以外の市の区域	一、一〇〇円	九五〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱	表示面積一 平方メ ートルにつき	岡山市以外の市の区域	四七〇円	四〇〇円
広告塔	表示面積一 平方メ ートルにつき	岡山市以外の市の区域	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
その他のもの	占用面積一 平方メ ートルにつき	岡山市以外の市の区域	一、一〇〇円	九五〇円
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	長さ一メ トル以上 一メートル未 満のもの	岡山市以外の市の区域	二四円	二〇円
	長さ一メ トル以上 一メートル未 満のもの	岡山市以外の市の区域	三四円	二九円
	一メートル以上	岡山市以外の市の区域	五一円	四三円

占 用 物 件	単 位	占 用 料		
		所 在 地	岡山市の区域	岡山市以外の市 の区域
法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物	一本につき	岡山市の区域	七〇〇円	六三〇円
第一種電柱	一年	岡山市の区域	一、一〇〇円	九七〇円
第二種電柱	一年	岡山市の区域	一、四〇〇円	一、三〇〇円
第三種電柱	一年	岡山市の区域	六二〇円	五六〇円
第一種電話柱	一年	岡山市の区域	一、〇〇〇円	九〇〇円
第二種電話柱	一年	岡山市の区域	一、四〇〇円	一、二〇〇円
第三種電話柱	一年	岡山市の区域	五六〇円	四八〇円
その他の柱類	一年	岡山市の区域	五六〇円	四八〇円
共架電線その他上空に設ける 線類	長さ一メ トルにつき	岡山市の区域	六円	六円
地下に設ける電線その他の線 類	一年	岡山市の区域	四円	三円
路上に設ける変圧器	一個につき	岡山市の区域	六一〇円	五五〇円
地下に設ける変圧器	一個につき	岡山市の区域	三七〇円	三四〇円
変圧器その他これに類するも の及び公衆電話所	一個につき	岡山市の区域	一、二〇〇円	九五〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱	表示面積一 平方メ ートルにつき	岡山市の区域	五二〇円	四七〇円
広告塔	表示面積一 平方メ ートルにつき	岡山市の区域	二、二〇〇円	一、〇〇〇円
その他のもの	占用面積一 平方メ ートルにつき	岡山市の区域	一、二〇〇円	九五〇円
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	長さ一メ トル以上 一メートル未 満のもの	岡山市の区域	二六円	二〇円
	長さ一メ トル以上 一メートル未 満のもの	岡山市の区域	三七円	二四円
	一メートル以上	岡山市の区域	五六円	四三円

岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第五条関係）

新

別表（第二条関係）

三略	一略	事務	市町村
		二 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）に基づく事務で、同条例第一条の規定によりその例によるものとする岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づくもののうち、次に掲げるもの イ・口略	
			各市町村（岡山市を除く。）

旧

別表（第二条関係）

三略	一略	事務	市町村
		二 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）に基づく事務で、同条例第一条の規定によりその例によるものとする岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づくもののうち、次に掲げるもの イ・口略	
			各市町村

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 趣旨（第1条関係） 住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 県の責務（第2条関係） 県は、本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務（第3条関係） 知事は、岡山市長から特定非営利活動促進法に基づく事務であって規則で定めるものの処理に関し求めがあった場合は、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。</p> <p>4 区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法（第4条関係） 知事が行う保存期間に係る本人確認情報の県の区域内の市町村の執行機関への提供は、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>5 提供の状況の公表（第5条関係） 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の県の区域内の市町村の執行機関への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>
制定理由	<p>知事の権限に属する特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を岡山市が処理することとすることにかんがみ、住民基本台帳法に基づき本人確認情報を同市長に提供することにより当該事務に係る県民の負担の軽減を図るため、当該提供に関し必要な事項を定める必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	



## 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例

### (趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### (県の責務)

第二条 県は、本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

### (本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務)

第三条 法第三十条の七第四項第二号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関(以下「区域内の市町村の執行機関」という。)は岡山市長とし、同号の条例で定める事務は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に基づく同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて規則で定めるものとする。

### (区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法)

第四条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報(以下「保存期間に係る本人確認情報」という。)の区域内の市町村の執行機関への提供(同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

### (提供の状況の公表)

第五条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

### (規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 制定理由

知事の権限に属する特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を岡山市が処理することとすることにかんがみ、住民基本台帳法に基づき本人確認情報を同市長に提供することにより当該事務に係る県民の負担の軽減を図るため、当該提供に関し必要な事項を定める必要がある。

## 平成21年度政策重点指針について

新おかやま夢づくりプランでは、最小の費用で最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応していく必要があることから、県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして、年度ごとに政策重点指針を策定することとしており、この度、平成21年度の指針を別紙のとおり策定した。

### 《平成21年度政策重点指針の概要》

#### 1 基本方針

真の分権型社会の確立等に向け、「創造のための改革」をさらに推進するとともに、市町村への事務・権限の移譲、県政運営における透明性の一層の向上等に努める。

新プランの行動計画の推進に当たっては、「協働の県政」を基調として、財政構造改革プランに沿って改革を進める中であっても、県民の生活を守り、これを向上させていくことを最優先に、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、そして中四国における拠点性の向上といった分野には特に配慮し、諸施策を着実に進めていく。

#### 2 基本戦略ごとの政策の推進

##### (1) 「教育と人づくりの岡山」の創造

子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり  
＜重点的に推進する施策・事業＞

- ・ 少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちを育むための施策
- ・ 確かな学力の向上と豊かな心の育成を図る施策
- ・ 障害のある児童生徒の急増に対応するための特別支援教育の推進

##### (2) 「安全・安心の岡山」の創造

子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり  
＜重点的に推進する施策・事業＞

- ・ 子どもや高齢者、障害者の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策
- ・ 防災・危機管理体制の整備や学校施設の耐震化を進めるための施策
- ・ 地球温暖化防止対策など、より良い環境に恵まれた持続可能な社会を実現させるための施策

(3) 「産業と交流の岡山」の創造

競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進

<重点的に推進する施策・事業>

- ・成長が期待される産業を中心とした技術・製品開発等の支援、雇用の確保、グローバル化を進めるための施策
- ・農林水産業の担い手の確保・育成や高品質な農林水産物の生産振興、食料自給率の向上のための施策
- ・「地域発」でつくる「観光・交流拠点おかやま」の実現に向けた施策

3 行財政改革と地方分権改革及び横断的政策の推進

(1) 行財政改革の断行と地方分権型行政システムの確立

<重点的に推進する施策・事業>

- ・持続可能な財政構造の確立等に向けた抜本的な行財政改革
- ・地方分権改革の推進と道州制・中四国州の実現に向けた施策

(2) 誰もが安心していきいきと暮らせる協働による社会づくり

<重点的に推進する施策・事業>

- ・協働を基調とした地域社会を支え合う仕組みづくりを推進するための施策
- ・小規模高齢化集落（いわゆる「限界集落」）対策をはじめとした中山間地域の活性化のための施策

(3) 岡山からの情報発信と拠点性の向上

<重点的に推進する施策・事業>

- ・中四国における岡山の拠点性を高めるための施策
- ・全国都市緑化フェアの開催
- ・国民文化祭に向けて岡山発の文化を育て、全国に発信するための施策
- ・岡山の魅力を戦略的に発信するための施策

## 平成21年度政策重点指針

平成20年11月18日  
岡 山 県

本県では、「快適生活県おかやま」の実現に向けて、目指すべき将来像や数値目標を掲げた県の行動計画である「新おかやま夢づくりプラン」を策定し、自立と協働を基本としながら、個性豊かで活力ある地域づくりを進めている。

一方、県の財政は、今後も巨額の収支不足が続くことが見込まれることから、「財政危機宣言」を発して、持続可能な財政構造を確立するため、これまでの行財政改革の総仕上げとして、歳出の抜本的な改革等に全力で取り組むこととしている。

こうした厳しい状況の中でこそ、夢づくりプランに沿って、将来に向けて誰もが安心して暮らせ、活力ある元気なおかやまを築いていくことが何よりも大切であり、そのためにも、さらなる選択と集中の観点から、今まで以上に限られた財源を有効に配分し、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等に的確に対応していく必要がある。

夢づくりプランでは、県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして、年度ごとに政策重点指針を策定することとしており、最小の費用で最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応していくため、ここに平成21年度の政策重点指針を示すものである。

### 1 基本方針

地方分権改革に向けた取組が大きな展開を見せる中、自己決定・自己責任を原則とする真の分権型社会の確立と、その究極の姿といえる道州制の導入に向けて、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、新しい「国のかたち」をつくるという観点も踏まえ、既成の枠組みや固定的な発想にとらわれることなく、事務・事業の大胆な見直しを行い、財政構造改革を進める中で、「創造のための改革」をさらに推進する。

平成21年4月から政令指定都市に移行する岡山市をはじめ、市町村と県の関係全般において、住民の視点に立って適切な役割分担の下、市町村への事務・権限の移譲を進め、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村の自立力の向上を図る。

このように地方の自立力向上が求められる中、情報公開はもとより、県民への積極的な情報提供に努め、県政運営における説明責任や透明性の一層の向上を図るとともに、様々な主体と目標を共有し、その目標に向かって、協働による豊かで活力ある地域づくりを積極的に進める。

夢づくりプランの行動計画の推進に当たっては、「協働の県政」を基調として、それぞれの戦略プログラムに掲げる夢づくり協働指標の目標達成等に向け、「財政構造改革プラン」に沿って改革を進める中であっても、県民の生活を守り、これを向上させていくことを最優先に、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、そして中四国における拠点性の向上といった分野については特に配慮し、また、施策の進め方等に知恵と工夫をこらしながら引き続き諸施策を着実に進めていく。

プランの3つの基本戦略を踏まえた重点的な推進方向として、「子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり」、「子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり」及び「競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進」を引き続き進めていく。

さらに、「行財政改革の断行と地方分権型行政システムの確立」とともに、基本戦略を横断する重点的な政策課題として、「誰もが安心していきいきと暮らせる協働による社会づくり」及び「岡山からの情報発信と拠点性の向上」に適切に対応する。

また、米国に端を発した金融危機や不透明な原油・原材料価格の動向の県内経済活動等への影響については、その状況把握に万全を期すとともに、国の対策を踏まえながら、今後の状況に応じて適時適切に対応する。

## 2 基本戦略ごとの政策の推進

### (1) 「教育と人づくりの岡山」の創造

#### 子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

少子化傾向が続く一方で、産科・小児科医の不足、非行や生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待など、子どもたちを取り巻く状況は深刻化している。このため、子育てと仕事の両立支援や出産・育児への不安解消、児童虐待防止対策などの取組を通じ、家庭や地域で安心して子どもを健やかに生み育てる環境の整備を進める。

また、学校教育への関心が高まる中、子どもの学習意欲を高め、確かな学力の向上を図り、豊かな心の育成を進めるとともに、新しい形態の学校を拡充し、活力ある学校づくりを推進するなど、岡山の将来を担う人材の育成に向けた取組を積極的に推進する。

さらに、発達障害児への継続的な支援や児童生徒数が急増している特別支援教育を充実させるなど、障害児を総合的に支援する施策を推進する。

#### <重点的に推進する施策・事業>

- 少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちを育むための施策
- 確かな学力の向上と豊かな心の育成を図る施策
- 障害のある児童生徒の急増に対応するための特別支援教育の推進

### (2) 「安全・安心の岡山」の創造

#### 子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり

犯罪や事故がなく、保健・医療サービスが充実し、災害に強い「安全・安心」が確保された社会は人々の生活にとって不可欠な基盤である。このため、子どもや高齢者の犯罪被害等の未然防止のための取組を強化するとともに、地域医療提供体制の整備や高齢者・障害者などへの福祉サービス等の安定的な提供、食の安全・安心の確保、さらには新型インフルエンザ対策の強化に努めるなど、すべての人が安全で安心して暮らせる地域社会

づくりに取り組む。また、学校施設等の耐震化対策を優先的に実施するとともに、近年の気象状況の変化等にも対応した防災・危機管理体制の整備を進める。

加えて、人類共通の最重要課題である地球温暖化対策をはじめとした環境保全対策について、県民あげた取組を推進・強化する。

#### <重点的に推進する施策・事業>

- 子どもや高齢者、障害者の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策
- 防災・危機管理体制の整備や学校施設等の耐震化を進めるための施策
- 地球温暖化防止対策など、より良い環境に恵まれた持続可能な社会を実現させるための施策

### (3) 「産業と交流の岡山」の創造

#### 競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進

産業が活力に満ち、交流が活発に行われる岡山づくりのためには、中四国における高速交通網の結節点といった優位性を活かしながら、首都圏をはじめとした国内はもとより海外も視野に入れて、独自の高い競争力で成長する産業の育成や力強い農政の推進、岡山ならではの魅力を活かした観光振興を図ることが重要である。

このため、成長が期待される産業を中心に、独自の技術・製品開発や販路開拓等の支援、雇用の確保などを通じて、力強いものづくり産業の振興を図る。農林水産業については、新規就農者や企業参入も含めた担い手の確保・育成、高品質な農林水産物の生産振興やブランド化など攻めの農政を推進するとともに、近年の世界的な食料需給のひっ迫に対応するため、食料自給率の向上対策に取り組む。

また、多様化する旅行者ニーズを踏まえ、観光立県戦略に基づき、地域が主体となった観光資源の掘り起こしや魅力向上の取組への支援、効率的・効果的な観光プロモーション等を行い、集客に結びつけることを通じて、「地域発」でつくる「観光・交流拠点おかやま」の実現を目指す。

#### <重点的に推進する施策・事業>

- 成長が期待される産業を中心とした技術・製品開発等の支援、雇用の確保、グローバル化を進めるための施策
- 農林水産業の担い手の確保・育成や高品質な農林水産物の生産振興、食料自給率の向上のための施策
- 「地域発」でつくる「観光・交流拠点おかやま」の実現に向けた施策

## 3 行財政改革と地方分権改革及び横断的政策の推進

### (1) 行財政改革の断行と地方分権型行政システムの確立

県財政が直面している巨額の収支不足を解消し、将来に向けてバランスのとれた持続可能な財政構造を確立するため、これまでの行財政改革の総

仕上げとして、「財政構造改革プラン」に基づく財政構造の抜本的な改革をはじめとしたさらなる行財政改革を断行する。

また、第二期地方分権改革の進展に合わせ、的確な対応を行うための体制整備を図りながら、国等に対して地方への権限・事務の移譲、地方税財源の充実等を積極的に提案する。さらに、地方分権改革の究極の姿といえる道州制の導入に向けて先導的な役割を果たすとともに、中四国州実現に向けた気運の醸成等に努める。

<重点的に推進する施策・事業>

- 持続可能な財政構造の確立等に向けた抜本的な行財政改革
- 地方分権改革の推進と道州制・中四国州の実現に向けた施策

(2) 誰もが安心していきいきと暮らせる協働による社会づくり

ボランティア・NPO活動の支援、コミュニティビジネスの立ち上げ支援や、社会人の学び直しの機会の提供などを通じ、多様な主体が地域づくり活動に参加しやすい環境づくりを進めること等により、高齢者、団塊世代をはじめ、世代を超えてすべての人がその個性に応じて元気に活躍する協働による社会づくりを推進する。

さらに、中山間地域をはじめとした地域活性化の新たな展開を図るため、歴史・文化や自然環境、特産品といった地域の特色ある資源を活用するなど、地域に即した活性化策により、県内各地域の個性がきらめき、夢が広がるまちづくり・むらづくりを進める。

<重点的に推進する施策・事業>

- 協働を基調とした地域社会を支え合う仕組みづくりを推進するための施策
- 小規模高齢化集落（いわゆる「限界集落」）対策をはじめとした中山間地域の活性化のための施策

(3) 岡山からの情報発信と拠点性の向上

中四国の拠点としてグローバルに発展する岡山を目指し、岡山の魅力を高める地域づくりや拠点性を高める基盤整備を進めるとともに、国際会議、全国大会の誘致、戦略的な情報発信等を通じ、岡山の魅力を全国・海外に向けて発信する。

<重点的に推進する施策・事業>

- 中四国における岡山の拠点性を高めるための施策
- 全国都市緑化フェアの開催
- 国民文化祭に向けて岡山発の文化を育て、全国に発信するための施策
- 岡山の魅力を戦略的に発信するための施策

## 平成21年度予算編成方針の骨子

### 基本方針

- 厳しい財政状況を踏まえ、財政構造改革プランに着実に取り組むことにより、巨額の収支不足を解消し、持続可能な財政構造の実現を目指す。
- 「選択と集中」をより一層加速させ、本県の今後の発展にとって優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応することにより、「快適生活県おかやま」を実現していく。

### 予算要求基準

財政構造改革プランを踏まえ、以下のとおり要求基準を定めるが、国の予算編成や地方財政措置等の動向により、再度通知し直すこともある。

- **義務的経費** 過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とすること。
- **公共事業等（補助公共事業・単独公共事業）** 補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成20年度当初予算額の90%以内とする。
- **一般施策** 公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することとする。  
なお、「平成21年度政策重点指針」に基づく重点的に推進する施策・事業等については原則として部局予算の枠内で要求すること。ただし、今回の財政構造改革プランにおいて削減することとなる事業と比較しつつ、費用対効果が見合い、事業効果が特に高く、時代のニーズに即したような事業については、財政当局と協議調整を行ったうえで厳選し、その要求を認めることとする。
- **維持管理経費** 公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することとする。  
また、従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、経費の徹底した節減を図る。

### その他

財政構造改革プランにおいて、持続可能な財政運営のため、「収入にあわせた予算を組みます」、「県債残高をこれ以上増やしません」、「同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します」、「行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します」、「今後、4年間で改革の総仕上げを行います」といった5つの目標を掲げており、今後大きな景気変動等がない限り、これらの基本的な方針を堅持しながら、健全な財政運営を行っていく。



各 部（局）長  
教 育 長  
警 察 本 部 長 殿  
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成21年度予算の編成について（依命通達）

本県財政は、平成16年度に地方交付税の大幅な削減が行われ、その後も地方財政計画における歳出が全体として抑制され、結果として地方一般財源総額の抑制傾向が続いていることから、これまでの歳出削減の努力等にもかかわらず、一層厳しい状況であり、また、平成23年度までには地方の健全な財政運営は完全に破綻するといわれるなど、三位一体の改革以降、全国的にも地方財政は極めて厳しい傾向の中、本県では今後、約400億円の構造的な収支不足が毎年、見込まれているところである。

このため、財政再生団体へ転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するため、具体的な取組として「岡山県財政構造改革プラン」を取りまとめ、平成21年度から、適切に予算へ反映させることとしたところである。

この財政構造改革プランでは、持続可能な財政運営のための基本的な方針として、「収入にあわせた予算を組みます」、「県債残高をこれ以上増やしません」、「同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します」、「行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します」、「今後、4年間で改革の総仕上げを行います」といった5つの目標を掲げており、今後大きな景気変動等がない限り、これらの基本的な方針を堅持することにより、目標年度の平成24年度には、巨額の収支不足を解消し、持続可能な財政構造の実現を目指すこととしている。

このような状況の中、平成21年度予算編成においては、財政構造改革プランに掲げた目標値を達成するよう着実に改革に取り組む一方で、「平成21年度政策重点指針」に基づき、事業の「選択と集中」をより一層加速させ、本県の今後の発展にとって優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応することにより、「快適生活県おかやま」を実現していくこととしている。

以上のような基本認識を踏まえ、平成21年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

## 1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 財政構造改革プランに沿った予算要求を行うこと。
- (3) 「新おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、「平成21年度政策重点指針」に基づき、必要性・緊急性の高い施策について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 現場の声や発想を素早く反映させるなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、「人の和」、「県民力」を各種施策に活かし、多様な主体の協働による豊かな地域づくりを積極的に推進すること。  
また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (5) 財政構造改革プランに沿って、歳入確保対策にも最大限努力することにより、当面見込まれる収支不足の縮減に向け全力で取り組むこと。
- (6) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (7) 今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

## 2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。  
また、収入率を平成24年度までに98.0%以上に向上させるため、差し押さえなどの迅速な滞納整理等を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、財政構造改革プランに掲げた目標に沿って、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、来年度以降も見込まれる多額の収支不足の縮減のため、処分可能な財産、物品等については積極的に整理するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。

- (8) 寄付金については、ふるさと納税制度を活用し、積極的に普及啓発に努めることとすること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 公営住宅使用料、中小企業高度化資金貸付金をはじめとする県税以外の滞納債権については、一定の配慮が必要な場合には留意しつつ、法的な手段も積極的に活用しながら、最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 財政構造改革プランを踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求すること。

#### ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とする。

#### イ 公共事業等（補助公共事業・単独公共事業）

補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成20年度当初予算額の90%以内とする。

#### ウ 一般施策

公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することとする。

なお、「平成21年度政策重点指針」に基づく重点的に推進する施策・事業等については原則として部局予算の枠内で要求すること。ただし、財政構造改革プランにおいて削減することとなる事業と比較しつつ、費用対効果が見合い、事業効果が特に高く、時代のニーズに即したような事業については、財政当局と協議調整を行ったうえで厳選し、その要求を認めることとする。

#### エ 維持管理経費

公の施設の維持管理経費等も含め、財政構造改革プランにおける見直し内容を確実に予算へ反映することはもとより、従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、経費の徹底した節減を図ること。

- (2) 「平成21年度政策重点指針」を踏まえ、「新おかやま夢づくりプラン」を戦略的・重点的に推進するための重点事業等については、積極的に取り組むこと。

また、各部局の関連施策事業を相互に把握するなど、部局間連携を図ること。

- (3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。

- (4) 上記要求基準に併せ、各予算分類ごとに次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア A項（義務的経費）については、必要最小限の所要見込額とすること。

イ B項（公共事業費）については、事業の緊急度、投資効果、地方負担額の状況、認証見込額等を勘案のうえ、見積もること。

ウ C項（国庫補助事業）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。  
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

エ D項（基準行政運営費）については、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減など財政構造改革プランの取組に応じ必要最小限を見積もること。  
なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。
- ・ 行政運営費については、あらゆる創意と工夫をこらし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

オ E項（単県行政施策費）については、次の点に留意すること。

- ・ 県単独の上乗せ補助金については、必要性・緊急性を厳密に審査し、積極的に廃止、縮小等を検討すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。
- ・ 県単独の公共施設の整備については、事業進度を的確に把握し、緊急度の高いものに限定すること。
- ・ 貸付金については、行政効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに貸付条件についても再検討すること。

(5) 大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムの対象事業については、各々の評価制度に基づく評価結果に従い、適切に要求すること。

#### 4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

#### 5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

## 夢づくり政策評価（案）について

「新おかやま夢づくりプラン」の初年度である19年度の実績について、各戦略プログラムごとにその達成レベルを5段階に分けて評価（案）を作成しました。

各プログラムの評価は、夢づくり協働指標の実績を基本にして、重点施策・事業の成果などを加味しながら、プログラム推進目標の進捗状況を総合的に判断して行っています。

なお、評価対象とプログラムの達成レベルは次のとおりです。

### 記

#### 1 評価対象

- 「教育と人づくりの岡山」の創造 (10プログラム)
- 「安全・安心の岡山」の創造 (10プログラム)
- 「産業と交流の岡山」の創造 (10プログラム)

#### 2 プログラムの達成レベル（5段階）

- レベル5 …… 目標水準を大きく上回った
- レベル4 …… 目標水準を上回った
- レベル3 …… おおむね目標水準
- レベル2 …… 目標水準を下回った
- レベル1 …… 目標水準を大きく下回った

# 夢づくり政策評価シート一覧

平成20年11月

## 夢づくり政策評価一覧表

基本戦略	戦略プログラム		プログラム 達成レベル	主管部局	頁
「教育と人づくりの岡山」の創造	1	子育て支援プログラム	4	保健福祉部	1
	2	子ども教育プログラム	3	教育庁	3
	3	青少年プログラム	3	生活環境部	5
	4	生涯学習プログラム	4	教育庁	7
	5	人権プログラム	3	産業労働部	9
	6	男女共同参画プログラム	3	生活環境部	11
	7	文化プログラム	3	生活環境部	13
	8	国民文化祭プログラム	4	生活環境部	15
	9	スポーツプログラム	4	生活環境部	17
	10	パートナーシッププログラム	4	生活環境部	19
「安全・安心の岡山」の創造	1	安全・安心まちづくりプログラム	4	生活環境部	21
	2	暮らしと交通の安全プログラム	4	警察本部	23
	3	災害対策・危機管理プログラム	3	総務部	25
	4	自主防災プログラム	3	総務部	27
	5	健康・医療プログラム	4	保健福祉部	29
	6	福祉プログラム	3	保健福祉部	31
	7	ユニバーサルデザインプログラム	3	企画振興部	33
	8	水と緑プログラム	3	生活環境部	35
	9	地球環境プログラム	3	生活環境部	37
	10	都市・農村景観プログラム	3	生活環境部	39
「産業と交流の岡山」の創造	1	地域産業プログラム	4	産業労働部	41
	2	新産業プログラム	3	産業労働部	43
	3	戦略的企業立地プログラム	4	産業労働部	45
	4	観光プログラム	3	産業労働部	47
	5	農林水産業プログラム	4	農林水産部	49
	6	就労プログラム	3	産業労働部	51
	7	交通基盤プログラム	3	土木部	53
	8	ユビキタス実感プログラム	4	企画振興部	55
	9	まち・むら活性化プログラム	3	企画振興部	57
	10	国際化プログラム	4	企画振興部	59

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	101
担当部局	保健福祉部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	子育て支援プログラム
プログラムの概要	少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できるよう、母子保健・医療の充実や子育て支援の推進など、安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組みます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
地域子育て支援拠点数	箇所	73	110	86						
(指標の説明)子育て中の親子が集まって情報交換や交流をしたり育児相談ができる地域の子育て支援拠点の数を表すもの										
乳児保育実施箇所数	箇所	274	310	292						
(指標の説明)全保育所のうち、乳児を受け入れることができる保育所数を表すもの										
延長保育実施箇所数	箇所	278	310	278						
(指標の説明)開所時間を延長し、保護者の就労時間、通勤時間など実状に応じた延長保育を実施している保育所数を表すもの										
放課後児童クラブ設置数	クラブ	289	330	315						
(指標の説明)児童館、児童センターや保育所や学校の空き教室等地域住民に最も身近な社会資源を利用して、昼間保護者のいない小学校低学年児童に対し、育成・指導・遊びによる発達助長などのサービスを行う児童クラブの設置数を表すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 子どもが健やかに生まれ育つ社会全体の気運の醸成

子育て家庭を応援する「ももっこカード」(協賛店舗等での料金割引サービスなど)の普及促進、県内経済六団体と行政による仕事と育児が両立できる環境整備などの取組を盛り込んだ「おかやまの子育て応援共同宣言」、それに引き続く「おかやま子育て応援宣言企業」の登録制度の創設など、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成に取り組んだ。

### 〈協働の成果〉

地域の商店や企業・事業所、市町村との連携により、「ももっこカード」協賛店舗や子育て家庭を支援する企業・事業所が増加した。

### (参考数値)

ももっこカード 協賛店舗数	H18	H19	増減
	1,221	1,333	112
おかやま子育て 応援宣言企業 登録数	H18	H19	増減
	-	50	50





### 3 代表的な取組(Ⅱ)

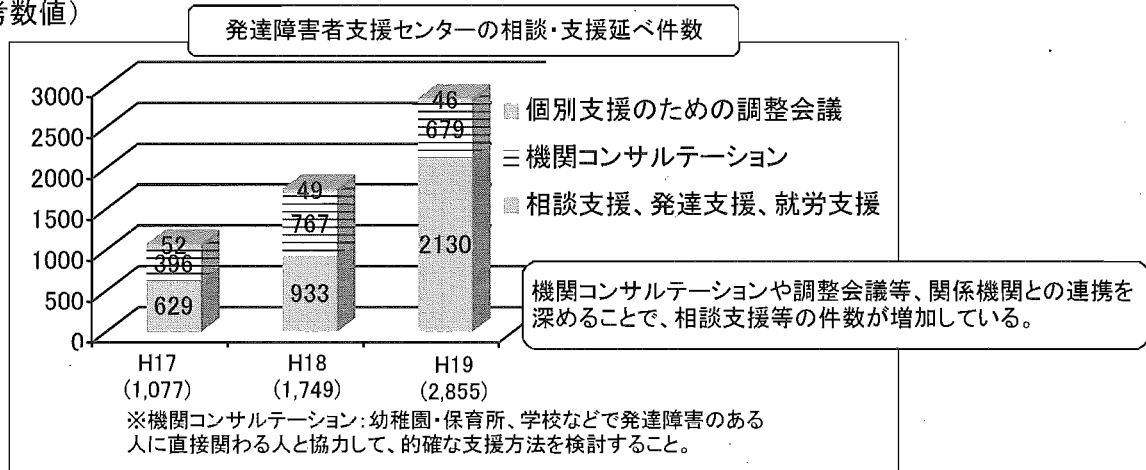
#### 障害児支援の充実

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)とその家族が安心して暮らせるよう「発達障害者支援センター」において相談・療育支援等を実施した。また、早期発見や相談体制支援の充実を図るため、地域の小児医療等に従事する医師や乳幼児健康診査にあたる医師に対する研修を実施した。(研修参加医師:168人)

#### 〈協働の成果〉

個別の相談支援だけでなく、関係施設や教育、保健、福祉など関係機関の連携により、地域における支援体制づくりが進んだ。

#### (参考数値)



### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○周産期医療体制の強化

ハイリスク妊産婦や低出生体重児への対応など救急患者等をより適切、安全に受け入れ、妊産婦の不安を軽減することが求められており、引き続き周産期医療体制の強化を図るなど、安全で安心な妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。

#### ○発達障害児の支援体制の整備

家庭から幼稚園・保育所、幼稚園・保育所から小学校など切れ目のない支援体制の整備が課題となっており、保健、医療、福祉、教育関係者等が連携した継続的な支援体制づくりを推進する。

### 5 総合評価

地域や企業・事業所、NPOやボランティア、関係団体、学校や市町村等との連携により、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的に推進しているが、今後も引き続き、社会全体で子育てを支援する気運のさらなる広がりを図るとともに、改正児童虐待防止法への対応、放課後児童対策をはじめとする社会環境づくりなど、関係者との連携をより深めていく必要がある。

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
4					
5 4 3 2 1	目標水準を大きく上回った 目標水準を上回った 概ね目標水準 目標水準を下回った 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	102
担当部局	教育庁

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	子ども教育プログラム
プログラムの概要	子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた個性や能力の伸長、優れた教員の育成に努めるとともに、市町村や学校の自主性・自立性を高めつつ、創意工夫を生かした特色ある教育活動に取り組みます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
学校生活に満足している生徒の割合	%	79	80	79						
(指標の説明)学校生活に満足している高校生の増加を目指すもの										
中高一貫教育・総合学科等の新しい形態の学校数	校	24	29	27						
(指標の説明)学校教育における子どもの選択肢の拡大を目指すもの										
県立学校の授業等を支援している外部人材の数	人	1,548	1,650	1,777						
(指標の説明)地域の人材を活用して、学校の授業等の支援の拡大を目指すもの										
特別支援学校※教諭の専門免許取得率	%	52.1	60	66.6						
(指標の説明)特別支援学校教諭の該当領域の教員免許の取得率向上により、専門性の高い教育を目指すもの ※特別支援学校は、盲・聾・養護学校から名称変更されたもの(H19.4～)										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ◆学校支援と教職員の養成・資質向上

優れた教職員の育成を行い、もって県下の学校教育の振興を総合的に図るため、県教育センターと県情報教育センターを統合し、発展拡充した「岡山県総合教育センター」を整備した。

- 教職員研修
  - ・教職員の資質の向上を図るための実践的で魅力ある研修講座の開催
- 教育に関する調査研究や支援
  - ・教育現場で生きる調査研究
  - ・各学校への出前講座の実施や校内支援体制整備に関する助言
  - ・教職員の自己啓発やスキルアップのための支援
- 教育情報の収集・提供
  - ・教育に関する資料を幅広く収集し、ニーズに適合し、問題解決に役立つ教育情報の提供
- 教育相談の実施
  - ・学習の遅れ・つまづき、進路、不登校、いじめ、発達障害などの教育上の諸課題について、本人・保護者・教職員に対して面接相談や電話相談を実施

専門性と使命感あふれる魅力的な教職員の育成

活力ある学校をつくるための支援

生きる力を育てる教育相談

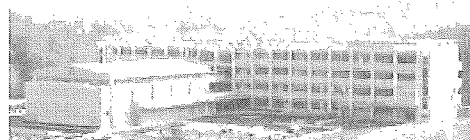
確かな学力とたくましく心豊かなおこやまっ子の育成

#### <協働の成果>

外部講師や吉備高原都市内の施設を活用した教職員研修の開催、医師による教育相談の実施など、外部人材や地域資源を積極的に活用した。また、民間のノウハウを導入した施設管理(PFI方式の導入)を行った。

(参考数値)

総合教育センター研修受講者(延べ人数)	H18	H19	増減
	(12,892)	29,526	※



総合教育センター全景

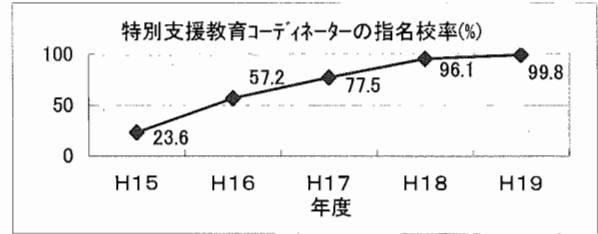
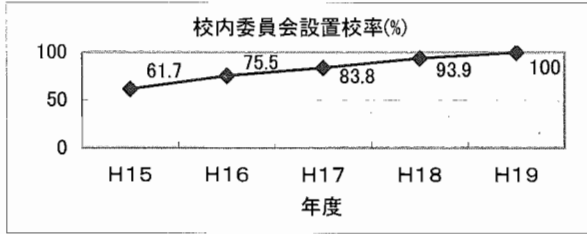
※平成18年度は、(旧)教育センター及び(旧)情報教育センターにおける数値であり、単純に比較することはできないが、参考として掲載した。

3 代表的な取組(Ⅱ)

◆特別支援教育の推進

○小・中学校における校内支援体制の整備

障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育を実施するため、特別支援教育についての理解・啓発を図り、県内ほぼ全ての小・中学校において、特別支援教育に関する校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名が行われ、校内支援体制が整備された。



○発達障害児への対応

小・中学校等の発達障害児に対する取組への支援策として、専門家チーム員や巡回相談員を派遣し、指導内容、方法等に関する指導、助言を行う全県的な支援体制の充実を図った。

○高等特別支援学校の新設

中学校特別支援学級等からの高等部入学者の増加による教育ニーズの多様化に対応するため、比較的軽度の知的障害のある生徒を対象に、就労による社会自立を目指す高等部単独の特別支援学校を、岡山地域に平成21年度、倉敷地域に平成22年度に開校する予定で準備に着手した。

○教育環境の整備

老朽化が進んでいる誕生寺養護学校の改築を、整備計画に基づき継続的に実施した。

<協働の成果>

大学教授、医師、臨床心理士で構成された専門家チームの派遣で、大学や医療機関等との連携により幅広く地域の人材を活用することができた。

(参考数値)

	H18	H19	増減
専門家チーム員・巡回相談員派遣学校数	139	196	57



高等部 理容科の実習の様子

4 取り組むべき課題と対応方針

○児童生徒の確かな学力の向上

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、課題を浮き彫りにしながら、小学校から高校までを見通した学力向上施策の展開を図ることが必要である。

児童生徒に対しては、基礎・基本の確実な定着と、学んだ知識や技能を実生活で活用できる力の育成を図ることが重要である。また、教職員には、児童生徒が興味を持ち、分かる授業や、学習内容を確実に身に付けさせる指導力の向上が求められており、引き続きこれらの推進に努める。

○今後の特別支援教育施策

今後の本県における特別支援学校の教育体制の整備や小・中学校等での特別支援教育推進の方向性等を示すプランを策定し、そのプランに沿って今後所要の施策の推進を図る必要がある。

5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況は順調で、目標の達成が十分見込まれる水準にあると考えられる。

特に、総合教育センターの開所や高等特別支援学校の新設決定など、児童生徒の教育環境や教職員の研修体制の整備については、一層の取組が進んでいる。

学力向上への取組や時代の進展に対応した教育の推進など、学校教育をめぐる対処すべき課題はなお多いが、着実に取組を進めたい。

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
3					
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った					

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	103
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	青少年プログラム
プログラムの概要	子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、道徳教育や体験活動等を推進し、家庭や地域社会の教育力の向上等を図るとともに、子どもの健康増進と体力づくりに努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
毎日朝食を食べている子どもの割合	%	81	86	81						
(指標の説明)子どもたちの望ましい食習慣の確立を目指すもの										
様々な体験学習に参加した青少年の数	人/年	102,205	112,000	110,736						
(指標の説明)子どもたちの豊かな心や健やかな成長の促進を目指すもの										
家庭教育相談員の養成数	人	474	780	658						
(指標の説明)家庭教育の在り方について、様々な場面で相談に乗ることができる人材の育成を目指すもの										
非行率	人/年	14.4	11.5	11.8						
(指標の説明) 刑法犯で検挙・補導される少年の減少を目指すもの										
小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合	%	34.0	40.0	41.0						
(指標の説明)学校給食への地場産物の活用を通して、子どもの食育の推進を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ◆ 青少年のマナーアップ啓発活動の実施

平成19年6月に「桃太郎ステーション」を開所し、岡山駅周辺の青少年のマナー向上を図る巡回パトロールや、大人も対象としたマナーアップ向上を狙いとしてTVスポットやポスター・チラシによる啓発活動を行うなど、青少年の規範意識の向上と青少年の手本となるべき大人のマナーアップへの取組を重点的に行った。



TVスポット

### ◆ 心と命の教育活動の推進

県内NPO法人等との協働により、犯罪被害者の遺族等が自らの体験を語って命の大切さを訴える講演会を開催するなど、子どもたちを犯罪の被害者にも加害者にもしないための「心と命の教育活動」を推進し、少年の規範意識の向上を図った。



心と命の教育活動

(参考数値)

非行率の 全国ワースト順位	H18	H19
	5位	7位

### <協働の成果>

NPO組織や青少年育成団体などと協働しながら、青少年に対する規範意識を高める活動や命の大切さの理解を深めるための教育などが進んだ。

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ◆ 食育から広げる生活リズム向上運動

子どもの基本的な生活習慣や生活リズムの向上を図るため、「早ね早おき朝ごはん」運動の推進やフォーラムの開催などの取組を行った。また、モデル地域を指定し、学校給食への地場産物の利用促進や食に対する体験活動にも取り組んだ。

##### (1) 学校給食の地場産物利用の推進

学校給食に県産農水産物を使用する取組について、シンポジウムの開催や、栄養教諭・学校栄養職員による献立づくりの工夫を行ってきているが、さらに、「食育から広げる生活リズム向上プラン」として、6モデル地域を指定し、地場産物利用の一層の推進に取り組んだ。



地場産物を利用した学校給食  
「下津井産たこ飯」

##### (2) 「早ね早おき朝ごはん」運動の推進

関係団体等と連携し、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させることを目的に、「早ね早おき朝ごはん」運動を推進した。



「早ね早おき朝ごはん」  
運動ロゴマーク

#### <協働の成果>

学校、PTA、地域ボランティア、農業関係者等と連携のもと、子どもの望ましい食習慣向上に向けた取組を推進している。

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 多様化する青少年問題への対応

多様化する青少年問題に対応した施策を推進するため、「青少年問題を考え、行動する100人委員会」などと協働して、青少年の非行防止や青少年の規範意識の向上等に引き続き取り組んでいくとともに、青少年の体験活動や地域貢献活動の拡大を図るなど、青少年対策を総合的に推進していく必要がある。

#### ○ ケータイネット問題への対応

出会い系サイト事件や「ネットいじめ」等、青少年を取り巻くケータイネット環境は、大人が問題等に気づきにくく、諸問題の温床となっている。このため、青少年や保護者を対象とした啓発活動や学校での情報モラル教育の一層の充実などに取り組んでいく必要がある。

### 5 総合評価

青少年の健全育成については、青少年の規範意識を高める運動や有害環境の浄化対策、ケータイネット問題への対応等の取組を推進した。

また、健康的な生活リズムをつくる朝食を食べる重要性が児童生徒や家庭・地域に浸透しつつある。

夢づくり協働指標の達成状況については、概ね目標水準であると考えている。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	104
担当部局	教育庁

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	生涯学習プログラム
プログラムの概要	誰もが生涯にわたって、いつでも、どこでも自由に学習でき、成果を生かすことができるよう、学習機会の充実を図るとともに、全国生涯学習フェスティバルの開催を契機とし、生涯学習による地域社会づくりを推進します。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
生涯学習の講師・ボランティアとして登録している者の数	人	2,950	3,800	3,055						
(指標の説明)学習機会の充実などの環境づくりがどの程度広がりを見せているか表すもの										
公的な生涯学習講座への参加者数	人/年	1,098,873	1,300,000	1,147,676 (フェス811,000)						
(指標の説明)多様な学習活動への参加者が、増加することを目指すもの										
県民が1年間に公立図書館から借りた本の数	万冊/年	987	1,200	1,105						
(指標の説明)学習拠点としての公立図書館の、県民利用者の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(I)

### ◆第19回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山2007」の開催

岡山県総合グラウンドほか27全市町村を会場に、学習活動や学習成果の発表の場を提供することによって、県民の生涯学習の意欲を高め、学習活動への参加を促進し、学習活動を盛んにするためのイベントとして、文部科学省、市町村、各種生涯学習関連団体等と連携・協働して開催した。

- 事業内容
- ・生涯学習見本市
  - ・生涯学習体験広場
  - ・記念事業(シンポジウム等)
  - ・参加事業(大正琴演奏会他)
  - ・市町村主催事業(生涯学習おもちゃ箱in岡山ドーム他)

○大会史上初めて県内全市町村が参加した大会となったことや、出演・出展者をはじめ、行政・企業・学校・各種団体・ボランティア等との協働による取組によって、5日間で約81万人の参加・来場者、534団体の出展・参加団体があった。

この大会の開催を通じ、様々な機関や団体等とのネットワークが構築され、生涯学習推進組織の充実が図られるとともに、市町村においては、地域の良さの再発見や一体感の醸成、地域活動の掘り起こしにつながり、生涯学習による「地域社会づくり」への主体的な参画意識が高まった。

#### <協働の成果>

市町村、企業、学校、NPO等民間団体等との協働により、生涯学習活動の取組が促進された。

#### (参考数値)

	H18	H19	増減
おかやま学びの輪※登録団体	20	67	47

※生涯学習活動や地域社会づくり等を行っている機関、団体、企業等で構成するネットワーク



「まなびピア岡山2007」主会場の様子

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ◆県立図書館機能の充実

平成16年に開館した県立図書館は、入館者数等が全国の都道府県立図書館でトップとなるなど好調な利用状況であるが、さらに県民に親しまれる図書館となるよう、機能の充実を図る取組を行っている。平成19年度は、県立高等学校からの搬送希望に応える取組を充実させたほか、県内図書館との相互貸借を拡充するなど利用者の利便性向上を進めた。

また、県内図書館の中核的機能を持たせるため幅広い資料の収集や全県域を対象にしたサービスを充実させたほか、図書館ボランティアの養成を図るなど、県民の学習活動支援に取り組んだ。

#### ○資料搬送システムの充実等利便性向上の取組

- ・県内高等学校への搬送事業試行実施 41校:7,245冊(11校増:3,583冊増)
- ・県内図書館との相互貸借の増加 県立図書館からの貸出 31,003冊(8,750冊増)
- ・インターネット予約冊数の増加 60,918冊(12,621冊増)

#### ○資料等の充実

- ・蔵書冊数の増加 930,874冊(80,461冊増)
- ・横断検索システム対象蔵書冊数 7,263,176冊(394,210冊増)
- ・郷土情報ネットワーク登録件数 68,236件(27,269件増)
- ・レファレンステータベース登録件数 2,990件(1,505件増)

[注] ( )内は、前年度比

#### 全国の都道府県立図書館でのトップ項目

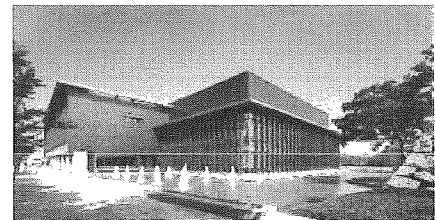
- ・購入冊数 52,092冊
  - ・来館者数 1,039,979人
  - ・個人貸出冊数 1,204,435冊
- (H19年度実績)

#### <協働の成果>

図書館における読み聞かせなどのボランティアの養成、研修を行い、協働で図書館機能の充実を図ることができた。

(参考数値)

	H18	H19	増減
県立図書館 個人貸出冊数	1,106,655	1,204,435	97,780



県立図書館全景

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○「まなびピア岡山2007」開催成果の継承

第19回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山2007」の開催により盛り上がった生涯学習推進の機運を一層高めるため、全県レベルの交流会・発表会として県民フェスティバルを開催した。「まなびピア岡山2007」及び県民フェスティバルを通じて生まれた団体等のネットワークを一層拡充・発展させるため、生涯学習活動をサポートする「おかやま学びの輪」への加入を促進するとともに、加入団体相互の交流等を支援し、活動の活性化を図る。

#### ○講師・ボランティア登録者数

岡山県生涯学習情報提供システム「ばるネット岡山」の活用研修を県内各地で実施するなど、積極的に「ばるネット岡山」を周知することを通して、講師・ボランティアへの登録者数の増加及び活用促進に努め、学習成果を積極的に生かすことのできる環境整備を一層推進する。また、「ばるネット岡山」の今後の在り方、活用方法等について検討を行い、県の生涯学習情報提供システムとしての充実を図る。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況は順調で、目標の達成が十分見込まれる水準にあると考えられる。

特に、「まなびピア岡山2007」の開催、大学コンソーシアムの取組等を通じ、官民の連携・協働による学習機会の充実、学習活動への参加や、人材育成、地域社会づくり等を推進することができた。また、県民が1年間に公立図書館から借りた本の数は増加しており、県民の学習拠点としての県立図書館の役割は大きい。

今後も目標の達成に向け、着実な取組を進めたい。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
4					

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	105
担当部局	産業労働部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	人権プログラム
プログラムの概要	すべての人々が差別意識を持たず、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合う地域社会づくりを目指して、県民の人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
人権情報コーナーの設置数	箇所	0	500	111						
(指標の説明)地域住民の利用頻度の高い施設を活用し、人権に関する情報の幅広い発信を目指すもの										
人権啓発・教育リーダー数	人	115	300	219						
(指標の説明)人権啓発・教育活動を一層推進するため、深い認識と実践力を持った指導者の養成を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ■人権啓発の充実 (国・市町村・NPO法人等と連携を図りながら、総合的・効果的な人権啓発に努める。)

#### ・ハートフル講座2007開催事業

様々な人権問題をテーマに、気軽に参加してもらえる講演会、映画上映会等を年10回県内各地で開催した。  
年10回・2,798人参加(「日本の黒い夏」上映会、乙武洋匡講演会、手話演劇「大仏も笑う会」公演等)



ハートフル講座 第6回  
(河野義行講演会及び「日本の黒い夏[冤罪]」上映)

#### ・人権啓発パートナーシップ事業

NPO法人の行う人権啓発事業を支援することにより、民間団体との協働による人権尊重意識の高揚を図った。

#### 〈協働の成果〉

地域で人権意識の高揚を目的に活動しているNPO法人(10団体)と協働し、様々な人権テーマを取り上げた啓発事業を県内各地で開催した。



岡山高齢者・障害者支援ネットワーク研修会

#### (参考数値)

パートナーシップ事業を実施したNPO法人数	H18	H19	増減
	0	10	10

NPO法人名	事業名
岡山県国際団体協議会	岡山県在住外国人支援者(団体)研修会
岡山高齢者・障害者支援ネットワーク	精神障害者社会復帰支援研究報告会
おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ	犯罪被害者の人権を考えるシンポジウム
吉備路ふれあいネット	部落問題講演会(人権講演会)
子ども達の環境を考える・ひこうせん	育て いのちの木 プログラム ～人権啓発事業～
ころばぬ先	成年後見人養成のための研修会
ステップハウスわ	映画による人権啓発事業
地域人権みんなの会	教育と人権について考える学習集会
美作絆を結ぶ支え愛の会	在住外国人との交流事業
リスタート	ニート、ひきこもりの若者応援事業



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ■人権教育の取組

##### ・人権教育・啓発指導者養成講座

<各回の代表的な内容>

- 第1回:「身近なところから差別意識をなくそう！」(講義・演習)  
講師:企画表現研究所所長 雪竹欽哉
- 第2回:「洪染一揆の足跡を訪ねて」(現地研修)
- 第3回:「国立療養所 邑久光明園を訪ねて」(現地研修・交流)
- 第4回:「ファシリテーターになるために！」(ワークショップ)  
講師:ERIC国際理解教育センター 角田尚子
- 第5回:「アイヌの人々と人権」(講義)  
講師:アイヌ文化振興・研究推進機構 居壁 太
- 第6回:「研修プログラムをつくってみよう！」(演習)



洪染一揆現地研修



邑久光明園現地研修

#### 参加者の意見

「現地研修を行うことで、当時の様子がよく理解できた。」「演習では多くの人と意見交換ができ良かった」「自分の問題として差別をとらえることができた」「人権問題についてもっと勉強を重ね、それを広めていきたい」

#### <協働の成果>

民間団体の職員等を研修講師として招き、リーダーの養成に努めるなど、協働の取組は進んだ。



「アイヌの人々と人権」の講義

(参考数値)

人権啓発・教育 リーダー数(累 計)	H18	H19	増減
	185	219	34

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○人権啓発の充実

広域的、効果的な啓発を行うため、国・市町村・NPO法人等との連携・協働を一層進める必要がある。

#### ○人権相談機関のネットワーク化及び連携の強化

県民からの相談に的確に対応するため、人権に関する各相談機関のネットワーク化を進めるとともに機関相互の連携を強化する必要がある。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の平成19年度の進捗状況は、いずれの指標も好調であった。

また、マスメディアの活用、イベントや講演会の開催、参加型・体験型の研修の実施、人権情報コーナーの設置、情報紙の発行、HPの充実及びNPO法人・県民等との協働事業の実施などにより、人権啓発の総合的、効果的な推進を図ることができている。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					
5	目標水準を大きく上回った				
4	目標水準を上回った				
3	概ね目標水準				
2	目標水準を下回った				
1	目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	106
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	男女共同参画プログラム
プログラムの概要	男女が対等な社会の構成員として、様々な社会活動に参画する男女共同参画社会の実現を目指して、男女の意識改革を促進するとともに、女性のチャレンジ支援、男女共同参画推進センター(ウイズセンター)の充実などを進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
管理職に占める女性の割合<民間企業>	%	15.5	25	16.3						
(指標の説明) 係長職以上に就いている女性の割合を増やし、企業方針の決定過程への参画促進を目指すもの										
" <一般職公務員>	%	6.7	10	6.1						
(指標の説明) 県と市町村の一般職公務員で管理職に就いている女性の割合を増やし、行政分野の政策等決定過程への参画促進を目指すもの										
" <教育職公務員>	%	21.5	25	21.9						
(指標の説明) 校長職等に就いている女性の割合を増やし、教育方針等決定過程への参画促進を目指すもの										
男性の育児休業取得率	%	0.2	2.5	0.4						
(指標の説明) 子育てと仕事が両立でき、男女がともに出産・子育てがしやすい職場づくりを目指すもの										
配偶者等からの暴力防止啓発講座等受講者数	人	1,069	4,700	2,509						
(指標の説明) 重大な人権侵害であるDVへの認識を広め、暴力を許さない環境づくりを目指すもの										

## 3 代表的な取組(I)

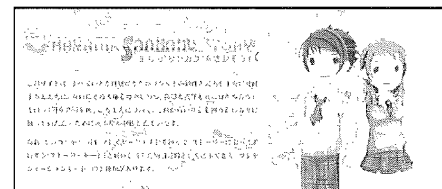
配偶者からの暴力(DV)だけでなく、若い世代の交際相手からの暴力(デートDV)も、昨今、大きな問題となっている。DVの防止のためには、その行為がDVであると認識を持つこと及びお互いの人権を尊重しあう男女共同参画の意識の醸成が必要であり、その啓発活動に取り組んだ。

### <協働の成果>

若い世代向けや高等学校等で行う人権教育などに活用できる2種類の啓発資材を民間団体と協働して作成した。

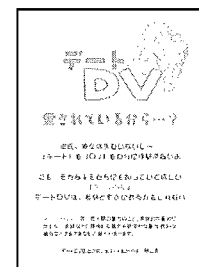
#### (1) 若者向け啓発キット「OKAYAMA SANKAKU STORY (オカヤマ・サンカク・ストーリー)」の作成

若者に身近なパソコンを使った体験型ゲーム形式。登場人物が抱える男女共同参画に関する悩みを一緒に考えていく中で、自然と男女共同参画意識が身につくよう工夫している。ウェブ上のほか、CD-ROMも作成し、高校等に配布している。



#### (2) デートDV啓発冊子「デートDV 愛されているから・・・?」の作成

イラストや柔らかな文体、手触りのよい紙質など、若者が手にとり、長く手もとに置いておきたいと思えるように工夫した啓発冊子を作成。県内の高校の授業で活用されたり、県外自治体での啓発事業等、幅広く活用された。



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

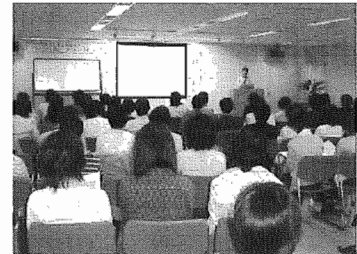
男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)を中心に、講演会や県内各地での出前講座、市町村との共催による地域フォーラム、民間活動団体と協働したウィズフェスティバル等を開催するなど、男女共同参画意識の啓発を幅広く行った。

#### <協働の成果>

市町村や活動団体等と協働し、男女共同参画社会の実現に向けた各種事業を行った。

#### (1)ウィズカレッジ事業

県内外から講師を招き、男女共同参画に関する深い知識と最新の情報を学ぶことのできる講演会や講座を開催した。



#### (2)男女共同参画地域フォーラム事業

家庭や地域から男女共同参画の意識を広げていくことが重要なため、県民のみなさんに最も身近な自治体である市町村と協力し、講演会(フォーラム)を開催した。



#### (3)ウィズフェスティバル2007

ウィズセンターに登録している県内の活動団体からの代表者が集まった実行委員会と県が協働し、企画・運営を行った。記念講演会や登録団体によるワークショップなど多彩な内容で、男女共同参画意識の気運の醸成を図った。

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○政策・方針決定過程への女性の参画促進

企業や団体などに対して、女性の管理職への登用など積極的な取組が行われるよう、国などと連携して働きかけるとともに、一層の広報・啓発に取り組む必要がある。

#### ○暴力防止のための啓発

DV被害者の自立支援やDV防止のための啓発とともに、若い世代でのデートDVも重大な問題となっていることから、啓発資材を活用し、若者への普及啓発に一層取り組む必要がある。

### 5 総合評価

男女共同参画社会の実現に向けて、ウィズセンターを中心とした各種啓発講座の開催、若者向け啓発資材の作成など各種事業に着実に取り組み、男女共同参画条例・計画の策定市町村数の増加、民間企業の管理職に占める女性比率の上昇等、進捗は概ね目標水準であると考えられる。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	107
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	文化プログラム
プログラムの概要	心豊かな地域社会の実現を図るため、県民が優れた芸術や豊かな伝統文化を享受し、文化活動が活発に行われる仕組みづくりに取り組むとともに、個性豊かな地域文化の継承や新しい文化の創造に努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
県内の文化団体数	団体	945	1,030	936						
(指標の説明)県民の主体的な文化活動が活発に行われていることを示す一つの指標として、文化団体の団体数の増加を目指すもの										
公募による展覧会への応募作品数	点/年	3,215	3,750	3,223						
(指標の説明)県民が自ら芸術文化の創造に活発に取り組んでいることを示す一つの指標として、県内最大の公募展である岡山県美術展覧会への応募作品数の増加を目指すもの										
登録文化財の登録件数	件	112	200	167						
(指標の説明)後世に幅広く継承する文化財建造物等の件数の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(I)

県民協働による文化の振興を促進するため、岡山県文化連盟を通じて、市町村文化協会が他の文化協会やNPO、文化団体等と行う事業を支援した。

- ・矢掛町文化協会「美術館通りアートフェスタ」、総社市文化協会「れとろーど'07」等地域のNPO等他団体を巻き込んだ文化による地域づくりイベントの開催を助成した。
- ・岡山県文化連盟が行う、文化人材バンク事業(希望する市町村の文化協会や小中学校等へ分野別の文化団体構成員が講師として出向き、時代を担うアーティストの養成に資する事業)への支援を行った。

### 〈協働の成果〉

岡山県文化連盟と協働して、文化団体間の交流促進、地域の文化力向上、文化団体の活性化を図った。

〈町並みの軒先に配置された生花や道標〉



〈空き店舗を利用して神楽や茶席の開催〉



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

天神山文化プラザを、県民に身近な芸術文化活動、文化情報の拠点施設として、多くの文化団体や県民の利用に供している。  
また、天神山文化プラザにおいて、「アートは今・岡山」などの展示や「天プラ・ホールセレクション」と題した各種公演、ワークショップなどの多様な自主企画事業を実施し、文化力の向上を図った。

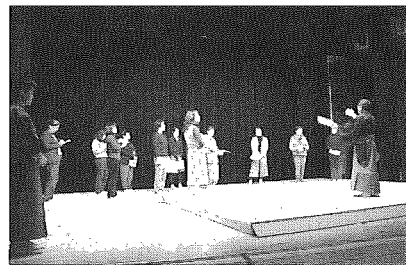
#### <協働の成果>

美術関係者や舞台芸術のNPOなどと一緒に自主企画事業を実施することにより、より魅力的で多くの方に足を運んでいただける事業となった。

<アートの今・岡山展 会場風景>



<ワークショップ 狂言:太郎冠者になってみよう>



(参考数値)

	H18	H19	増減
天神山文化プラザ 施設利用者数	193,878	210,013	16,135

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○県民の文化活動の一層の活性化

地域文化団体の交流促進や文化連盟の機能充実を図ったり、文化活動を顕彰することにより、多彩で個性豊かな県民の文化活動の活発化を図る。

#### ○天神山文化プラザ・県立美術館の利用促進

施設の利便性を高めるとともに、魅力ある企画に努め、県民の文化施設の一層の利用促進を図る。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、一部の指標について、進捗(達成)率の低調な指標も見受けられるが、文化団体やNPO等の方々と協働で地域文化の活性化を図っており、多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供できた。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	108
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	国民文化祭プログラム
プログラムの概要	国民文化祭の開催を契機として、県民の文化力向上、全国に向けた文化発信、県内外の文化交流を進め、本県の一層の文化振興を図ります。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
県民文化祭参加者数	人/年	271,830	300,000	305,114						
(指標の説明) 国民文化祭に向けて、県民文化祭への参加者を広げ、一層の気運の醸成を目指すもの										
国民文化祭参加者数	人	-	1,600,000	-						
(指標の説明) 県民総参加の国民文化祭を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ○県民文化祭の開催

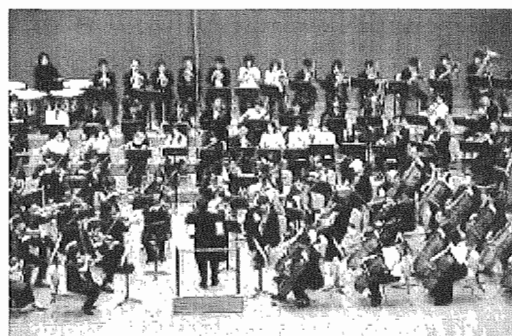
- ・主催事業及び協賛事業合わせて166事業が県内各地で開催され、過去最大の参加者数となった。  
 ※主催事業: 総合フェスティバル(オーケストラの祭典、書道展等)、分野別フェスティバル、県美術展覧会 ほか
- ・県民文化祭のテーマを、国民文化祭と共通の「晴れの国おかやま文化回廊」とした。
- ・協賛事業の主催団体に、国民文化祭のロゴマークの積極的な活用を呼びかけるなど、PRに努めた。

### <協働の成果>

- ・県レベル文化団体が開催する分野別フェスティバル等は、14事業(15団体)と過去最大となった。



<華道展>



<オーケストラの祭典>

### (参考数値)

	H18	H19	増減
県民文化祭参加者数(人)	293,456	305,114	11,658

3 代表的な取組(Ⅱ)

○第25回国民文化祭の開催準備

- ・開催の主体となる第25回国民文化祭岡山県実行委員会を設立し、設立総会及び第1回総会を7月に開催した。
- ・国民文化祭で開催する事業の概要等を実施計画大綱(素案)として策定した。

<協働の成果>

- ・平成20年2月3日に開催1000日前を記念して、文化団体や県民約1,500名の参加により、「1000日前祭」を開催し、開催気運の盛り上げが図られた。



<1000日前祭 文化団体ステージ>



<1000日前祭 フィナーレ>

4 取り組むべき課題と対応方針

○第25回国民文化祭の開催準備

- ・国民文化祭については、真に文化活動の発表と鑑賞の機会としてふさわしい事業となるよう、過去の例にとらわれることなく徹底した見直しを行い、先催県平均の半分未満の事業費(県費)で、国民文化祭の「岡山モデル」を目指し、国や市町村、文化関係者とともに、開催準備を進めていく。

- 5 ・夢づくり協働指標の達成状況については、県民文化祭の参加者数が増加し、すでに目標値を超えている状況である。今後、さらに、新たな文化の創造、地域の文化活動の活性化を図り、国民文化祭後も見据えながら、レベルの高い、また、多くの県民に身近に感じられる県民文化祭に進化させていく必要がある。
- ・第25回国民文化祭の開催準備は概ね計画どおりに進んだ。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	109
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	スポーツプログラム
プログラムの概要	世界へ羽ばたくトップアスリートの養成など、競技スポーツの振興に取り組むとともに、県内各地で県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、ライフステージにあったスポーツ活動の推進に努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

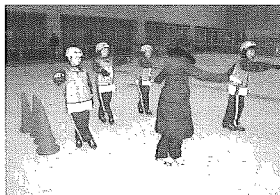
指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
国際大会への日本代表選手のうち本県関係者数	人/年	15	100 (5年間)	57						
(指標の説明)国際大会へ出場する日本代表選手のうち、本県関係者を5年間で100人輩出することを目指すもの										
総合型地域スポーツクラブ会員数	人	6,176	10,000	7,092						
(指標の説明)気軽にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの会員数の増加を目指すもの										
スポーツリーダーバンク登録人数	人	147	240	204						
(指標の説明)スポーツ振興を図るため、専門資格を持つ指導者等のバンクへの登録者数の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ○夢アスリート発掘事業

初代となる「2007おかやま夢アスリート」22名に対し、月2回の割合で基本的な動きの習得等、体をコントロールする能力を高める身体能力開発プログラムとコミュニケーション能力及びストレスをコントロールする能力等を高める知的能力開発プログラムなどを実施するとともに、保護者や指導者を対象に基礎的運動知識や栄養・心理面など様々な情報提供を行った。二期生となる「2008おかやま夢アスリート」について、小学校3年生を対象に募集を行い選考会等を実施し、21名を選出した。

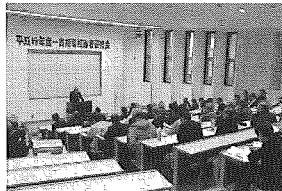
#### ●能力開発プログラムを受けるおかやま夢アスリート



### ○夢アスリート育成事業

各競技団体による一貫指導システムの構築に向けて、中央から講師を招いて全体研修会を開催するほか、18年度に一貫指導カリキュラム策定済みの7競技団体には、広く普及するための体制づくりの指導を行うとともに、19年度から策定に取り組んだ16競技団体には競技別研修会を開催するなどの支援を行った。

#### ●中央から講師を招いての全体研修会



### 〈協働の成果〉

夢アスリートの発掘事業では、国立スポーツ科学センターや学識経験者、県内競技団体等と連携を図り、優れた人材の選出や夢アスリートへの能力開発プログラムを提供した。また、夢アスリート育成事業では、日本オリンピック委員会や中央競技団体と連携を図り、県内競技団体の指導体制の確立に努めた。



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ○総合型地域スポーツクラブの設立支援

体力・年齢・技術・目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブを各市町村に少なくとも1つは設立することを目標に取り組んでおり、平成19年度には新たに7クラブが設立された。

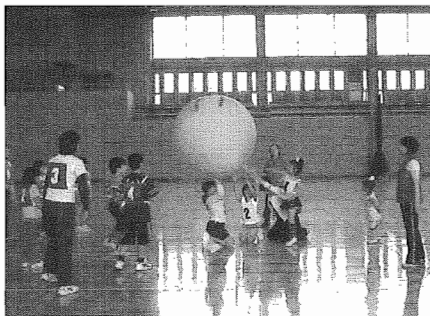
- ・瀬戸町総合型地域スポーツクラブ(岡山市)
- ・児島総合型スポーツクラブ(倉敷市)
- ・みやまスポーツクラブ(玉野市)
- ・たかはしコミュニティ・スポーツクラブ<ピオーネ>(高梁市)
- ・びぜん優くらぶ(備前市)
- ・ひなせオレンジクラブ(備前市)
- ・夢咲クラブ(美咲町)



設立準備段階の団体に対して、総合型地域スポーツクラブ育成推進事業等により、財政的な支援を行うとともに、クラブの運営について指導を行った。

#### 〈協働の成果〉

設立準備団体である市町村、市町村体育協会、体育指導員等と密接な連携を図りながら、クラブ設立に取り組んだ。



(参考数値)

	H18	H19	増
総合型地域スポーツクラブ数	24	31	7

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○トップアスリートの養成

トップアスリートを養成するためには、優れた人材を早期に発掘し育成することが必要であることから、小学校3年生を対象に選出した優れた人材に対して、小学校卒業まで各年代に応じた身体能力及び知的能力の開発プログラムを継続的に提供するなど、将来トップアスリートとして活躍するための基礎づくりを行うとともに、県内競技団体の一貫指導システムの構築に向けて支援を行う。

#### ○総合型地域スポーツクラブの設立支援

クラブ設立に取り組むのは市町村の設立準備団体が主体となるため、県が市町村や準備団体を主導して新規取組を促すことが困難である。まずは、住民の理解を得るため、関係団体と連携して総合型地域スポーツクラブ啓発フォーラムや研修会を開催する。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、全ての項目において進捗状況は目標水準を上回っているが、今後も引き続き、生涯スポーツの振興と競技力の向上のため、各種施策を推進していくこととしている。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	110
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	パートナーシッププログラム
プログラムの概要	ボランティアやNPOの活動が活発に行われ、多様な主体がいきいきとした地域社会づくりに取り組めるよう、人材育成、情報提供、少子・高齢化時代に対応した各種活動の促進、活動支援拠点の充実などを進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
ボランティア数	人	94,930	108,000	115,191						
(指標の説明)ボランティア活動がどの程度多くの人に担われているかを表し、ボランティア活動実践者の増加を目指すもの										
NPO法人の認証数	団体	329	630	446						
(指標の説明)地域づくりの主体としてパートナー社会の構築に大きな役割を持っているNPO法人の認証数の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 「ふるさとづくりももたろう塾」10周年記念大会の開催

「ふるさとづくりももたろう塾」の10周年を記念し、10年間の歩みを総括するとともに、その成果を県民に周知することにより、住民主体の地域づくりをより一層進めるため、平成19年11月17日～18日の2日間、10周年記念大会を開催した。

### 「ふるさとづくりももたろう塾」のカリキュラム

現在の地域が抱える課題の発見と解決方法、コミュニティづくりと住民参加や活動の手法等をテーマに、講師による講義、討論、塾生の自主企画によるグループ研究等を行い、研究の成果を発表した。

### 〈協働の成果〉

県コミュニティ協会と共催で、個性と魅力にあふれる活力ある地域づくり・人づくりを進めるために、協働の相手方である地域づくり団体や市民活動グループ・団体などで中核となるリーダーを育成した。



### (参考数値)

ふるさとづくりももたろう塾卒塾生(人)	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
	37	35	37	35	30	26	30	25	34	38	33	360

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

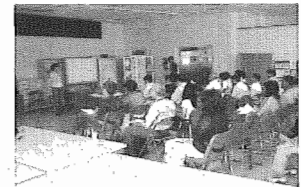
#### 「ゆうあいセンター」の機能充実

ゆうあいセンターの支援機能として、情報交換・交流等のスペースや会議室・研修室を提供するとともに、センターの指定管理者(民間)の有する知識等を活かし、NPO法人運営相談やボランティア・NPO活動を始める方からの相談に対応(相談件数:504件)し、活動への参加促進と活性化に努めた。



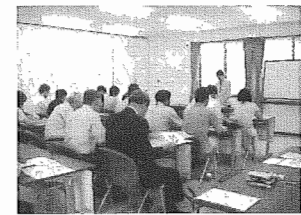
#### 「ボランティア・NPO出前セミナー」開催

ゆうあいセンターの有するボランティア・NPOに対する支援等の各種機能を県内全域に波及させ、ボランティア・NPO活動の普及促進を図るため、出前セミナーを開催した。(井原市、津山市で開催:参加者83人)



#### 「NPO法人設立出前説明会」開催

NPOの活動により地域活性化を図るため、NPO法人の活動が少ない地域において、地域人材の発掘とNPO法人設立の促進のための出前講座を開催した。(倉敷市、美作市、高梁市、津山市、和気町、笠岡市で開催:参加者69人)



#### <協働の成果>

県とゆうあいセンター指定管理者との協働と併せて、学識経験者、市民活動実践者、センター利用者等で構成する運営委員会を設置し、その意見等をセンター運営に反映することで、利用者ニーズに対応したセンター機能の充実・強化が図られ、県全域を対象とした支援施設として拠点性が高まった。

(参考数値)

ゆうあいセンター利用者数(人)	H18	H19	増減
	53,940	61,236	7,296

(1日当たり利用者数)

(H17:133人、H18:179人、H19:202人)

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○「ふるさとづくりももたろう塾」塾生の地域的な偏在

地域づくりリーダーを県内で幅広く養成する観点から、塾生の少ない県北地域での入塾勧誘に努める必要がある。

#### ○市町村の取組支援

ボランティア・NPO活動は地域に根ざした活動が多く、身近な地域でのボランティア・NPOへの支援拠点整備は、活動の県内全域への波及に欠かせないものであり、ゆうあいセンターでは、市町村の取組を支援して行く必要がある。

### 5 総合評価

ボランティア・NPO活動に対する県民の関心が高まる中、新しい公共の担い手として期待されるボランティア・NPOの活動の活性化や活動機会の拡大を図るとともに、活動への理解や評価が得られるよう、地域づくりリーダーの育成や団塊の世代の市民活動参加促進、NPO法人設立促進などの事業に取り組み、夢づくり協働指標の達成に向けて着実な成果を上げることができた。  
また、ゆうあいセンターのボランティア・NPO活動支援拠点としての機能の充実・強化と利用促進に努め、利用者的大幅な増加を達成でき、幅広い人的交流と連携の輪が拡大した。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
4					
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	201
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	安全・安心まちづくりプログラム
プログラムの概要	犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指して、小学校を中心とする自主防犯活動の推進をはじめ、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者との連携・協働による安全・安心なまちづくりを進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
自主パトロール活動等実践組織数	団体	438	700	589						
(指標の説明)活動団体がない160小学校区の解消に加え、100団体の増加を目指すもの										
地域安全マップ作成小学校の割合	%	57.4	100	48.0						
(指標の説明)子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、毎年度、全小学校で地域安全マップの作成を目指すもの										
防犯責任者設置事業所数	事業所	0	2,000	620						
(指標の説明)金融機関、コンビニエンスストアを中心に各事業所ごとの防犯責任者設置を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

- 地域住民に最も身近で基礎的な地域単位である小学校区を基本とする自治会、町内会、PTA、老人会、婦人会等の諸団体が一体となった取組が県内全域(全小学校区)で展開されるよう、市町村と連携し、自主防犯活動団体の組織の立ち上げや活動の充実のための経費を助成した。
  - 補助率：市町村が団体に補助する額の1/2以内(県補助金額：上限10万円)

- 自主防犯活動のノウハウを熟知し、併せて地域内の諸団体の活動をコーディネートする能力を有するリーダーやコーディネーターを養成する講座を開催し、子どもの見守り活動や自主防犯活動の一層の活発化・定着化を図った。

〔講座の概要〕

- 犯罪の現況と対策
- 有識者等による講演
- 活動実践者による事例紹介
- パトロールの現地研修
- 参加者間の意見交換等



<協働の成果>

県、市町村、ボランティア団体が連携しながら、それぞれの役割分担に基づき、安全・安心まちづくりの実現に向けた取組を展開している。

(参考数値)

	H18	H19	増減
補助を受けた団体数	58	96	38

(参考数値)

	H18	H19	増減
講座への参加人数(年間)	60	169	109

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

学校への登下校時に子どもを狙った犯罪や不審者遭遇事案が続発するなど、子どもの安全確保が喫緊の課題となっている。

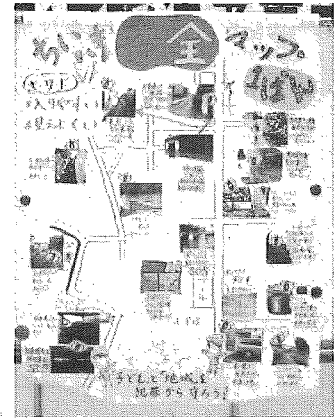
このため、子どもの危険予測能力、危険回避能力を向上させる効果がある「地域安全マップづくり」の指導者を養成する講座を開催し、小学校等における「地域安全マップづくり」の普及促進を図った。

〔講座の概要〕

- 講義
- フィールドワーク(会場周辺をグループで実地に検証)
- 地域安全マップ作成
- 発表・講評

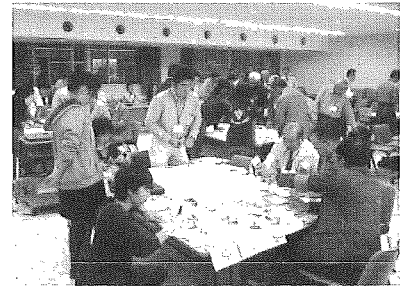
〔受講者〕

小学校教員、市町村教育委員会担当者、警察署担当者、大学生ボランティア、地域ボランティアなど



<協働の成果>

講座には小学校教員などの教育関係者だけでなく、地域で見守り活動を実施しているボランティアの方々も参加しており、「地域安全マップづくり」は、小学校における取組にとどまらず、地域全体の取組として進めるべきものであるという認識が広がりつつある。



(参考数値)

	H18	H19	増減
講座への参加人数(年間)	107	474	367

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 自主防犯活動団体活動支援

自主防犯活動団体が息の長い活動を安定的に実施していくための効果的な支援の在り方について、今後、県、市町村、ボランティア団体、自治会等の役割分担を踏まえ、検討する必要がある。

#### ○ 防犯責任者設置の推進

防犯責任者の設置が進まない業種も見受けられることから、今後とも、業種別に防犯責任者に関する説明会を開催するなど、その意義や効果等の周知を図るための取組を強化する。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の状況としては、概ね順調に推移しており、目標の達成が十分見込まれる水準である。

今後、取り組むべき課題に対応しつつ、犯罪のない安全で安心な岡山県の実現に向け、着実に施策を実施していく。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
4					
5	目標水準を大きく上回った				
4	目標水準を上回った				
3	概ね目標水準				
2	目標水準を下回った				
1	目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	202
担当部局	警察本部

## 1 施策の概要

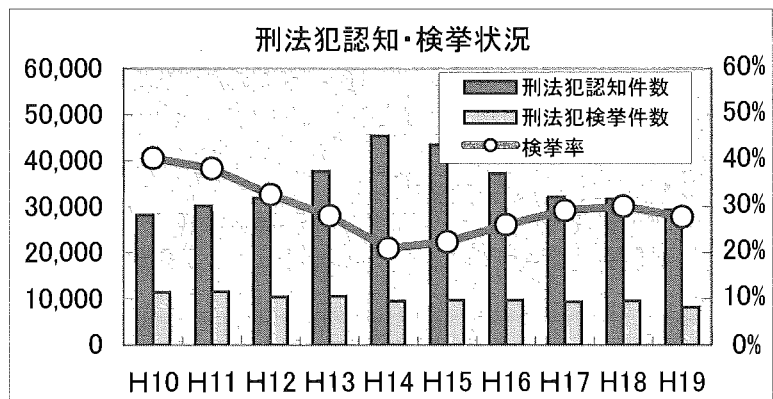
基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	暮らしと交通の安全プログラム
プログラムの概要	県民生活に危険を及ぼす犯罪・事故等を未然に防止するため、身近な犯罪や凶悪化・組織化・国際化する犯罪への対策、少年非行防止対策を強化するとともに、交通安全対策を推進します。また、犯罪被害者等への支援や日々の生活における消費者被害の撲滅を進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
刑法犯認知件数	件	32,102	27,000	29,257					
(指標の説明) 犯罪対策等の推進により、県内の刑法犯罪の減少を目指すもの									
交通事故死者数	人	148	115	115					
(指標の説明) 交通安全対策等の推進により、交通事故で亡くなる方の減少を目指すもの									
交通事故負傷者数	人	26,968	21,000	24,579					
(指標の説明) 交通安全対策等の推進により、交通事故で負傷される方の減少を目指すもの									

## 3 代表的な取組(I)

- 街頭犯罪等抑止総合対策の推進  
犯罪情勢の的確な分析とこれまでの施策による効果の検証を行い、犯罪が多発する時間帯・場所に警察力を集中運用した。また、身近な犯罪の発生状況等をタイムリーに情報提供するなどして、県民総ぐるみの実効ある抑止対策を推進した。



### <協働の成果>

自主パトロール隊をはじめとする地域住民等による自主防犯活動の促進を図るため、防犯講話、防犯訓練及び合同パトロール、地域安全情報の効果的な提供等を行い、自主防犯活動に対する積極的な支援を行うなど、地域住民等との協働の取組を強化した。



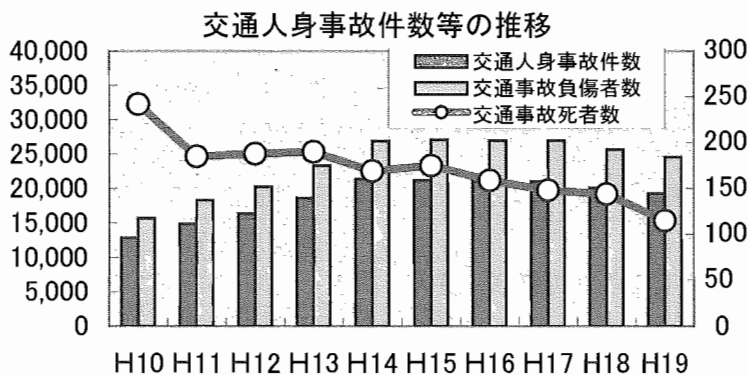
### (参考数値)

学校対象の防犯訓練・防犯教室の実施回数	H18	H19	増減
	664	676	12

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ○ 高齢者交通安全対策の推進

交通安全講習等を受講する機会の少ない高齢者に対し、交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員が高齢者世帯を訪問しての指導や小集団に対する交通安全指導を実施したほか、高齢運転者対策を強化するなど、高齢者の交通安全対策を推進した。



#### 〈協働の成果〉

高齢者が利用することの多い理髪店等の施設、バス・タクシー会社等の関係機関・団体等に呼び掛けて、高齢者を交通事故から守るため、「交通安全ひと言運動」を実践していただくなど、協働の取組により、交通安全意識の高揚と地域社会総ぐるみによる交通事故防止気運を盛り上げた。



#### (参考数値)

	H18	H19	増減
シルバー・セーフティ・サポート事業による交通安全教育受講者数	165,189	150,400	△ 14,789
高齢者の交通事故死者数	70	58	△ 12

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 振り込め詐欺対策の推進

平成19年中の振り込め詐欺の被害総額は6億9,460万円(前年比+51.4%)と大幅に増加するなど、次々と新たな手口が現れ犯行がより巧妙化しており、捜査態勢を強化して積極的な取締りを行うとともに、関係機関・団体と協働した被害防止に向けたさらなる取組が必要である。

#### ○ 高齢者交通安全対策の推進

高齢者の交通事故死者数は前年に比べて12人減少したものの、全死者に占める高齢者の割合は50.4%と過去最高を記録しており、高齢者交通安全対策や交通安全意識の高揚に向けた地域社会総ぐるみの対策を更に強力に推進していく必要がある。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、刑法犯認知件数は5年連続、交通事故死者数は4年連続、交通事故負傷者数は2年連続でそれぞれ減少し、交通事故死者数については目標水準に達するなど、順調に推移している。

街頭犯罪等抑止総合対策をはじめとした犯罪の検挙・抑止活動や高齢者対策に重点を指向した交通安全対策等も効果的に実施されているほか、県民主体の自主防犯活動や交通安全意識の高揚に向けた活動も活性化が図られており、取り組むべき課題はあるものの、目標の達成が十分見込まれる水準と考えられる。

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
4					
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				





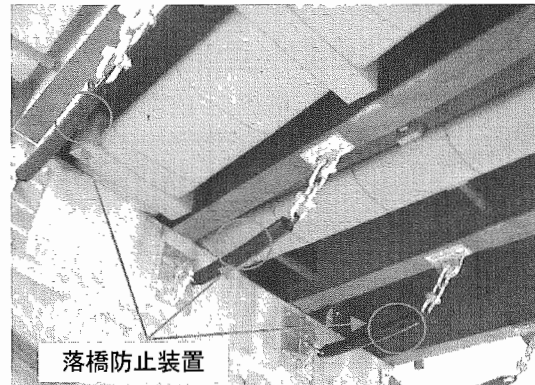
### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ○ 東南海・南海地震などの対策強化

大規模地震発生時に支援物資の輸送、救急活動などが迅速かつ円滑に実施できるよう、一次緊急輸送道路上の橋梁など重要橋梁の耐震化等、地震災害の被害を軽減するためのハード整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発等に取り組んだ。

- ・ 津波の遡上アニメーション、地震のイメージ映像等の啓発用DVDの作成・配付
- ・ 一次緊急輸送道路上の橋梁など重要橋梁の耐震化

耐震化した重要橋梁(累計数)	H18	H19	増減
	55	72	17



県道和气停車場線 金剛橋 落橋防止工事(H19年度施工)

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ わかりやすい防災情報の提供

ハザードマップの作成促進や防災情報のメール配信サービスの普及、地上デジタル放送との連携など、県民が緊急防災情報を入手しやすい環境づくりに取り組む。

#### ○ 防災対策の推進

風水害や地震をはじめとする災害の被害を軽減するためのハード整備を計画的に進めていくとともに、建築物の所有者等への防災対策意識の啓発に取り組む。

### 5 総合評価

- ・ 風水害や地震をはじめとする災害の被害を軽減するため、重点箇所を中心に計画的にハード整備を進め、目標水準を満たす整備を行うことができた。
- ・ 24時間体制の整備や災害に強い防災情報ネットワークの構築など防災・危機管理体制の充実・強化を行った。しかし、メール配信サービスの登録者数が低い伸びにとどまるなどの情報発信の面では、目標水準を下回った結果となった。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	204
担当部局	総務部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	自主防災プログラム
プログラムの概要	自分たちのまちは自分たちで守るという防災まちづくりを進めるため、様々な災害の発生に備えて、県民、ボランティア、各種団体、企業等が活動できる自主防災組織や災害ボランティアの人材育成、活動支援等を行います。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
事業所との災害時協力協定締結数	団体	119	250	241					
(指標の説明)県・市町村と事業所との災害時協力協定締結団体の増加を目指すもの									
自主防災組織率	%	44	70	47					
(指標の説明)地域防災の担い手である自主防災組織の増加を目指すもの									
防災士の数	人	35	350	331					
(指標の説明)地域防災力向上のための活動が期待される防災士の認定者数の増加を目指すもの									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ○災害ボランティアの育成

災害救援専門ボランティアの登録を推進するとともに、ボランティア意識の向上及び専門的な技術のレベルアップのための研修を実施した。

- ・「岡山県災害救援専門ボランティア研修」の開催（研修回数：6回、参加者115人）

#### <協働の成果>

災害ボランティアコーディネーターをはじめ、介護、手話通訳など専門的な知識や技術を持つボランティアを、災害救援専門ボランティアとして登録した。



災害救援専門ボランティア登録数 (人)	H18	H19	増減
	1,155	1,201	46

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ○ 自主防災組織の設置促進・育成

市町村が補助する町内会や自主防災組織への防災資機材の整備等を支援し、地域防災力の中核となる自主防災組織の設置促進及び活動活性化を図った。

- ・ 自主防災組織の設置促進・活性化  
 新規設置自主防災組織数・・・229団体  
 自主防災組織補助市町村数・・・10市1町
- ・ 防災講座の実施(参加者:760人)

自主防災組織数 (団体)	H18	H19	増減
	2237	2466	229

#### <協働の成果>

自主防災組織、NPO団体、防災士などの防災リーダーを対象に地域防災リーダー研修会や防災講座を開催し、地域における防災リーダーの育成を図った。

リーダー研修会参加者:約250人  
 防災講座参加者:760人



### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 災害ボランティアの育成

災害発生時の対応を強化するため、災害救援専門ボランティアの登録数をさらに増やす必要がある。

#### ○ 自主防災組織の設置促進・育成

地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の設置促進や活性化を図るため、その防災資機材の整備や防災士の資格取得等を支援する市町村に対して助成を行う。特に、自主防災組織率の低い市町村を対象に、重点的に防災講座、講演・研修会等を行い、自主防災組織の設置促進を図る。

### 5 総合評価

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種研修会や市町村等への支援を行い、地域防災力の強化に取り組んだ結果、災害時協力協定事業所や防災士が大幅に増加した。          また、災害ボランティアの登録や養成も成果が出るとともに、ロードサポーターの協力により、道路の維持管理も早期対応ができています。</li> <li>・ しかし、自主防災組織数は、229団体増えたものの組織率は47%と低い伸びにとどまっており、今後も自主防災組織率の低い市町村等に対し、重点的に設置促進を働きかけていく必要がある。</li> </ul>	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
	3				
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	205
担当部局	保健福祉部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	健康・医療プログラム
プログラムの概要	県民が健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくりの支援等を行うとともに、質の高い医療サービスが受けられるよう、患者への情報提供や医療機関の連携等を進めます。さらに、食の安全・安心の確保及び食育の推進を推進します。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
65歳時の健康寿命 (平均自立期間) <男性>	年	15.8	16.4	—						
<女性>	年	18.2	19.0							
(指標の説明)県民の健康づくりとそれを支える医療体制等がどの程度進んでいるかを表すもの										
患者からの医療安全 相談等に応じる体制 を備えた病院の割合	%	74	100	78						
(指標の説明)県内の病院が、自主的かつ積極的に医療の安全と安心の構築に取り組む一環として、設置を進めるもの										
栄養成分表示の店登 録施設数	施設	543	700	695						
(指標の説明)県民の健康づくりの意識(特に栄養・食生活分野)がどの程度進んでいるかを表すもの										
禁煙・完全分煙実施 施設認定数	施設	730	900	1,119						
(指標の説明)県民の健康づくりの意識(特にたばこ分野)がどの程度進んでいるかを表すもの										

## 3 代表的な取組(I)

### 難病医療ネットワークの充実

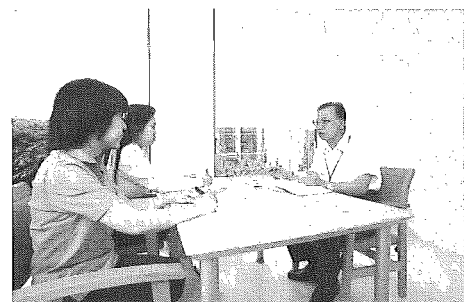
難病相談の専門的拠点施設である「岡山県難病相談・支援センター」において、在宅難病患者とその家族に対する相談支援等を実施した。特に19年度からは、就労支援に係る相談員及びアドバイザーを新たに配置し、難病患者の方の就労に向けた各種サポートを行うなど全国的にも先進的な取組を実施した。その結果、6件の正規就労を含め18件の就労に結びついた。

#### 〈協働の成果〉

講演会や交流会等における患者団体、医療機関との連携、就労支援における患者団体からのアドバイザー就任や医療機関、企業、ハローワーク等との連携などが図られた。

#### (参考数値)

相談件数(件)	H18	H19	増減
	1,152	1,215	63
就労件数(件)	H18	H19	増減
	—	18	18



【センターでの相談】



【患者・家族のつどい】

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進

県民が食への関心を高め、食の正しい知識や情報を習得することを目的として、岡山の食を問う検定「晴れの国おかやまの食」を実施したところ、多くの県民の参加が得られた。

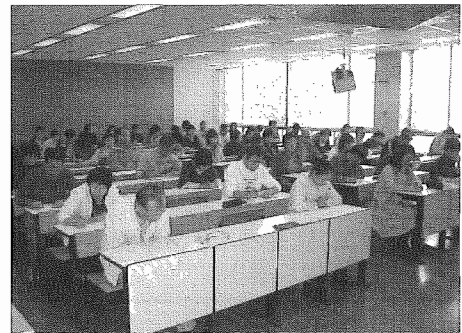
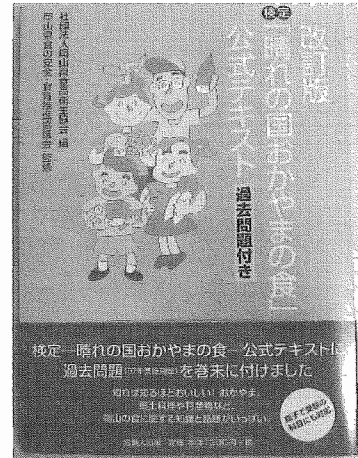
#### 〈協働の成果〉

岡山県食の安全・食育推進協議会、(社)岡山県食品衛生協会と協働して、公式テキストの出版や検定問題作成等を行い検定を実施することにより、県民の食への関心を高めるとともに、合格者の中からリスクコミュニケーション者87名の養成が図られた。

#### (参考数値)

検定受検者数 (人)	H18	H19	増減
	—	550	550

リスクコミュニケーション: 食品の摂取によって人の健康に悪影響が起きるリスク(危険性)について、情報交換や意見交換により、消費者と生産者・加工業者等が相互に理解を図ること。



【検定「晴れの国おかやまの食」】

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○医師確保体制の構築

地域や診療科による医師の偏在の解消が課題となっており、岡山県医療対策協議会において定めた指針である「これからの医師確保と医療提供体制の構築について」に沿って、引き続き、医師確保のための総合対策に取り組んでいく。

#### ○食の安全・安心確保の充実

県民の食に対する信頼の確保が課題となっており、輸入食品等の食品検査の強化を図るとともに、食品の安全性・危険性に関する正しい知識を普及するため、食に関するリスクコミュニケーションの更なる推進に取り組む。

### 5 総合評価

県民、事業者、関係団体、関係機関、市町村等の連携により、健康づくりの環境整備や医療提供体制の整備が計画的かつ着実に推進できた。また、消費者である県民、生産・加工・販売など食品関係事業者や関係団体、地域等との連携により、食の安全・安心の確保と食育の推進が図られた。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
4					
5	目標水準を大きく上回った				
4	目標水準を上回った				
3	概ね目標水準				
2	目標水準を下回った				
1	目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	206
担当部局	保健福祉課

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	福祉プログラム
プログラムの概要	障害者が地域で共生する社会の形成を目指し、ボランティアの育成や自立した地域生活を支える基盤の充実等を図ります。また、高齢者が健康でいきいきと活躍でき、家庭や地域で、安心して安全に自立した生活ができる環境の整備に取り組みます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
グループホーム・ケアホーム数(障害者)	箇所	137	290	172						
(指標の説明)障害者が、施設入院・入所から地域へ移行していくための受け皿の充足度を表すもの										
小規模多機能型居宅介護事業所数	箇所	10	140	42						
(指標の説明)認知症などの介護を要する高齢者が可能な限り自宅や地域で暮らすことができるよう支援するサービスがどの程度整備されているかを表すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 障害者の地域生活を支える基盤の充実

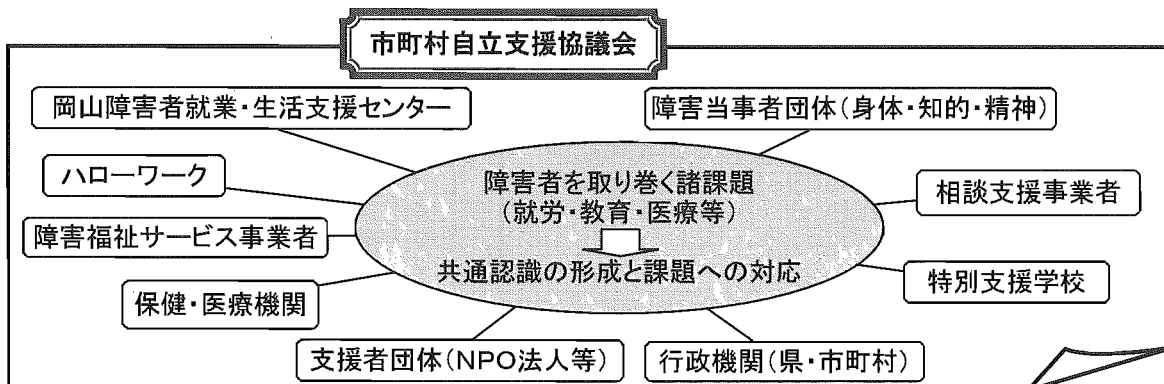
地域での居住の場であるグループホーム・ケアホームの整備を促進するとともに、市町村、サービス事業所等で障害者の地域生活を支援する相談支援従事者に対する研修を実施し、その能力向上に取り組んだ。また、精神障害者が住み慣れた地域で安心した生活を維持・継続できるよう、様々な職種の専門家で構成するチームが包括的支援を提供する「ACTおかやま事業」を実施した。

### 〈協働の成果〉

個別の相談支援をバックアップする市町村自立支援協議会において、支援者団体や障害福祉サービス事業者等と連携して、地域生活を支える体制の整備・充実が図られた。

(参考数値)

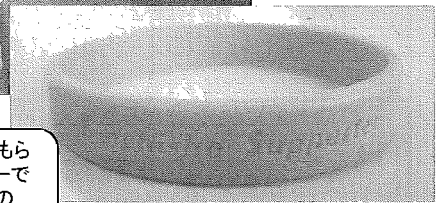
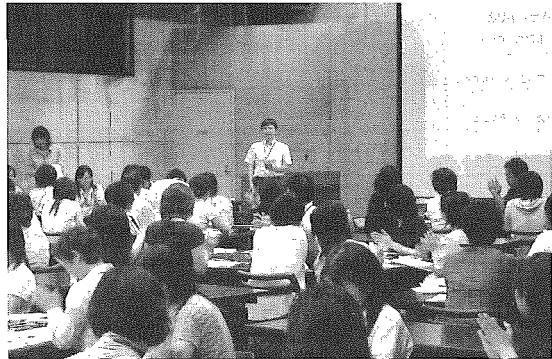
相談支援従事者 初任者研修 受講者数(人)	H18 (初年度)	H19	合計
	449	202	651



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 認知症高齢者支援の充実

認知症の人々が安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症を正しく理解し認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を平成21年度までに県内で2万人(全国で100万人)養成するため、養成講座で講師となるキャラバン・メイトを養成するための研修を開催した。(養成目標:平成19年度から21年度までの3年間で150人)また、認知症医療に関する技術的援助を行う認知症専門技術センターや、高齢者虐待防止や権利擁護に関する法律相談窓口を設置し、住民からの相談等に対応する市町村を支援した。



#### 〈協働の成果〉

認知症サポーターについては、市町村がキャラバン・メイトと連携して養成講座を随時開催し、19年度末までに約3千人が養成されている。

#### (参考数値)

キャラバン・メイト養成人数(人)	H18	H19	増減
	0	94	94

オレンジリング(ブレスレット)を腕に付けてもらい、認知症の人や家族へ認知症サポーターであるという目印として、また、サポーター間のネットワークづくりに役立っています。

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○障害者の就業環境の整備充実

障害者の地域生活基盤をより充実させるため、授産施設等の工賃水準の引き上げを目的とする岡山県工賃倍増5か年計画を推進するとともに、就労支援員の養成や障害者就業・支援センターの運営により、障害者の就労移行の促進に努める。

#### ○地域包括支援システムと総合的介護予防システムの構築

高齢者の地域での生活を支える地域包括支援システムや総合的介護予防システムの構築を図るためには、その中核機関となる市町村地域包括支援センターの機能を更に強化する必要があり、アドバイザーの派遣や技術的助言、情報提供等を行い、システム構築を通じた「まちづくり」への取組を支援する。

### 5 総合評価

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
関係団体や市町村等との連携により、障害者の地域の居住の場であるグループホーム等の着実な整備や高齢者の地域生活を支援する地域包括支援センターの機能強化が図られるなど、障害者や高齢者の自立した地域生活を支える環境整備について推進が図れた。	3				
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	207
担当部局	企画振興部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	ユニバーサルデザイン(UD)プログラム
プログラムの概要	年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、ユニバーサルデザインの考え方を県全域へ浸透させるとともに、すべての人が、安全・安心で生活しやすく、活動しやすい快適なまちづくりを進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
UDサポーターの数	人	8,700	16,000	15,300					
(指標の説明)UDの考え方に賛同し、UD推進に主体的に参加する人の増加を目指すもの									
UDIに配慮した駅の数	駅	13	18	13					
(指標の説明)利用者が5,000人/日以上全ての駅をUD化することを目指すもの									
バリアフリー化された公共的施設の数	施設	993	2,000	1,364					
(指標の説明)福祉のまちづくり条例に基づく届出・協議により、バリアフリー化された公共的施設の増加を目指すもの									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 「UDマインドの定着化」

県庁を挙げてのUD推進のための推進本部や産学官民のネットワーク及び有識者等によるアドバイザー会議など、全県的な推進体制のもとで、セミナーやシンポジウム、出前講座、体験事業等の各種普及啓発事業を幅広く展開して県内全域へのUDの考え方の浸透に努めた。

#### <協働の成果>

平成19年7月、UD普及啓発の拠点として「UDほっとステーションおかやま」をNPOと協働して設置・運営し、多くの県民の方が気軽にUDに触れることができる機会を継続して提供したほか、その他の普及啓発事業もNPOと協働して展開し、UDの考え方に賛同し、UD推進に主体的に参加する県民である「UDサポーター」を多数養成した。



UDほっとステーションおかやま  
(岡山市石関町)



展示コーナー

#### (参考数値)

「UDほっとステーションおかやま」の利用者数(人)	H18	H19	増減
	0	2,700	2,700



3 代表的な取組(Ⅱ)

「UDの導入による公共交通機関の利便性の向上」

公共交通機関の利便性の向上を図るため、JR高島駅のエレベーター、多機能トイレ等の設置事業に対する助成を行った。平成20年5月に使用を開始し、これによりUDに配慮した駅の数が増加した。

また、ノンステップバス導入やICカード導入に対する助成を行い、公共交通機関の利便性の向上を図った。

<協働の成果>

各公共交通事業者並びに市町村等と連携し、UDに配慮した交通関係施設整備の促進やバス等公共交通機関の利便性の向上を図った。



JR高島駅エレベーター



バスICカード読取機

4 取り組むべき課題と対応方針

○UDマインドの定着化

「UDほっとステーションおかやま」の効率的な活用にも努めるとともに、県全域において広く県民にUDの考え方が浸透・定着するよう、引き続き出前講座等の啓発事業に積極的に取り組む。

○誰もが暮らしやすいUD社会の実現

誰にとっても便利で使いやすいまちづくり、もの(製品)づくりの推進や情報・サービスの提供に取組み、生活のあらゆる面で利便性が高い「すべての人にとって暮らしやすいおかやまづくり」を目指す。

5 総合評価

各重点施策や事業の取組により、ユニバーサルデザインの浸透・定着が着実に図られており、一定の水準は確保できていると考える。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	208
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	水と緑プログラム
プログラムの概要	ふるさと岡山の美しい水と緑をかけがえのない財産として次代に引き継いでいくため、清流保全活動、児島湖の再生、瀬戸内海の環境保全等に取り組むとともに、多様で健全な森林整備、里山等の保全と活用を進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
ホテルの生息地箇所数	箇所	208	240	236						
(指標の説明)川の清流保全を推進することにより、ホテルの生息地箇所の増加を目指すもの										
森づくり活動への参加者数	人/年	4,837	7,000	7,444						
(指標の説明)森林の働きや大切さを啓発するため、指導的人材の養成や身近な里山林での活動支援などにより森づくり活動への参加者数の増加を目指すもの										
環境保全を活動目的とするNPO法人数	団体	103	190	132						
(指標の説明)活動目的に環境保全を挙げているNPO法人の認証数の増加を目指すもの										
児島湖の水質(COD)	mg/l	8.3	7.3	7.9						
(指標の説明)児島湖の再生を推進することにより、代表的水質である化学的酸素要求量の改善を目指すもの										
下水道や浄化槽等により生活排水処理ができる人口割合	%	63.3	75	68.7						
(指標の説明)下水道、集落排水、合併処理浄化槽により生活排水処理できる人口割合の増加を目指すもの										
海のゆりかご(藻場)の面積	ha	930	1,000	937.5						
(指標の説明)水産資源の回復や海域環境の改善のため、魚介類の成育や水質の浄化にとって重要な海のゆりかご(藻場)の回復を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

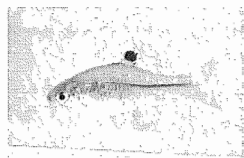
### 希少野生動植物の保護

国のレッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定されている淡水魚(スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ)や、岡山県希少野生動植物保護条例において指定されている希少野生動植物※の保護を図るため、地域住民等の協力を得ながら、川掃除等による生息環境の整備や種まき等の増殖活動を行った。

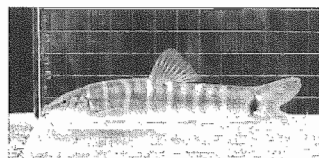
※条例指定希少野生動植物:4種(フサヒゲルリカミキリ、ミスアオイ、マルバノキ、エヒメヤメ)

### 〈協働の成果〉

スイゲンゼニタナゴやアユモドキの保護と外来生物の駆除を目的として「おさかな学習会」を実施するなど、地域の町内会・子供会、NPO団体やボランティア等、幅広い県民の協力のもと、希少な野生動植物の保護活動等を展開した。



スイゲンゼニタナゴ



アユモドキ

※ 全国でも本県内を中心とした地域のみが生息



おさかな学習会の開催(瀬戸内市、平成19年10月14日)

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 児島湖再生の推進

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的に、9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、県、国、流域市町、民間団体等が一体となり、流域住民の理解と協力のもとに県民運動として各種行事を実施している。19年度の主な結果は次のとおり。

- ① 児島湖流域清掃大作戦：9月2日に児島湖・流入河川11箇所において、児島湖流域環境保全推進協議会会員、住民、民間団体、学生、県・市町村職員等4,952人が一斉清掃を行い、計36tのごみを回収した。
- ② 児島湖流域環境保全ポスターコンクール：児島湖の環境保全に対する児童・生徒の理解を深めるため、5月中に流域の小学3年生～中学生からポスターを募集し、68の小・中学校から2,122点の応募作品があった。
- ③ 児島湖ふれあい環境フェア：児島湖流域の環境保全についての県民の意識と関心を深めるため、ポスターコンクール入賞者表彰式・環境保全啓発キャンペーンを、初めて下水道ふれあいデーの行事に併せて、9月8日に児島湖流域下水道浄化センターにおいて行うとともに、ポスター・パネル展を9月8日～17日にイオン倉敷において行った。

#### <協働の成果>

各種行事への参加について、流域内の住民や児島湖の環境保全に関心を持つ団体等へ呼びかけ、多数の参加が得られており、児島湖の環境保全についての意識と関心が得られている。



児島湖流域清掃大作戦

(参考数値)

児島湖流域清掃大作戦の参加者	H18	H19	増減
	3,837人	4,952人	1,115人

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○生物多様性の確保

希少動植物の保護活動を、「地域で守ろう貴重な動植物」をキャッチフレーズに、地元の町内会や学校、NPO団体、民間企業等、多くの県民の協力を得て積極的に展開する。また、外来生物について、「入れない、捨てない、拡げない」の原則のもとに、県民の理解を深めるための普及啓発等を行う。

#### ○瀬戸内海の環境の保全に関する施策の推進

瀬戸内海の水質は一定の改善後、横ばい傾向を示しているが、海ごみ問題のほか、藻場・干潟の保全や海砂利採取跡地の修復など浅海域に係る問題等について、瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画に基づき施策を推進する必要がある。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、全ての指標で進捗(達成)率は概ね目標水準に達している。また、児島湖再生や瀬戸内海の再生・活用、清流保全の取組やクリーンライフ100構想に沿った効率的な下水処理施設の整備、里山ふれあいの森づくりの推進や希少野生動物の保護活動、自然環境学習の推進など、重点施策・事業への取組も一定の水準は確保できていると考える。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	209
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	地球環境プログラム
プログラムの概要	地球環境問題に対する身近な取組として、省エネ・省資源、グリーン購入等、県民の自主的な環境保全活動を促進するとともに、循環型産業システムの構築、クリーンなエネルギーの導入、温室効果ガスの吸収源対策等を進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
一人当たりゴミの排出量	g/日	1,033	1,005	1,003						
(指標の説明)各家庭や事業所から排出される一般廃棄物の削減を目指すもの										
アースキーパーメンバーシップ登録会員数	人・団体	5,042	10,000	6,972						
(指標の説明)地球温暖化防止のため、自ら環境への影響を減らす取組を継続的に行う人たちの会員登録数の増加を目指すもの										
産業廃棄物のリサイクル率	%	49.2	50.1	47.1						
(指標の説明)循環型社会の形成のため、産業廃棄物のリサイクル率の向上を目指すもの										
公共施設及び民間事業所における太陽光発電による総出力電力	kw	3,488	7,000	5,980						
(指標の説明)県内の公共施設及び民間事業所に設置された太陽光発電設備(10kW以上)の出力電力の増加を目指すもの										
岡山エコ事業所の認定件数	件	189	250	218						
(指標の説明)グリーン調達やゼロエミッションに積極的に取り組む環境にやさしい県内事業所の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### アースキーパーメンバーシップ推進事業

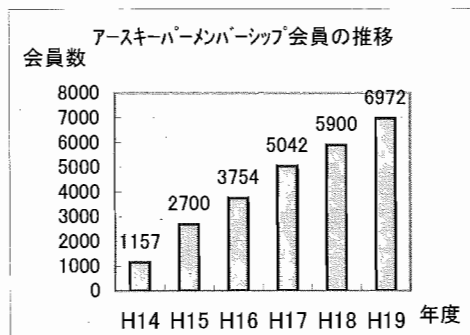
アースキーパーメンバーシップ会員の積極的な取組の推進と制度の周知を図るため、地球温暖化防止活動推進センターと協力し、普及啓発事業として「アースキーパー親子学習会」や「アースキーパーメンバーシップ会員のつどい」を開催した。

#### <協働の成果>

地球温暖化防止のため、県民・事業者による、環境への影響を減らす活動への主体的取組が着実に広がっている。



親子学習会



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 循環型社会づくりの推進

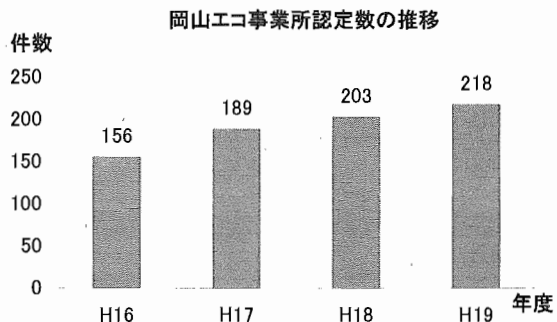
「おかやま・もったいない運動」として「推進フォーラム」の開催や小中学生を対象とした「もったいない・ごみゼロコンテスト」の他「おかやま・もったいない川柳コンテスト」などを通じて、もったいない精神を普及し、県民一人ひとりのライフスタイルに3R(リデュース、リユース、リサイクル)が定着するよう努めた。また、岡山県エコ製品の認定・普及により再生品の使用促進を図るとともに、ゼロエミッションに取り組む事業所などを岡山エコ事業所として認定・普及することにより、環境にやさしい企業づくりを進めた。

#### <協働の成果>

「おかやま・もったいない運動」の各事業については、事業者・NPO・各種団体等で構成する「岡山県ごみゼロ社会推進会議」と協働で実施しており、県民各層に「もったいない精神」が浸透しつつある。



「おかやま・もったいない」晴れの国フォーラム



### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○省エネルギービジョンに基づく取組の推進

地球温暖化防止行動計画を着実に推進するため、省エネルギービジョンに位置付けた施策・重点プロジェクトについて、県民、各種団体、企業及び市町村と協働・連携して取り組む必要がある。

#### ○事業者の資源循環の取組の推進

産業廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リデュース、リユースは進みつつあると考えられるが、リサイクル率は向上していない。これは、汚泥等リサイクルしにくい廃棄物の排出量が増加していることが主な原因であるので、再資源化のための研究や資源循環に取り組む事業者への支援を行うとともに、未利用資源の有効利用を図るための情報提供や商談会の開催等を行う。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、一部の指標を除き、進捗(達成)率は目標水準を上回っている。重点施策の取組については、アースキーパーメンバーシップ制度の積極的な展開をはじめ、企業や地域での地球温暖化対策の一層の推進を図るとともに、エコドライブの推進によるCO<sub>2</sub>削減、有害化学物質やアスベスト対策などにより、環境保全の推進を図った。また、「おかやま・もったいない運動」等の各種取組により、県民生活や事業活動の中での3Rは進みつつある。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	210
担当部局	生活環境部

## 1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	都市・農村景観プログラム
プログラムの概要	潤いのある生活空間や優れた景観の創出と個性を生かしたまちづくりを推進するとともに、全国都市緑化おかやまフェアを平成21年に開催します。また、中山間地域等の美しい田園景観の保全など、自然と調和した農山漁村づくりに努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
景観形成に重点的に取り組んでいる地区等の数	箇所	7	15	7						
(指標の説明)県、市町村が景観形成に重点的に取り組む地区を景観計画等に位置づけ、施策を推進するもの										
おかやまアダプト参加人数	人/年	27,000	40,000	33,980						
(指標の説明)県管理の道路、河川等の定期的な清掃、緑化活動等を行う「おかやまアダプト事業」への参加者数の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 「晴れの国おかやま景観計画」の策定

良好な景観の形成を進めるための指針として、19年9月に景観法に基づく「晴れの国おかやま景観計画」を策定した。県民との協働、市町村の支援及び規制誘導を通じて、良好な景観の形成に取り組むこととしている。

### 市町村の景観計画策定を支援

景観計画策定に取り組む市町村と連絡会議を開催し、制度の疑問点の検討など情報交換を行った。

### <協働の成果>

県、岡山市、早島町がそれぞれ景観計画を策定し、建築物の新築等の事前届出・審査などを通じて景観形成に取り組んでいる。

### (参考数値)

	H18	H19	増減
景観計画策定済み団体数	0	3	3



<吹屋背景保全地区>



<吉備高原都市景観モデル地区>

3 代表的な取組(Ⅱ)

全国都市緑化おかやまフェアの開催準備

平成21年春の開催に向けて、18年度に策定した基本計画に基づき、19年度は会場整備、広報宣伝、行催事、交通輸送、植物調達・管理等の実施計画を策定した。

また、県内外のイベント参加によるPRや、園児が花を植えるなど各種キャンペーンの実施、1年前祭の開催などフェアの周知と開催気運の醸成を図るとともに、公的広報媒体等を利用して各種広報を実施した。

○みどりの日にまちを緑で飾るキャンペーン

5月4日のみどりの日に各家庭や、企業、学校などの玄関先や窓辺に緑を添えて、まちを花やみどりで飾り、小さな活動からまちの景観を変えていくためのキャンペーンを実施

○みんなの花だよりキャンペーン

岡山市西大寺地区の保育園、幼稚園を対象として、花の育成に必要な資材提供を行い、園児自らの手で花を植え、育てることの楽しさや喜びを体験する機会を与えるキャンペーンを実施

〈協働の成果〉

フェア会場の花壇の維持管理をしていただく花緑ボランティアリーダーを募集し、知識習得のための研修を実施した。また、岡山市西大寺地区の保育園、幼稚園の園児たちとの共同作業で、球根の植え付けを行った。子どもたちが育てた花は、会場及び会場周辺の飾り付けに使う予定としている。



〈花緑ボランティアリーダー〉



〈みんなの花だよりキャンペーン〉

4 取り組むべき課題と対応方針

○市町村景観計画の策定支援

市町村が景観行政団体となって景観計画を策定し、独自に景観施策を行っていくことを、景観法の制度や他市町村の状況を情報提供する等の方法で支援していく。

○全国都市緑化おかやまフェア全県展開と県民、市民協働

県民、市民協働のもと、全県展開を図りながら魅力あるフェアを開催するため、県民、市民をはじめ、市町村、学校、企業などに出展や催事、運営等への参加や協力を呼びかけていく必要がある。

5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、「景観形成に重点的に取り組んでいる地区等の数」は増減がなかったが、景観計画を策定する団体が増えてきていることから、今後、目標達成が見込まれる。

また、全国都市緑化おかやまフェア開催に向けた準備や「きれいで快適な生活空間の創造」に向けた県民との協働による落書き消去活動等が実施されるなど、重点施策等への取組も概ね目標水準であると考える。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った					

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	301
担当部局	産業労働部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	地域産業プログラム
プログラムの概要	活力ある本県産業の形成に向けて、元気な中小企業やオンリーワン企業を支援します。また、地域特性に応じた地場産業の活性化、水島コンビナートの国際競争力強化とともに、産業人材の育成に関係機関と連携して取り組みます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
経営革新に取り組む中小企業数	社	117	600 (5年間で)	143					
(指標の説明) 新商品や新サービスの開発等を行う経営革新計画の策定を目指すもの									
製造品出荷額等	億円/年	66,837	75,000	82,539					
(指標の説明) 県内製造業の出荷額等の状況									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ■経営革新による企業活力の向上

意欲ある中小企業が自らの創意・工夫を生かして行う経営革新の取組について、県が企業の経営革新計画を承認し、低利融資、税制の特例、補助金等の施策により積極的に支援した。

#### <経営革新大賞受賞企業>

模範となる実績を達成した企業に対し、経営革新大賞を授与し、取組の促進を図った。

○モリマシナリー株式会社(赤磐市)

新型タブレットプレス等の新商品を開発  
生産工程の合理化による事業基盤を確立

○わかば食品株式会社(倉敷市)

「味」へのこだわりによる差別化で、新規顧客を開拓

#### <協働の成果>

中小企業、産業振興財団・商工会議所等の支援機関、県が協働し計画策定及びフォローアップを推進。

(参考数値)

経営革新計画承認企業	H18	H19	増減
	159	143	△ 16



H20. 2. 5 経営革新大賞授賞式

#### 経営革新計画承認企業の内訳

##### 1 従業員規模別割合

従業員数	企業数(社)	割合(%)
1～9名	47	32.9
10～29名	62	43.3
30～99名	26	18.2
100名～	8	5.6
合計	143	100.0

##### 2 業種別割合

業種	企業数(社)	割合(%)
製造	61	42.6
建設	26	18.2
運輸・通信	7	4.9
卸売・小売	30	21.0
飲食・宿泊	1	0.7
サービス	16	11.2
その他産業	2	1.4
合計	143	100.0



3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 水島コンビナートの国際競争力強化

水島工業地帯産学官懇談会での協議を受け、水島コンビナート競争力強化検討委員会において、産学官の連携のもとに立地企業同士がコンビナートの将来展望を共有し、コンビナートの競争力を強化するため「水島コンビナート国際競争力強化ビジョン」を19年11月に策定し、①物流、②エネルギー、③保安、④環境、⑤リサイクル、⑥人材の6分野について、連携して取組を進めることとした。

～「アジア有数の競争力を持つコンビナート」を目指して～

◆基本方針◆

- 1 企業間連携と産学官連携による競争力強化
- 2 環境との共生
- 3 地域との共生



☆連携して取り組む6分野☆

- ① 物流分野
  - ・港湾施設の機能強化
  - ・陸上物流インフラの充実など
- ② エネルギー分野
  - ・エネルギーの融通・共有化など
- ③ 保安分野
  - ・保安防災情報と技術の共有化
  - ・設備レイアウトに係る効果的の安全措置
- ④ 環境分野
  - ・環境関連技術の共有化
  - ・環境関連制度の効果的運用など
- ⑤ リサイクル分野
  - ・廃棄物の情報共有・共同輸送
- ⑥ 人材分野
  - ・人材育成事業の充実

<協働の成果>

企業間連携や産学官連携により、設備投資や、インフラの整備、適切な環境・安全対策の在り方等の検討が進んでいる。

(参考数値)

水島工業地帯の 製造品出荷額 (億円)	H18 43,858	H19 39,700 (速報値)	増減 △4,158 (△9.5%)
---------------------------	---------------	------------------------	-------------------------

4 取り組むべき課題と対応方針

○ 元気な中小企業の支援

原油・原材料価格の高騰や、建築基準法改正の影響などにより、中小企業の業況は悪化しており、経営体質の強化が必要である。そのため、独自の技術や製品をもつオンリーワン企業を育成するとともに、新分野への進出や新たな受注先開拓などの経営革新を支援し、フォローアップの充実にも努める。

○ 地域産業の活性化

近年、東アジアの需要拡大等により、水島地域を中心に製造業の製品出荷額等は高水準で推移しているが、地域産業が幅広く活性化することが必要である。全国有数の地域産業である繊維産業の活性化施策をはじめ、海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進に向けた施策に、取り組んでいくことが求められる。

○ 産業人材の育成

産業人材の確保・育成に関する課題、企業のニーズ等の把握が十分でないため、引き続き岡山県産業人材育成コンソーシアム等との協議を通じ課題等の解決を図る必要がある。

5 総合評価

夢づくり協働指標の平成19年度の進捗状況は、いずれの指標も好調であった。

産学官の連携による、「繊維産業ルネサンスフォーラム」の開催や「水島コンビナート国際競争力強化ビジョン」の策定、新商品や新サービスの開発等を行う経営革新計画の承認による意欲ある中小企業の新事業展開や経営の向上への支援や広域受注開拓のため県内外で行う商談会等や商店街づくりへの支援、地域産業を支える支援体制の確立等に取り組んでいる。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
4					
5	目標水準を大きく上回った				
4	目標水準を上回った				
3	概ね目標水準				
2	目標水準を下回った				
1	目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	302
担当部局	産業労働部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	新産業プログラム
プログラムの概要	本県の経済を支える新しい産業基軸の構築を目指し、ものづくり重点4分野(超精密生産技術、バイオ、医療・福祉・健康、環境)を中心として、産学官連携により、新製品・新技術を生み出す岡山版産業クラスターの形成を一層推進するとともに、力強いベンチャー企業の育成に取り組みます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
岡山版産業クラスターで開発された製品の数	件	90	235	129						
(指標の説明)産学官連携組織(産業クラスター)での新製品・新技術の開発を目指すもの										
大学発ベンチャー企業数	社	23	35	32						
(指標の説明)ベンチャー企業の県内大学・高専の研究成果や特許等に基づく起業、又は大学等教職員・学生の人材移転による起業を目指すもの										

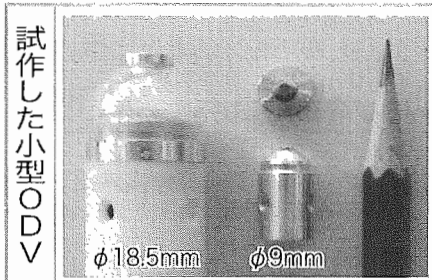
## 3 代表的な取組(I)

### ■マイクロものづくり産業クラスターの形成

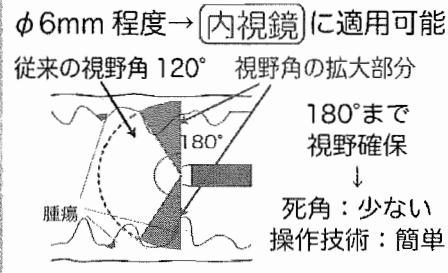
マイクロものづくり産業クラスターの形成に向けて、企業・大学・工業技術センター等の産学官連携による共同研究を進めるとともに、マイクロものづくりセンターを拠点に技術の高度化や技能伝承等を目的としたマイクロものづくり大学を開催し、多くの企業の皆様からご参加をいただいた。

＜産学官連携で取り組んでいる技術の例(全周撮像装置(ODV)の小型技術)＞

○工業技術センターの取組 → さらなる小型化



さらなる  
小型化



また、「マイクロものづくり岡山」のブランド化を図るとともに、マイクロものづくり企業の海外での販路開拓を支援するため、平成19年4月にドイツのハノーバーで開催された世界最大級の産業技術見本市「ハノーバー・メッセ2007」に、12社・2団体による「マイクロものづくり岡山」共同ブースを出展した。

＜ドイツ・ハノーバー・メッセ＞



＜協働の成果＞

企業、支援機関等が参画した「マイクロものづくり岡山推進協議会」の会員が拡充され、会員企業による製品開発も活発化するなど取組が本格化している。

(参考数値)	協議会	H18	H19	増減
	会員数	177	193	16

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ■ベンチャーの発掘・育成

##### ○インキュベーション施設等による育成

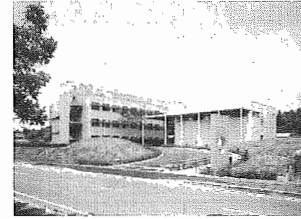
PFI方式により整備した岡山リサーチパークインキュベーションセンターにおいて、情報通信やものづくりの分野を中心に新規創業や新製品開発を目指すベンチャー企業等に対し、民間のノウハウを効果的に活用しながら専属のインキュベーションマネージャーがきめ細かい支援を行っており、高度な技術力や将来性により注目を集めつつあるベンチャー企業が育ちつつある。

##### ○事業PRや販売支援

起業を目指す人材の発掘や育成のために、ビジネスプランコンテストやセミナーを実施するとともに、有望な新製品、新サービスを持ちながら、営業人材や事業資金が不足するため伸び悩む創業・成長段階のベンチャー企業等に対し、ビジネスマッチングの場の提供や販路開拓、資金調達への支援を行っている。

#### <協働の成果>

起業者支援を行う関係機関が、協働しながら、効果的に創業促進・育成施策を実施している。



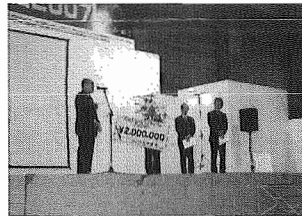
ORIC(岡山リサーチパークインキュベーションセンター)

(参考数値)

ORIC 入居企業分野 (H20.3現在)	分野	企業数
	情報通信	14
	ものづくり	17

(参考数値)

ORIC 延べ入居企業数	H18	H19	増減
	64	71	7



ベンチャープランコンテスト

- ・応募総数 34件
- ・最優秀賞 竹宮宏和氏  
「防振及び耐震用「複合体WIB工法」の開発と製造・販売」

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○岡山版産業クラスターの推進

岡山産学官連携センターの立ち上げなどにより産学官の連携は進みつつあるが、大学等研究者の研究シーズが製品開発や創業に結びつくよう取組強化を図るとともに、開発された製品や技術が販路拡大に結びつくよう、普及・啓発を行う必要がある。

#### ○ベンチャーの育成

より事業効果が高まるよう、ベンチャー企業の創業を支援する産業振興財団や地元経済団体等の連携をさらに密にするとともに、情報を共有し、効率的な支援を展開する必要がある。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の平成19年度の進捗状況は、いずれも好調であった。  
ものづくり重点4分野を中心とする産業クラスターの形成については、「ミクロものづくり岡山推進協議会」、「おかやま食品産業クラスター協議会」、「ハートフルビジネスおかやま」、「メディカルテクノ岡山」、「循環資源活用推進研究会」等の産学官連携組織を母体に新産業構築に向けた活動を展開し、また新技術・新製品の開発等への支援も進んでいる。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	303
担当部局	産業労働部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	戦略的企業立地プログラム
プログラムの概要	陸海空の広域交通ネットワークの整備を推進するとともに、マイクロものづくり分野をはじめとする企業をターゲットにするなど、次代の成長産業を見据えた戦略的な誘致活動を進めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
企業立地件数	件	24	150 (5年間で)	35					
(指標の説明)県内への企業立地促進を目指すもの									
国際航空貨物量	トン/年	471	5,000	1,679					
(指標の説明)国際航空貨物輸送力の強化を目指すとともに岡山空港の利用促進を目指すもの									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ■ 産学官の連携

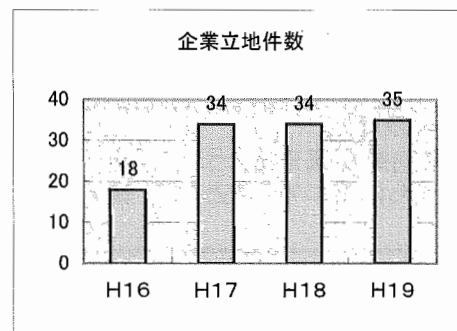
岡山県企業誘致推進協議会や企業誘致アドバイザーと連携し、そのノウハウや人的ネットワークを活用しながら、ターゲットとする分野の企業における設備投資情報等の収集を図るとともに、収集した情報に基づいて、産学官の協働による企業誘致活動を展開している。

### <協働の成果>

経済団体、金融機関、学術研究機関等23団体で構成する岡山県企業誘致推進協議会を設けるとともに、各会員団体から企業誘致アドバイザーを推薦いただき(157名)、産学官連携のもとに、企業情報の収集や誘致の働きかけを行っている。

### (参考数値)

	H18	H19	増減
企業誘致アドバイザーの数	138名	157名	19



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ■ 分譲用地の確保

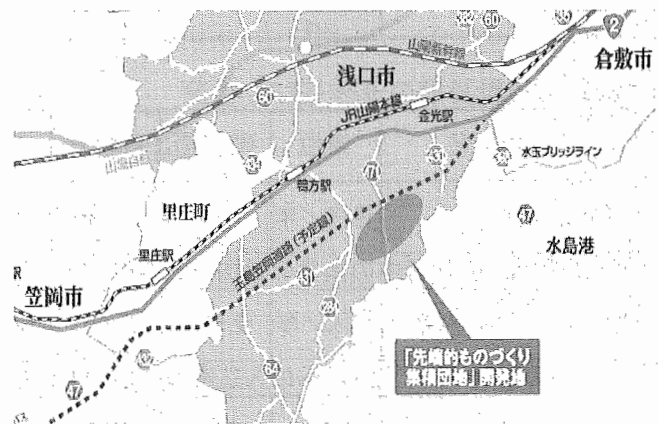
近年の好調な企業立地によって、特に県南内陸部においては企業用地が不足してきているため、浅口市の「先端的ものづくり集積団地」の整備を支援するとともに、分譲可能な民有地情報を集め、提供した。

#### 〈協働の成果〉

- 1 団地整備は市町村が実情に応じて造成し、県は造成に向けた手続面での支援、分譲に向けたPR・誘致面での支援を行った。

特に浅口市に対しては、技術職員の派遣や各種手続等の支援を行うとともに、企業訪問時やフォーラム開催時などの機会に団地のPRに努めた。

- 2 市町村との連携を密にし、市町村の把握している民間の遊休地、工場跡地等の情報を収集し、企業に対して提供した。



### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○大型企業誘致の実現

ここ数年、県内への企業立地は好調に推移しているが、大型企業誘致は実現していないことから、企業の設備投資計画に係る情報収集力の強化等に努め、効果的な企業誘致活動の展開を図っていく。

#### ○企業用地の確保

近年の好調な企業立地によって、県南内陸部においては企業用地が不足してきていることから、先端的ものづくり集積団地をはじめ、意欲ある市町村の取組を支援するとともに、空き工場等の民有地について、市町村と連携して情報収集を図り、企業用地の確保に努める必要がある。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の平成19年度の進捗状況は、好調であった。

産学官連携のもと、ターゲットを絞って企業誘致活動を推進してきた結果、企業用地が減少する中で、県内への企業立地件数が35件となるなど、目標水準を上回っており、また、立地企業に対するアフターフォローの継続的实施などにより、効果的な立地を進めている。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	304
担当部局	産業労働部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	観光プログラム
プログラムの概要	国内外から多くの観光客が訪れるよう、「観光・岡山」のブランドを確立し、岡山の魅力の発信とともに、団塊世代や女性を意識した観光客誘致活動を展開します。また、おもてなしの推進などに努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
観光消費額	億円/年	1,416	1,530	1,483						
(指標の説明)旅行中の消費の増加を目指すもの										
観光客入り込み数	万人/年	2,550	2,710	2,502						
(指標の説明)観光施設等への入込客数の増加を目指すもの										
観光ボランティアガイドの数	人	560	700	628						
(指標の説明)岡山県観光ボランティアガイド連絡会構成団体の会員数の増加を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### ■ インバウンド(海外入り込み客)の大幅な増加促進

上海市(中国)、高雄市(台湾)、釜山市(韓国)での国際観光展等へ出展し、県内観光地及び物産のPRを行った。また、韓国、中国、台湾など東アジア地域をターゲットに、近隣府県とも連携し、現地の旅行業者等を招請しての視察旅行や商談会を行い、旅行商品の造成を働きかけるなど、国により異なる観光ニーズを踏まえた誘致活動を行った。

### <協働の成果>

岡山空港において、海外チャーター便等の到着時に「岡山県外国人観光客受入協議会」とも連携し、外国人観光客に対し歓迎行事を行い、リピーター客の誘致に寄与することができた。



<空港での歓迎行事>

### (参考数値)

	H18	H19	増減
県内への外国人旅行者宿泊者数 (単位:千人)	42	61	19

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ■「観光・岡山」ブランドの確立のためのPR

本県を訪れる観光客が最も多い関西地域において、岡山の魅力を体感してもらうために、「観光・岡山ブランド」選定品目(食(おかやま黒まめ、地酒、あなご、黄にら))と岡山の旬の食材を組み合わせたメニュー(料理)を提供し、参加した者が口コミ発信の核となることによる、「観光・岡山」ブランドの浸透と岡山のイメージアップを図った。

また、食に関する雑誌へのタイアップ広告企画を掲載し、岡山のイメージアップを図った。

<「観光・岡山ブランド」のPR>



#### <協働の成果>

関係団体や市町村と連携のもと、「観光・岡山」ブランドのPRを図るとともに、「観光・岡山」ブランドの確立に向けた意識統一への取組を行った。



<メグミいっぱい岡山の味わう晩餐会>

(参考数値)

	H18	H19	増減
観光客入り込み客数(万人/年)	2,458	2,502	44

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○「地域発観光」の推進

地域の人々や民間の組織が中心になり「地域づくり」を通じて創造する「地域発観光」を推進し、誘客促進を図るため、観光関係者や県民意識の向上を図り、地域が主体的に取り組む新たな観光ルートの開発等に対し、積極的な支援を行う。

#### ○インバウンド(外国人観光客)の増加促進

国別の観光客の特徴を踏まえ、近隣府県とも連携し、積極的な誘客促進を進める。また、外国人観光客の満足度を高めるため、観光事業者との協働により受入体制の充実に努める。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の平成19年度の進捗状況は、観光入込客数が低調なもの、観光ボランティアガイド数や観光消費額については好調であった。

また、県内への外国人旅行者宿泊者数の大幅な増加への取組をはじめとして、情報発信や県民全体のおもてなし意識の向上を図る取組等についても実施している。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	305
担当部局	農林水産部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	農林水産業プログラム
プログラムの概要	農林水産業が将来にわたり持続的かつ安定的に発展するよう、意欲あふれる新規就農者等や力強い経営体の確保・育成を図るとともに、高品質な農林水産物の生産振興や「おかやまブランド」の形成、地産地消運動を推進します。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
新規就農者の数	人/年	99	110	114					
(指標の説明)担い手の減少や高齢化の進行に対処するため、新規就農者を年間110人確保するもの									
定年帰農者等の数	人/年	45	100	102					
(指標の説明)担い手の減少に対処するため、定年後に農業を専従で始める定年帰農者等を年間100人確保するもの									
認定農業者等の担い手数	経営体	3,372	3,600	3,437					
(指標の説明)効率的かつ安定的な農業経営体を確保するため、意欲と能力のある経営感覚に優れた認定農業者等を育成するもの									
有機無農薬農産物の生産量	トン/年	1,372	1,600	1,455					
(指標の説明)土づくりを基本として、農薬、化学肥料を使用せず生産された農産物の生産量									
おかやま次世代フルーツの栽培面積	ha	24	200	45					
(指標の説明)県が育成した期待の新品種である桃「おかやま夢白桃」、ぶどう「オーロラブラック」の栽培面積									

## 3 代表的な取組(I)

### 有機無農薬農産物の生産拡大

収益性の高い大規模経営体の育成を進めるとともに、新規栽培者の確保、生産技術の向上、実需者との連携支援のため研修会を開催し、有機無農薬農産物の生産拡大を推進した。また、販路の拡大・開拓のため、おかやま有機無農薬農産物を使った料理提供店の指定やフェアの開催等によりPR活動を行った。

#### <協働の成果>

生産者、市町村、関係団体、流通業者等が連携し、安全・安心なおかやま有機無農薬農産物の生産拡大、販路開拓等を推進している。

#### <料理提供店の指定>



#### <有機農業入門研修会>



(参考数値)

有機無農薬農産物取扱店の新規指定店舗数(店)	H18	H19	増減
	7	28	21



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 地産地消の推進

生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大を図る「地産地消県民運動」に取り組んでいるが、地産地消が県民にとってさらに身近なものとなるように、生産者とスーパー、ホテル関係者等との地産地消商談会の開催、店頭での地産地消PR資材(「のぼり」、「店頭POP」)貸付などを通じて、スーパー等小売店やホテル等飲食店における地場産食材の利用促進に取り組んだ。

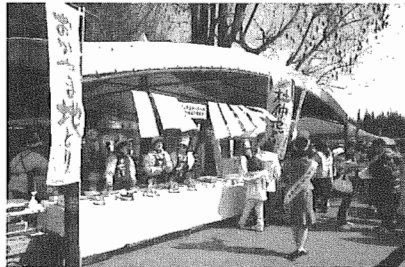
#### <協働の成果>

スーパー等事業者との協働推進の結果、地産地消のPRと販売を兼ねた地産地消常設コーナー設置店舗数が増加し、地産地消を県民がさらに身近に感じる場の提供につながっている。また、農林水産団体によるフェアの開催や体験学習の実施等により、地産地消の県民への浸透が図られた。

<常設コーナー設置店>



<動物園でのフェアの開催>



<つぼ網体験学習>



(参考数値)

地産地消常設コーナー設置店舗数(店)	H18	H19	増減
	46	59	13

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 農林水産物の生産振興と食料自給率の向上

今後、世界の食料需給はひっ迫・不安定化すると見込まれる中で、日本は食料の約6割を輸入に依存している。また、事故米穀の不正規流通など、食の安全・安心への対応が求められている。このため、引き続き安全・安心で高品質な県産農林水産物の生産振興に努めるとともに、首都圏をはじめとする県外市場への販路拡大、さらには自給飼料の増産などを通じ、本県農林水産業の活性化と併せ食料自給率の向上を図る。

#### ○ 担い手の確保・育成

農林水産業従事者の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加など農山漁村に様々な影響が懸念される。このため、農業・林業・畜産業における新規就業者の確保・育成に努めるとともに、意欲と能力のある経営感覚に優れた認定農業者はもとより、集落営農の組織化・法人化や企業の農業参入等を通じ、多様な担い手の確保・育成を図る。

### 5 総合評価

<p>夢づくり協働指標の達成状況では、年間で新規就農者を114人及び定年帰農者等を102人確保するとともに、認定農業者等の担い手が3,437経営体へと増加するなど、目標の達成に向けて順調に進んでいる。</p> <p>特に、県と地域、農業団体が組織するくだもの王国推進隊を中心として、本県の誇る白桃、ピオーネ、マスカット等の生産拡大と品質向上対策の推進により、ピオーネでは、単一品目として本県初の生産額100億円を達成するなど、着実な成果が出ており、引き続き、重点施策の着実な実施により、目標の達成が十分見込まれる水準と考える。</p>	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
4					
<p>5 目標水準を大きく上回った                  4 目標水準を上回った                  3 概ね目標水準                  2 目標水準を下回った                  1 目標水準を大きく下回った</p>					

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	306
担当部局	産業労働部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	就労プログラム
プログラムの概要	性別や年齢、障害などにとらわれず、適性に応じて働くことのできる多彩な就労環境を整備します。特に若者の就職支援に強力に取り組むほか、2007年問題に対応して団塊世代の就職を支援し、労働力の確保と技術・技能の伝承に努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
若者就職支援センターからの就職決定者数	人/年	535	680	685					
(指標の説明)おかも若者就職支援センターの就職支援による就職決定者の増加を目指すもの									
生産年齢人口の就業率	%	70.1	72	70.8					
(指標の説明)生産年齢人口(15～64歳)の就業の促進を目指すもの									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 若年の就職支援

地域による若年者のためのワンストップサービスセンターとして、おかも若者就職支援センターでは、若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングから職業紹介までの一貫した就業に関するサービスを提供している。また、ニートを対象に国のおかも地域若者サポートステーションと連携し、県では、保健・福祉、教育、青少年及び労働分野等の関係機関・団体が「おかも若者自立支援ネットワーク」を構築し、職業的自立支援を行っている。

#### 《平成19年度利用状況》

	来所者数	登録者数	就職決定者数
岡山センター	6,041	652	453
倉敷相談室	2,110	173	122
津山相談室	975	133	110
計	9,126	958	685

#### 〈協働の成果〉

センターでは、カウンセリング事業のほか、労働局や企業と連携して、就職面接会や企業見学会を開催している。

#### (参考数値)

	H18	H19	増減
センター新規登録者数	1,078	958	△ 120



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 障害者の就業支援

障害のある方がそれぞれの能力や適性に合った職に就き、自立・社会参加できるよう、障害者に対する就業面と生活面での一体的な支援を行う障害者・就業支援センターの拡充・強化を図るため、岡山・倉敷に加え、これまで手薄となっていた県北における障害者ニーズにも適切に対応できる様、平成19年度当該支援センターを津山にも設置した。

これにより、相談件数は大幅に増加するとともに、障害者の就職件数も着実に伸びた。

#### 〈協働の成果〉

福祉施設である当該3支援センターとの協働により、利用する障害者の生活支援から就業に至るまで、地域において一貫した支援を受けることが可能となった。

#### 障害者・就業支援センター利用状況

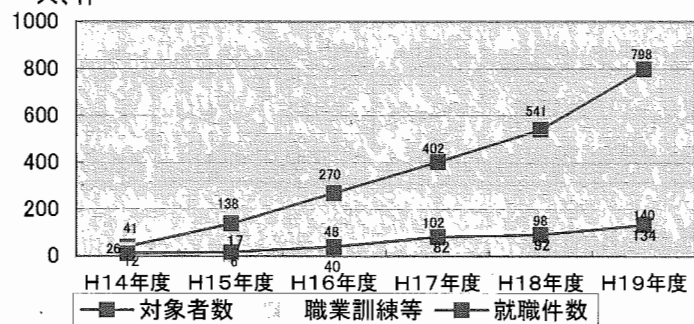
資料出处:岡山労働局職業対策課

区分	18年度計	19年度計	岡山	倉敷	津山
支援対象障害者数	541	798	412	297	89
支援・相談件数	11,291	16,253	6,752	8,628	873
訓練等の斡旋件数	98	140	69	49	22
就職件数	92	134	61	53	20

#### (参考数値)

	H18	H19	増減
就職件数	92	134	42

人、件 障害者・就業支援センター利用者の推移



### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 若者の就職支援

全国的に年長フリーター数は依然として高い水準にあり、ニート等の相談者数も増加しているため、職業的自立支援をさらに促進する必要がある。こうしたことから、おかやま若者就職支援センターによるきめ細やかな支援を進める必要がある。

#### ○ 障害者の就業支援

障害者の実雇用率、雇用率達成企業割合はいずれも全国平均は上回っているものの、実雇用率は法定雇用率(1.80%)を下回っている。このため、事業主に対する支援、障害者雇用に関する啓発等の取組を進める必要がある。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の平成19年度の進捗状況は、好調であった。

年長フリーターやニートなどへのきめ細やかなカウンセリングや団塊世代や高齢者への情報提供、また、国との連携のもと、多様な働き方が可能となる環境づくりの促進にも努め、さらに、障害者雇用については、体制を整備し、障害者の就職件数が着実に伸びている。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	307
担当部局	土木部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	交通基盤プログラム
プログラムの概要	人や物のグローバルな交流や移動を支え、国や地域相互の幅広い交流と連携、人々の日常生活や地域活動を支援するため、広域交通網等の交通基盤の整備を推進するとともに、空港や港湾等の利用促進に努めます。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
おかやまスタンダードによる国道・県道の整備割合	%	73	76	74.3					
(指標の説明)県内の道路整備が、どの程度進んでいるかを表すもの									
主要な渋滞箇所のうち渋滞が緩和された交差点の数	箇所	14	24	17					
(指標の説明)主要な渋滞箇所のうち交通容量拡大策の推進などによって、著しい渋滞が緩和された交差点の数									
岡山空港利用者数	千人/年	1,574	1,750	1,511					
(指標の説明)岡山空港の国内・国際定期路線とチャーター便の利用者合計で、利用者数の増加を目指すもの									
国際コンテナ取扱量	千トン/年	1,871	2,400	2,025					
(指標の説明)国際物流港湾として、水島港で輸出入されるコンテナ取扱量の増加を目指すもの									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

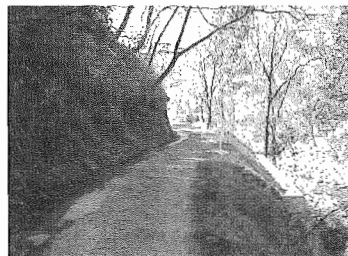
### ◎中山間地域などにおける日常生活に密着した道路整備

中山間地域などにおける比較的交通量の少ない路線に対しては、岡山県独自の道づくり基準「おかやまスタンダード」に基づき、地形や交通量など地域の実情にあわせ、1.5車線改良など2車線整備にこだわらない効率的・効果的な道路整備を進めており、県道大野部東城線(新見市哲西町大野部)等を整備した。

#### <協働の成果>

地元関係者と、きめ細かい協議を行うなど、コミュニケーションの強化に努めたことにより、円滑に事業が推進された。

#### [ 県道大野部東城線での整備状況 ]



整備前

整備後

#### (参考数値)

中山間地域などの交通難所を解消した延長の累計(km)	H18	H19	増減
	87	111	+24

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### ◎水島港の機能強化

水島港の背後圏の発展に伴う物流需要の増大、コンテナ化の進展などの物流機能の、より一層の強化・充実、地域産業の高度化、活性化の促進を図るために、玉島ハーバーアイランドの整備を進めている。

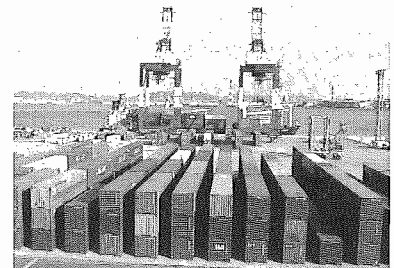
特に、増加するコンテナの取扱量に対応するため、国際コンテナターミナル(水深10m岸壁<2バース>、ガントリークレーン2基)を整備するとともに、中四国地方で唯一の大型X線検査装置を備えた神戸税関水島コンテナ検査センターが平成18年から運用開始され、検査時間が大幅に短縮された。さらに、物流の効率化を図るため、平成19~20年度において、コンテナ荷さばき施設を整備中である。

#### <協働の成果>

岡山県、倉敷市、製造業、貿易、港運等の関係者で構成する「水島港インターナショナルトレード協議会」が、官民一体のポートセールスに取り組んでいる。



上海でのポートセールス



水島港の国際コンテナターミナル

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○地域の実情に応じた道路整備

整備が急がれる日常生活に密着した路線の未改良区間について、中山間地域等の地形的な制約に対応した岡山県独自の道づくり基準「おかやまスタンダード」に基づき、さらなる効率的・効果的な道路整備に努める。

#### ○物流拠点機能の早期整備

新高梁川橋梁や玉島ハーバーアイランド水深12m岸壁等の早期完成に向けて、県としても最大限の協力を行う。

### 5 総合評価

「夢づくり協働指標」については、目標に向けて概ね順調な進捗状況である。

道路、港湾等の交通・物流基盤整備などの重点施策を計画的、重点的に行うことにより、地域経済の活性化や県民生活の利便性向上につながっている。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3				
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	308
担当部局	企画振興部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	ユビキタス実感プログラム
プログラムの概要	教育や医療・福祉、産業等、生活のあらゆる面でITの利活用が定着し、誰もが意識することなく自在にITを使いこなしているユビキタス社会の実現を目指して、次代を見据えたネットワークの高度利用を推進します。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
高画質な映像の送受信を可能とする無線スポット数	スポット	185	600	242						
(指標の説明)民間施設及び県施設、公民館、図書館等公共施設への設置によりおよそ400スポットの増加を目指すもの										
ICカード(非接触型)が利用できるスポット数	スポット	250	800	2,457						
(指標の説明)装置にかざすだけで簡単に利用することができるICカードなどが利用できるスポットのこと										

## 3 代表的な取組(I)

### 「新たなネットワーク構想の推進」

誰もが、いつでも、どこでも、インターネットを利用できるユビキタス・ネットワーク環境の創出のため次の取組を行った。

- ・外出先でも気軽にインターネットが利用できる無線LANを公共施設6カ所へ設置した。  
【無線LAN設置箇所】 県庁、県立図書館、岡山空港、コンベックス岡山、天神山文化プラザ、生涯学習センター
- ・ブロードバンド・ゼロ地域の解消に市町村と連携して取り組んだ。
- ・無線LANよりも広い範囲でネットワーク環境が創出できるBWA(高速無線アクセス)の実証実験を国と協力して赤磐市で行った。

市町村との協働により、ブロードバンド世帯カバー率が前年比4.0ポイント増の98.1%(20年3月末現在)となり、ブロードバンド世帯普及率では、中四国地方で最初に50%を超えた(19年12月末現在51.1%)。

### (協働の成果)

公共施設での無線LANサービスを開始し、広く県民に利用されている。また民間との協働による無線スポット数も増加傾向であり、ユビキタス・ネットワーク環境が形成されつつある。

### (参考数値)

	H18	H19	増減
ブロードバンドカバー率	94.1%	98.1%	4.0ポイント
	H18	H19	増減
ブロードバンド普及率	45.9%	51.1%	5.2ポイント



無線LANスポットでの利用例

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 「オンライン行政サービスの利用促進等」

誰もが、いつでも、どこでも、インターネットを利用できるユビキタス・ネットワーク社会を実感してもらうため次の取組を行った。

・地域コミュニティ機能の活性化と地域に根ざしたITの利活用の促進を図るモデル事業として、新見市での防災デジタルマップや地震波検知システムの整備と、矢掛町での高齢者の見守りシステムの整備に対し支援を行った。

・電子申請システムで利用可能な手続を、常設のものでは801件に、イベントや講座の申し込みなど臨時的なものでは245件へと拡大した。こうした電子申請の対象手続の拡大により、19年度の利用件数は13,796件と大幅に増加した。

#### (協働の成果)

バス・JRの運賃の支払いや、取扱店舗での支払いに使用できるICカードを用いた電子マネーのスポット数は急速に増加しており、すでに目標値を上回った。

市町村との協働により、地域に根ざしたIT利活用を促進することで、ユビキタス・ネットワーク社会を県民に実感してもらうことができた。



電子申請のホームページ

#### (参考数値)

電子申請利用 件数	H18	H19	増減
	8,338	13,796	5,458

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○中山間地域等のIT基盤の整備

ブロードバンド世帯カバー率は98.1%(20年3月末現在)となっているが、ブロードバンド・ゼロ地域の解消のための取組を継続する。残る地域は中山間地域が多く、従来の有線方式での整備は困難であるため、無線等の活用も検討する。

#### ○電子申請の普及

電子申請の利用拡大に向け、申請に係る手数料等のクレジットカード払いができるようにしたり、代理人による申請を認めるなど、システム機能の充実を図り、さらなる利便性の向上を行う。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況であるが、無線スポット数は県の公衆無線LANサービスの開始などにより順調に推移しており、今後は市町村、民間による整備が望まれる。なお、ICカードのスポット数に至っては既に目標を上回った。  
また電子申請の利用件数は、対前年比1.7倍と大幅に増加し、ブロードバンド世帯普及率は中四国地方で最初に50%を突破するなど、ユビキタス社会の実現を目指した取組の成果が着実に上がっている。

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
4					
5 4 3 2 1	目標水準を大きく上回った 目標水準を上回った 概ね目標水準 目標水準を下回った 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	309
担当部局	企画振興部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	まち・むら活性化プログラム
プログラムの概要	中山間地域の活力ある発展を図るため、地域の個性や特色を生かした主体的・自立的取組や都市との交流促進を支援します。また、魅力ある街づくりに向けて、中心市街地活性化の支援、賑わい拠点の整備、快適な歩行者用空間の形成等を推進します。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
まちやむらの活性化に取り組んでいる団体数	団体	202	260	231					
(指標の説明) 地域で自主的・主体的に活動する地域づくり団体の増加を目指すもの									
農山漁村交流施設の利用者数	万人/年	128	140	139					
(指標の説明) 農山漁村地域の発展、活性化のために参考となる都市と農山漁村の相互交流の促進度合いを示すもの									
宇野港寄港客船乗客数	人/年	600	4,400	4,167					
(指標の説明) 客船の寄港地として、宇野港を利用する客船の乗客人数の増加を目指すもの									

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 「中山間地域の活性化」

#### ●市町村との連携

県と中山間地域市町村による連携協議会において、「集落機能の維持・強化」及び「交流・定住の促進」をテーマに、情報交換や課題解決に向けた検討を行った。

#### ●地域の実情に応じた取組支援

魅力的なふるさとを創出するための個性的な市町村の取組を支援する「中山間“地域力”向上推進事業」を実施するなど、地域の実情に応じた中山間地域対策を推進した。

#### [事例]

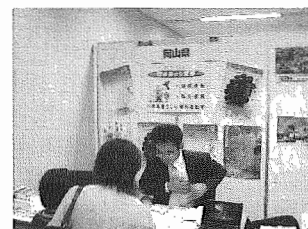
「懐かしの学校再興事業」-中山間“地域力”向上推進事業で支援-  
国の重要文化財に指定されている遷喬尋常小学校は、真庭市のシンボリックな存在であり、補修を行い、文化と観光の拠点施設として位置づけ、民間と協働で昔懐かしい給食や歌を楽しむイベント「なつかしの木造校舎遷喬物語」の開催や講座を開催することにより、観光振興につなげ、地域のコミュニティの活性化を図った。



昔懐かしい給食体験

#### ●交流・定住の促進

東京・大阪での「ふるさと回帰フェア」(交流・定住に関する全国最大規模のイベント)へ出展したほか、県及び県下全市町村に交流・定住相談窓口の設置、田舎暮らし情報の発信のためのホームページ「おかやま田舎暮らし情報ネット」の内容の充実などにより、交流・定住の促進を図った。



ふるさと回帰フェアでの相談の様子

#### 〈協働の成果〉

それぞれの地域資源を生かし、魅力的なふるさとを創出するため、地域づくり団体や地域住民、市町村等が連携して取り組んだ。



### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 「地域づくり団体の交流促進」

##### ●地域づくり団体全県交流会の開催

高梁市で地域の歴史と文化の情報発信をテーマとして地域づくり団体全県交流会を開催し、東京大学の西村教授による「世界遺産と地域遺産」をテーマとした基調講演と、歴史、文化、交流をテーマとした分科会での参加団体の事例発表や活発な意見交換が行われた。



基調講演の様子

##### ●地域づくりポータルサイト「晴れの国づくりNET」の開設

地域づくり団体が活動状況や開催するイベント情報の発信ができるポータルサイトを開設し、同様の地域づくり活動を行っている団体の情報交換やこれまで交流のなかった団体間での連携した活動の促進を図っている。

##### 〈協働の成果〉

地域づくり団体の全県交流会は、従来から開催地の複数の地域づくり団体が企画運営し、県がサポートする形で実施した。

また、「晴れの国づくりNET」は県内団体へのアンケートや主要な団体に対するヒアリング調査を実施し、県と地域づくり団体が緊密な連携のもとでサイトを構築した。

(参考数値)

	H18	H19	増減
地域づくり団体数	206	231	25

### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○中山間地域の活性化

過疎化の著しい中山間地域では、集落機能が低下し、単独での地域運営が困難な集落が現れており、小学校区、大字等の広域での地域運営への移行を図り、地域全体で支え合う仕組みを実現する必要がある。

#### ○中心市街地の活性化

中心市街地の空洞化に対し都市の賑わいが増加し魅力ある街になるよう取り組んでいく。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況はほぼ順調であり、目標達成が十分見込まれる水準と考えられる。

さらに、中山間地域の活性化を図るため、市町村における取組を強力に支援する必要がある。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
3					
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

# 夢づくり政策評価シート

整理番号	310
担当部局	企画振興部

## 1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	国際化プログラム
プログラムの概要	多様な主体による本県の特性を生かした国際貢献や様々な分野の国際交流の取組を支援するとともに、在住外国人が安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会づくりを進めます。また、県内企業の海外事業展開の支援など経済国際化を推進します。

## 2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考	
				H19	H20	H21	H22	H23		
地域共生サポーターの数	人	0	120	78						
(指標の説明) 地域と在住外国人とのパイプ役となるボランティアの育成を目指すもの										
国際救援物資備蓄事業参加者・団体数	人・団体	927	1,520	1,113						
(指標の説明) 広く県民等の協力を得て救援物資の備蓄を行うもの										
貿易額	億円/年	23,134	31,600	35,244						
(指標の説明) 海外との経済活動の活発化を目指すもの										

## 3 代表的な取組(Ⅰ)

### 「国際救援活動の推進」

平成19年8月のペルー沖地震に際して、救援物資(シュラフ、貯水用タンク)を公設国際貢献大学校が設置したももたろう国際救援隊を通じて被災地ペルーに提供した。また、同年7月の新潟県中越沖地震に際しても、新潟県に土のう袋を提供した。

### <協働の成果>

救援物資は、県自ら購入するとともに、県民等からも寄付を受けて救援物資備蓄センターに備蓄し、海外で大規模な災害等が発生した際には国際貢献活動を行う県内NGO等を通じて、被災地に提供している。特にペルー沖地震に際しては公設国際貢献大学校が設置したももたろう国際救援隊と連携し、被災地にシュラフ170枚、貯水用タンク100個を提供した。

### (参考数値)

	H18	H19	増減
国際救援物資備蓄事業参加者・団体数	935	1113	178
	人・団体	人・団体	人・団体



救援物資提供の様子

### 3 代表的な取組(Ⅱ)

#### 「海外ビジネス展開の支援(海外ビジネスサポートデスクによる支援)」

県内企業の海外進出をはじめ、販路や取引先の開拓・拡大などのグローバルな事業展開を現地で支援するため、平成20年2月に中国・大連市及びベトナム・ハノイ市に「岡山県海外ビジネスサポートデスク」を設置した。

#### <協働の成果>

現地のビジネス事情に精通するとともに、豊富なノウハウとネットワークを有する現地企業・団体にサポート業務を委託し、民間の感覚を活かしたタイムリーできめ細やかな支援を行った。

#### ※サポートデスクの主な業務

##### (1) 県内企業等支援業務

現地での事業展開に関するアドバイス、商談先企業の紹介やアポイントメントの手配、視察先への同行や現地事情のレクチャー、見本市・商談会の出展支援、現地情報の収集・提供など

##### (2) 県施策支援業務

毎月の現地レポート作成や現地のビジネス情報等の収集・提供、経済ミッションの受入など

#### (参考数値)

ビジネスサポートデスクへの相談件数	H18	H19	増減
	—	11	11



### 4 取り組むべき課題と対応方針

#### ○ 世界に開かれた国際活動の推進

国際交流・国際貢献活動に対する県民の理解と参加が広まりつつあるが、さらに理解の促進と参加のすそ野を広げるため、岡山発国際貢献推進協議会などとの協働により、県民・NGO等との連携を一層進めていく。

#### ○ 経済のグローバル化への対応

経済のグローバル化が進展する中、多くの県内企業が国際的な事業展開を積極的に進めており、こうした動向やニーズを十分に把握した上で、関係機関と連携を図りながら、タイムリーできめ細やかな支援を行っていく。また、県産農林水産物の海外輸出の拡大等に努めていく。

### 5 総合評価

夢づくり協働指標の進捗状況は、いずれも目標値に対して順調に推移している。

岡山発の国際貢献活動として、NGO等との協働による開発途上地域の自立支援や災害の際の物資提供を行っている。また、地域共生サポーターの育成、ポータルサイトでの多言語による情報発信により、在住外国人が暮らしやすい環境の整備に努めている。

経済のグローバル化への対応として、中国大連市をはじめとした投資有望国・地域にターゲットを絞ったネットワークづくりを進めるとともに、海外企業との商談会の開催など具体的な成果につながる事業を実施することにより、県内企業の国際的な事業展開を積極的に支援している。

#### プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
4					

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

## 指定管理者の募集等について

指定管理者の指定期間が21年3月31日で満了する公の施設について、「指定管理者制度運用の手引き」に基づき、次のとおり指定管理者の募集等を行う。

### 1 指定管理者の募集

71の公の施設について指定管理者を募集する。選定にあたっては、公募を原則とするが、非公募とする場合は、あらかじめ、その適否について外部有識者の意見を聴取したうえで決定している。

なお、今後、廃止又は譲渡する施設については、非公募で選定することとしている。

- (1) 公募で選定する施設                      42施設
- (2) 非公募で選定する施設                  29施設

※「指定管理者募集施設一覧表」(別紙1)のとおり

### 2 募集期間

平成20年11月18日(火)から平成21年1月13日(火)まで

### 3 指定管理者候補の選定方法

各部ごとに設置している指定管理者候補選定委員会において、応募団体の提案内容を審査し、指定管理者候補を選定する。

なお、選定委員会は、外部有識者5名以上(県職員は1名のみの参加)で構成し、審査基準や募集条件等についても、この委員会から意見を聴取している。

### 4 今後のスケジュール

- 21年1月下旬 指定管理者候補の選定
- 2月            2月定例県議会に指定議案を上程
- 4月            指定管理者により管理運営開始

## 指定管理者募集施設一覧表

## 1 公募で選定する施設

所管部局	施設名	指定期間（予定）	備考
企画振興部	岡山県岡山国際交流センター	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
保健福祉部	岡山県視覚障害者センター	H21.4.1 ～ H26.3.31（5年間）	
	岡山県健康の森学園授産施設	H21.4.1 ～ H26.3.31（5年間）	
	岡山県聴覚障害者センター	H21.4.1 ～ H26.3.31（5年間）	
産業労働部	岡山県 総合展示場コンベックス岡山	H21.4.1 ～ H26.3.31（5年間）	
	岡山セラミックスセンター	H21.4.1 ～ H26.3.31（5年間）	
	岡山県テクノサポート岡山	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
	岡山県岡山テルサ	H21.4.1 ～ H23.3.31（2年間）	
農林水産部	岡山県立 青少年農林文化センター三徳園	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
	岡山県立森林公園	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
土木部	岡山県牛窓ヨットハーバー	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
	総合グラウンド （岡山武道館を除く）	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
	倉敷スポーツ公園	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
	県営住宅（29団地）	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	
	計 42施設		

※1 県営住宅は29団地を一括して募集するため、募集件数は、14件である。

※2 指定期間は3年を原則とする。ただし、次に該当する施設については、5年以内で設定することを可能としている。

- ① 業務に一定の専門性や利用者との信頼関係の構築が必要であり、また、人材の育成確保に一定の期間を要する施設
- ② 企画・サービス業務の割合が高く、指定期間を延長することにより、創意工夫の可能性が拡大し、サービスの向上が期待される施設

## 2 非公募で選定する施設

所管部局	施設名	指定期間（予定）	備考
生活環境部	犬養木堂記念館	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	②
	岡崎嘉平太記念館	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	②
	岡山武道館	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	②
	岡山県津山総合体育館	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	①
	岡山県津山東体育館	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	①
	岡山県美作ラグビー・サッカー場	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	①
	岡山県備前テニスセンター	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	①
	岡山県津山陸上競技場	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	①
保健福祉部	岡山県南部健康づくりセンター	H21.4.1 ～ H22.3.31（1年間）	②
土木部	県営住宅（7団地）	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	①
教育庁	特別史跡旧閑谷学校	H21.4.1 ～ H24.3.31（3年間）	②
計 17施設			

※ 備考欄の数字は、非公募で選定する理由を記載。なお、指定管理者候補選定委員会等外部有識者の意見を踏まえ決定。

- ① 地元市町村を指定することで施設の効用が発揮される施設
- ② その他公募しないことに合理的な理由がある施設

※ 今後、廃止又は譲渡する施設

所管部局	施設名
企画振興部	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋
	岡山県グリーンヒルズ津山
保健福祉部	岡山県立児童会館
	岡山県立玉島学園
	岡山県立津島児童学院
産業労働部	岡山県観光物産センター
農林水産部	おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジ
	おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ
	岡山県龍ノログリーンシャワー公園
	岡山県二十一世紀の森
教育庁	岡山県立吉備路郷土館
	岡山県津山婦人青年の家
計 12施設	

※ 指定期間は、県施設としては閉じるまでの期間を予定。  
 なお、具体的な期間は検討中。

## 岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の募集について

岡山県岡山国際交流センターの現指定管理者の指定期間が平成21年3月31日で終了するため、次により次期指定管理者を公募する。

### 記

#### 1. 対象施設

- (1) 名称 岡山県岡山国際交流センター（以下「センター」という。）  
＜設置目的＞ 岡山県岡山国際交流センター条例第1条  
県民と外国人との相互理解を深め、交流を推進し、地域の国際化を図る。
- (2) 所在地 岡山市奉還町2丁目2番1号
- (3) 施設概要
  - ① 敷地面積 1,518 m<sup>2</sup>
  - ② 延床面積 6,757 m<sup>2</sup>（パスポートセンターを含む。）
  - ③ 施設内容 情報相談コーナー、図書資料室、経済交流センター、交流プラザ、レセプションホール、国際会議場、研修室、交流サロン、会議室一、二及び三、和室、多目的ルームA及びB、多目的ホール、イベントホール等
- (4) 業務概要
  - ① 国際交流に関する活動の推進
  - ② センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
  - ③ 国際交流に関する情報の収集及び提供
  - ④ その他センターの目的の達成に必要な業務

#### 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設等の利用等の許可に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) 1の(4)の業務の実施に関すること。
- (4) その他センターの運営に関すること。

#### 3 指定管理者の指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（予定）

#### 4 応募資格

県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体であることなど。

#### 5 募集要項の配布及び指定申請の受付期間

平成20年11月18日（火）から平成21年1月13日（火）まで

#### 6 募集説明会（現地説明会）

- (1) 日時 第1回 平成20年11月28日（金）午後2時から  
第2回 平成20年12月15日（月）午後2時から
- (2) 場所 岡山県岡山国際交流センター

#### 7 指定管理者の候補の選定

外部有識者を含む「岡山県企画振興部指定管理者候補選定委員会」を設置し、募集要項で定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

#### 8 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等は、岡山県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。（2月定例会を予定）

## 市町村への事務・権限移譲について

市町村への事務・権限の移譲については、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき推進しているところであるが、市との協議を踏まえ、来年度からの事務・権限の移譲内容が決定したので報告する。

### 1 来年度の移譲予定事務

区 分	H17~H19 移譲決定事務 (A)	移譲予定事務		移譲事務 合 計 (A+B)
		新規分(B)	拡大分※	
一律移譲方式対象事務	57	4		61
パッケージ方式対象事務	52	1	6	53
合 計	109	5	6	114

※印は、移譲対象となる市町村を拡大するもの

#### (1) 一律移譲方式対象事務（4事務）

事 務 名	移 譲 先
特定非営利活動法人の認証及び監督等	政令市(岡山市)
認定NPO法人申請に必要な証明書の交付	政令市(岡山市)
農用地造成事業等に係る土地改良区と農用地外資格者との調整に関する事務	政令市(岡山市)
国道、河川等の国有財産の登記嘱託に関する事務	政令市(岡山市)

#### (2) パッケージ方式対象事務（7事務）

事 務 名	移 譲 先
都市開発パッケージ（拡大：3事務）	拡大：3事務【笠岡市】
都市再開発パッケージ （新規：1事務、拡大：3事務）	新規：1事務【岡山市、備前市】 拡大：3事務【岡山市】

### 2 今後の進め方

移譲する事務について県民への周知を図るとともに、移譲先の市と研修会を開催したうえで、事務引継を行い、平成21年4月から事務を移譲する。